



## 出身国に関する報告書

# 中国

---

2010年1月8日

英国国境局  
出身国情報サービス

---

## 目次

---

### 序文

### 最近の出来事

2009年12月19日から2010年1月8日までに中国で起きた出来事

2009年12月19日から2010年1月8日までに発行、または入手された中国に関する報告書

項目

### 背景情報

1. 地理的条件 .....	1.01
地図 .....	1.04
言語 .....	1.05
人口 .....	1.06
命名に関する慣習 .....	1.07
チベット族の名前 .....	1.08
2. 経済 .....	2.01
貧困 .....	2.03
通貨 .....	2.07
3. 歴史 .....	3.01
1949年～1976年：毛沢東の時代 .....	3.01
1978年～1989年：鄧小平の指導体制による時代 .....	3.03
1990年～2000年：天安門事件後 .....	3.04
2000年以降：新しい世代の指導者たち .....	3.05
4. 最近の動き .....	4.01
5. 憲法 .....	5.01
6. 政治制度 .....	6.01
中国共産党（CCP） .....	6.03

### 人権問題

7. 序論 .....	7.01
8. 治安部隊 .....	8.01
警察機関 .....	8.03
民間の警備会社 .....	8.06
拷問 .....	8.07
超法規的な殺人 .....	8.14
証人の保護と組織犯罪 .....	8.15
苦情を申し立てる方法 .....	8.19
9. 兵役義務 .....	9.01
延期と免除 .....	9.04
脱走 .....	9.06
10. 司法制度 .....	10.01

組織 .....	10.01
独立性.....	10.02
公正な裁判 .....	10.05
弁護人に対する制約.....	10.07
刑事訴訟法（1997年） .....	10.11
国家安全保障法（1993年） .....	10.12
二重の危険 .....	10.14
<b>11. 逮捕と拘留 – 法律上の権利 .....</b>	<b>11.01</b>
逮捕令状 .....	11.08
指名手配者のポスター .....	11.10
逮捕への抵抗／公務員への暴力 .....	11.13
軽犯罪に対する処罰.....	11.15
<b>12. 刑務所の環境.....</b>	<b>12.01</b>
精神疾患向け拘留施設（Ankang 施設） .....	12.07
行政拘禁／強制労働収容所 .....	12.11
労働教養（RTL） .....	12.11
その他の形態の行政拘禁 .....	12.16
<b>13. 死刑 .....</b>	<b>13.01</b>
執行猶予付きの死刑 .....	13.03
死刑の執行件数 .....	13.04
司法の監視 .....	13.06
死刑を免れた者 .....	13.08
<b>14. 政治的所属 .....</b>	<b>14.01</b>
政治的な表現の自由 .....	14.01
結社および集会の自由 .....	14.07
国民による騒乱.....	14.10
政治的な反対勢力と政治活動家 .....	14.19
中国民主党（CDP） .....	14.21
中国民主党の英国支局.....	14.25
国外にいる活動家の監視 .....	14.26
天安門広場の活動家 .....	14.27
<b>15. 言論と報道の自由 .....</b>	<b>15.01</b>
ジャーナリスト .....	15.09
<b>16. 人権問題に取り組む機関、団体、および活動家 .....</b>	<b>16.01</b>
<b>17. 汚職.....</b>	<b>17.01</b>
党の規律の違反 .....	17.04
関係（Guanxi）社会的なコネ .....	17.06
<b>18. 信教の自由 .....</b>	<b>18.01</b>
登録 .....	18.05
仏教徒.....	18.08
道教の信徒 .....	18.10
民俗宗教.....	18.11
<b>19. キリスト教徒.....</b>	<b>19.01</b>
聖書の入手について .....	19.03
布教活動 .....	19.07
カトリック教徒 .....	19.09
バチカンとの関係性 .....	19.15
プロテスタント教徒（「家庭教会の信徒」を含む） .....	19.18

東方正教会 .....	19.25
<b>20. イスラム教徒.....</b>	<b>20.01</b>
ウイグル人 .....	20.02
新疆ウイグル自治区（東トルキスタン）における人権.....	20.05
2009年7月に起きた暴動 .....	20.08
新疆ウイグル自治区（東トルキスタン）における信教の自由..	20.10
ウイグル人のテロ組織.....	20.15
その他のウイグル系の反政府組織.....	20.19
国外にいるウイグル人の監視 .....	20.21
回族 .....	20.22
<b>21. 活動が禁止された精神的団体 .....</b>	<b>21.01</b>
Shouters（Huhan Pai）、または地方教会 .....	21.04
南中国教会 .....	21.07
三段階奉仕者 .....	21.11
東方閃電（Dongfang Shandian） .....	21.12
エホバの証人.....	21.13
法輪功.....	21.14
起源と支持 .....	21.22
基本理念 .....	21.25
運動と動き .....	21.27
個人的な実践の可能性.....	21.29
信仰の放棄を表明する文書 .....	21.35
外国の信徒にとって重要な日 .....	21.36
法輪功の信徒の家族に対する処遇.....	21.37
海外の活動家の監視 .....	21.40
<b>22. 民族集団.....</b>	<b>22.01</b>
朝鮮族と韓国人 .....	22.05
モンゴル族 .....	22.07
<b>23. チベット.....</b>	<b>23.01</b>
チベットにおける人権 .....	23.04
チベットで拘留されている政治犯 .....	23.11
チベット仏教.....	23.13
ダライ・ラマの写真の所持.....	23.20
パンチェン・ラマ .....	23.21
寺院での生活 .....	23.23
追放された僧侶がたどる道.....	23.24
インドに避難したチベット人難民 .....	23.25
インドにいるチベット人の法律上の地位 .....	23.27
ネパールに避難したチベット人難民.....	23.30
ネパールにいるチベット人の法律上の地位 .....	23.33
<b>24. レズビアン、ゲイ、良性愛者、およびトランスジェンダーの人々 ...</b>	<b>24.01</b>
法律上の権利.....	24.01
国家当局による処遇と国家当局の姿勢 .....	24.04
社会による処遇と社会の姿勢.....	24.06
<b>25. 障害者を取り巻く環境.....</b>	<b>25.01</b>
<b>26. 女性を取り巻く環境.....</b>	<b>26.01</b>
法律上の権利.....	26.01
政治的な権利.....	26.04

社会的および経済的な権利 .....	26.05
社会における女性の地位 .....	26.05
婚姻.....	26.08
見合い結婚.....	26.11
離婚.....	26.12
女性に対する暴力.....	26.14
<b>27. 子どもを取り巻く環境 .....</b>	<b>27.01</b>
基本情報 .....	27.01
教育 .....	27.05
養子縁組の権利と規則 .....	27.12
育児 .....	27.14
女児の殺害 .....	27.20
子どもの誘拐.....	27.22
児童就労 .....	27.25
少年兵.....	27.27
「黒い（不法な）」子どもたち（Hei Haizi）（戸籍に登録されていない子どもたち） .....	27.28
健康に関する問題.....	27.31
<b>28. 家族計画（「一人っ子政策」） .....</b>	<b>28.01</b>
家族計画法とその他の規定 .....	28.05
少数民族 .....	28.10
農村部における家族計画.....	28.12
強制力.....	28.14
監視 .....	28.20
強要（強制堕胎／避妊手術） .....	28.21
回避 .....	28.29
海外から本国に戻る中国人 .....	28.31
福建省で施行される家族計画規定 .....	28.35
広東省で施行される家族計画規定 .....	28.37
北京と上海で施行される家族計画規定 .....	28.39
未婚の女性 .....	28.43
<b>29. 人身売買 .....</b>	<b>29.01</b>
支援と援助 .....	29.06
中国人の移住者 .....	29.08
蛇頭（密入国ブローカー） .....	29.12
<b>30. 医療問題.....</b>	<b>30.01</b>
医療的な処置と医薬品の利用可能性に関する概要 .....	30.01
<b>HIV/AIDS（後天性免疫不全症候群） .....</b>	<b>30.06</b>
抗レトロウイルス療法 .....	30.08
HIV/AIDS（後天性免疫不全症候群）の患者に対する差別 .....	30.15
精神衛生 .....	30.19
<b>31. 移動の自由 .....</b>	<b>31.01</b>
戸籍管理制度（hukou） .....	31.01
国内移住者 .....	31.07
<b>32. 外国からの難民.....</b>	<b>32.01</b>
北朝鮮からの難民.....	32.03
<b>33. 市民権と国籍.....</b>	<b>33.01</b>
国籍の回復 .....	33.03

<b>34. 出入国手続き</b> .....	<b>34.01</b>
送還された者に対する処遇 .....	<b>34.03</b>
福州市拘留施設（福建省） .....	34.10
チベット人に対する処遇 .....	34.12
ウイグル人に対する処遇 .....	34.15
<b>35. 公文書</b> .....	<b>35.01</b>
身分証明（ID）カード .....	<b>35.01</b>
偽造された、または不正に取得された文書 .....	<b>35.04</b>
<b>36. 雇用に関する権利</b> .....	<b>36.01</b>
<b>37. 領土問題</b> .....	<b>37.01</b>
台湾 .....	<b>37.01</b>
<b>38. 特別行政区（SAR）</b> .....	<b>38.01</b>
香港特別行政区（SAR） .....	<b>38.01</b>
マカオ特別行政区（SAR） .....	<b>38.06</b>

## 付録

付録A1 – 1949年以降に中国で起きた主な出来事

付録A2 – 1910年以降にチベットで起きた主な出来事

付録B – 政治組織

付録C – 過去と現在における著名な人々

付録D – 略語一覧

付録E – 存在が知られている反体制組織

付録F – 民主的な政党

付録G – 中国語の用語集

付録H – 英語の用語集

付録I – チベット語の用語集

付録J – チベット族の名前に関する手引き

付録K – 参考文献

## 序文

- i この「出身国に関する報告書（COI 報告書）」は、亡命および人権に関わる問題について決断を下すためのプロセスに従事する政府職員が使用することを目的に英国国境局（UKBA）の COI サービスにより作成されている。本報告書は、英国において亡命および人権の分野で最も広く提起されている問題に関する一般的な背景事情を示している。本報告書の本文には、2009 年 12 月 18 日までに入手できた情報が含まれている。「最近の出来事」の節では、さらに 2009 年 12 月 19 日から 2010 年 1 月 8 日までに入手できた出来事と報告に関する要旨を伝えている。本報告書は 2010 年 1 月 8 日に発行された。
- ii 本報告書は広く認知されている外部の情報元が作成した資料のみを基に作製されており、UKBA の意見や方針は一切反映されていない。本報告書の本文全体に含まれるすべての情報は、亡命および人権に関する問題について決断を下すプロセスに従事する職員に対して公開された原資料に基づいている。
- iii 本報告書は、亡命および人権の分野で提起される主要な問題に焦点を当て、原資料として特定された資料の要旨を伝えることを目的としている。したがって、本報告書は詳細な、または包括的な調査結果を伝えることを目的とはしていない。より詳細な情報については、該当する原資料を直接参照すべきである。
- iv COI 報告書の構成と書式は、電子的な手段を使用して特定事項に関する情報を迅速に入手する必要がある、目次のページを使用して必要な情報を直接入手する UKBA の意思決定者およびアピール提示担当者が用いる方法を反映している。主要な課題については、特定の節である程度詳細に論じているが、他の節においても短く言及されている場合がある。このため、本報告書の構成上、内容の重複が見られる場合があることにご留意いただきたい。
- v この COI 報告書に記載される情報は、原資料で特定できるものに限定されている。特定の主題についてあらゆる側面から論じることに努めているが、必ずしも該当する情報が入手できるとは限らない。このため、本報告書に含まれる情報は、実際に言及される内容を超えて解釈されるべきではないことにご留意いただきたい。例えば、ある法律が可決されたとの言及があっても、実際に記述がない限りその法律が施行されたものと解釈されるべきではない。
- vi 上に説明するように、本報告書は数多くの信頼性のある情報元が作成した資料の内容をまとめたものである。本報告書を編纂する際、複数の原資料に示される情報間に見られる相違点を解消することに努力を払っていない。例えば、原資料により個人、場所、政党などの名称や名称の綴りが異なる場合がしばしばある。COI 報告書は名称の綴りの一貫性を保つことを目指しておらず、原資料で使用されている綴りを忠実に反映させている。同様に、原資料に記載されている数値が異なる場合があるが、この場合も原資料の内容をそのまま反映させている。本報告書では、引用した原文に存在する綴りの誤りや誤植を指摘するために「原文のまま」という言葉を挿入しているが、この言葉は資料の内容に関して注釈を行うことを意図していない。
- vii 本報告書は、実質的に過去 2 年間に発行された原資料に基づき執筆されている。しかし、それらの資料には記されていない該当情報を含んでいるより以前

の原資料の内容も採用されている場合がある。すべての原資料には、本報告書が発行された時点で重要性があると判断された情報が含まれている。

- viii COI 報告書とこれに付属する原資料は公用文書である。すべての COI 報告書は英国内務省のウェブサイトにある RDS のセクションで公開され、本報告書の原資料の大部分は公知の情報として利用することが可能である。本報告書で言及される原資料が電子形式で利用可能な場合、該当するウェブサイトのリンクをそのリンクにアクセスした日付と共に記載している。政府機関や購読サービス機関が発行するものを含む、入手困難な原資料のコピーは、COI サービスに求めることで入手することが可能である。
- ix COI 報告書は、上位 20 の難民受入国について定期的に発行されている。COI 重要資料は、下位の難民受入国に関して業務上の必要性に応じ発行されている。UKBA の職員はまた、具体的な調査を実施するために情報要求サービスに常にアクセスすることができる。
- x この COI 報告書を発行するにあたり、COI サービスは入手した原資料の正確で公正な要約を提供することに努めた。本報告書に関する意見や他の原資料の提起を歓迎するので、UKBA の以下の連絡先にお寄せいただきたい。

#### Country of Origin Information Service (出身国情報サービス)

UK Border Agency	英国国境局
Block B, Whitgift Centre	CR9 1AT クロイドン
15 Wellesley Road	ウェルズリー通り 15
Croydon, CR9 1AT	フィットギフトセンター ブロック B
United Kingdom	英国

電子メール : [cois@homeoffice.gsi.gov.uk](mailto:cois@homeoffice.gsi.gov.uk)

ウェブサイト : [http://www.homeoffice.gov.uk/rds/country\\_reports.html](http://www.homeoffice.gov.uk/rds/country_reports.html)

#### 国別情報に関する独立諮問機関

- xi 国別情報に関する独立諮問機関 (IAGCI) は、UKBAが発行する出身国情報に関する資料の内容について英国国境局の調査責任者に提言する機関として、2009年3月に同責任者により設立された。IAGCIはUKBAのCOI報告書、COI重要資料、および出身国に関するその他の情報資料に関する意見を受け付けている。IAGCIの作業に関する情報は、調査責任者のウェブサイト <http://www.ociukba.homeoffice.gov.uk> に記載されている。
- xii IAGCIは作業を遂行することで、選択されたUKBAによるCOIの文書の内容を検証し、それらの文書に関連した助言と一般的な助言を行う。IAGCIまたは国別情報に関する諮問機関 (2003年9月から2008年10月までの間にUKBAが発行したCOIの文書の内容を監督した独立組織) により検証されたCOI報告書およびその他の資料の一覧は、ウェブサイト <http://www.ociukba.homeoffice.gov.uk/> で閲覧することができる。

- xiii 注意：IAGCI は UKBA が発行する資料や手順を承認する権限を持っていない。この機関が検証する資料には、非猶予アピール（NSA）一覧への指定、または指定の提言がなされた国々に関するものがある。こうした場合、機関の作業が特定の国を NSA に指定することの決定または提言の承認、あるいは NSA のプロセスそのものの承認を暗示するものと解釈されるべきではない。

**国別情報に関する独立諮問機関の連絡先：**

Office of the Chief Inspector of the UK Border Agency

4<sup>th</sup> floor, 8-10 Great George Street,

London, SW1P 3AE

英国国境局首席検査官室

SW1P 3AE ロンドン

8-10 グレートジョージ通り

4 階

電子メール：[chiefinspectorukba@homeoffice.gsi.gov.uk](mailto:chiefinspectorukba@homeoffice.gsi.gov.uk)

ウェブサイト：<http://www.ociukba.homeoffice.gov.uk/>

[目次に戻る](#)  
[出典一覧に進む](#)

## 最近の出来事

---

### 2009年12月19日から2010年1月8日までの間に中国で起きた出来事

1月8日 中国の汚職防止監視機関は、2009年に汚職で有罪となった政府職員は前年よりも2.5%増え、10万6,000人の上ったと伝えた。  
BBC News、中国の政府職員の間に行横する汚職行為、2010年1月8日  
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/8448059.stm>  
アクセスした日：2010年1月8日

(第17節：[汚職行為](#)も参照すること。)

1月6日 中国で起きた汚染牛乳の混入事件から1年経過した今も、化学物質メラニンが混入した牛乳が依然として販売されているとの声が上がっている。  
BBC News、汚染牛乳を販売した罪で中国の乳製品製造会社の幹部を起訴、2010年1月6日  
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/8443437.stm>  
アクセスした日：2010年1月8日

(第27節：[子どもを取り巻く環境の健康に関する問題](#)も参照すること。)

1月1日 数千人に上る香港の住民が、この半自治区である香港の完全な民主化を求め、中国政府の連絡事務所に押し寄せた。  
The Guardian、完全な民主化を求め、香港の住民が大規模なデモを敢行、2010年1月1日  
<http://www.guardian.co.uk/world/2010/jan/01/hong-kong-protests-democracy-beijing>  
アクセスした日：2010年1月8日

(第38節：[香港](#)も参照すること。)

1月1日 中国はチベット仏教のあるラマ僧に対し、武器の不法所持と横領の罪で懲役8年の刑を言い渡した。寺院で暮らす複数の尼僧がチベット仏教の取り締りに抗議した後、このラマ僧は逮捕されたが、すべての容疑を否認している。  
BBC News、チベットの「生き仏」と言われるプルブ・ツェリン (Phurbu Tsering) が中国当局により投獄される、2010年1月1日  
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/8436865.stm>  
アクセスした日：2010年1月8日

(第23節：[チベット仏教](#)も参照すること。)

12月31日 中国人民銀行の行長は、2010年を中国が緊急危機を乗り越えるための重要な年であると位置付けた。実は、今回の世界規模の金融危機で最も影響を受けなかった国々の一つが中国なのである。世界の多くの国々が経済の衰退を経験する中、中国は昨年約9%の経済成長率を達成した。

BBC News、2010 年を重要な年と位置付ける中国人民銀行の周小川行長、2010 年 12 月 31 日

<http://news.bbc.co.uk/1/hi/business/8435921.stm>

アクセスした日：2010 年 1 月 8 日

(第 2 節：経済も参照すること。)

12 月 29 日

麻薬の密輸の容疑で有罪の判決を受けた英国人が中国で処刑された。英国人アクマル・シャイフ (Akmal Shaikh) はすべての犯罪行為について関与を否定し、彼の家族は彼が精神を病んでいると語っていた。彼の家族と英国政府から寛大な措置の適用が繰り返し求められたが、処刑は実行に移された。

BBC News、精神疾患があるとされる英国人男性の処刑が 2009 年 12 月 29 日に行われた。

<http://news.bbc.co.uk/1/hi/uk/8433285.stm>

アクセスした日：2009 年 12 月 31 日

(第 13 節：死刑制度も参照すること。)

12 月 25 日

中国の有力な反体制活動家である劉曉波 (Liu Xiaobo) 氏は、西側の外交官や記者の傍聴が禁止された裁判にかけられた後、「国家権力の転覆を扇動した罪」で懲役 11 年の刑が言い渡された。この懲役刑は、2008 年 12 月に劉曉波 (Liu Xiaobo) 氏が政治改革を求める文書の起草に参加したことについて下されたものであった。

BBC News、国家転覆を企てた罪で中国の有力な反体制活動家である劉曉波 (Liu Xiaobo) 氏に懲役刑が下された、2009 年 12 月 25 日

<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/8430409.stm>

アクセスした日：2009 年 12 月 31 日

(第 14 節：政治的所属の政治的な反対勢力と政治活動家も参照すること。)

12 月 24 日

新疆ウイグル自治区の裁判所は、7 月に起きた大規模な民族暴動に関与したとしてさらに 5 人の被告に死刑を言い渡した。これにより、暴動に関連し死刑の判決が下された被告の合計人数は 22 人に達した。

BBC News、暴動に関与し起訴されていた 5 人の被告に死刑が言い渡される、2009 年 12 月 24 日

<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/8429395.stm>

アクセスした日：2009 年 12 月 31 日

(第 20 節：ウイグル人の 2009 年 7 月に起きた暴動も参照すること。)

目次に戻る  
出典一覧に進む

## 2009年12月19日から2010年1月8日までの間に発行、または入手された中国に関する報告書

### BBC News

中国で秘密裏に執行されている死刑、2009年12月29日

<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/8432514.stm>

アクセスした日：2010年1月8日

(第13節：[死刑制度](#)も参照すること。)

### [ヒューマン・ライツ・ウォッチ](#)

中国：危険にさらされている亡命申請の後、強制送還されたウイグル人たち、2009年12月22日

<http://www.hrw.org/en/news/2009/12/22/china-forcibly-returned-uyghur-asylum-seekers-risk>

アクセスした日：2010年1月8日

(第20節：ウイグル人の[2009年7月に起きた暴動](#)、および第34節：送還された者に対する処遇の[ウイグル人の処遇](#)も参照すること。)

[目次に戻る](#)  
[出典一覧に進む](#)

## 背景情報

### 地理的条件

- 1.01 2009年2月12日にアクセスした「国別プロフィール：中国編」の中で、Europa World は以下のように指摘している。

「中華人民共和国は東アジア地域に広大な領土を持ち、北はモンゴルとロシアと国境を接し、北西部はタジキスタン、キルギスタン、およびカザフスタンと国境を接し、西はアフガニスタンとパキスタンと国境を接し、南はインド、ネパール、ブータン、ミャンマー（旧ビルマ）、ラオス、およびベトナムと国境を接している。さらに北東部は朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）と国境を接し、長い海岸線が太平洋に面している…。伝統的な宗教、および生活の基盤となる教えとして儒教、仏教、および道教が広まっている。また、イスラム教やキリスト教を信仰する少数派の人々も暮らしている…。首都は北京である。」  
[1a] (位置、気候、言語、宗教、国旗、首都) [18a]

- 1.02 同じ情報源に示されているように、「中国は中央集権国家である。中央政府が直轄する22の省、西藏（チベット）を含む5つの自治区、4つの直轄市（北京、重慶、上海、および天津市）が存在している。国家の最高権力機関は全国人民代表大会（NPC）」である。[1a] (政府)

- 1.03 2008年12月19日付の2009年度の「国別プロフィール：中国編」の中で、Economist Intelligence Unit（EIU）は以下のように記述している。

「自治区といっても名ばかりで、実質は異なっている。しかし、こうした呼び名は、広西（チワン族）、チベット、新疆（ツルキ語族を話し、イスラム教を信仰するウイグル人）、内モンゴル（モンゴル人）、および寧夏（中国語を話し、イスラム教を信仰する回族）といった土地が、革命前には漢民族以外の民族により支配されていた事実を物語っている。中国にはさらに香港とマカオという2つの特別行政区（SAR）が存在する。これらの区域は国内の他の地域とは異なり自治権が与えられ、固有の政府、法律体系、および憲法に近いもの（基本法と呼ばれる）が存在している。しかし、中央政府はこれら2つのSARの外交と防衛について責任を担っている。」 [4a] (政治的な勢力と機関)

- 1.04 2009年3月5日付の「CIA ワールド・ファクトブック」に指摘されているように、「中国は台湾を23番目の省として見なしている。」 [30a]

(第37節と第38節：[台湾](#)、[香港](#)、および[マカオ](#)も参照すること。)

目次に戻る  
出典一覧に進む

## 地図



「CIA ワールド・ファクトブック」に掲載されている地図より引用  
<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/ch.html>

(付録 K : 参考文献—地図も参照すること。)

## 言語

- 1.05 2009年10月付の「中国に関する背景情報」の中で、米国国務省は以下のよう  
 に伝えている。

「中国語には7つの主要方言と数多くの下位方言が存在する。主要方言である標準中国語(または普通話)は人口の70%以上の人々が話している言語である。この言語はすべての学校で教えられ、統治の媒体となっている。漢民族の約3分の2は標準中国語を母語としている。中国南西部と南東部をはじめとする残りの地域では、6つの主要方言のうちのいずれかが話されている。少数民族が広く話している中国語を除く言語として、モンゴル語、チベット語、ウイグル語とその他のツルキ語族(新疆)、および朝鮮語(北東部)がある。」[2g] [18h]  
 (中国の言語グループを示す地図)

## 人口

- 1.06 2009年3月5日付の「CIA ワールド・ファクトブック」によれば、2008年7月の時点で中国の総人口は13億3,000万人であると見積られた。[30a] 2009年7月30日付のeGramの中で、外務英連邦省(FCO)は以下のように指摘している。

「中国は13億人の人口を抱え、56の民族で構成されるが、その大部分が漢民族(92%)で占められている。2030年よりも以前に中国の人口がインドの人口によって追い抜かれる可能性は低い。中国の人口は世界の22%を占めている

が、中国が持つ耕作可能な土地は世界の 7% を占めるに過ぎず（中国の国土のうち農業に適している土地は 14% に過ぎない）、輸出黒字も小さい。2008 年における都市部の人口は全体の 45.7% を占め、1978 年当時の 17.4% から大きく上昇している。中国には人口が 100 万人を超える都市が 118 存在する。中国では今後 20 年間、毎年 1,500 万人の人々が地方から都市部に移住するものと見込まれている。すでに 2 億人以上の人々が都市部に出稼ぎのため移り住み、単純労働などの職に就いて働いている。2005 年には 60 歳以上の人々が人口の 11% を占めた（英国は 14%）。2050 年には、この数字が 31% に上昇すると見込まれている（英国は 32%）。」 [31j]

（第 22 節：民族集団も参照すること。）

（第 28 節：家族計画（一人っ子政策）も参照すること。）

（第 31 節：移動の自由の国内移住者も参照すること。）

## 命名に関する慣習

- 1.07 出身国情報（COI）サービスに提供される（更新済みの）情報において、FCO は以下のように指摘している。

「一般的に、中国の人々の名前では最初に姓を置き、次に名を置く。Wang、Li、Zhang などをはじめ、すべての中国人の姓（極めて稀な姓である「Ouyang」を除く）は一文字で表記される。名は多くの場合、1 つまたは 2 つの音節で構成される。例えば現在の指導者の名前を示すと、Hu Jintao（胡錦濤）、Wen Jiabao（温家宝）、Li Changchun（李長春）、および Zeng Qinghong（曾慶紅）となる。漢字で名前を表記する場合、姓と名の間に空間は空けない。多くの場合、名前を表記するために 3 文字を超える漢字を使用することはない。」 [31h]

## チベット族の名前

- 1.08 さらに、FCO では以下のように指摘されている。

「漢字を使って表記されているのであれば、チベット族の名前と中国人の名前を見分けることは容易である。チベット族は、漢民族の人々が使用しない独特の名前を使っている…。チベット族の人々の名前は一般的に長い。彼らの名前には通常 2 つの音節から成る要素が 2 つ含まれているが、彼らは姓を持たない。このため、一つの家族を構成していても、その家族の人々は全く異なる名前を持っている。個人名の例として、Kesang Dekyi、Dawar Tsering、Tanzen Lhundup などがある。（パスポートの発行など）行政上の理由で、発音が類似した漢字を用いて名前を表記している。漢字を使用した場合、2 つの構成要素の間に空間は空けないが、この方法では 4 つの漢字を用いて名前が表記される。チベット族の名前には、個人の宗教的な身分を示す要素が含まれる場合がある。最も代表的な例として、『Rinpoche』という名前がある。この名前は、敬語として修道僧に付けられる。出家して修道僧や尼僧となる場合に名前を変えることや、彼らが俗名と僧名を持ち合わせることは一般的である。」 [31h]

（付録 J：チベット族の名前に関する手引きも参照すること。）

目次に戻る  
出典一覧に進む

## 経済

2.01 2009年3月5日付の「CIA ワールド・ファクトブック」には、以下のように指摘されている。

「中国の経済システムは過去 30 年間で、世界を相手にした貿易には閉鎖的な中央計画経済システムから、より市場指向の経済システムへと移行した。この結果、中国の民間部門は急速な発展を遂げ、中国を経済大国へと押し上げた。1970 年代末には集産化した農業の段階的な廃止と共に経済改革が始まり、価格の段階的な自由化、財政の分権化、国营企業の自律性の向上、多様化した銀行制度の確立、株式市場の発展、非国营部門の急速な発展、および外国との貿易と投資が推進された…。2005 年 7 月、これまで米国ドルに対する通貨の価値を厳格に固定してきた中国は、米国ドルに対する通貨の価値を 2.1% 切り上げ、通貨バスケットを反映する為替レートシステムに移行した。対ドル固定相場制が終了してからの米国ドルに対する人民元の累積的な価値上昇率は、2008 年末までに 20% を超えている…。経済の構造改革により効率性が上昇し、GDP は 1978 年と比較して 10 倍以上に成長している。価格差に対して補正される購買力平価 (PPP) に基づくと、国民一人当たりの収入は依然として平均を下回るものの、2008 年の時点で中国は米国に次ぎ世界第二位の経済大国に成長した。2007 年における外国からの直接投資額は 840 億ドル近くに上った。2007 年末までに、およそ 7,000 社の国内の中国系企業が世界の 173 の国と地域に合計 1,180 億ドルに相当する直接投資を行っている。」 [30a]

2.02 さらにこの情報源には、「2008 年末、中国は歴史的な経済改革を開始してから 30 年目を迎えたが、世界的な経済不況の影響で中国の輸出品に対する外国からの需要が数年振りに鈍化した。政府はこれからも経済改革を続けてゆくことを誓い、今後も GDP を成長させてゆくために対外輸出に対する依存度を低下させ、国内需要を高めることが重要であると力説した」と記述されている。 [30a] 2009 年 1 月 28 日、BBC は、「世界規模の金融危機は中国経済に対して『少なからず影響をもたらす』、同国の温家宝首相は世界経済フォーラムにおける演説の中で…農村地域での失業は増えており、『経済成長を停滞させる圧力が存在する』…と述べている。2008 年、中国経済は 9% の成長を見せたが、その年の最終四半期には中国の輸出品に対する外国の需要が低下したため、その四半期の成長率は 6.8% に留まった」と報告している。 [9x]

(最近の出来事 : 2009 年 12 月 29 日から 2010 年 1 月 8 日までの間に中国で起きた出来事も参照すること。)

## 貧困

- 2.03 2009年1月27日付の「国別プロフィール:中国編」の中で、外務英連邦省 (FCO) は以下のように指摘している。

「胡錦濤国家主席の最初の任期は彼自身の地位固めと経済改革のさらなる推進のために費やされた。しかし、彼は高い経済成長を最優先事項に掲げるこれまでの政策が不安定化の原因となる可能性があることを知った。実例として、政府がこの政策を進めることで、東部沿岸地域で富裕層が生まれた一方で、内陸部の人々の生活はより苦しくなった。北京の都市部に住む人々の平均収入は月に2,000人民元 (約130ポンド) である一方、依然として中国の1億3,500万の人々は日給1米ドル、5億の人々は日給2米ドルという国際貧困ラインを下回る収入を余儀なくされているように、都市部と農村地域に住む人々の収入に大きな格差が生じている…」 [31a]

- 2.04 2008年10月21日付の *The Telegraph* は以下のように報告している。

「富の格差は、中国の都市部で急速に進む産業化に地方がただ単に『追随してゆく』ことができなかった結果生じたものであると一般的に考えられている。しかし、1980年代に急速な発展が起こったが、1990年代に入ると農村地域は上海や北京のような大都市の発展に寄与するためにより高い税金を負うと同時に発展の鈍化に苦しむことになったと指摘し、こうした考えに反論する識者もいる。」 [25a]

- 2.05 2008年10月28日付の記事の中で、BBC は以下のように伝えている。

「中国国家统计局が示す最新の報告書には、中国はもはや低所得の国ではないと指摘されている。世界銀行は中国を、中流の下層水準の所得の国であると位置付けていると統計局は指摘している。最新の報告書は、過去30年間における中国経済の輝かしい業績を称えている。3兆ドルを超えるこの国のGDPは世界経済の6%を占めている。しかしこの報告書は、貧困は依然として最大の課題の一つであり続けていると指摘している…。中国で増え続ける中産階級の人々も、家、自家用車、高級品、海外旅行など、西側諸国の人々がこれまでに当然のように手にしていたものを得ることができるようになった。また、子どもを海外に留学させる家庭も増えている。しかしその一方で、日給1米ドル以下の生活を強いられている人々も1億3,500万人以上存在するのも事実である。この人口は、英国の総人口の2倍以上に相当する。富裕層と貧困層、および富める沿岸地域と西部地域との間に格差が依然として見られ、このことが原因で中国社会の安定性が損なわれる危険性がある。」 [9k]

- 2.06 2008年11月16日、BBC は以下のように伝えている。

「国連が発行した中国に関する報告書には、過去30年間で中国国民の生活は著しく向上したと記されている。貧困率は下がり、成人の識字率は向上し、中国人の平均寿命もこれまでになく伸びているという。しかし、経済が急速に発展する一方で、富裕層と貧困層との格差といった新しい問題が浮上している…。国連によると、1978年から2007年までに農村地域の貧困率は30.7%から1.6%に減少した。しかし、急速に発展する経済がもたらす恩恵がすべての者に平等には行き渡らないという新たな問題が発生した。農村地域は都市部の発展に追

随することができず、東部の沿岸地域は西部の内陸地域よりも豊かになり、社会集団により手にする富に大きな差が出てきたのである。」[9n]

(第 27 節：子どもを取り巻く環境の健康に関する問題も参照すること。)

(第 30 節：医療問題も参照すること。)

## 通貨

- 2.07 2009 年 3 月 5 日付の「CIA ワールド・ファクトブック」に指摘されているように、中国の通貨は人民元 (RMB) である。この通貨はまたユアン (CNY) とも呼ばれる。2008 年におけるこの通貨の為替レートは 1 米ドル=6.9385 人民元であった。[30a] Economist Intelligence Unit (EIU) が 2008 年 12 月 19 日付の 2009 年度の「国別プロフィール：中国編」で指摘しているように、2008 年 12 月 12 日の時点の為替レートは 1 米ドル=6.85 人民元であった。[4a]

[目次に戻る](#)  
[出典一覧に進む](#)

## 歴史

(米国議会図書館による 2006 年 8 月付の「国別プロフィール」からの抜粋[11a])

### 1949 年～1976 年：毛沢東の時代

3.01 「1949 年、共産主義勢力は CCP [中国共産党] の影響と指導の下、階級闘争とプロレタリア的政策を柱に、マルクス・レーニン主義を基盤とする中華人民共和国を中国本土に建国した。当時、朝鮮民主主義人民共和国と対立していた米国の脅威を受け、隣国であるこの国を支援することを決めたとき、中華人民共和国は国としての形態を完全には確立していない状態であった（1949 年 10 月 1 日）。1950 年 10 月、中国人民志願軍が朝鮮半島に侵攻し、当初は北朝鮮の同盟軍と共に軍事的な勝利を収めたが、その後戦闘は 2 年間にわたりこう着状態に入り、最終的に 1953 年 7 月 27 日に休戦協定が結ばれた。その間、中国はチベットを制圧した。中国はまた『反国家分子』に対する政治的な修正の動きに乗り出し、『社会主義への移行過程』の一環として農地改革を柱とした『階級闘争』の推進を始めた。」 [11a]

3.02 「劉少奇国家主席（1898～1969）と周恩来首相によりもたらされた国家の一体化と経済発展の流れは、毛沢東とその支持者たちにより指示されて起きた知識層に対する闘争（1957 年の百花運動など）、経済政策（1958 年から 1959 年まで続いた大躍進政策）、および政治的な動き（1966 年から 1976 年まで続いた文化大革命）により大きく転換されてしまう。この時期、中国は 1959 年までにソビエトとの関係を悪化させ、1962 年には中国とインドとの間で国境紛争を起し、1962 年に中国はソビエト軍と小さな戦闘を交えた。1969 年、毛沢東は中国人民解放軍司令官であった急進的な林彪（1908～71）を自身の確実な後継者として指名した。しかし、1971 年に林彪による毛沢東に対する反乱計画が発覚し、彼は飛行機で逃亡を図ったがモンゴル上空で墜落し、死亡する。そして周恩来、および文化大革命の初期に恥辱を味わった後、政治力を回復した鄧小平副首相（1904～97）などの穏健派が権力を次第に回復する…。1976 年に毛沢東が死去すると党の中に過激主義的な影響が及ばなくなり、鄧小平とその支持者の指導の下、中国は実際的な経済改革と開放政策に乗り出したのである。」 [11a]

### 1978 年～1989 年：鄧小平の指導体制による時代

3.03 「1978 年から改革のための本格的な活動が開始され、この結果、中国は世界の経済大国ならびに重要な貿易相手国の一つに成長すると同時に、アジアにおける軍事大国になった。4 つの近代化（農業、工業、科学技術、および国防）は党、国家、および社会が実現しなければならない最優先事項となった。中国の人々が享受する福祉の水準は世界市場に向けた製造活動に携わる沿岸地域や都市部を中心に実質的に向上した。しかし、『第 5 の近代化』と呼ばれる政治の近代化は、世代の交代と同じペースで進まず、遅れをとっていた。中国で生まれた民主化への動きは、中国が経済改革に乗り出した 1978 年から 1979 年にかけて停滞した。鄧小平は中国国内における彼の権力を強固なものにする一方、1980 年代中頃には政治改革の必要性が再び高まり、改革推進派の指導者たちが重要なポストを任されるようになった。趙紫陽（1919～2005）が首相に任命され、胡耀邦（1915～1989）が中国共産党中央委員会総書記に任命

された。鄧小平は『陰の実力者』となり、最高権力者の地位に上り詰めることはなかった。しかし、1989年には天安門事件が起き、民主化を求める動きが軍により厳しく弾圧された。」 [11a]

(第14節：[天安門広場の活動家](#)も参照すること。)

## 1990年～2000年：天安門事件後

3.04 「天安門事件が発生してから数年間、鄧小平の庇護を受けた江沢民（後に中国の国家主席、国家中央軍事委員会主席、中国共産党中央軍事委員会主席、および中国共産党中央委員会総書記に就任する）が率いる保守派の改革者たちは国外からの批判に耐え、最終的にこれを克服した。鄧小平が引退すると、技術系出身の官僚が台頭して中国を支配し、この国の近代化を見守った。政治の分野でも徐々に進展が見られた。あらゆる階層の政治的な地位や政府の要職に任期が設けられ、地位の継承は規則正しく行われ、地方のレベルでも選挙が行われるようになった。数万人に及ぶ学生が海外に留学し、戻ってきた多くの者が中国の近代化に寄与し、新しい『中国の社会主義経済』のもと巨額の富を築く者もいた。」 [11a]

## 2000年以降：新しい世代の指導者たち

3.05 「21世紀に入ると、それまでの古い世代の指導者たちに代わり、新しい世代の指導者たちが台頭してきた。江沢民は彼の指導的な役割を少しずつ手放し、2004年には長老政治家として地位に収まり、政府のあらゆる階層に彼が庇護する者たちを組み込んで大きな影響力を行使している。江沢民とその支持者たちが不承不承ながら受け入れることで、2004年までに技術系出身の胡錦濤が卓越した指導者（国家主席、国家中央軍事委員会主席、中国共産党中央軍事委員会主席、および中国共産党中央委員会総書記）として登場したとき、過去の毛沢東主義者たちの影響力が潜在的に存在していた。」 [11a]

[目次に戻る](#)  
[出典一覧に進む](#)

## 最近の動き

4.01 2009年7月29日付の *The Guardian* は以下のように伝えている。

「国外に亡命しているウイグル人指導者ラビア・カーディル (Rebiya Kadeer) 氏は、今月の初めに新疆ウイグル自治区の北西部で起きた民族紛争でおよそ1万人のウイグル人が『行方不明』となっており、国際社会に対し、調査に乗り出すように要請した…。国営通信社である新華社は今日、中国西部の当局が、7月5日にウルムチ市で起きた暴動に関与したとされすでに拘束されている1,434名に加え、さらに253名の容疑者を逮捕したと伝えた。容疑者の人種については詳しく伝えられていない。この暴動は、数日前に中国南部の広東省の工場で漢民族の同僚によって2人のウイグル人労働者が殺害されたことに対して抗議行動が平和的に行われていたところ、警察がこれを中止させようとしたことで起きたのだった。中国では近年稀に見るこの悲惨な民族紛争で、漢民族の人々 [中国人] 137人とウイグル人46人を含む少なくとも197人が死亡し、1,800人が負傷した。中国政府はカーディル氏 (62歳) を、暴動を扇動したとして非難している…。」 [41e]

(第20節：[イスラム教徒のウイグル人を参照すること。](#))

4.02 2009年11月26日付の *The Telegraph* は以下のように報告している。

「かつて投獄されていた者から数多くの証言や証拠が寄せられているものの、中国共産党は現在までのところ闇監獄 (black jail) の存在を強く否定している。しかし、中国の高級官僚向けに新華社が発行している『Liaowang (中国語：瞭望、日本語：展望)』という雑誌には、このシステムについて詳しく説明されている。投獄されているのは、主に地方の機関で扱ってもらえなかった苦情や嘆願を携えて北京の中央政府にやって来た一般の中国人である。毎日、数百人にも及ぶ嘆願者が地方から北京にやって来るが、地元の省機関が彼らを見つけ出すために送り込んだ私服警官や民間の警備会社により捕えられてしまう…。『北京には、そうした嘆願者を収容し、食事を与え、移送し、追跡し、拘束し、見つけ出すための巨大なネットワークが確立している』とこの雑誌は伝えている。この雑誌はさらに、首都には人が住んでいない家屋や精神病棟を利用して作られた闇監獄が少なくとも73存在していると伝えている…。この雑誌は、このシステムが『中国政府のイメージを著しく悪化させている』と記している。」 [25e]

(第8節：[治安部隊の苦情を申し立てる方法も参照すること。](#))

目次に戻る  
出典一覧に進む

## 憲法

- 5.01 2009年2月12日にアクセスした Europa World の「国別プロフィール：中国編」には、「1982年12月4日、第5期全国人民代表大会の第5回会議により新しい憲法が採択された」と記されている。この憲法は1993年、1999年、および2004年に修正されている。この憲法の第1条には、「中華人民共和国は、労働者階級が領導する、労農同盟を基礎とした人民民主主義独裁の社会主義国家である。社会主義制度は、中華人民共和国の基本制度である。如何なる組織または個人による社会主義の破壊も、これを禁止する」と規定されている。**[1a] (憲法)**
- 5.02 同じ情報源は、第1条から第32条までに憲法の基本原則が示され、第33条から第56条までに国民の基本的な権利と義務が定められていると指摘している。**[1a] (憲法) [5a] (憲法の本文)** 米国国務省が2009年10月付の「中国に関する背景ノート」の中で伝えているように、「中国の憲法と法律は適正手続きを含む基本的人権について規定しているが、実際にはこれらの規定が無視されている。」**[2g]**

[目次に戻る](#)  
[出典一覧に進む](#)

## 政治制度

6.01 2009年1月27日付の「国別プロフィール：中国編」の中で、FCOは「近代の民主国家が持つべきあらゆる構造を備え、西洋の民主主義で確立された三権分立の精神が理論上は採用されている。しかし、国家のあらゆる機関は CCP [中国共産党] の支配下にある」と指摘している。**[31a]** フリーダム・ハウスは2009年7月付の「2009年の世界における自由を取り巻く環境 (Freedom in the World 2009)」と題する報告書の中で、以下のように記述している。

「中国は選挙に基づく民主主義の国ではない。CCPが独占的な政治権力を持ち、9人の委員で構成される中国共産党中央政治局常務委員会が重要な政治的意思決定を下し、政府の方針を定める。党員は政府、軍、国内治安機関、および数多くの経済実体と社会組織において重要なポストに就いている。CCPはまた、あらゆる階層の党委員会のネットワークを通して政府と社会を統制している。3,000人の委員で構成される全国人民代表大会 (NPC) は中国の象徴化された国会である。国会は実際には中国共産党に従属し、法案を通過させる前に委員が法案について質問することがあるものの、国会は提出された法案を承認することを主な役割としている。この国で選挙が行われるのは、村の委員会と都市部の議会においてのみである。これらの機関はどちらも政府が認めた公式な機関ではない。候補者の指名は厳格に統制されたプロセスを通して行われ、多くの選挙では不正行為、暴力、汚職、無所属の候補者に対する攻撃が横行し、クリーンな選挙は行われなことが多い。村の首長の多くは依然として中国共産党員である。」**[26a]**

6.02 中国政府は中国民主党と法輪功を実践する者たちを破壊分子であると見なししているが、2009年3月5日付の「CIA ワールド・ファクトブック」には「反体制勢力は実質的に存在していない」と述べられている。**[30a]** 2006年7月22日付の *Asia Times* が報じているように、「…中国では、国民が地方で行われる権力の乱用から身を守るために、常に強大な中央政府の力に頼ろうとしている」のである。**[64h] (p4)**

(第14節：政治的な反対勢力と政治活動家も参照すること。)

## 中国共産党 (CCP)

6.03 CCPは7,080万人の党員を抱えている。(米国議会図書館、2006年8月)**[11a]** 中国共産主義青年団は6,850万人のメンバーを抱えている。(Europa) **[1a]** (中国共産主義青年団) 党規約第9条には、「党員は党から自由に離脱することができる。党員が離脱を希望する場合、該当する党の支局は党員総会で協議した後、当該党員の名前を党の名簿から削除し、その事実を公表し、上位の党組織に報告し、その事実が記録に残されるものとする」と規定されている。**[5t] (第1章)**

6.04 米国国務省が2009年2月25日に発行した「2008年の人権問題に関する国別報告書」(2008年のUSSDによる報告書)の中国に関する記述の冒頭部分に、以下のような説明がある。

「約13億の人口を抱える中華人民共和国は、憲法の下、中国共産党 (CCP) が最高権力を持つ独裁主義国家である。政府、警察、および軍の要職には中国

共産党員が就いている。最高権力は、25人の委員で構成される CCP の中央政治局と 9人の委員で構成される常務委員会に委ねられている。胡錦濤は CCP の中央委員会総書記、国家主席、および中央軍事委員会主席という 3つの最も強力な地位に就任している。」 [2e]

(第 17 節：[党の規律の違反](#)も参照すること。)

[目次に戻る](#)  
[出典一覧に進む](#)

## 人権問題

### 序論

7.01 米国国務省が 2009 年 2 月 25 日に発行した「2008 年の人権問題に関する国別報告書」（USSD による 2008 年の報告書）の中国に関する記述の冒頭部分に以下のような説明がある。

「政府による人権問題への対応の実績は依然として良好とは言えず、いくつかの地域において政府はより酷い対応を行っている。この年 [2008 年]、政府はチベット地域と新疆ウイグル自治区 (XUAR) に暮らす少数民族の人々に対し文化的および宗教的な抑圧を強化し、反体制派の人々や嘆願者の拘束や彼らに対する嫌がらせ行為をエスカレートさせ、言論の自由とインターネットの使用を依然として厳格に統制している。権力の乱用が著しく増加したのは、オリンピックやチベットでの暴動など、大きな事件が起きたときであった。これまでと同じように、国民には政府を変える術がない。地元および外国の非政府団体 (NGO) は今も厳しい監視と規制の下に置かれている。その他の深刻な人権侵害行為として、受刑者を対象にした超法規的な殺人、拷問、自白の強要、ならびに刑務所での労働を含む強制労働がある。労働者は職場で彼らの意見を代弁する独立した組合を選んで加入することはできず、法律は労働者として彼らにストライキ権を与えていない。政府は法律に基づき権利を行使することを望むジャーナリスト、作家、活動家、および被告側弁護士とその家族を監視し、攻撃し、拘束し、逮捕し、投獄している。適正なプロセスが存在しない一方で、弁護士に対する抑圧が存在するため、法律による統治が正しく行われず、国際的な基準を到底満たさない手続きに従って被告の投獄や処刑が行われるという深刻な結果がもたらされている。党と国は裁判所と裁判官に対し政治的統制を厳格に実施し、非公開による裁判と行政拘禁を行っている。政府により政治的に慎重を期する人物と見なされた個人と団体は、集会の自由、信教の自由、および移動の自由が厳しく制限されている。政府は出産制限に関する政策の施行を続けており、強制的な堕胎や避妊が行われる場合もある。政府は難民を適切に保護しておらず、北朝鮮からの脱北者の拘束と強制帰還は今も大きな問題となっている。人権に悪影響をもたらしている深刻な社会問題として、国中で横行する汚職、人身売買、および女性、少数民族、ならびに身障者に対する差別などを挙げることができる。」 [2e]

7.02 2009 年 5 月にアムネスティ・インターナショナルが発行した「2009 年の中国に関する報告書 (2008 年の出来事)」には、以下のように記述されている。

「北京オリンピックを機に、当局は人権活動家、宗教人、少数民族、弁護士、およびジャーナリストに対する統制を強化し、中国全土で厳しい弾圧が始まった。[2008 年] 3 月にチベットのラサで抗議行動と混乱が始まった後、政府は当初 1,000 人を超える人々を拘束した。この年の末の時点で、数百人が依然として拘留されているか行方不明となっている。当局は一連の暴力行為をテロリストの仕業であると主張し、新疆ウイグル自治区 (XUAR) に暮らす人々に対し大規模な取り締りを実施した。拷問をはじめとする虐待行為が広い地域で行われた。当局は情報の流れを厳しく規制し、インターネット上の多くのウェブサイトを開鎖したほか、ジャーナリストやインターネットの利用者は意見を

平和的に述べただけの理由で攻撃を受け、投獄された。当局は特に労働教養の名の下に懲罰を目的とした行政拘禁を数多く行い、北京オリンピックの開催に批判的な者たちを沈黙させた。」 [6b]

7.03 ヒューマン・ライツ・ウォッチは 2009 年 1 月 15 日に発行した「2009 年度世界報告書」の中で、以下のように記述している。

「中国政府は、2008 年夏のオリンピック誘致に関連して人権を取り巻く環境を改善させるという約束を守らなかった。オリンピックが開催される前の数ヶ月間、結社の自由、表現の自由、および信教の自由が著しく規制された。司法機関とこの機関の意思決定は政府により統制、管理されているため、この国には基本的な権利と自由は保障されていない。こうした統制が行われていることで、大きな論争を巻き起こす訴訟手続きの完全性に関して深い懸念が起きている。国民は汚職、不法な土地収用、労働権の侵害などの権力乱用の是正を求めようとしても、訴訟という手段に有効性を見出せなくなっている。」 [7i]

7.04 外務英連邦省 (FCO) は「2008 年の人権に関する年次報告書」の中で、以下のように記述している。

「2008 年、中国の人権を取り巻く環境はほとんど改善されなかった…。しかし、特筆すべき進歩が 2 つあった。1 つ目は『身体障害者の権利に関する国際条約』を中国が批准し、9 月にパラリンピックが開催されたことで障害を持つ人々に対する意識が向上した点である。2 つ目は、オリンピックの開催前に導入された外国人ジャーナリストたちのためのよりリベラルな報道体制の拡張であった。しかし我々は、国内のジャーナリストたちが依然として公式および非公式の報道規制を受け、チベットをはじめとする中国の特定の地域がそうした措置の適用の対象外となっている事実で失望せざるを得ない…。我々は今もチベット族の人々が自分たちの文化的、宗教的、および言語的な権利を行使する能力を持ち続けているのか心配している。我々はまた、新疆ウイグル自治区で宗教活動に関する取り締りが行われ、信仰を表すシンボルを表示することや宗教的な祭典を執り行うことが禁止されているとの訴えに危惧の念を抱いている。我々は、2008 年 12 月に民主的な改革を支持する文書『零八憲章』に署名した多数の者が逮捕されたことにも憂慮の念を抱かざるを得ない。さらに我々は、死刑の適用範囲と死刑を適用する際の透明性の欠如、拷問、独立した司法制度の欠如、公正な裁判を阻む障害、労働教養 (RTL) を含む独断による拘束、不十分な刑務所の環境条件と受刑者に対する虐待行為、人権擁護者が保護されないこと、宗教を信仰する者や法輪功の信徒に対する攻撃、新疆とチベットに対する抑圧的な政策、および表現と結社の自由に対する制限についても今もなお憂慮の念を抱いている。」 [31i] (p127)

7.05 *International Herald Tribune* に掲載された 2009 年 2 月 12 日付の AP 通信の記事には、以下のように記述されている。

「強制労働収容所の存在や警察による拷問などの実例が取沙汰されていたものの、中国がこれまでに人権に関わる問題を扱ってきた実績を国連が検証し、着実に進歩しているとの評価が下されたことで、中国は勝利を宣言した…。水曜日に発行された国連による人権問題に関する報告書に関して、[中国] 外務省の報道官である姜瑜 (Jiang Yu) は、ほとんどの国々が人権問題に対する中

国の対応の実績を承認しており、これを承認していない国々はこのプロセスを政治的に利用しようとしていると語った…。この報道官の発言は、国連人権理事会の第一回目の検証で英国、メキシコ、およびドイツを含む国々による実質的にすべての提案事項を中国が拒否した後に行われたものであった。それらの提案事項は報告書の中では言及されていないが、拷問の停止と裁判を行わずに容疑者を強制労働収容所に収監することの停止、死刑の廃止、信教の自由の保障、および少数民族に対する配慮に関するものであった。中国は、農村地域で雇用を創出することや身障者の登用を促進することなど、主として発展途上国から寄せられた社会的および経済的な権利の向上に関する提案事項を支持したと主張した。国連人権理事会は、すべての国々を監視の対象とすることを目的に前身である国連人権委員会に代えて設置された。しかし権利擁護団体は、中国に現実には起きている問題を突きつけることができなかったことに失望した。中国国内と国外に広がる人権活動家のネットワークである中国人権擁護団体（Chinese Human Rights Defenders）は報道機関に送られた電子メールの中で、『複数の国連加盟国による批判的に意見に対する中国の無責任な態度と、中国政府がこれまでにやってきた数々の人権蹂躪を多くの国連加盟国が直視しようとしないうちに心を痛めている』と述べている。」 [44b]

7.06 2009年4月13日付の *The Telegraph* は、以下のように報じている。

「[4月13日] 月曜日、中国は人権問題に関する初めての『行動計画』を発表したが、中国には国民が生計を立て、子女に教育を受けさせ、医者にかかる権利は、西洋で言論の自由、集会の自由、および公正な裁判を受ける権利という発想が生まれる前から存在していることを明言した…。長大な『中国の人権行動計画（2009年～2010年）』を開始するにあたり、中国は急速に発展する経済に国民が全面的に参加する権利を『優先させる』と伝えた。国際的な人権条約が持つ役割を『大切にし』、建設的な対話を約束しつつも、中国は『中国の現在の情勢』を踏まえて…『合理的かつ実行可能な』提案事項のみを採用すると伝えた…。人権活動家たちは、中国全土で容疑者が裁判にかけられずに拘留されている事実、死刑が安易に適用されている事実、および国連拷問禁止委員会が11月に警察による拷問の『システムティックな』適用と表現した事実について批判の声を上げ続けている…。人権擁護団体は、この報告書の内容は国際的な基準には到底到達していないものの、そうした問題に対する中国政府の態度に若干の改善が見られていることを指し示すものであると評価している…。ニューヨークを拠点にするヒューマン・ライツ・ウォッチは、その文書により中国の一般の国民は自分たちの権利についてより良く理解できるようになるが、多くの重要な課題について触れられていないの事実であると指摘している。」 [25c]

目次に戻る  
出典一覧に進む

## 治安部隊

8.01 米国国務省が 2009 年 2 月 25 日に発行した「2008 年の人権問題に関する国別報告書」（米国国務省による 2008 年の報告書）には、以下のように記述されている。

「中国の保安機構は、中国国家安全部、中国公安部、中国人民武装警察部隊、中国人民解放軍（PLA）、および司法、検察、刑事の各システムにより構成される。中国国家安全部、中国公安部、および中国人民武装警察部隊は国内の安全保障について責任を担っている…。PLA は対外安全保障と一定範囲の国内の安全保障について責任を担っている。中国公安部（MPS）は地方警察、県警察、省警察、および特殊警察という行政機関を通して国内における法律執行の取りまとめを行う。歴史的に手薄になっていた法律執行機関の調整と管理の強化が図られた。しかし、司法による監督は限定的なもので、確認もバランス調整も行われていない。地上レベルでの汚職は全国的に横行している。『都市行政管理』当局者を含む治安当局者たちは、正当な理由なく個人を拘留し、犯罪の容疑がかけられた者から独断的に金銭を徴収し、犯罪の被害者と加害者を精神的および身体的に虐待している。」 [2e]（第 1 節 d）

8.02 フリーダム・ハウスは 2009 年 7 月付の「2009 年の世界における自由を取り巻く環境（Freedom in the World 2009）」と題する報告書の中で、「多くの場合、治安部隊では文民統制が図られているが、政府のあらゆる階層で党指導部と密接に連携した作業が行われている。このため、権限の乱用が行われる場合がしばしばある。超法規的な、および政治的な動機による殺人、拷問、および独断的な逮捕が依然として報告されている」と記述している。 [26a]

## 警察機関

8.03 2004 年 1 月 26 日付の報告書の中で、カナダ移民難民委員会（IRB）は、中国の警察は以下の機関により構成されると伝えている。

- 「公安警察 — 中国の主要な警察部隊（86%）で、中国公安部（MPS）の管轄下にある。
- 国家保安警察 — 中国国家安全部の下、国家の安全保障に取り組み、外国からの諜報活動、妨害行為、および共同謀議を未然に防ぐ。
- 刑務所警察 — 司法部の管轄の下、刑務所と強制労働収容所の監視を行う。
- 司法警察 — 裁判所の安全を守り、裁判所へ（から）の容疑者の護送を行う。また、死刑の執行を行う。特定の部の管轄下にはない。
- 武装警察 — 国境を警備し、VIP を護衛し、外国の大使館や重要な政府機関の建物を警護する。MPS と中央軍事委員会の管轄下にある。
- 巡回警察 — 犯罪の防止と大きな行事の警護を主な任務とする地域警察で、MPS の管轄下にある。」 [3a]

- 8.04 米国議会図書館による 2006 年 8 月付の「国別プロフィール」には、以下のよう  
に記述されている。

「中国公安部は、中国人民武装警察部隊を含む警察機関による国内でのあらゆる警察活動を監視している。中国公安部は警察活動と刑務所の運営について責任を持ち、国内の政治、経済、および通信の安全を維持するための専門の部門を備えている。最下層の部門は国民と日々接触する公安署である。150 万人の人員を擁すると見積られる中国人民武装警察部隊は、国内治安警察、国境警備隊、政府の建物や大使館の警護部隊、警察の情報通信専門部隊など、45 の部門に分かれている。」 [11a]

(第 14 節：政治的な反対勢力と政治活動家も参照すること。)

- 8.05 2009 年 7 月 2 日、カナダ移民難民委員会 (IRB) は以下のように伝えている。

「2009 年 6 月 17 日付の調査理事会とのやり取りの中で、在カナダ中華人民共和国大使館の担当官は公安局 (PSB) による情報の共有に関して以下のように伝えている。

1. 国内の警察活動のためのコンピュータ・ネットワークは「金盾プロジェクト (Golden Shield Project)」と呼ばれている。
2. このプロジェクトは、警察活動の向上を目的としている。家族計画に関する情報など、警察活動に関係のない情報や他の部門からの情報はこのプロジェクトの中に記録されない。このプロジェクトに記録されたデータの使用方法については、厳格な規定が定められている。
3. このプロジェクトには、(1) 国民 ID に関する情報を主体とした国民に関する情報、(2) 犯罪の前歴に関する情報、(3) 逃亡犯人に関する情報、(4) 盗難車に関する情報、(5) パスポートと出入国に関する情報、(6) 登録された車両と運転者に関する情報、(7) 警察官に関する情報、(8) 主要な防火装置に関する情報というデータベースがある。
4. 現在では、県レベル以上のすべての警察部門 (すなわち省、年、および県レベルの警察部門)、および警察署と草の根組織 (すなわち県レベルよりも下層の警察部門) の多くがこのシステムにアクセスすることができる。遠隔地にあるいくつかの小規模な警察署と草の根組織はこのシステムにアクセスすることができない。
5. 北京の PSB が使用するシステムは、国家レベルのシステムと同じである。これは国家レベルのシステムの一部を形成している。
6. 中国の警察は出入国の管理も担当している。CBSA [カナダ国境業務庁] と同様に、国際空港を含むすべての通関手続き地では検査を担当する警察部門が常駐し、この部門はシステムにアクセスすることができる状態にある…。大使館の担当官は、中国刑法に基づき犯罪容疑者とはされない個人を追跡するために『金盾プロジェクト (Golden Shield Project)』が使用されることはないと言及している…。ニューヨークを拠点とする Epoch Times の 2006 年 4 月 13 日付の記事によれば、中国公安部のある職員が『金盾プロジェクト (Golden Shield Project)』の目的は、『警察が事件を解決する能力を高めるために警察の部門間で情報と通信と共有を容易に行えるようにすること』であると語ったという。この記事はまた、『金盾プロジェクト (Golden Shield Project)』を人口、犯罪、車両登録、および国境管理情報を記録した『23 の作業システムに分類』された 64 万のネットワーク・コンピュータを備えた『中国公安部に

おける情報管理を目的としたデジタル・システム』として説明している…。ある研究者は…調査理事会とのやり取りの中で、『中国公安部は全国規模の情報共有ネットワークを保有し、過去 10 年以上にわたりこのネットワークの発展と拡張に努力を注いできた』と伝えている…。労改基金会 (Laogai Research Foundation) は中国の『金盾プロジェクト (Golden Shield Project) 』について、『このプロジェクトでは、個人の電子メールの内容を含むインターネットの監視と検閲が行われている。このプロジェクトではまた、最先端の音声認識技術を使用した電話の会話内容の盗聴と、顔認識技術を導入した監視カメラの広大なネットワークを通じた国民の移動の監視が行われている』と説明している…。最終的な目的は、警察が『Smartcard』技術を使って国が発行した個人の身分証明カードをスキャンし、個人について政府が収集したあらゆる情報に即座にアクセスすることを可能にすることである…。Epoch Times の記事によれば、中国公安部のある高官は、『金盾プロジェクト (Golden Shield Project) は一般国民が使用するインターネットからは完全に独立した公安業務で使用する内部のネットワークなのである』と語っているという…。さらに他の複数の情報源は、『金盾プロジェクト (Golden Shield Project) 』では一般国民のインターネットの利用状況も監視されていると指摘している…。アムネスティ・インターナショナル (AI) は『金盾プロジェクト (Golden Shield Project) 』について、『当局がすべての中国国民のデータに即座にアクセスすることを可能にする包括的な監視ネットワークを経由したオンラインのデータベースを構築すること』を目的としたプロジェクトであると概説している…。Legal Affairs 誌も同様に、『金盾プロジェクト (Golden Shield Project) 』は『中国のほぼすべての成人に関する職歴、財務データ、および法律の執行履歴を記録したデータベースに即座にアクセスする方法』を確立するために作られていると指摘している…。Legal Affairs 誌とアムネスティ・インターナショナル (AI) は、『Policenet』は『金盾プロジェクト (Golden Shield Project) 』の一部を成し、1 つの省を除くすべての省で稼働していると伝えている…。このシステムを通して、地域の支局が相互に接続されるほか、PSB が保有する国民の情報データベースにアクセスすることが可能になる。』 [3ae]

(第 15 節：[言論と報道の自由](#)も参照すること。)

(第 34 節：[出入国手続き](#)も参照すること。)

## 民間の警備会社

8.06 「中国における犯罪、刑罰、および警察活動」(2005 年) という著作の中で、マイケル・ダットン (Michael Dutton) は以下のように指摘している。

「中国の民間の警備会社は、中国公安局の地方支局に完全に支配された子会社であるという点で西洋のそれとは異なっており、これらの業務を直接的に所有および運営するのは地方支局の事務局である。国の公安部隊はこの業界を独占しているだけでなく、職員の配属についても管理する権限を持っている。警察部隊はかつて省の公安事務局や中国公安局の幹部であった者をこれらの企業の幹部に就任させている。現在では、都市部におけるすべての警察業務の約 3 分の 1 をこれらの企業が請け負っている。こうした企業は、銀行、レストラン、およびその他の施設の警備を行うことで利益を得ている。」 [50b] (p215-216)

## 拷問

- 8.07 2006年11月20日付のBBC Newsの記事には、副検察局長の話として、拷問の継続的な適用により誤った判決が年間30回以上下されていると記されている。**[9ad]** 国連特別報告者（マンフレッド・ノヴァーク（Manfred Nowak））は2005年11月と12月の拷問とその他の残虐な、非人道的な、または人としての尊厳を踏みにじる処遇や処罰に関する任務報告書の中で、以下のように記述している。

「国連特別報告者は、過去において彼の先任者たちが中国で拷問やその他の虐待行為についての深刻な訴えを数多く受け、釈明を求めて中国政府にその事実を伝えていたと回想している。彼は、そうした情報が必ずしも特定の国における拷問と虐待行為の実情を説明するものではなく、国連特別報告者に伝わる情報の実態を反映したものであると警告している。しかし、長い期間にわたり、受け取られた訴えの件数と整合性は参考となる。2000年以降、その国連特別報告者と彼の先任者たちは314件に上る拷問を受けたとの訴えを中国政府に伝えた。これらの事案は1,160名以上の個人が受けた拷問に関するものである。過去5年間において、国連特別報告者は計90の事案に関連し、中国政府から52件の回答を得ている。」 **[32b] (p12-13)**

- 8.08 国連特別報告者によれば、拷問を受けたとの訴えの3分の2は法輪功の信徒からのもので、彼らは警察官やその他の公安部門の職員から暴行を受けたと主張している。 **[32b] (p13)**

（第21節：[法輪功](#)も参照すること。）

- 8.09 国連特別報告者は調査のために中国を訪れたときの待遇について、以下のように説明している。

「国連特別報告者は彼が調査のために中国を訪れた際、中国国家安全部と中国公安部をはじめとする複数の政府当局による圧力と妨害を複数回にわたり受けたと指摘している。国連特別報告者と彼のチームは北京のホテルやその近郊に滞在している間、諜報機関の職員による監視をしばしば受けたという。さらに、彼らが訪問している間、訴えを行った被害者とその家族は当局による脅迫を受け、警察の監視の下に置かれ、国連特別報告者らと面会しないように指示されたか、実力行使によって彼らと面会することを阻止された。」 **[32b] (p6)**

- 8.10 この報告書では、さらに以下のように記述されている。

「副検察局長は国連特別報告者に対し、2005年の最初の9ヶ月間で、拷問を行った罪で起訴された法律の執行機関の職員は全国で33人に過ぎなかったと報告している…。2005年3月9日にNPCに提出された2005年度SPP報告書（2004年の出来事について記述）によれば、『違法な拘束、自白の強要、証拠を得るための暴力の行使、被拘留者への虐待行為、選挙妨害、生命または財産の損失を招く重大な職務怠慢』に関わる事案における犯罪行為について1,595人の公務員が捜査の対象になったという。この報告書にはさらに、これは前年の合計数から13.3%上昇した数値であり、SPPは最も深刻な82の事案について個人的に調査を行ったと指摘されている。しかし、有罪が確定した件

数について情報は示されていない。他の国家統計の情報と比較すれば、2005年とそれ以前のデータが中国の国土の大きさに鑑みて氷山の一角であることは明らかである。」 [32b] (p38)

8.11 2009年2月17日付の続きの報告書には、以下のように記されている。

「…特別報告者は、自白の強要を目的とした犯罪行為に関する法規に、最近数年間でいくつかの改善が見られたと指摘している。しかし彼は、中国の法律における拷問行為の定義と拷問行為の犯罪化は残念ながらまだ拷問およびその他の残虐な、非人道的な、または人としての尊厳を踏みにじる処遇や処罰に関する条約 (CAT) の第1条および第4条の必要条件を満たしていないと述べている…。特別報告者は、全国の警察官に対する教育訓練の実施、および取調室への音声と画像の記録装置の導入などを通して拷問行為を撲滅しようとする政府の取り組みについて指摘している。しかし、彼はまたこうした新しい取り組みが十分に実施されていないこと、および弁護人に対する脅迫が横行していることを指摘する報告書について指摘している。彼は、残念なことにこの国の秘密主義が、拷問行為があったとする主張に関し独立した調査を実施することを阻み、拷問行為の実行者を起訴することを不可能にしていると語っている。さらに、拷問に対して取られた措置についても公にされないため、新しい取り組みが行われてもその結果を評価することは困難なのである。」 [32c] (p4)

8.12 アムネスティ・インターナショナルは2009年5月に発行した「2009年の中国に関する報告書」の中で、「司法の改革が行われても、刑務所、警察署、労働教養の施設、およびその他の非公式の拘留施設で拷問、およびその他の虐待行為が今も横行している。人権擁護者、嘆願者、チベット人、ウイグル人、法輪功の信徒、キリスト教徒、および公式には認可されていない方法で宗教を実践しているその他の者は、当局や身元不明の個人による拷問や他の虐待行為の被害者となる危険性が特に高い」と伝えている。 [6b]

8.13 国連拷問禁止委員会は、2008年12月12日付の結論的な見解において以下のように述べている。

「締約国が刑事司法制度において拷問の適用やその他の問題に対処するために努力を払っているにもかかわらず、委員会は特に刑事訴訟手続きにおいて利用するための自白や情報を引き出すことを目的に、警察の留置場で容疑者に対する拷問および虐待行為が日常的に広く行われているとする中国の司法分野の数多くの情報源により裏付けられた訴えが依然として存在していることに深く憂慮している。さらに、委員会は最高裁判所が拷問によって得た自白を裁判で証拠として利用できないようにする決定を下したことについて高く評価しているが、中国の刑事訴訟法にはまだ「拷問およびその他の残虐な、非人道的な、または人としての尊厳を踏みにじる処遇や処罰に関する」条約の第15条で求められるようにこうした行為を明確に禁止する条項が含まれていないのである…。委員会は、チベット人、ウイグル人、法輪功の信徒をはじめとする中国国内の民族的小多数派の人々、およびその他の弱い立場にいる人々を標的にした拷問、虐待、および拉致が行われているとの訴えに深く憂慮している。さらに、朝鮮民主主義共和国からの越境者や難民の強制送還という問題も、委員会が弱い立場にいる人々に対して抱く関心事の一つである…。委員会は、法律の執行機関の職員が行う拷問および（または）虐待行為に関する

る訴えについて捜査や訴追がほとんど行われていないことに深く憂慮している。委員会は、『比較的軽微な犯罪行為』であると見なされる行為に関する拷問の事案では、懲戒処分または行政処分のみが適用されている事実にも深い憂慮の念を示している。」 [32a]

## 超法規的な殺人

8.14 USSD による 2008 年の報告書には、以下のように記述されている。

「この年 [2008 年]、治安部隊は独断による殺人または不法な殺人を行ったとの報告がある。拘留中に死亡した者に関する公式の統計データは存在しない。3 月と 4 月にチベット自治区 (TAR) とその他のチベット人居住区で起きて広まった暴動により多数の人命が奪われた。信頼性の高い報告筋は、死者の数が 200 人以上に上ったとしている。1 月 7 日、湖北省天門市では魏文华 (Wei Wenhua) 氏が地元の住民と当局者との衝突の様態を携帯電話で撮影した後、市の『都市管理』職員により殴打され死亡した。当局は 41 人の職員を拘束し、彼らは魏文华 (Wei Wenhua) 氏の殺害に加わった罪で懲役 4 年程度の短い懲役刑に処せられた。2 月 6 日、当局は 1 月 26 日に北京で逮捕された法輪功の信徒 Yu Zhou の家族に対し、彼に面会するために救急センターに来るように求めた。家族が到着したとき、Yu Zhou はすでに死亡していた。当局は、彼の死亡原因は糖尿病であると主張した。しかし、家族は逮捕時に彼は健康な状態であり、当局は家族による解剖の要請を拒否したと述べている。5 月 26 日、チベットの反政府活動家 Paltsal Kyab の家族は、彼が 3 月 17 日の抗議活動に参加したことで 4 月に逮捕された後、獄中で死亡したことを伝えられた。家族は逮捕時における Paltsal Kyab の健康状態は良好であったと伝えているが、当局は彼の死亡原因を腎臓と胃の疾患であると説明しているという。目撃者は、彼の身体は打撲による傷と火傷の痕がたくさん見られたと証言している。彼の死亡に関して公式に行われた捜査の報告書は存在していない。7 月 16 日、広東省惠州市でバイクの運転者が死亡した後、100 人が警察署を襲撃したと報じられた。この暴動は、警察がバイクの運転者を事故により死亡したと伝えた一方、この男性の親族が保安要員により殴打されて死亡したと主張したのが原因で起きた…。刑事訴訟を通して被告は有罪の判決を受け、死刑に処せられた。こうした有罪の判決は、法律による適正な手続きと適切な上訴のための手段が存在していない環境において下されることがある…。前年までに、分離主義者であるとして訴追されたウイグル人の処刑の執行が複数回報じられているが、数名のオブザーバーたちはこれを政治的な動機によるものであると主張している。」 [2e] (第 1 節 a)

(第 13 節：死刑も参照すること。)

(第 20 節：イスラム教徒のウイグル人も参照すること。)

(第 21 節：法輪功)も参照すること。)

(第 23 節：チベットのチベットにおける人権も参照すること。)

## 証人の保護と組織犯罪

- 8.15 刑事訴訟法第 49 条、および刑法第 306 条から第 308 条には、証人の保護について規定している。**[5h] [5i]**しかし、2004 年 1 月 26 日にカナダ移民難民委員会 (IRB) に指摘しているように、これらの規定が実際に適用されることは稀である。**[3a]** 2008 年 12 月 22 日、BBC は以下のように報告している。

「国が発行する新聞によれば、中国はマフィア型の暴力団を撲滅するための特別なキャンペーンの実施を計画している。麻薬の取引や売春だけでなく、失業率の高まりにより引き起こされる犯罪もキャンペーンの対象になると **China Daily** 紙は報じている。この新聞は、暴力団員を保護している腐敗した政府高官の撲滅にも警察が力を入れると報じている。識者たちは、中国経済の情勢が悪化することで失業率が高まり、それに応じて犯罪の発生率も高くなる可能性がある」と指摘している…。中国では組織犯罪の発生件数が増加傾向にあり、2007 年には裁判所で審理された組織犯罪の件数は **160%** の伸びを見せた。『組織犯罪は中国社会の安定と経済に対する脅威となっている。殺人、レイプ、強盗、誘拐、襲撃など、彼らはどのような犯罪でも実行する』と、公安省の匿名の職員が **China Daily** に語っている。さらにこの職員は、建設、運輸、および鉱業といった分野が組織犯罪の温床になっているが、その他の産業もこうした組織の影響を受け始めていると指摘している。」 **[9w]**

- 8.16 2005 年 10 月 21 日付の *Asia Times* による報告によれば、「三合会のような組織が力を持ち、政府の職員や警察官とのコネクションを築いている。しかし、彼らの行動範囲はしばしば地元の市、あるいは地元の省に限定されている。」 **[64g]** 2006 年 5 月 5 日、カナダ移民難民委員会 (IRB) は、「*The Economist* の 2005 年の記事によれば、『村レベルで起きる殺人や暴行』を取り締まるための中国当局の能力は『明らかに限定的』である。(2005 年 10 月 13 日) しかし調査理事会は、組織犯罪を取り締まるために中国政府を講じている様々な対策について報告している」と伝えている。 **[3k]**

- 8.17 2009 年 8 月 19 日付の *The Guardian* は以下のように報じている。

「中国共産党中央委員会の下で機能する機関が先月発表した公式なデータによると、警察は 2006 年以降 **1,221** の暴力団を排除し、**87,300** 人を超える容疑者を逮捕したという…。中国では組織犯罪の発生件数が増えている。こうした現象の要因になっているのは、経済の自由化、人々の移動の機会の増加、格差の増加、および政府職員による汚職の横行などである。人身売買、麻薬の密輸、違法な賭博行為、および強要により多額のお金が動いている。『組織犯罪は中国社会の安定と経済に対する脅威となっている。殺人、レイプ、強盗、誘拐、襲撃など、彼らはどのような犯罪でも実行する』と、公安省の匿名の職員が **China Daily** に語っている。しかし、民間の諜報機関であるストラトフォー (Stratfor) は、ロシアやイタリアと異なり、組織犯罪の発生は『地域の枠の中に限局されている』と指摘している。組織が地域の枠を超えて活動を始めたとき、政府は厳しい罰則を課して取り締りを行ったのである。」 **[41o]**

- 8.18 2009 年 11 月 3 日付の *The Guardian* は以下のように報じている。

「先月、重慶市の裁判所は **6** 人の暴力団員に対し、殺人、ナタを使用した襲撃行為、および価格操作の罪で死刑の判決を下した。大規模な一斉検挙で **1,500** 人が逮捕され、その中には警察幹部、政府の上級職員、および有力な財界人が

含まれていた。しかし、この事件は現代の中国社会に犯罪が横行し、犯罪者と深いつながりを持った政府職員が数多く存在する事実を世に知らしめた。『こうした事実は、前回の一斉検挙〔2000年に重慶市で実施〕が行われた後も三合会に関連した活動が依然として横行し、彼らを保護している警察組織が存在していることを裏付けている』と、重慶大学の法科大学院長 **Chen Zhonglin** は「财经 (Caijing)」誌とのインタビューの中で語っている…。暴力団を撲滅しようとする動きは今に始まったことではない。しかし、重慶で行われた一斉検挙で、14人に上る政府高官と有力な財界人、および警察官が逮捕された…。中国の犯罪社会について研究するニューヨーク市立大学の **Ming Xia** 教授は AP 通信とのインタビューの中で、中国の警察省が発行した報告書によると、2004年に組織犯罪に関与した者の数は300万人に達したと語っている。彼はまた、実際の数はこれよりも高く、こうした犯罪活動は『実質的に地方自治体の手に負えなくなっている』と指摘している。こうした問題の原因の一端は彼ら自身にもあると同教授は指摘している。汚職に手を染めた政府の職員は犯罪者を保護し、自分たちも利益を得ているだけでなく、暴力団を雇って自分たちの意思を押し通しているのである。」 [41p]

## 苦情を申し立てる方法

8.19 米議会中国問題執行委員会 (CECC) は2009年10月10日に発行した「2009年度年次報告書」の中で、以下のように指摘している。

「裁判所は、政府に関連した紛争で公正な判断を下すことを国民に約束していない。最高裁判所でさえも、政府職員が関わる紛争について裁判所が公正な判断を下してくれるものと国民は信じていない事実を認めている。嘆願書を書き持参する制度、すなわち「信訪 (xinfang : 書簡と訪問)」という制度は、数々の問題を伴っているものの苦情内容の救済を求めるためのもう一つの手段として存在している。人権侵害からの救済を求めることを可能にする信頼性が高く効果的な手段が存在しないため、街に出て抗議活動に参加したり、広大なオンラインのコミュニティで支えを得ようとする人々が増えている。中国の国民にとって、バーチャルな方法、または現実的な方法で抗議を行うことが社会に向かって自分の声を最も効果的に発するための機会となっている。しかしその一方で、『社会の安定性』を保つことが最優先事項である中国の指導部にとって、この傾向は頭の痛い問題となっている。」 [28a] (p232)

8.20 同じ情報源には、さらに以下のように記述されている。

「信訪 (xinfang : 書簡と訪問)」という制度は長い間、国民が当局に対して苦情を申し立てるための司法制度外の手段として存在してきた。中国は現在、政府、裁判所、検察機関、および全国人民代表大会のあらゆる階層に「信訪 (xinfang) の事務所と人員を配置することで、一大システムを構築している。国民は、『地元の職員では解決することができない、あるいは積極的に解決しようとは考えない些細な商売上の争い』から『政府職員や警察官による酷い権力の乱用や殺人、拷問、およびレイプ』に至る様々な問題点に関して嘆願を行う。国民には嘆願を行う権利が与えられているにもかかわらず、当局に対して嘆願を行う者は報復、嫌がらせ、暴力を受けるか、不法な『闇監獄 (hei jianyu)』、労働教養の施設、または精神病院に拘留される可能性がある。報告対象の年において、中央政府は嘆願への対応方法を改善し、中央政府に嘆願する目的で

人々が北京までやって来ないようにさせる方策を採用した…。『Chinese Human Rights Defenders Yearbook (中国人権擁護者年鑑) 2007～2008年』によれば、『信訪(xinfang: 書簡と訪問)』の事務局や事務所、および嘆願者の苦情を聞き入れるための方策が存在しているが、『政府のあらゆる階層の職員にとっては、嘆願者に彼らが被った虐待行為や不当な行為について発言させないほうが自分たちの利益になるのだ』という。規定によると、多数の嘆願者が苦情をより高位の当局に持ち込んだ場合、地元当局の指導的な立場の者が責任を問われるという。こうした処罰の構造が存在するため、地元の当局は自分たちの利益のために団体で行われる嘆願をもみ消し、嘆願者がより高位の当局に持ち込むことを阻止することになる。地元当局の職員が、嘆願を行いに北京に行こうとする者を日常的に拘束しているとの報告がある。なぜなら、余りにも多くの住民が苦情を携えて北京を訪れてしまうと、地元当局の職員の将来的な昇進に悪影響が及んでしまうためである。嘆願者の弁護士も報復を受ける危険にさらされる。北京で嘆願を行った者は、しばしば地元で強制的に戻され、様々な形態による虐待を受けることになる。」 [28a] (p238-239)

#### 8.21 USSDによる2008年の報告書には、以下のように指摘されている。

「政府に嘆願を行う者が本来持つ苦情の内容をまとめ、収集する権利は依然として制約の対象になっている。多くの苦情は土地、住居、資格や権利、環境、あるいは汚職に関するものである。多くの嘆願者は、国および省の『信訪(xinfang: 書簡と訪問)』の事務所に苦情を持ち込もうとしている。嘆願者を北京に行かせない目的で、彼らに対する嫌がらせ、拘束、投獄、および苦情をまとめ、収集する権利に対する制約が強化された。この年、北京の警察はオリンピックの開催を前に、嘆願者を北京から締め出す活動を強化した。オリンピックの開催が近づくに従い、北京のホテルは警察による圧力で嘆願者に部屋を貸すことが禁じられた。各省の警察は、管轄する土地から北京に行った嘆願者を拘束する目的で警察官を送り込んだ。オリンピックの開催期間中、嘆願を受け付ける中心的な政府機関である国家信訪局(State Bureau of Letters and Calls)の事務所の付近には、様々な省からやって来た警察の車両が停車していた。北京市の信訪事務所の外でも警察官が見張っていた。12月、Beijing News紙は山東省新泰市の当局が嘆願者を拉致して精神病院に収容し、嘆願者の中には薬を無理やり投与された者もあったと伝えている。河南省南陽市の職員は、財産請求権、警察の蛮行、および政府職員の汚職に関する苦情を持ち込むために南陽市から北京にやって来た人々を拘留するための『闇監獄』または不法な監獄を北京で運営しているとの報告がある。『闇監獄』のある職員は、そうした拘留施設が中央政府の許可を得て運営されていると語っているとの報告がある。法律規定では嘆願者に対する報復行為が禁じられているが、報復行為があったとする報告は依然として存在している。こうした現象が起きている理由の一つとして、中央政府が地元の職員に対し、地元の嘆願者がより高位の機関に苦情を持ち込むことを阻止するよう奨励していることを挙げることができる。具体的には、省幹部が省から寄せられる嘆願の件数に基づき評価を下している。こうした制度が存在することで、地元および省の職員は地元から寄せられた苦情を意欲的に解決している。しかしその反面、地元の職員は警察官を北京に送り込み、嘆願者を強制的に地元で連れ戻そうとしている。こうした行為は新しい法律規定が制定される前後に発生しており、多くの場合、そうした事実が記録されていないのである。」 [2e] (第2節 b)

8.22 2009年3月8日付の *The New York Times* は以下のように報じている。

「国の報道機関によれば、過去5年間で違法な土地の差し押さえや給与の未払いなどに関する苦情がおよそ1,000万件寄せられたという。この数は、虐げられた国民が中央政府に嘆願を行うことで地元職員に不利益をもたらすことを阻止するための手段として新たに用いられているいわゆる『黒い家』または『闇監獄』と呼ばれる施設が存在しなければ、実際にはこれよりもはるかに大きいと考えられる。公式には、こうした監獄は存在しないことになっている。独裁主義的な国家としての中国では、上位の政府職員が嘆願の数を集計することでこの国の社会秩序を押し量っている。嘆願を提出できたとしても公正な判断が下されるとは言い難いが、嘆願の提出により地元職員の不正行為が指摘されるとその職員にとって不名誉な汚点が残されてしまう。このため、命がけで嘆願の提出を阻止することが必要になる。こうした鬼ごっこは巨大な地下経済を築き、嘆願の提出を妨害する者、警察、および市の特別拘留施設の運営者が恩恵を得ている。人権活動家と嘆願者は、私服の警官と雇われた暴力団員が嘆願者を路上で拘束し、公には知られずに増え続ける拘留施設に送り込んでいる。拘束された者はそこで罵倒や暴力を受けた上、地元に戻されてしまう。人権活動家によれば、容疑もかけられないまま数週間、あるいは数ヶ月間も拘留される者もいるという。時には、命に関わるような酷い暴力を受ける場合もあるという。北京の警察は、こうした越権行為をほとんど取り締まっていない。彼らはこうした行為を見て見ぬふりをし、地元の暴力団員が嘆願者を拘束することに手を貸しているとしてしばしば非難されている。このため、嘆願制度の完全性が損なわれても、中央政府は特にこれを問題視していないものと考えられる…。人権活動家は、近年になって黒い家の数が増えている原因の一つとして、最上位の指導者たちが地元当局の指導的な立場の者たちに対し、北京にやって来る嘆願者の数を減らすようにより大きな圧力をかけたことを挙げることができる。」 [21b]

8.23 2009年11月26日付の *The Telegraph* は以下のように報じている。

「かつて投獄されていた者から数多くの証言や証拠が寄せられているものの、中国共産党は現在までのところ闇監獄 (black jail) の存在を強く否定している。しかし、中国の高級官僚向けに新華社が発行している『Liaowang (中国語：瞭望、日本語：展望)』という雑誌には、このシステムについて詳しく説明されている。投獄されているのは、主に地方の機関で扱ってもらえなかった苦情や嘆願を携えて北京の中央政府にやって来た一般の中国人である。毎日、数百人にも及ぶ嘆願者が地方から北京にやって来るが、地元の省機関が彼らを見つけ出すために送り込んだ私服警官や民間の警備会社により捕えられてしまう。地方自治体に対する評価は中央政府に寄せられる苦情の件数によって下されてしまうため、地方自治体の職員は嘆願者が苦情を寄せることを必死になって阻止しようとする。この雑誌は、一般人を拉致するための要員を地方自治体は『1万人以上も』雇っていると伝えている。『北京には、そうした嘆願者を収容し、食事を与え、移送し、追跡し、拘束し、見つけ出すための巨大なネットワークが確立している』とこの雑誌は伝えている。その雑誌はさらに、首都には人が住んでいない家屋や精神病棟を利用して作られた闇監獄が少なくとも73存在していると伝えている。民間の警備会社は、1人拉致する度に100人民元 (9ポンド) から200人民元の報酬を要求している。この雑誌は、このシステムが『中国政府のイメージを著しく悪化させている』と記している。」 [25e]

- 8.24 2009年11月、ヒューマン・ライツ・ウォッチは、中国に存在する「閹監獄」に関する報告書を発行し、その中で以下のように伝えている。

「中国の閹監獄に拘留された者は弁護人との接触が禁じられ、多くの場合、家族や友達とも連絡を取ることができない。彼らは常時監視され、しばしば暴力、性的暴力、脅迫、威嚇など、独断的に行われる身体的および精神的な虐待行為の被害を受けている。いくつかの閹監獄の施設では、看守が拘留されている者を処罰し、管理し、また情報を引き出すための手段として彼らの食事や睡眠を奪っている。閹監獄の環境はいずれも苛酷である。拘留された者たちは過密状態の部屋で寝起きすることを強いられ、劣悪な衛生環境に耐え、少量粗末な食事しか与えられず、そうした環境に不満を唱えれば暴力による報復を受けてしまう。閹監獄の看守は、拘留されている者が暴力を受けて怪我をしても、医療的な処置を受けさせないのが普通である…。かつて閹監獄に拘留されたことのある者たちは、看守により嘆願書を含む彼らの私物が盗み取られ、閹監獄の宿泊代と食事代として金銭を要求され、また釈放の条件として1万5,000人民元（約2,205米ドル）もの大金を要求されたと報告している。」 [7b] (p4)

- 8.25 2008年4月1日付の報告書の中で、アムネスティ・インターナショナルは以下のように報告している。

「最近の報告では、中国国内の様々な地域から北京にやって来た嘆願者も、オリンピックの開催を前にして行われた『一掃活動』の対象になったという…。地元で強制的に送還された後も、活動家や嘆願者は処罰を受けるため、また二度と北京に向かわせないためにRTL [労働教養] の施設に送られるなど、更なる危害を加えられる恐れがあった。」 [6p]

- 8.26 2009年8月19日、BBCは以下のように報告している。

「中国政府は、嘆願者が北京に赴くことをやめさせるための新しい規定を定めた。現在では、北京の司法当局者が苦情を訴える人々のもとを訪れ、詳しく事情を聞くことになっている。嘆願はオンラインでも受け付けられ、それに対する返答や回答は60日以内に伝えられる…。こうした措置は、中華人民共和国建国60周年 [2009年10月1日] を迎えるにあたり、社会的な調和と安定を確保するための一連の動きの一つとして適用されている。」 [9ag]

- 8.27 カナダ移民難民委員会 (IRB) は、2004年3月26日付の記録として以下のように伝えている。

「法律の執行機関の職員による報復行為に対処するため、中国の国民が地元の省以外から救済手段を得ることができるのか否かに関する具体的な情報は、調査理事会が参照した情報源には見つからなかった。しかし、香港を拠点にする国際汚職防止ニュースレター (International Anti-Corruption Newsletter) に掲載された発言の中で、中国最高人民検察院の汚職防止事務局の副事務局長 Wang Jianming は、現在、国内に存在する検察院の4つの階層に汚職防止機関が設けられていると語っている。中国最高人民検察院には、汚職防止総局が設けられた。また、省の人民検察院、市の人民検察院、および県の人民検察院のもとに汚職防止機関が設けられている。現在のところ、全国の検察院の4万人

の上る幹部と検察官が汚職撲滅のための活動（2003年）に取り組んでいる。」  
[3x]

[目次に戻る](#)  
[出典一覧に進む](#)

## 兵役義務

- 9.01 2009年2月12日にアクセスした Europa World には、以下のように指摘されている。

「すべての中国軍は、中国人民解放軍 (PLA) に属する。欧米の情報機関が 2007年11月に行った調査によれば、正規軍には 210万5,000人の兵士が所属し、そのうちの 80万人が徴集兵であると考えられ、さらに 13万6,000人が女性兵士である。陸軍は 160万人、海軍は 25万5,000人（海軍航空部隊を構成する 2万6,000人の兵士を含む）、および空軍は 2万5,000人の兵士でそれぞれ構成されている。予備兵はおおよそ 80万人で、中華人民武装警官部隊はおおよそ 150万人で構成されていると見積られる。兵役は任意であり、期間はいずれの軍隊でも 2年間と定められている。」 [1a] (国防)

- 9.02 政府が発行した「2004年度中国国防白書」（第V章）には、以下のように記述されている。

「中華人民共和国の兵役法には、毎年12月31日までに18歳に達した男子が軍隊への入隊を志願することができる定められている。その年に入隊しない場合でも、22歳に達するまでに入隊する資格を持ち続ける。女子も必要に応じて軍隊に入隊することができる。12月31日以前に18歳に達した男子は、同年の9月30日までに軍隊への登録を済ませるべきである。」 [5v]

- 9.03 2005年11月17日、BBC は新疆生産建設兵団 (Xinjiang Production and Construction Corps) や兵団 (Bingtuan) の社員が毎年40日間にわたり軍隊での研修を受けていると報じている。兵団 (Bingtuan) は 250万人に上る漢民族の人々を新疆に住まわせ、活動を展開している。 [9t]

(第27節：子どもを取り巻く環境の少年兵も参照すること。)

## 延期と免除

- 9.04 政府が発行した「2004年度中国国防白書」（第V章）には、「入隊の資格を与えられた者が家族の唯一の扶養者、あるいは全日制の学生である場合、その者の入隊は延期される場合がある」と記述されている。 [5v] 中華人民共和国の兵役法第3条には、「深刻な身体的欠陥、または重大な変形が見られ、軍務に適さない者には兵役の免除が適用される場合がある。法律により政治的な権利が剥奪された者は、兵役に就いてはならない」と定められている。 [5m]

- 9.05 戦争抵抗者インターナショナル (WRI) は中国に関する報告書 (1998年) の中で、「良心的兵役拒否の権利は法律によって認められておらず、代替的な義務についての規定も存在しない」と指摘している。 [37a] 兵役法には徴兵忌避に対する罰則は定められていない。

## 脱走

- 9.06 兵役法は、脱走という問題に関して具体的には言及していない。その代わりに、兵役法は 1982年1月1日に施行された「義務に反して犯罪を行う軍人の処罰

に関する中華人民共和国の暫定的な規定」の第 6 条に言及している。[5m] この規定には、「兵役法に違反して軍隊から脱走した者は、懲役 3 年以下の懲役、または刑事拘留に処すものとする。戦時において前段落に言及される犯罪を行った者は、懲役 3 年以上 7 年以下に処すものとする」と定められている。[5s]

9.07 同規定の第 2 条には、以下のように定められている。

「中国人民解放軍の現役の軍人が自身の義務に反した行動をし、国軍の利益を脅かし、法律による刑事処罰の対象となり得る場合、当該軍人は軍人の義務に反する犯罪行為を行ったものと見なされる。しかし、状況が明らかに軽微であり、損害も大きくない場合、その行為は犯罪とは見なされず、軍隊の規律に従って処理されるものとする。」 [5s]

9.08 暫定的な規定（1982 年）と刑法（1997 年）には、脱走することで、または戦場から退散することで国の安全保障を危険にさらす者には死刑が適用される場合があると定められている。しかし、いずれの規定も平時に行われる犯罪と戦時に行われる犯罪とを区別している。[5s] [5i]

9.09 刑法第 451 条には、「この法律で使用される『戦時』という言葉は、国が戦争状態を宣言し、軍隊が作戦任務を与えられたとき、または敵国が奇襲攻撃を開始してきたときを指すものとする。軍隊が戒厳令を敷くための任務を遂行するとき、または緊急的に暴動に対応するときも戦時として見なされるものとする」と定められている。

[目次に戻る](#)  
[出典一覧に進む](#)

## 司法制度

### 組織

- 10.01 2009年2月12日にアクセスした Europa World に指摘されているように、最高人民法院（SPC）は国の最高の司法機関である。SPC の下には地方人民法院（上級、中級、および下級）、ならびに軍事法廷、海事法廷、および鉄道輸送法廷を含む特別人民法院が存在する。司法制度の一般原則は、憲法第 123 条から第 135 条までに定められている。[1a]（司法制度）[5a]（憲法の本文）

### 独立性

- 10.02 2009年1月15日に発行された 2008年に起きた出来事について扱う「2009年度世界報告書」の中で、ヒューマン・ライツ・ウォッチは「中国は過去 10年間で司法機関を強化することに成功しているが、中国共産党が司法機関を支配することで一貫性のある司法判断が下されていない現状を見ると、この国の司法制度が独断的な干渉、および政治的な動機に基づく干渉を受けやすい状況にあることは明らかである」と記述している。[7]

- 10.03 米国国務省が 2009年2月25日に発行した「2008年の人権問題に関する国別報告書」（USSDによる2008年の報告書）には、以下のように記述されている。

「法律は、司法機関が行政機関、社会的な組織、および個人の干渉を受けずに独立して権力を執行すると規定している。しかし、実際には司法機関の独立性は保たれていない。司法機関には、政府と CCP から政治的な動機による指示を受けている。政府と CCP の指導部は様々な手段を用いて、特に政治的な意味合いの強い事案に関して裁判所が下す判断に直接的な影響力を与えているのである。中央と地域の両レベルにおいて、政府と CCP はしばしば司法制度に干渉し、裁判所が下す判断に影響を与えている。」[2e]（第1章 e）

- 10.04 米議会中国問題執行委員会（CECC）は 2009年10月10日に発行した「2009年度年次報告書」の中で、「報告の対象となる年において、共産党の利益が最優先され、党と地方自治体による司法制度への政治的な干渉は依然として存在し、いくつかの報告書によれば、そうした状況はさらに悪化している」と指摘している。[28a] (p236)

### 公正な裁判

- 10.05 2009年に CECC が発行した報告書には、「上に述べる刑事事件の弁護人が直面している『3つの試練』[拘留された被告との面会、検察のケース・ファイルの閲覧、および証拠の収集に伴う問題]は、刑事裁判の公正さに重大な結果を及ぼしている…。また、特に『政治的に慎重な対応が求められる』事案では強い有罪の推定が伴う」と記されている。[28a] (p106) 2008年に USSD が発行した報告書には、以下のように記述されている。

「裁判は、『人民裁判補佐人』と呼ばれる裁判官の判断を補佐するために裁判所により雇われた一般人を従えた裁判官の前で行われる。法律によれば、人民

裁判補佐人は裁判官と同様の権限を持つが、実際には、彼らは裁判官の判断に従い、陪審員のような独立した機能を果たすことはない。重大な事件や政治的に慎重な対応が求められる事案では無罪推定がなく、有罪推定に基づいて歪められた刑事裁判が行われている。2007年には、刑事裁判の第一審および第二審で複合的な有罪の判決が下される確率は99%以上であった。93万3,156人の被告が裁判を受け、無罪の判決を受けたのは1,417人のみであった。政治的に慎重な対応が求められる裁判の多くは数時間以内に結審し、訴訟手続きが完了した直後に有罪の判決が下されている。裁判所はしばしば、有罪であることを認めない被告に対し、有罪であることを認めた被告よりも重い刑罰を言い渡している。上訴を行うための手続きは存在しているが、これを行っても判断が覆ることは稀である。上訴の手続きでは判断の見直しを行うために十分な手段を提供せず、被告人の権利を蹂躪する不適切な手段のみが存在している。」[2e] (第1節e)

10.06 同報告書は以下のように指摘している。

「法律は、多くの容疑者に対し、最初に拘束され尋問を受けた直後に弁護人の弁護を求める権利を与えているが、しばしば警察はこの権利に干渉している。行政拘禁を受けた者には弁護人の弁護を求める権利は与えられない…。政治的に慎重な対応が求められる事案では、国選弁護人が被告人の弁護を行うことをしばしば拒否するため、被告人は弁護人を見つけるのに苦慮することがある。政治的に慎重な対応が求められる事案で被告人が弁護人を確保することができても、政府職員が弁護人の効果的な弁護を阻む場合がある…。実際には、裁判が始まるまで刑事事件の被告人が弁護人と面会することができない場合が多い。慎重な対応が求められない刑事裁判においても、法律的な代理人を付けることができるのは7人中1人の被告人に過ぎないとの報告がある。被告人が原告側と直接対峙することを認めている制度は不適切である。刑事裁判において裁判に出廷する証人の割合は10%未満で、いくつかの裁判では1%に過ぎない。ある専門家によれば、証人が出廷する裁判は全体の1~5%に過ぎないという。多くの刑事裁判においては、検察官が証人の証言を読み上げ、被告人も弁護人もその内容に質問を投げかける機会を与えられていない。刑事裁判における証人の約95%が困難な状況にあることを理由に、または報復を恐れて裁判に出廷することを拒んでいる。刑事訴訟法は審理前における証人の発言は有罪のための唯一の根拠とはならないと定めているが、実際には有罪判決の裏付けにそうした発言が大いに活用されている。被告側弁護人は事件に関して政府が把握している証拠の開示を求めることができるが、証人に証言を強いたり、証拠開示手続きを命じることはできない。実際に審理前に最小限の情報しか入手することができず、しばしば被告側には審理に対する準備を行う機会が適切に与えられない。警察と検察はしばしば、法律が定める適正な手続きに関する規定を無視している。このため、本来死刑を適用するべきでない者に死刑が適用されるという実に酷い裁判結果が導き出される場合がある。」[2e] (第1節e)

(第13節：死刑も参照すること。)

## 弁護人に対する制約

10.07 CECCによる2009年の報告書には、「中国の報道機関は先頃、弁護人が参加して行われる刑事裁判は全体の30%未満に過ぎないと報じている。面談に応じ

た複数の弁護人は、場所によってこの割合は 10%から 20%にまで落ち込む場合があることを示唆した…。拘留されている容疑者や被告人に弁護人が付けられていても、弁護人との面会を阻む複数の障害が存在している」と記述されている。 [28a] (p102-103)

10.08 USSD による 2008 年の報告書には以下のように記述されている。

「不法な拘留、資格剥奪、脅迫、裁判における審理拒否、身体的な暴力など、政府側は数々の手段を用いて、政治的に慎重な対応が求められる事件の被告人の代理人となる弁護士の仕事を阻んでいる。法律には、被告人が偽証を行った場合、弁護人の責任が問われることがあると定められており、検察官と裁判官は偽証であるとの判断を下すための幅広い裁量権を持っている。慎重な対応が求められる事件では、弁護人は審理前に被告人に面会することができず、審理中に被告人と弁護人は言葉を交わすことはできない。」 [2e] (第 1 節 e)

10.09 2008 年 4 月付の報告書の中で、ヒューマン・ライツ・ウォッチは以下のように指摘している。

「中国の弁護士たちは今も、大きな障害に直面しながら権利が侵害された国民や通常の犯罪容疑者を弁護しなければならない。この報告書には、職務を遂行したことを理由に、弁護士たちがしばしば暴力、脅迫、脅し、監視、嫌がらせ、独断的な拘束、告訴、および弁護士資格の剥奪を受けていることが示されている。こうした事態は、特に政治的に慎重な対応が求められる事案において発生する。弁護士たちは脅しや攻撃を受けても、法律の執行機関が捜査の実施を拒否するため、状況の改善を望むことはできない。このように、法律の専門家に対する行為に関するアカウントビリティ（説明責任）が欠如した環境が作られているのである。」 [7h]

10.10 2009 年 1 月 15 日に発行された 2008 年に起きた出来事について扱う「2009 年度世界報告書」の中で、ヒューマン・ライツ・ウォッチは以下のように記述している。

「2008 年 3 月、弁護士法の改訂事項が公布された。これらの改訂事項には、弁護人が拘留されている依頼人に面会する権利を認めるなど、いくつかの改善点が含まれているが、こうした権利が侵害された場合における有意義な救済措置が規定されていない。中国最高人民検察院（公訴）の幹部は 4 月下旬、被告側弁護人が拘留中の容疑者に面会する権利は、『国家機密』に関わる事件には適用されないと伝えた。これらの改訂事項にはまた、弁護人が『国の安全保障を脅かす』発言を法廷で行うことを禁じる条項が含まれている。党と政府当局はしばしば、弁護人と依頼人の訴訟理由を結び付けて考えるため、弁護人は国による報復を受けやすく、法の支配を明確にするための努力ができない状況に追い込まれてしまうのである。」 [7i]

## 刑事訴訟法 (1997 年)

10.11 2005 年 2 月 28 日に発行された 2004 年の USSD の報告書には、以下のように記述されている。

「刑事訴訟法は多くの面で国際的な基準を満たしていない。例えば、拷問などの不法な手段で得られた証拠の利用に対する安全対策が不十分であり、審理前と審理後の長期にわたる拘留を禁止していない。上訴の手続きでは見直しが十分に行われず、被告人の権利が侵害された場合でも適切な救済措置が適用されない。さらに、法律には黙秘権、二重の危険に対する保護、および採用される証拠の種類に関する規定が存在しない。被告人が原告側と直接対峙することを認めている制度は不適切である。ある専門家によれば、証人が出廷する裁判は全体の1~5%に過ぎないという。このため、多くの刑事『裁判』においては、検察官が証人の証言を読み上げ、被告人も弁護人もその内容に質問を投げかける機会を与えられていない。被告人の弁護人は証人に証言するように強要する権限はない。事例証拠によれば、刑事訴訟法は均質的に遂行されておらず、特に政治的に慎重な対応が求められる事件ではその法律が完璧な形で遂行されることはない。」 [2] (第1節 a) [5h] (刑事訴訟法の本文)

## 国家安全保障法 (1993年)

10.12 中華人民共和国の国家安全保障法第4条には、以下の行為が国の安全保障を脅かすものと見なされ、法律に従って訴追の適用対象になると定められている。

- 1 「…政府の転覆、国の分裂、または社会主義体制の破壊を企てる行為
- 2 諜報活動を行う組織に加わること、または諜報活動を行う組織または諜報員から与えられた任務を受け入れること
- 3 国家機密を盗むこと、秘密裏に収集すること、買うこと、または不法に提供すること
- 4 国家公務員に裏切り行為をさせるために扇動すること、誘うこと、または賄賂を渡すこと
- 5 国の安全保障を脅かすその他の妨害工作を行うこと。」 [5g] (p2)

10.13 刑法第102条から第113条までに、国の安全保障を脅かす罪が規定されている。懲役3年から10年までの罰則の他に、刑事拘留、公的監視、および政治的権利の剥奪が定められている。犯罪の内容が特に重大である場合は、死刑が適用される場合がある(第113条を参照)。**[5i] (p18-20)**

## 二重の危険

10.14 刑法第8条から12条において、中華人民共和国の領土外で犯罪に関与した者が同国に戻ったときに再び裁判にかけられる状況が規定されている。

### 第8条

「中華人民共和国の領土外で同国および同国の国民に対しこの法律により懲役3年以上の刑の適用対象となる犯罪を行った外国人には、この法律を適用することができる。ただし、犯罪が行われた土地で施行される法律により処罰の適用対象とはならない場合はこの限りではない。

### 第9条

「この法律は、中華人民共和国が締約国であり、また加盟国の義務として裁判権を行使している国際条約に指定される犯罪に適用することができる。

#### 第 10 条

「中華人民共和国の領土外で犯罪を行い、この法律に従い刑事責任を負った者は、外国で裁判を受けた後もこの法律に従って処分される場合がある。ただし、外国で処罰をすでに受けた者は、処罰の適用を免れるか、減刑処分の対象となる場合がある。

#### 第 11 条

「外交特権と刑事免責を持つ外国人の刑事責任という問題は、外交ルートを通じて解決されるものとする。

#### 第 12 条

「中華人民共和国が建国された後、およびこの法律が実施される前に行われた行為が当時の法律に基づき犯罪とは見なされなかった場合、当時の法律が適用されるものとする。当時の法律に基づき犯罪であると見なされ、かつこの法律の一般条項第 V 章第 8 節の規定に基づき訴追されるべきであると判断される場合、当時の法律に従い刑事責任が問われるものとする。しかし、この法律に基づき犯罪とは見なされない場合、またはこの法律がより軽い刑罰を定めている場合、この法律が適用されるものとする。

「この法律が実施される前に当時の法律に従って下された有効な判断は効力を持ち続けるものとする。」 [5i] (p3)

#### 10.15 2005 年 7 月 15 日付の書簡の中で、FCO は以下のように記述している。

「外国で犯罪に関与し、その国ですでに処罰を受けている個人が中国においても処罰されることになる環境条件について規定はされていない。中国国内で注目を浴びる犯罪である場合、被害者が中国の有力者となつてつながりがある場合、政治問題に関わる犯罪である場合、または中国当局が見せしめのために利用したいと考える種類の犯罪である場合、中国当局はこうした措置を取る可能性が最も高い。北京にある英国大使館は、そうした事例について把握していない。外国で行った犯罪行為に関しての中国における二度目の処罰の適用からの『免責』が刑法に具体的に示されたことは、当局が通常の犯罪行為に対して二度目の起訴を行わないことを暗示している。」 [31g]

目次に戻る  
出典一覧に進む

## 逮捕と拘留 — 法律上の権利

11.01 刑法第 42 条には、「刑事拘留の期間は 1 ヶ月以上 6 ヶ月以下とする」と定められている。**[5i] (p8)** 刑事訴訟法第 58 条には、「中国最高人民検察院と公安機関により下される裁判を待つための保釈の期間は 12 ヶ月を超えないものとし、居住監視の期間は 6 ヶ月を超えないものとする」と定められている。**[5h] (第 VI 章)**

11.02 米議会中国問題執行委員会 (CECC) は 2009 年 10 月 10 日付の「2009 年度年次報告書」の中で、以下のように記述している。

「中国で行われている独断的な拘束には、秘密裏に設置された闇監獄 (hei jianyu)、『軟禁』 (不法な自宅監禁の一形態)、および医療的な処置を目的としない精神病院への独断的な監禁など、様々な形態の超法規的な拘留が含まれる。別の形態の超法規的な拘留として、『双規 (二つの規定、または二重の指定)』がある。この手段は、党が汚職への関与が疑われる政府職員をはじめとする党員を対象に捜査を実施するときに利用される。独断的な拘留には、労働教養など、様々な形態の超法規的な行政拘禁が含まれる。」 **[28a] (p94)**

11.03 2008 年 12 月 12 日、国連拷問禁止委員会は結論的な見解の中で以下のように説明している。

「…委員会は以下に示すように、拘留されている者が法律による保護を受けていないことに懸念を表明している。

(a) 被拘留者が迅速に裁判官の下に出頭させられておらず、この結果、容疑をかけられないまま 37 日間、あるいはそれ以上の期間、拘留された状態となっている。

(b) すべての被拘留者を組織的に登録する制度が存在せず、審理前の拘留期間も正しく記録されていない。

(c) 弁護士や独立した医師との面会が制限され、家族と面会する権利をはじめとする諸々の権利について拘留時に伝えられていない。

(d) 起訴を裏付ける一般的な証拠として依然として自白が重要視されているため、容疑者に対し拷問や虐待が安易に行われる環境が形成されている。

(e) 被拘留者が置かれている状況を効果的に監視する独立した機構が存在していない。」 **[32a]**

11.04 米国国務省が 2009 年 2 月 25 日に発行した「2008 年の人権問題に関する報告書」 (USSD による 2008 年の報告書) には、以下のように記述されている。

「独断的な逮捕および拘留が依然として深刻な問題となっている。法律は警察と公安機関に対し、逮捕することも容疑をかけることもなしに人を拘留する権限を与えている…。拘留した後、検察は裁判所の許可を得ることなく正式な逮捕を承認することができる。法律によれば、通常の刑事事件で警察は一方的に最長で 37 日間、人を拘留し、その後その人物を釈放するか、正式に逮捕することができる。容疑者が逮捕された後、公安機関が事件の捜査を進める間、法律は警察と検察に対し容疑者を最長で 7 ヶ月間拘留することを認めている。公安機関が事件について起訴を行うか検察院に判断を仰ぐ場合、拘留期間をさらに 45 日間延ばすことが認められている。容疑者が起訴された場合、当局は起

訴から審理が始まるまでの間、さらに 45 日間にわたり容疑者を拘留することができる。しかし実際には、法律が定める期間を超えて警察が容疑者を拘留する場合がある。また、捜査機関や検察官が拘留機関の延長を繰り返し求め、最終的に審理前の拘留機関が 1 年以上にも及ぶ場合もある。刑事訴訟法は、正式な起訴を受ける前に被拘留者が弁護士と面会することを認めているが、警察によりそうした権利が制限される場合がある。」 [2e] (第 1 節 d)

11.05 同情報源には、以下のようにも記述されている。

「拘留された刑事事件の容疑者、被告、被告の法定代理人、および近親者は保釈を申請することができる。しかし実際には、裁判が行われるまでの間、保釈が認められる容疑者はほとんどいない。政府は外部との連絡が遮断された状態の拘留を行っている。法律は、容疑者を拘留したら 24 時間以内に容疑者の家族にその旨を伝えるように求めているが、政治的に慎重な対応が求められる事案では容疑者の拘留が長期間にわたり伝えられない場合が多い。例外的には、事件の『捜査に障害を来す』ことを考慮し、政府職員は拘留の事実を伝えることが求められる。警察は、近親者のいない容疑者に対してより厳しい扱いをすることがある。拘留を受けてもその事実が誰にも知らされないか、かなり後になって知らされたとの報告が数多く存在する。」 [2e] (第 1 節 d)

11.06 USSD による 2008 年の報告書には、以下のようにも記述されている。

「この年、人権活動家、ジャーナリスト、登録されていない宗教家、および元政治犯とその家族は、独断的な拘留または逮捕の対象になった。反体制分子、元政治犯、政治犯の家族、嘆願者、秘密宗教の関係者、および政治的な影響力を持つと考えられる人物に対し、政府は超法規的な処罰としての自宅軟禁、および規制措置の適用を続けた。自宅軟禁には様々な厳しさの度合いが存在しているが、施錠され、警備が配置された状態で自宅やその他の場所に閉じ込められる場合もある。24 時間監視された状態での軟禁もあるが、軟禁されている者は仕事や用事のために家を離れることを時として許される場合もある。自宅軟禁されている者が外出するときは、警察の監視者の車両を使用することが求められる場合がある。軟禁されている者は、外出している間も常にではないが監視下に置かれることになる。場合によっては、公安職員が外から監視するのではなく、自宅の中に滞在して監視することもある。」 [2e] (第 1 節 d)

11.07 2006 年 5 月 12 日、アムネスティ・インターナショナルは、2006 年 3 月 1 日に施行された治安行政処罰法 (POAPL) が自由を奪われた人々のためのより大きな法律的な保護を提供することを目的に作られていると指摘した。しかし、アムネスティ・インターナショナルは「…POAPL が公正な裁判に関する国際的な規準を満たしていない可能性があるとして懸念を示している。」 [6o] (p1) 同情報源には、さらに以下のように記述されている。

「アムネスティ・インターナショナルは以前より、中国の法律では多くの犯罪行為が曖昧に定義され、表現の自由、集会の自由、および結社の自由を含む基本的人権を平和的に遂行した個人の拘束を暗に認める表現となっていることに懸念を抱いている…。POAPL において詳細に示される治安に関連した数多くの違法行為は明確に定義されていないため、警察は人々の表現、集会、および結社の自由といった権利を侵害し、潜在的に彼らを自由に拘束する権限が与

えられている。こうした違法行為には、『風評の流布』（第 25 条）、『紛争の誘発』（第 26 条）、および『不法な集会、行進、またはデモの扇動あるいは画策』（第 55 条）が含まれる。これらの規定はこれまでに、嘆願者や人権擁護者を含む基本的人権を平和的に行使した数多くの人々を独断的に拘束するために日常的に利用されてきた。」 [6o] (p3)

(第 12 節：行政拘禁／強制労働収容所)も参照すること。)

## 逮捕令状

11.08 刑事訴訟法第 123 条には、以下のように規定されている。

「逮捕されるべき犯罪の容疑者が逃亡者である場合、公安機関は指名手配をして、逮捕と起訴に向けた効果的な措置を取ることができる。いかなる階層の公安機関も、管轄地域内であれば直接、指名手配を出すことができる。彼らは適切な権限を持つ上位の機関に対し、管轄地域外でも指名手配を出すことを求めることができる。」 [5h] (第 8 節)

11.09 数々の情報源から得た情報に基づき、カナダ移民難民委員会 (IRB) は 2004 年 6 月 1 日に以下のように報告している。

「…中国では、警察機関が家族（または一般的にはないが、親しい友人）に召喚状を渡し、これを召喚状に記載される名前の者に手渡すように指示することは一般的である。召喚状を受け取った者は、受領の署名をすることになる。実際には、これは適切な手順とは言えない。しかし、特に召喚状に記載される名前の者の居所が分からない場合に、こうした方法が取られるのが一般的である…。警察官によっては適切な手順に精通しておらず、こうした方法で問題がないと考えている可能性がある（あるいは、任務の遂行に熱心でなく、警察に頼まれたことはやらなければならないという一般市民の脅迫観念を利用しようとする警察官もいる）（2004 年 4 月 23 日）。」 [3r]

## 指名手配者のポスター

11.10 2005 年 11 月 16 日、当局の公認を受けている *China Daily* 紙は、米国で行われているように、河南省の警察が指名手配されている者の情報を記載したトランプの発行を始めたと報じた。 [14c]

11.11 出身国情報 (COI) サービスにより提起された一連の質問に、北京の英国大使館に拠点を置く重要組織犯罪局 (SOCA) の海外渉外担当者は 2006 年 4 月 10 日に以下のように回答している。

「1) 公安部 (MPS) は指名手配者のポスターを使用しているか?

A) 省の警察部隊 (公安局 - PSB) が使用している。

2) 指名手配者のポスターの使用はどの程度広まっているか?

A) かなり広まっている。彼らはポスターを公式ウェブサイト、紙面、公共の場所 (空港、鉄道の駅やバスの停留所、公的機関の建物など) に『掲載している』。また、MPS や他の PSB の組織内でも回覧している。しかし、指名手配者の数が多いため、『指名手配されたすべての容疑者』が掲載さ

れているわけではなく、より『重要性の高い者のみ』が選ばれて掲載されている。

- 3) こうした文書はどの程度容易に偽造ができるとお考えか？
- A) 公正を期して言うのであれば、中国国内で発行されるすべての公文書と同様に、至って簡単に偽造することができると思う。
- 4) 汚職に手を染めた警察官から、『真正の』文書を入手することは可能か？
- (A) 可能である。
- 5) 書式は省によって異なるのか？ それとも標準の書式が存在するのか？
- A) 多くの省では国が定める標準の書式を使用して指名手配者のポスターを発行している。その書式には、写真 [入手できた場合]、容疑者の個人情報、および不法行為の詳細と連絡先が掲載される。」 [31k]

- 11.12 2004年3月26日に、カナダ移民難民委員会 (IRB) は、以下のように報告している。

「ある省の [PSB] が別の省で容疑者の逮捕を希望する場合、[PSB] は必要となる『Ju Liu Zheng (『拘束令状』)』または『Dibu Zheng (『逮捕令状』)』を別の省や地域で逮捕が行われる前に発行しなければならない。逮捕を希望する省の [PSB] 警察官は、逮捕を執行する省の [PSB] 警察官の護衛と支援を受ける (『警察の手続き』第 314 節) (2004年3月19日)。」 [3x] (刑事司法を専攻する教授、およびアジア警察研究学会の理事長により提供された情報に基づく)

### 逮捕への抵抗／公務員への暴力

- 11.13 刑法第 277 条は、公務員への暴力に対する罰則を定めている。この条項には、「暴力を使うか、脅しを行うことで公務員が公務を執行することを妨害する者は、3年以下の懲役、刑事拘留または管理、あるいは罰金刑に処す」と規定されている。 [5i] (p58)
- 11.14 2005年10月8日、当局の公認を受けている *People's Daily* 紙は、中国では警察官に対する暴力が日常的に起きようになっていると報じている。公安部の統計データによると、2005年の前半だけで公務を執行中の警官 23 名が殺害され、1,803 名が負傷している。 [12p]

### 軽犯罪に対する処罰

- 11.15 2005年10月付の *Restorative Justice* (修復的司法) に掲載された「中国の刑事司法制度における修復的司法の監査」と題する論文の中で、Xinzhou Zhang 氏は以下のように記述している。

「中国の刑事司法制度は懲罰と報復を目的としたものであると、国際的には理解されているようだ。不法行為を働いた者は、多くの場合、刑事処罰を免れることはできないが、中国ではすべての逸脱行為が刑事犯罪となるわけではない。不法行為は、法律違反 (wei fa) と犯罪 (fan zui) という二つの範疇に分類される。刑法は、極めて重大な違法行為を行った者に適用される。それ以外の者は、治安管理条例 (SAPR) か労働教養 (RTL) の適用対象となる。SARP

に基づく処罰として、警告、最高 200 人民元までの罰金、および 15 日間の拘留がある。RTL が適用される場合の期間は通常、1 年から 3 年となり、特別な状況下では期間が最大 4 年となる。SARP と RTL による処罰は、裁判なしで警察が決定する行政命令に基づいて適用される。RTL は行政的な制裁であると考えられているが、いくつかの刑よりも重い場合があるため論争の的になっている。」 [78a] (p20)

(第 12 節：[行政拘禁／強制労働収容所](#)も参照すること。

[目次に戻る](#)  
[出典一覧に進む](#)

## 刑務所の環境

- 12.01 2008年1月10日付の報告書の中で、労改基金会（Laogai Research Foundation）は以下のように記述している。

「中国の共産主義政権のプロパガンダを行う政府直属の通信社である新華社は近頃、全国の刑務所行政の改革を目的とした司法部の取り組みについて大げさに宣伝している。この計画の主な柱となるのは、刑務所施設の環境改善と『共同体矯正』制度の拡張で、これにより暴力を伴わない軽微な法律違反者は地元の共同体に帰還するための支援を受けることができる。施設の環境改善と、法律違反者の地元への帰還支援の充実は歓迎すべき改善点であるが、こうした改革は、思想改造と強制労働という労改制度を特徴付ける人権抑圧という最も明白で重要な問題を改めることはもちろん、そうした問題の存在すら認めていない。思想改造、または『再教育』は、共産主義体制に対して敵対的であると見なされる分子の息の根を止める道具として刑務所で今も使われている。毛沢東が支配していた時代に一般的に行われていた政治研修は今も行われていないが、犯罪に関する自白の強要、政治的および宗教的な信念の放棄、および他の受刑者からの圧力、辱め、拷問、および虐待にさらされる可能性のある再教育など、政治的な反対意見や自由に行われている信仰活動を抑圧するために他の方策が取られている。受刑者を根本的に洗脳することは、彼らが刑務所の外にいるときと同様に、彼らの基本的な権利を侵害することになる…。思想改造よりも強制労働が、中国における刑務所運営を支える基本原理であり続けている。受刑者は毎日長時間にわたり単調で過酷な労働に従事することを強いられ、こうした作業は多くの場合、危険を伴うものであり、彼らの健康にも危険をもたらしている。受刑者は報酬をほとんど受けていないか、全く受けておらず、粗末な食事が与えられるだけである。また彼らは、適切な安全具が与えられることもない。」 [35b]

- 12.02 特別報告者が2006年3月10日に発行した、拷問とその他の残虐な、非人道的な、または人としての尊厳を踏みにじる処遇や処罰に関する報告書の中で、以下のように記述されている。

「特別報告者は合計で10の拘留施設を訪問した…。食事、医療、衛生状態などの基本的な条件に関して言えば、個々の条件に違いが見られたものの、総体的に満足のできる水準であることが分かった。しかし、特別報告者は被拘留者に話しかえる際に明らかな恐怖を感じたという。様々な施設で被拘留者に課されている厳格な規則が彼にも課せられたのである。いくつもの監房に入ったが、彼が必ずそこで目にしたのはすべての被拘留者がマットレスの上であぐらをかき、強制された同様の体勢でCL [刑法] や刑務所の規則を読みふける姿だった。特に審理前の拘留施設に拘留されていた者の話では、そうした強制的な再教育はほぼ一日中続けられるという…。長期間にわたり懲役刑を受けていても、政治犯の受刑者は通常、労働を行う権利も娯楽の時間も与えられない。彼らは宗教を実践することも許されない（チベットでは仏教、新疆ではイスラム教）。」 [32b] (p19)

- 12.03 2008年12月12日付の結論的な見解において、国連拷問禁止委員会は以下のように記述している。

「委員会は刑務所の拘留条件に関して締約国から情報を得る一方で、拷問や虐待行為に関連したと思われる数多くの死亡事件を含む施設での虐待行為の報告、およびそうした施設での虐待行為や死亡事件について捜査が行われない事実について憂慮している。委員会は、拷問という問題に関して調査する特別報告者が訪問した施設における医療サービスは総じて十分な水準にあったと指摘する一方で、麻薬常習者や HIV/AIDS 患者などへの医療サービスがないとの新たな情報に懸念を示し、被拘留者の健康状態に関する統計データが存在しないことを憂慮している。」 [32a]

- 12.04 2009年2月25日に発行された米国国務省の「2008年の人権問題に関する国別報告書」(USSDによる2008年の報告書)には、以下のように記述されている。

「政治犯および一般の犯罪者を収容する刑務所の環境条件は、一般的に過酷であり、しばしば人としての尊厳を損なうものである。受刑者と被拘留者はしばしば、衛生状態が劣悪で過密な状態の監房に収容されている。いくつかの地域では、刑務所の収容能力が大きな問題になりつつある。支給される食事も多くの場合、不適切かつ劣悪な品質であり、多くの被拘留者は親族が差し入れる補助食品や医薬品に頼っている。高名な反体制活動家たちの中には、そうした差し入れも受けることが許されていない者がいる。刑務所やRTLに収容されている者の多くは、最低限の報酬を受けるか、報酬を全く受けずに労働に従事することを強いられている。受刑者たちは刑務所に直結した施設で労働に従事する場合と、刑務所とは関係のない一般企業で契約の下、働く場合とがある。以前に刑務所に収監されていた者は、労働を拒否する受刑者たちは暴行を受けていたと証言している。施設とその運営者は、受刑者たちの労働から利益を得ていた…。受刑者は迅速に医療サービスを受ける権利を有すると公式に保証されているにもかかわらず、受刑者のための適切かつ適時の医療サービスは深刻な問題であり続けている…。この年の末の時点で、深刻な健康問題を抱えた受刑者が数多く収監された状態にある。刑務所の職員はしばしば、罪状を認めることを拒む者から、外部の食品を買うこと、電話をかけること、親族の訪問を受けることなどの特権を奪っている…。各政治犯は別の政治犯と接触しないように、個別に一般の犯罪者のいる監房に収監されている。看守は政治犯に暴行を加えるように、他の者を扇動することもある。新しい受刑者や罪状を認めることを拒む者は、特に暴行の対象となりやすい。」 [2e] (第1節c)

- 12.05 同情報源はさらに、「政府は通常、刑務所やRTLの施設が独立して監視を行うことを認めておらず、受刑者たちは地元の、および国際的な人権擁護団体、報道機関、および赤十字国際委員会(ICRC)に接触することができない状態にある」と伝えている。また、「いくつかの拘留施設では政敵および身体的な虐待行為と強要が起きている」とも記述されている。 [2e] (第1節c)

- 12.06 2009年4月2日、BBCは、中国が3ヶ月間にわたる受刑者の「不審死を根絶する」ためのキャンペーンを開始したと伝えた。この記事には、「このキャンペーンは、近年、警察の収監施設に収監されていた者が5人以上死亡した後に行われるものである。国連拷問禁止委員会は最近、中国で受刑者に対する虐待行為が日常的に広く行われていることを裏付ける証拠があると伝えた。このキャンペーンの開始は、中国は受刑者たちが常に適切な待遇を受けているとは限

らないことを認めていることを示しているようである」と記されている。[9y]  
2009年4月13日、*The Telegraph* は以下のように報じている。

「[4月13日] 月曜日、中国は人権に関する初めての『行動計画』を発表した…。経済的および社会的な権利を重視しているものの、受刑者が『かくれんぼをやって』死亡した事件など、中国の刑務所で起きた複数の『事故』に対する一般国民の抗議の声を受けて、報告では受刑者に対する虐待行為にさらなる対策を適用するとの約束が示された。国民が抱くこうした懸念に応える形で、この計画では被拘留者と尋問者の間に物理的な障壁を設けること、および被拘留者が尋問を受ける前と後に健康診断を実施することが求められている。」  
[25c]

### 精神疾患向け拘留施設（ANKANG 施設）

- 12.07 2005年11月にヒューマン・ライツ・ウォッチが発行した「中国：警察が運営する精神病院で残忍な処遇を受ける政治犯、悪名高い Ankang 収容施設の目撃者の証言」と題する報告書の中に、以下のように記述されている。

「[1992年6月に拘束された] Wang Wanxing 氏は、1980年代以降警察が運営する精神病院に拘留された3,000人以上と見積られる政治犯のうち、悪名高い Ankang 施設から釈放されたことで知られる最初の元受刑者である。現在彼は、中国を離れ、自身の経験について語ることのできる立場にある。しかし、Wang 氏によれば、彼がドイツに向う飛行機に搭乗する前に北京の Ankang の職員に、『施設での経験を口外したら、お前を再び捕まえて施設に連れ戻してやる』と言われたという…。Wang 氏はヒューマン・ライツ・ウォッチに北京の Ankang 施設の環境条件、および他の被収容者が受けていた仕打ちについて話した…。Wang 氏によれば、患者が患者に対して行う暴力は酷いものだったという。彼はしばしば、突如としたいわれのない他の被収容者からの攻撃を避けるため、一晩中起きていることを余儀なくされたという。」 [7d] (p1)

- 12.08 この報告書にはさらに、「1992年6月に Wang 氏が初めて拘束を受けて以来、中国当局は一貫して彼が『妄想性精神病』あるいは『政治的偏執狂』であると主張してきた。ちなみに後者の病名は、精神疾患として国際的に認知された疾患の一覧には存在しない」と記述されている。[7d] (p2) 同報告書は、さらに以下のように指摘している。

「北京の Ankang の医師と看護師を含む全職員は公安局の常勤職員で、すべての被収容者は重度の精神疾患の影響で不法行為を行ったため拘束された者であるとされる。中国には現在、精神疾患の影響で犯罪を行った者のための Ankang 施設が 25 存在する。政府は最終的に、人口が 100 万人以上の都市に Ankang 施設を 1 つずつ建設する計画である。中国国内には、人口 100 万人以上の年が 70 以上存在する…。警備が厳重なこれらの施設の中に入ることができた外国のオブザーバーはごく少数である。例えば 1987 年には、WHO が率いる派遣団が天津市の Ankang を短時間にわたり訪問した。しかし、これらの施設の大部分は立入禁止区域となっており、中国人を含む外部の者が中に入ることにはできない。唯一の裁判官および陪審員としての役割を持つ公安局の判断により Ankang 施設に強制的に収監される。収監された者には上訴を行う権利も、医療検診を定期的に受ける権利も与えられない。中国当局によれば、

Ankang 施設での平均の拘留期間は 5 年であるという。20 年以上拘留されている者も数多い。Wang Wanxing 氏によれば、北京の Ankang には 30 年や 40 年という長い期間にわたり拘留されていた者もいたという。」 [7d] (p3-4)

- 12.09 2006 年 3 月 17 日にヒューマン・ライツ・ウォッチが報告しているように、2006 年 1 月 3 日と 4 日に精神科医が Wang 氏の検査を行い、彼が精神病院に収容される医学的な根拠は存在しないと結論付けた。 [7e]

「外国の研究者によれば、中国国内には公安部 (MPS) が直接的に運営管理する Ankang 施設 (精神疾患が原因で犯罪者となった者を収容する警備が厳重な精神病院) が 20 存在するという。政治活動家、秘密宗教の信者、政府に対し何度も嘆願を行った者、活動が禁止されている中国民主党 (CDP)、および法輪功の信徒たちも精神疾患を持つ者たちと共に収容されており、精神疾患であるとの公安当局者の決断に異議を唱える術を持っていない。これらの病院の患者は、自分たちの意思に反して医薬品を投与され、電気ショック治療を強制的に受けている。Ankang 施設への収容を決断するための明確な規定が存在しているわけではない。行政拘禁が言い渡された活動家も、ベッドやその他の器具に数日間にわたり拘束され、殴打され、強制的に注射を打たれ、医薬品を投与され、食事も与えられず、トイレの使用も許されなかったと証言している。」 [2e] (第 1 節 c)

- 12.10 *The Guardian* は 2008 年 12 月 8 日付の報告の中で以下のように記述している。

「18 人以上の告発者が自分たちの意思に反して山東省の精神病院に拘留されたとの声上がる中、ある著名な専門家が、中国の地方の職員は批判の声を抑えるために精神病院への強制的な収容をしばしば行っているようであると発言した。調査報道を行うことでよく知られている *Beijing News* によれば、新泰市の当局が警察の暴力から財産に関する紛争までに至る苦情を訴えた人々を精神病院に収容したという。そのうちの数名は、医薬品を強制的に投与されているという。『90 年代初期まで、正当な理由なく人々を精神医療施設に強制的に送り込むという方法は、警察が反政府活動家に対し主として行っていた』と、『中国で行われている精神的異端審問：1949 年以降の中国における反政府的な思想、精神医学、および法律』の著者であるロビン・ムンロー (Robin Munro) 氏は語っている。『しかし最近では、異なる傾向が現れている。そうした種類の人々ではなく、汚職の存在を暴露する嘆願者や内部告発者、あるいは執拗な告発者が標的となりつつあるのだ…。秘密裏に人々の声を抑えるための方法なのである。説明責任もなく、過失を問われることもない。国の職員に突きつけられた証拠と一緒に人々を闇に葬り去ることができる。』警察、または民間の精神科医によって精神疾患であるとの認定を受ければ、患者は法律で定められた権利を失い、無期限に拘留されてしまう可能性がある。ムンロー氏は、こうした方法がどれほど広く適用されているかは分からないが、当局がこの方法を適用する機会は増えているようである。」 [41i]

## 行政拘禁／強制労働収容所

### 労働教養 (RTL)

- 12.11 米議会中国問題執行委員会（CECC）は2009年10月10日に発行した「2009年度年次報告書」の中で、以下のように指摘している。

「労働教養（RTL）という制度は、司法制度とPRCの刑事訴訟法（CPL）の枠組みの外で機能している。この制度は、法律の執行官に中国国民をRTLの施設に収容する権限を与える行政処罰である。これにより、法律の執行官は初期の拘留期間を3年間以下に設定し、その後拘留期間を最長1年間延ばすことができる。非政府組織の中国人権擁護団体（Chinese Human Rights Defenders）によれば、公安局は『個人をRTL施設に送致するプロセス全体を管理し』、RTLはしばしば反政府活動家、嘆願者、法輪功の信徒、および政府が承認していない宗教団体に所属する信者などを処罰する目的でしばしば利用されているという。今年のはじめ、香港大学の法学部長を務める傅華伶（Fu Hualing）教授は、『政治的な統制と迫害を行うための手段としてRTLが広く利用されている』と書いている。2009年2月に開かれた国連人権理事会の『中国政府による人権問題への取り組みに関して定期的に実施する国際な検討会』で、中国政府は現在のところ国内に320のRTLを保有し、約19万人を収容していると報告した。」 [28a] (p99)

- 12.12 2009年2月5日付のAsiaNewsは以下のように報じている。

「…毎年、数十万人に上る中国国民が容疑もかけられず、裁判も受けず、上訴も行うことがないまま強制労働施設に収容されている。このように、中国は独断的な拘留が世界で最も頻繁に行われる国なのである。『労働教養』という制度では、『軽犯罪』を行った者に対し警察が最長で4年間の懲役刑を科すことができる。これらの罪には麻薬の使用や売春だけでなく、嘆願を行うこと、人権の擁護、秘密のキリスト教系コミュニティ、イスラム教系コミュニティ、法輪功などの違法な宗教団体に加入することが含まれる。『労働教養』は、労働を介した矯正という意味の『労改』という制度に類似している。唯一の違いは、『労改』の適用には裁判所による正式な判決が必要である一方、『労働教養』は警察により扱われる『行政』事項の一つなのである。両者の環境条件はあらゆる面で類似している。証言を聞けば…拷問、警察官やカポ（警備員の指示を受けた他の被拘留者）による暴力、1日20時間に及ぶ労働、差し押さえられたわずかな報酬、毒物を扱うような危険を状況での労働、粗末な食事、不衛生な環境、緊急の場合のみに提供される医療サービス、家族との面会の禁止など、被拘留者の日々の苦しみが目に浮かぶ。毎年信頼性の高い統計データを発行している労改基金会は、2008年6月の時点で50万人から200万人が319の労働教養施設に収容されていると報告している。収容されている者のうち、10%は政治犯である。」 [58g]

- 12.13 アムネスティ・インターナショナルは、2007年10月8日付の報告書の中で以下のように報告している。

「行政拘禁とは、容疑をかけることも、裁判を行うこともなく処罰を目的に中国国内で警察により課せられる拘留の諸形態を指す。中国において最も一般的に適用されているそうした措置の一つとして、労働教養がある。この措置は、刑法で処罰するほど重大ではないと見なされる様々な軽犯罪について最長4年間適用される…。2006年5月、北京市当局はオリンピックの開催を前に、違法と見なされる行為を取り締り、市の『浄化』に取り組む目的で労働教養の

適用期間を延長する意向を示した。中国国内の労働教養の施設には数十万人の人々が拘留され、その多くは過酷な環境下に置かれていると思われる。これらの被拘留者の中には軽犯罪を行った者、政府を批判した者、あるいは禁止された宗教の信徒が含まれている。労働教養が課せられた者は、刑務所の受刑者に課せられる強制労働に類似した方法で、『再教育』の一環として長時間にわたり労働に従事することが強いられる。被拘留者たちは自身の『不法な行い』、または判決に対して上訴しようとする考えを撤回しなければ、拷問や虐待を受ける可能性が高い。」 [6i]

- 12.14 2006年3月10日に発行された拷問およびその他の残虐な、非人道的な、または人としての尊厳を踏みにじる処遇や処罰に関する特別報告者の報告書には、以下のように記述されている。

「労働教養 (RTL) は、行政拘禁の一形態である。RTL の制度を支える法律は存在しない。それどころか、規定の枠組みは、全国人民代表大会のみ、または場合によっては常務委員会が中国国民の自由を剥奪することに関連した事項についての法案を成立させることができるとした 2000 年の立法法に反して複数の行政規則を寄せ集めとして作られている。1982 年の規定第 10 条には、6 つの範疇に該当する軽犯罪者は刑事制裁の対象とはならないと定められている。これら 6 つの範疇とは、反革命分子または共産党や社会主義に反対する分子、殺人、強盗、レイプ、または放火という集団犯罪に関わる軽微な不法行為を犯す者、フリーガン行為、売春、窃盗、詐欺といった軽微な不法行為を犯す者、喧嘩、社会秩序の混乱、または暴動の扇動を行うために集まる者、仕事を持つが就労を繰り返し拒絶し、職場の規律を乱し、際限なく不満を主張し、また生産の秩序、仕事の秩序、学校や研究施設の秩序、および人々の日常生活を乱す者、および犯罪を行うように他者を扇動する者である。RTL の期間は 1 年から 3 年の間と定められているが、1 年間延長される場合がある。RTL の適用の決定は、民事局、公安局、および労働局の職員により構成される。しかし実際には、公安局の職員が意思決定のプロセスを司っている。」 [32b] (p11)

- 12.15 2008 年の USSD の報告書には、以下のように指摘されている。

「RTL の施設など、行政拘禁のための施設の環境条件は刑務所のそれと類似している。行政拘禁と RTL の施設では、暴行による死者が発生している…。法律は、労働教養委員会と呼ばれる司法制度の枠組みには含まれない委員会が裁判を行うことなく、人々を RTL の施設に送致したり、その他の行政拘禁のプログラムを適用することを認めている。労働教養委員会は刑期を最長で 1 年間延ばす権限を有している。被告人は行政訴訟法に基づき RTL の適用に異議を申し立て、刑期の減刑または保留を訴えることができる。しかし、上訴を行って訴えが聞き入れられることは稀である…。RTL の施設に拘留された常習犯に適用される『服役中の雇用』制度に基づき、当局は刑期を終えた者に対して自宅に戻ることを認めない場合がある。釈放、または仮釈放された受刑者が自宅に戻っても、移動の自由が認められない場合もある。」 [2e] (第 1 節 c、第 1 節 d、および第 2 節 d)

### その他の形態の行政拘禁

12.16 アムネスティ・インターナショナルは 2007 年 10 月 8 日付の報告書の中で、他の 2 つの形態の行政拘留について言及している。

「3 ヶ月から 6 ヶ月の期間にわたり麻薬中毒者とされる者を処罰する目的で、しばしば過酷な環境で行われる強制的な薬物中毒者向けリハビリ制度。オリンピックの開催を前に、北京警察は麻薬中毒者の更生をさせるため、この期間を 1 年に延長する意向を示した。

• 売春を行った者とその客を処罰する目的で、6 ヶ月から 2 年にわたり適用される拘留と教育のための制度。」 [6i]

12.17 2008 年の USSD による報告書には、以下のようにも記述されている。

「他の多くの者に、『拘留と教育』（売春に従事した女性と売春を教唆した者を対象とする）と『拘留と研修』（犯罪を行った未成年者を対象とする）として知られる [労働教養に] 類似した形態の行政拘留が適用されている。政治活動家を脅し、公衆のデモを行わせないために、行政拘留が適用されている。6 月 4 日、Chen Lianqing 氏は彼の父親の殺害事件の捜査を求めて北京の当局に嘆願を行う間、拘束された。彼はその後、RTL に送致された。当局は、特別再教育施設を利用し、RTL の期間を終了した法輪功の信徒たちの拘留期間を延長している。」 [2e] (第 1 節 d)

12.18 アイアン・ジョンソン (Ian Johnson) は彼の著作『Wild Grass (野草)』（2004 年）の中で、法輪功の信徒たちは自治会が運営する仮の刑務所に拘留されることがあると説明している。自治会の事務所にある一人部屋が使用されるが、通常の拘留施設と同等のセキュリティは確保されない。 [50f] (p196, 218-219)

12.19 行政処罰法第 8 条は、以下のように規定している。

「行政処罰には、以下の種類が存在する。

- 1 懲戒警告
- 2 罰金
- 3 不法利得の没収、不法に所持された財産または価値のある物品の没収
- 4 製造または取引の中止命令
- 5 許可の一時的な停止または取り消し、またはライセンスの一時的な停止または取り消し
- 6 行政拘留
- 7 法律、行政規則および規定が定めるもの」 [5p] (p2)

12.20 第 9 条には、「法律により様々な種類の行政処罰を定めることができる。人の自由の規制を含む行政処罰は、法律によってのみ定められるものとする」と規定されている。 [5p] (p2)

目次に戻る  
出典一覧に進む

## 死刑

13.01 刑法第 48 条には、以下のように規定されている。

「死刑は、極めて凶悪な犯罪を行う者に対してのみ適用される。死刑に処すべきであるが、直ちに死刑を執行する必要性がない犯罪分子については、死刑を科すと同時に 2 年間の執行猶予期間を言い渡すことができる。最高人民法院が法律に従って下す判決を除き、すべての死刑判決は最高人民法院に提出され、承認を受けなければならない。執行猶予付きの死刑は、高等人民法院にて決定されるか、承認を受けることができる。」 [5i] (p8)

13.02 2005 年夏季版の *China Review* 誌にて、ロジャー・フッド (Roger Hood) 氏は以下のように記述している。

「1997 年の刑法は、死刑の適用に関する条項の内容を、『極めて悪意に満ちた犯罪分子のみに適用する』から『最も深刻な犯罪分子にのみ適用する』に変更したが、『極めて深刻な』という表現について定義されていない…。1997 年の法律は、死刑の適用対象となる重罪として、国家の安全保障を危険にさらす 7 つの犯罪、治安を危険にさらす 14 の犯罪、社会主義市場経済の土台を破壊する 16 の犯罪、国民の人権と民主主義的な権利を蹂躪する 5 つの犯罪、財産を侵害する 2 つの犯罪、社会行政の秩序を乱す 8 つの犯罪、国防の利益を危険にさらす 2 つの犯罪、汚職と贈収賄に関する 2 つの犯罪、および軍人による任務違反に関わる 12 の犯罪を規定している…。しかし、1979 年の刑法が公布されて以降、個別の法律が成立して他の多くの犯罪に関する規定が追加され、死刑の適用が正当化されたが、新しい刑法は窃盗と故意の障害に対する死刑の適用に制約を課すことで死刑の適用を誘発する犯罪の数をある程度減らした。」 [77a]

## 執行猶予付きの死刑

13.03 2005 年夏季版の *China Review* 誌の中で、ロジャー・フッド (Roger Hood) 氏は以下のように報告している。

「執行猶予付きの死刑という刑罰は中国に固有のものであり、これが理想的な方法で適用されているとは到底言い難い。元々、執行猶予付きの死刑は、直ちに死刑を執行することが必要でないと考えられる場合に適用されるものである。しかし、特定の犯罪について、裁判所は情状酌量の法的な根拠がある場合にこの刑罰を適用することができる。『厳打』という犯罪撲滅運動の間、『根本的に明らかである事実と根本的に十分である証拠』の原則に基づき判決が下されている。このため、事実や証拠に疑いがある場合、誤審を避ける目的で執行猶予付きの死刑がしばしば適用されている。しかし、この手続きは無実推定の原則に反している。」 [77a]

## 死刑の執行件数

13.04 2009 年 5 月にアムネスティ・インターナショナルが発行した「2009 年度の中国に関する報告書」には、「アムネスティ・インターナショナルは、[2008] 年の間に…7,000 件の死刑判決が言い渡され、1,700 件の死刑が執行されたと

見積っている。しかし、当局は死刑判決と死刑執行に関する国のデータを公表することを拒否しており、実際の数は間違いなくそれらを上回っていると思われる。[2008年]12月、中国は死刑の一時停止を世界に求める国連総会の決議に反対する票を投じた」と指摘されている。[6b]

- 13.05 CECCの「2009年度報告書」には、「2008年5月初旬、最高人民法院（SPC）はSPCによる死刑の見直しが復活した最初の年である2007年に下された死刑の数が2006年と比較して30%減少したと伝えた」と記述されている。[28a] (p108) 2009年3月24日、は、*The Guardian*「昨年、世界で執行された死刑の数が著しく増えた。その件数のうち4分の3は中国国内で執行されたものである…。2008年には世界で2,390件の死刑が執行され、そのうちの1,718件、すなわち72%は中国国内で執行されている」と伝えている。[41m]

## 司法の監視

- 13.06 2009年2月25日に米国国務省が発行した「人権問題に関する国別報告書」（USSDによる2008年の報告書）には、以下のように記述されている。

「警察と検察は、しばしば法律が定める手続きに関する規定を無視しており、このことが死刑という取り返しのつかない結果を引き起こしている…。2007年、SPC [最高人民法院]は直ちに執行するために言い渡された死刑（2年間の猶予期間を伴う死刑を除く）の最終的な見直しを行う権限を取り戻した。多くの場合、SPCは元の判決に誤りを見つけても新しい判断を下す権限も、被告を無罪とする権限も持たず、下位の裁判所の決定を承認するか不可とすることしかできない。SPCのNi Shouming報道官は、2007年1月に死刑判決の見直しを行う権限を持って以来、SPCは死刑判決の15%を事実が不明確である、証拠が不十分である、死刑判決が妥当ではない、および裁判手続きが不適切であるとの理由で不可としている。SPCは基本的な統計データや数値を公表していないが、手続きをさらに進めるようにこれらの判決を下位の裁判所に差し戻している。公式な統計データは国家機密であるため、手続きの実施と効果について独立して評価することはできない。SPCが死刑判決を見直す権限を取り戻したため、死刑判決が下されたその日のうちに死刑が執行されることはなくなり、必ずSPCの承認を得ることが必要となった。5月23日、SPCの第3刑法部門の裁判長は、この改革が実施されて以降、2年間の猶予期間を伴う死刑判決の件数が直ちに執行される死刑の判決の件数を上回ったと発表した。報道機関は、執行された死刑の約10%は汚職をはじめとする経済犯罪によるものであると伝えている。」[2e] (第1節e)

- 13.07 アムネスティ・インターナショナルは2007年4月30日付の報告書の中で以下のように伝えている。

「数名の評論家が見直しのプロセスの限界について指摘している。すなわち、事実を確かめることよりも、手続きが正しく行われているか確かめることに重点が置かれているのである。北京を拠点にするある情報源はアムネスティ・インターナショナルに対し、この手続きは個々の事案に起こりうる潜在的な誤審に効果的に対処することではなく、主として死刑が国内の省で一貫性と均質性をもって適用されていることを確かめることに重点を置いているようであると伝えている。」[6h]

(第 10 節：公正な裁判も参照すること。)

### 死刑を免れた者

- 13.08 刑法第 49 条は、「犯罪が行われたときに 18 歳に達していない者、および判決が下されるときに妊娠している女性には死刑は適用されないものとする」と規定している。[5i] (p9)

(最近の出来事：2009 年 12 月 19 日から 2010 年 1 月 8 日までに中国で起きた出来事、および 2009 年 12 月 19 日から 2010 年 1 月 8 日までに発行、または入手された中国に関する報告書も参照すること。)

(第 26 節：女性を取り巻く環境も参照すること。)

[目次に戻る](#)  
[出典一覧に進む](#)

## 政治的所属

### 政治的な表現の自由

14.01 米国国務省が 2009 年 2 月 25 日に発行した「2008 年の人権問題に関する国別報告書」(USSD による 2008 年の報告書)には、「…CCP [中国共産党] が政治権力を独占的に保持し、新しい政党の設立を禁止した」と指摘されている。**[2e]** (第 3 節)

14.02 この報告書には以下のように記述されている。

「政府高官は、政治的または宗教的な見解を理由に当局に拘留されている者はおらず、彼らは皆、法律に違反したために拘留されているに過ぎないと主張し、当局が政治犯を収容している事実を認めていない。しかし当局は、政治や宗教に関連した理由で依然として国民を拘束している。数十万人に及ぶ政治犯が刑務所、RTL の施設、または行政拘禁の施設に収容されている。政府は国際的な人権擁護団体に政治犯との面会を認めていない。外国の NGO 団体は、今では効力を持たない『反革命分子』であるとの罪で刑務所に収容され、さらに数千人は反革命思想に類似した犯罪について規定する国家安全保障法に従い懲役刑を受けている…。この年の末の時点で、多くの政治犯が刑務所、または他の形態の拘留施設に収容されている…。政治犯が仮釈放や減刑を受けることは、通常の受刑者と比較すると稀である。刑事処罰には、出所後の一定期間における『政治的権利の剥奪』が含まれている。この期間、他の国民に与えられている限定的な言論の自由や結社の自由も剥奪される。出所した者は社会的な地位を得ること、働き口を見つけること、旅行の自由を得ること、居住許可や社会的なサービスを得ることがとても困難になる場合がある。出所した政治犯とその家族はしばしば警察による監視、電話の盗聴、捜査、およびその他の形態の嫌がらせを受けることになり、働き口や居住する場所を得て維持することが難しくなる者もいる…。厳格な監視の下に置かれ、日常的に電話での会話の内容が盗聴され、あるいは電話の使用が妨害される場合もある。当局は反体制の人々や活動家、秘密宗教に関わる人物、元政治犯、および政府が危険分子であると見なすその他の人々に対し、特に慎重な対応が求められる記念日の前、政府や党の重要な会議が開かれるとき、および外国の高官が中国を訪問している間に外国のジャーナリストや外交官と接触しないようにしばしば警告している。」 **[2e]** (第 1 節 e と第 1 節 f)

14.03 この報告書はさらに、「公安の職員は政治犯の家族を尾行し、外国の記者や外交官に会っても親族のことは口外しないように求めるなどの嫌がらせをして、彼らを拘束している…。活動家や権利擁護者…。および元政治犯の家族は独断的な逮捕、拘留、および嫌がらせの標的となっている」と指摘している。**[2e]** (第 1 節 f) 同じ情報源は、以下のようにも伝えている。

「政府はまた、政治や慎重な対応が求められる話題についての話し合いが行われる知識人、学者、および反政府活動家の集会をしばしば監視している。論証的になる事項について政府の立場とは異なる見解を示す者、あるいはそうした見解を国内および国外の聞き手に流す者は、政府の作業部門による懲戒処分、および警察による尋問や拘留を受ける可能性がある。[2008 年] 12 月 10 日に世界人権デーを祝うため、303 人の知識人と活動家の一団が人権と民主主義

の確立を求める嘆願書を発表した。治安部隊はこの嘆願書に署名した者に対し尋問を行い、拘束した。この年の末の時点で、作家の劉曉波 (Liu Xiaobo) 氏は拘留された状態にある。」 [2e] (第2節 a)

14.04 2009年1月12日、BBCは以下のように報じている。

「政治改革を求める文書に署名した中国の弁護士、反政府活動家、および学者は当局の攻撃対象になっている。『零八憲章』の署名者は警察により拘束され、尋問を受け、圧力を受けている。この憲章は選挙、新しい憲法、および独立した司法制度を導入して中国の大胆な政治改革を全面的に推し進めることを求めている…。『零八憲章』は、世界人権宣言の公布60周年に当たる年の最後の月に発行された…。しかし、この文書が発行される前に、警察は約300人に上る署名者のうち数名のもとを訪れていた。反体制の作家である劉曉波 (Liu Xiaobo) 氏は…、警察により拘留されている唯一の署名者であると考えられている。しかし、他の署名者も別の種類の攻撃を受けている…。中国の上位の指導者に大きな懸念を抱かせると思われるこの文書は、最近数年間で発行された文書のうち最も大きな重要性を持っている…。『零八憲章』は、中国政府が推し進める近代化は『悲惨な結果を招いている』と指摘している。『中国政府による近代化により、人々は人権を奪われ、人間性を蝕まれ、人間としての尊厳が破壊されている』と、その文書は訴えている。この文書は人権、表現の自由、および個人の財産の保護を保障する政治システムの確立を求めている…。胡锦涛国家主席は、国の改革30周年を祝う演説の中で、中国は西洋的な民主主義の形態を採用することはないと明言している。香港大学のウィリー・ラム氏は、中国の指導部が政治改革を求める声に対して神経質になっていると指摘している。国内の経済情勢に問題が起き、政治改革を求める声に耳を傾ける人々が増えていることで、中国の指導部はより一層とこうした声に神経を尖らせているのである。」 [9r]

(最近の出来事：[2009年12月19日から2010年1月8日までに中国で起きた出来事も参照すること。](#))

(第10節：[国家安全保障法](#)も参照すること。)

(第12節：[行政拘禁／強制労働収容所](#)も参照すること。)

14.05 2005年6月19日、アジア研究協会 (AFAR) に記事を寄せているBBCの北京特派員ルパート・ウィングフィールドヘイズ (Rupert Wingfield-Hayes) は、以下のように報告している。

「政府を批判したり、異議を唱えようとする者は、日常的にそうした目に仕打ちを受けている [嫌がらせや独断的な拘留]。私が個人的に知っているある高名な反政府的な考えを持つ女性は、10年間も警察により監視され続けている。彼女が何をするときでも、必ず警察が背後で見張っている。監視の対象になっているのはこうした人々だけではない。監視の目は社会の奥深くにまで及んでいる。中国政府は、Dang An と呼ばれるすべての国民の人物調査書を作成している。私たちはこの調査書を目にすることも、中に何が書かれているかも知ることはできないが、この調査書が国民の運命を決定付ける可能性があることは事実である。学校の成績が悪かった、上司と対立した、精神科に通ったといっ

た汚点が記録され、一生残ることになる…。こうした状況が改善されなければ、洒落た喫茶店や北京の高層ビルも上辺だけの飾りとなる。統治のための抑圧と恐怖が横行する警察国家がこの国の本当の姿なのである。」 [51a]

14.06 2009年11月2日、BBCは以下のように報じている。

「今年のメルボルン国際映画祭が開催される数日前に、同映画祭の事務局長のもとに『高圧的な』電話がかかってきた。同市の中国領事館の職員が事務局長に対し、中国の活動家ラビア・カーディル (Rebiya Kadeer) 氏に関する映画の上映を中止するように『要請』してきたのである。さらに中国政府は、フランクフルト・ブック・フェアの主権者に対し、2名の中国人作家の出席を認めないように説得を試みたのだった。中国政府は、他国で行われる国際的なイベントに干渉することはないと明言している。しかし、中国政府はこのように自国において常に行っている検閲を他国においても行おうとしていると指摘する声もある…。[メルボルンの]映画祭は、脅し、脅迫、および妨害を伴う激しい運動にさらされた。しかし、誰がこうした運動を主導しているのかは明らかとはならなかった。映画祭の電子メールアドレスには、誹謗中傷するメッセージが数多く寄せられ、嫌がらせの電話やファックス通信の妨害もあった。事務局に寄せられたメッセージには、[事務局長]ムーア氏の家族を脅迫する内容が書かれていた。ハッカーたちは映画祭のオンライン予約サイトに入り込み、チケットが完売したことを伝えるメッセージをサイトに表示させた。また彼らは、ウェブサイトのメインページに中国の国旗を表示させた。中国の映画製作者は映画の出品を取り止めた…。『世界規模の知の宝庫』との触れ込みで毎年開かれているフランクフルト・ブック・フェアの主権者に対し、中国政府は同じように直接的な手段を講じた。今年10月に開かれたフェアでは、中国政府が来賓として招かれていた…。しかし、中国の政府高官は戴晴 (Dai Qing) と Bei Ling の両氏がこのフェアに関連したシンポジウムに招かれていることを知ると怒りをあらわにした…。中国政府は主権者に対してこれらの作家の出席を禁じるように要請し、最初は主権者側もこれに同意していた。しかしその後、これら2名の中国人作家たちはシンポジウムでの発言が許されたのだった。彼らが立ってスピーチをしようとする、来賓席から中国の政府高官のうち数名が席を立って部屋を後にした。『我々は民主主義の講義を聞きにここを訪れたのではない』と、前中国大使は主権者に対して言い放った。このように、中国政府はしばしば、外国の政府や団体に対し、中国の利益に反することを行わないように要請している。最近では、日本政府がラビア・カーディル (Rebiya Kadeer) 氏の来日を認めたとき、中国政府は日本政府に対して抗議を行っている。それでも中国政府は、こうした行為が不干渉の政策に反することはないと主張している。」 [9ai]

目次に戻る  
出典一覧に進む

## 結社および集会の自由

14.07 USSDによる2008年の報告書には以下のように記述されている。

「法律は、集会を平和的に行うことの自由を認めている。しかし実際には、政府がこうした権利を著しく制約している。法律は、こうした行為を通して『党の指導体制』を批判し、『国益』を損ねてはならないと規定している。政治体

制や国の指導者に対する抗議活動は禁止されている。当局は、政府の見解とは異なる政治的見解が表明される抗議活動については許可を取り消し、直ちに鎮圧を図る。200名を超える人々が集まるあらゆるコンサート、スポーツ行事、体操教室、およびその他の会合を行うには、治安当局の承認を得ることが必要となる。平和的に抗議活動を行うことは合法であるが、警察が承認を与えることは稀である…。法律は結社の自由を定めているが、政府は実際には、この権利を制約している。CCPの政策と政府の規定は、すべての職業団体、社会的団体、および経済的団体に対し、政府による公式の登録と、承認を得ることを求めている。実際には、こうした規定によって、政府の権威に対して批判的な立場をとる真に自律性のある政治、人権、宗教、精神、労働、およびその他の分野に関わる組織の設立が阻まれている。政府は市民社会に関連した団体に対する規制を維持しているが、近年では特にオリンピックの開催が近づくに連れて、そうした団体の規制を目的とした法的な制約と監視を強めている。」 [2e] (第2節 b)

14.08 (1989年10月31日に採択された) 集会、行進、およびデモに関する法律第27条には、以下のように規定されている。

「警察は、以下のいずれかの状況に該当する集会、行進、またはデモを中止させるものとする。

- 1 この法律の規定条項に従って申請が行われていない場合、または申請の許可が得られていない場合
- 2 管轄する当局によって認められた目的、方法、ポスター、スローガン、開始時間と終了時間、開催場所とルートが守られない場合
- 3 活動が行われる間に治安を脅かす状況、または治安を著しく損ねる状況が発生する場合」 [5b] (p5)

14.09 (1992年6月1日に公布された) 中華人民共和国の集会、行進、およびデモに関する法律の実施規定第30条には、「中国国民によって主催される集会、行進、またはデモに外国人が参加することを希望する場合、当該の集会、行進、またはデモの責任者はこのことを申請書の中に明記しなければならない。権限を有する治安部門による明確な承認なしで、外国人が参加することは許されない。」 [5c] (p7)

## 国民による騒乱

14.10 ヒューマン・ライツ・ウォッチは、2009年1月15日に発行した2008年の出来事について記述する「2009年度世界報告書」の中で、以下のように説明している。

「中国では毎年、不満を表明する場所がない国民が街に繰り出し、数万回に及ぶ抗議運動を展開し、時には暴動へと発展している…。抗議運動は数万回にわたり行われているが、そのうちのいくつかは暴動へと発展している。このことは、表現の自由を行使する手段が与えられておらず、公務員による職権乱用に対する改善策が用意されていないという国内に内在する危うさを反映している。2008年に同様の事件が複数起きたが、甕安県（貴州省）では15歳の少女の殺害事件を警察が隠蔽しようとした疑いが生じた後、3万人もの暴徒が騒乱を引き起こした。人々は警察署に火を放ち、政府機関の建物を荒らし、警察の

車両を横転させた。この事件が起きた後、中国の報道機関は 2006 年に起きた『集団的な騒乱』は 9 万件に達したと発表した。これは、これまでで最も多い件数である。」 [7i]

- 14.11 フリーダム・ハウスは 2009 年 7 月付の「2009 年の世界における自由を取り巻く環境 (Freedom in the World 2009)」と題する報告書の中で、以下のよう  
に記述している。

「…近年、労働者、農業従事者、その他の人々は土地の没収、汚職、および警察の暴力による死亡事件をはじめとする地元の公務員による不法行為に抗議して、数万回にわたり抗議運動を行っている。治安当局や雇われた暴力団員は、過剰な暴力を使ってそうした暴動を鎮圧している。例えば、2008 年 1 月には、湖北省で立ち退きに抵抗する村の住人に対し、70 人の若者がナイフや警棒を使って襲いかかったとの報告がある。その一方で、[2008 年] 11 月に重慶市で行われたタクシー運転手によるストライキのように、鬱積した不満のはげ口として抗議活動を容認する当局者や、抗議者の要求に理解を示す当局者もいる。」 [26a]

- 14.12 同報告書には以下のようにも記述されている。

「2007 年の財産権法の制定など、財産権に関する法律が拡充されているものの、実際に強力な保護措置が取られることはなく、正式にはすべての土地は国により所有されている。毎年、都市の中心部では数万件に及ぶ強制退去が行われ、農村地帯では不当な補償との引き換えに不法な土地の没収が行われている。立ち退きに抵抗する者、法律的な救済を求める者、および抗議活動を試みる者は地元の警察官や、土地開発者によって雇われた暴力団員から身体的な暴力を受けることになる。居住権・退去センター (Center on Housing Rights and Evictions) は、2001 年以降、主にオリンピックの開催を前にした建設計画の実行により、北京では約 150 万人の人々が強制退去させられていると見積っている。ちなみに、強制退去させられた人々は、2008 年だけで数十万人に達したという。10 月、党指導者は、農村地帯の土地使用契約に対する規制を緩和する改革を行う準備があることを伝えた。しかし、すべての土地は従来と同様に国により所有され、村の委員会によって管理され続けることになる。」 [26a]

- 14.13 2008 年 9 月 19 日付の *The Guardian* は、「公式のデータによると、昨年 [2007 年] には約 9 万件の抗議活動が行われたという。最近の抗議活動は、そうした暴動を引き起こす規模と不安定さを備えている…。抗議活動は一つの問題だけに焦点を絞って行われ、共産党に対する反対勢力の意志を表明するものではない。安定性の維持にかなりの重点を置く体制にとって、そうした草の根的な思いは決して無視することができない。特に地元の当局者に対する怒りによって抗議が起こったときや、抗議の矛先が政府や党の機関に向けられたとき、体制はそうした動きを決して無視することができない」と報じている。 [41a] 2009 年 7 月 7 日、BBC は以下のように報じている。

「…当局は中国国内に存在する反体制的な考えを抑え込もうとしているが、抗議活動は日常的に起きている。この国では、毎日数千件の抗議活動が起きている。それらの多くは遠隔地にて起きているため、あるいは地元当局や警察によって直ちに鎮圧されるため報道されていない。当局は、こうした動きがより深刻な事態に発展することを恐れている…。過去 30 年間において、中国国民は

経済の改革開放政策に伴う急速な変化を目の当たりにしてきた。富裕層も出現した。その一方で、取り残されてしまった人々もいる。汚職は大きな問題となっている。緊張が張り詰めているため、小さな出来事が急速に大きな事態へと発展する可能性がある。逮捕をめぐる街頭での喧嘩や口論が、当局が憂慮する近所の住民を巻き込んだ『集団的な騒乱』に発展することは珍しくない。」 [9aa]

- 14.14 ヒューマン・ライツ・ウォッチは 2007 年 3 月 14 日付の報告書の中で、以下のように伝えている。

「…近年発生している社会不安の影響で、表現の自由と集会の自由に対する攻撃が強まっている。汚職、不法な土地の接収、強制退去、経済の発展と近代化の名のもとに行われる共同体全体の強制立ち退き、野放しとなった環境汚染、社会保障制度などの問題は、深刻な社会問題となっている。中国政府による公式の統計データによれば、平均 200 件の抗議活動が日々行われているという。これは、10 年前の 4 倍に上る数字である。」 [7]

- 14.15 USSD による 2008 年の報告書には、以下のように記述されている。

「都市開発を理由にした強制立ち退きはこの年も依然として行われており、いくつかの場所においては発生件数が増えている。この年、立ち退きの条件や補償をめぐる抗議運動が数多く行われ、参加者が数千人にも達する場合があったが、それらの抗議運動のリーダーの中には起訴されている者もいる。北京で行われる立ち退きは、オリンピックを前にした建設作業に関連しているとの報告が数多く寄せられた。農村地帯では、インフラや商業の発展計画を目的とした立ち退きが行われ、数百万人に及ぶ人々が住む場所を追われている…。規制が適用されたものの、この年には数多くの抗議活動が行われた。しかし、政治的な問題や社会的な問題を扱った抗議活動は直ちに鎮圧された。こうした活動の鎮圧には過剰な武力が行使されることあった。社会的な不平等と格差を生む経済発展は、当局で横行する汚職に対する不満と相まって、社会不安を引き起こしている。これまでと同様に、多くの抗議活動は土地、住居、産業、環境、および労働をめぐる問題、政府機関に横行する汚職、税金、およびその他の経済的ならびに社会的な問題に関連して起こされている。また、事故や個人的な嘆願、行政訴訟、およびその他の訴訟手続きに関連しても抗議活動が起こされている。」 [2e] (第 1 節 f と第 2 節 b)

- 14.16 2009 年 6 月 18 日、BBC は以下のように報じている。

「この年の末に経済危機の影響が広がり始めたとき、政府当局者は高まる失業率と社会不安とを結び付けて考えた…。政府は、本来受け取られるべき報酬が従業員に支払われることなく閉鎖された工場があったことを認めている。これにより、労働争議の発生件数が増えた。政府系の新聞 China Daily 紙は、中国の裁判所は 2009 年の最初の 3 ヶ月間で 10 万件近い訴訟の審理を行ったと伝えている。この数字は、昨年よりも 50%以上高い数字である。最高人民法院は、こうした訴訟が増えている事実を確認している。特に中国の多くの輸出業者が拠点としている南部の広東省ではこうした抗議活動の発生件数が増えている…。紛争、あるいは政府が『集団的な騒乱』として憂慮する状況が中国では起き続けている…。しかし、これらの多くは地元の問題に関連して起こされているに過ぎず、国家全体や政府の安定を危険にさらすものではない。」 [9af]

14.17 2009年8月4日付の *Asia Times* は以下のように報じている。

「中国では、抗議活動は公式に『騒乱』と呼ばれている。100人を超える人々が参加する事態となれば、『集団的な騒乱』と呼ばれることになる。2007年にはそうした抗議活動が8万件も起きている。中央政府が抑え込みたいと考える一つの国民病の発生件数として政府系の報道機関はこの数値を発表している。中国では毎日、いずれかの地域で土地の接収や労働災害をめぐり不満を抱いた人々が集結していると言って間違いはない。『ニュース』となるのは、こうした抗議活動の中で最も話題性のあるものだけである。こうした事態は、しばしば国内のネット市民が噂を広め、政府系の報道機関が問題解決に乗り出すことになってニュースとなるのである。」 [64c]

14.18 2009年9月29日付の *AsiaNews* は以下のように報じている。

「中国の報道機関が伝えた最新のデータによると、昨年一年間で10万件を超える『集団的な騒乱』、または権力の乱用、未払いの賃金、土地の汚染や接収に関して正しい司法判断を求める人々が数百人あるいは数千人集まって行われる抗議活動があったという（4～5分間に1件の割合で発生している）。これは、2006年に公安部が公式に記録した件数（87,000件）よりも16%高い数値である。またこれらの『騒乱』は、党や警察の本部への放火へ警察と抗議者との間の銃撃戦へと発展し、両者に複数の死者が発生している。」 [58i]

目次に戻る  
出典一覧に進む

## 政治的な反対勢力と政治活動家

14.19 CIAによる2009年3月5日付の「ワールド・ファクトブック」には、「中国政府が中国民主党と法輪功を破壊活動を画策する団体であると見なしているが、『政治的な反対勢力は実質的に存在していない』」と記されている。[30a] フリーダム・ハウスが2009年7月に発行した報告書には、以下のように指摘されている。

「国は、不透明な国家機密法を利用して、CCPの承認なく政治活動に関与している者を拘留している事実を正当化している。中国民主党などの反体制勢力は活動ができない状態にあり、党員は投獄されている。2007年に中国新人民党を立ち上げたオンラインの著述家で大学教授である郭泉 (Guo Quan) 氏は、『国家権力の転覆』を画策した容疑で2008年11月に逮捕された。12月、中国の民主化を、求める活動家で、『零八憲章』の起草者である劉曉波 (Liu Xiaobo) 氏が宣言書の公表の直前に拘束された。彼はこの年の末の時点で拘留された状態にある。中美対話基金会 (Duihua Foundation) が得た公式の統計データによると、『国家の安全保障を危険にさらした』容疑で逮捕された者の数は2007年から2008年にかけて倍以上に増え、新たに拘束された者は合計で1,623人に達している。」 [26a]

14.20 中美対話基金会 (Duihua Foundation) のウェブサイトに掲載された2003年7月4日付の記事の中で、*The Washington Post* は以下のように報じている

「中国で行われる人権抑圧に関する詳しい情報は、しばしば中国の当局者自身の口から聞くことができる。彼らは公式に認可された出版物を通して、あるいは中国政府と外国政府の間で行われる数多くの公式な人権対話の中で外国政府側に直接意見を伝えている…。中美対話基金会（Duihua Foundation）が明らかにしている人物の多くは、違法な政治団体や宗教団体に関係している者たちである。そうした団体は驚くほどの数に上る。県の公報に目を通せば、地元当局の目を盗んで何年にもわたり活動を続けている不法な政治政党や宗教団体が存在していることがわかる。多くの反体制組織は小規模で、地域的な活動を行うにとどまっている。しかし時として、全国規模のネットワークを築いた組織が摘発され、公報に掲載されることがある。」 [59b]

## 中国民主党（CDP）

- 14.21 フリーダム・ハウスが 2009 年 7 月に発行した「2009 年の世界における自由を取り巻く環境（Freedom in the World 2009）」と題する報告書の中で指摘しているように、「中国民主党のような反体制組織の活動は抑圧され、党員は投獄されている」のである。[26a] USSD による 2008 年の報告書には、CDP が「…1998 年に結成され、その後非合法化された反体制組織であった」と記されている。[2e]（第 3 節）同報告書には、さらに以下のように記されている。

「10 名を超える CDP の指導者、活動家、および党員が逮捕、拘留、あるいは監禁されている。CDP の創立者の一人で、1998 年に投獄された Qin Yongmin 氏は、2002 年に起草された政治改革と 1989 年に起きた天安門事件の再評価を求める公開書簡に関与した他の者たちと同様に、この年 [2008 年] の末の時点で依然として拘留された状態にある。Chen Shuqing 氏、Zhang Lin 氏、Sang Jiancheng 氏、He Depu 氏、Yang Tianshui 氏、Wang Rongqing 氏、および Jiang Lijun 氏を含む 30 名を超える現役またはかつての CDP の党員は投獄された状態にあるか、RTL の施設に収容されているとの報告がある。」 [2e]（第 3 節）

- 14.22 2009 年 1 月 8 日付の報告の中で、AsiaNews は CDP が現在も中国で活動を展開していると指摘している。

「活動家 Wang Rongqing 氏（65 歳）は、『中国民主党』（CDP）を支持し、その影響力を広めることで『国家の転覆を画策した』容疑で懲役 6 年の刑に処せられた…。判決では、Wang 氏が浙江で中国民主党の代表的な支持者として活動し、公安部が同党を『中国政府の敵』であると宣告した後も、『同党の組織形成と発展に積極的に関わり』続けたことを理由に有罪の判決が下された。また、北京オリンピックの開催を前に Wang 氏が CDP の最初の全国大会を主催し、ウェブサイトの数々の記事を掲載したことも犯罪に相当するとして判決文に列記された。そして裁判を傍聴した杭州市のある反体制活動家は『野党』と題される書籍の中で、政府は『零八憲章』が発表された後も民主的に行われる批判的な意見を封じ込めようとしており、今回の判決は重すぎると言わざるを得ないと語っている…。現在、浙江の刑務所には CDP の党員が 9 名収監されている。2004 年に Wang 氏は中国の政党に関する法律を起草して広めたとの理由で 2 週間拘留された。そして 2005 年に、彼は浙江で CDP を結党した理由で 6 ヶ月間拘留された。さらに 2006 年には、彼は浙江で信教の自由が抑圧されたことに抗議する記事を書いたことで 1 ヶ月間拘留されている。そして

2008年には、彼は昨日判決が言い渡されるまでの間、拘留されていたのである…。」 [58h]

14.23 2009年9月2日、BBCは以下のように報じている。

「地下組織である中国民主党の中で活動していた1人の反体制活動家が、国家転覆を画策した罪で懲役13年を言い渡された。Xie Changfa氏は湖南省の長沙市で党の最初の全国大会を計画した後に逮捕された…。中国民主党は1988年に結党されたが、承認を受けることはなかった。『これは、反政府活動家に対して言い渡された最近の数年間で最も重い判決である』という声明を中国人権 (Human Rights in China) という団体は出している。裁判資料によれば、中国の検察官はXie氏を中国の社会主義体制の破壊と国家権力の転覆を図ろうとした罪で起訴した…。Xie氏は以前に、反革命的なプロパガンダの広まりを誘発させたとの理由で労働教養の施設に2年間収容されていた経験がある。この活動家は、過去10年以上にわたり中国民主党と活動を続けてきた。彼は同党の支局が湖南省に設置される際も協力している。中国の検察官は、彼は中国の社会主義体制と共産党に不満を抱き、多党制による民主主義の体制を打ち立てたいと考えていたと説明した。中国には共産党の他に、8つの政党が存在している。しかしこれら8つの党は権力を握る意思を持っていない。これらの党は中国の指導部に助言を行う政党であると見なされおり、指導部はこれらの党の存在を利用して中国が民主主義の国家であると主張している。中国民主党の創立者たちは、当局が政治的な討論についてよりリベラルな考えを持っていた時期に真に独立した政党を設立しようと試みたのであった。しかし、政府はこの政党の登録を認めることはなく、この党の創立に関わった者のうち数名は逮捕され、容疑をかけられ、収監された。」 [9p]

14.24 2009年7月31日に米国に拠点を置くCDPのウェブサイトアクセスしたところ、CDPは最終的に中国に戻って民主的な政権を樹立するための大衆運動を中国系アメリカ人に呼びかけることを目的に米国で200回以上も抗議活動を行っている」と記されていた。このウェブサイトには、中国国内と国外の人々に向けてCDPに入党するための手続きも紹介されていた。この党の旗は、青色と赤色の背景に赤色、黄色、および青色の円をあしらったデザインを採用している。上部の円は赤色で、中間部の円は黄色、そして下部の円は青色となっている。そして周囲には8つの黄色い星が描かれている。背景は上半分が青色で、下半分が赤色となっている。 [20a] 米国を拠点とするウェブサイトには、政綱が以下のように掲載されている。

- 「1. 土地は私有化され、農地は農民のもとに返却されるべきである。
2. すべての中国国民は全国どこへでも自由に移動し、居住する場所を自由に選ぶ権利を与えられるべきである。 [原文のまま]
3. 政府の構造は中央、省、および県に分けて単純化されるべきである。中央政府は国防と外交について責任を持ち、省は高い水準の自治権を持ち、村と町は国民の自律権を以下のように実践する。
4. 農民、労働者、およびその他の階級の人々を含むすべての中国国民は医療、失業手当、年金、および社会保障といった社会福祉を受ける権利を有する。
5. すべての中国国民には教育を受け、職業を選択し、個人的な経歴を作るための機会が平等に与えられるべきである。

6. 出版の自由、言論の自由、結社と集会の自由、政治信条の自由、および信教の自由が尊重され、法律により守られるべきである。
7. 立憲政体、および様々な権力機関により均衡が保たれた民主的な制度が確立する。そして政府と立法機関のあらゆる階層は直接選挙によって組織され、作られる。
8. 中立的な政府、独立した立法機関、および司法制度、ならびに国有化された軍隊を組織する。
9. 資本の私有化、市場経済、および自由競争を実践する。
10. 憲法と法律は最高法規としての特権を持つ。そして人権と私有財産は神聖かつ不可侵であるとする。
11. 民主的な監視制度に従って政府を監視し、汚職の発生を防止する。
12. 農民と労働者は自分たちの利益を確保する目的で、独立した農業組合や労働組合を組織する権利を持つべきである。同様に、他の社会階層の人々も自分たちの利益を確保する目的で、独立した組合を組織する権利を持つべきである。
13. 専制政治を終わらせるために努力しながら、我々は中国共産党（CCP）の改革派の人々と協力し、双方にとって有利な状況を作り出すことも目指している。
14. 法律と秩序によって支配された豊かで、公正で、自由で、民主的な中国を建国する。」 [20a]

### 中国民主党の英国支局

- 14.25 2009年3月11日にアクセスしたこのウェブサイトによれば、「中国民主党の英国支局」の自称する組織は中国の民主かのための活動をロンドンで行い、役員と「同国人」のために法律に関する情報を無料で提供している。 [16a]

(付録 E : [存在が知られている反体制組織](#)も参照すること。)

### 国外にいる活動家の監視

- 14.26 2009年11月24日、[Spiegel Online](#) は、「中国政府がミュンヘンに住むウイグル人の共同体の動きを見張り、情報を提供する要員を徴用している。捜査当局は、諜報員と疑われる一団が在ミュンヘン中国領事館の領事からの指示を受けて活動をしており、この領事が諜報員たちと話し合っている姿が目撃されている」と伝えている。報告書には「ミュンヘンには数百人に及ぶウイグル人が亡命生活をしており、彼らの多くは政治的な活動に関わっている…。ウイグル人は、中国の共産党政権があらゆる手段を講じて排除しようとしている『5つの毒』のうちの1つである」と記述されており、中国政府が国外にいるウイグル人とその他の活動家を監視している事実が示唆されている。 [56a]

(第 20 節 : [ウイグル人の国外にいるウイグル人の監視](#)も参照すること。)

### 天安門広場の活動家

- 14.27 1990年9月、アムネスティ・インターナショナルは天安門広場で行われた抗議行動とその余波について詳細にまとめた報告書を発行した。この報告書では、無差別に行われた殺人と、それに先立ち行われた徹底した弾圧行為に焦点が当

てられた。[6a] 2007年6月1日付の報告書の中で、ヒューマン・ライツ・ウォッチは以下のように記述している。

「6月4日以降に天安門広場とその周辺、およびその他の都市で中国政府軍が武装していない一般市民約2,000人を無差別に虐殺してから18年の月日が経ったが、中国政府はこの行為に関して釈明し、犠牲者に正義をもたらすことに完全に失敗している。それどころか、政府はこの事件を生き延びた者とその家族、および天安門事件を風化させようとする政府の動きに立ち向かう者を攻撃し続けている…。この事件が起きた6月3日と4日が毎年近づくと、この事件を生き延びた者と犠牲者の家族は公安部の職員から厳しい監視を受けることになる。また、この同じ時期に反政府活動家であることが明らかな者はしばしば自宅に軟禁される。天安門広場では、抗議運動が自然に発生することや犠牲者の家族が死者の追悼を始めないように、厳重な警備態勢が敷かれる。」 [7k]

14.28 天安門事件が起きて20年目を迎え(2009年6月3日)、米国国務省は以下の内容を含む声明を発表した。

「毎年この日が来れば、1989年6月4日の出来事に関連して刑務所に今も服役しているすべての者を釈放する機会が中国当局に対してもたらされる。我々は中国に対し、デモへの参加者に対する攻撃を中止し、『天安門の母親たち』を含む犠牲者の家族との対話を始めることを切に願う。中国は法の支配、国際的に認知された人権の保護、および民主主義の発展を経済改革と同様に優先させることで、厳かな気持ちを持ってあの日の出来事を振り返ることができるようになるのだ。」 [2c]

14.29 2007年6月1日、アムネスティ・インターナショナルは以下のように報じている。

「今では当局はあの出来事を『反革命分子による反乱』ではなく、『政治的な出来事』と位置付けている一方で、被害者やその家族が長年にわたり訴えてきた公正な判断に対して応じる構えはない…。現在までのところ、当局は人権を侵害した者を処罰し、被害者やその家族に補償を提供することを視野に入れて1989年6月4日の出来事について独立した捜査を敢行するに至っていない。2006年5月、四川省成都市で1989年6月7日に警察により撲殺された15歳の少年 Zhou Guocong の母親に対し、地元当局は7万人民元(約8,700米ドル)を支払ったとの報道があった。被害者の少年は民主化を推進する抗議活動に参加したことを理由に拘留されていた。しかし、この金額は『賠償金』としてではなく、『困窮した状況に対する支援金』として支払われたのであった。他の家族も個別に『賠償金』が支払われ、口外しないように言われている可能性がある。中国政府は国内の雑誌、新聞、学校の教科書、およびインターネットのサイトから削除されている問題について国民的な議論が発生を抑え込むことに努力を払っている。特に昨年には、報道媒体の規制と検閲に関する政策が強化され、1989年6月4日の出来事や、中国の近代史における政治的に慎重な対応が求められる時期に関して世論調査分析や議論を行うことを禁じた。」 [6j]

14.30 同情報源には、さらに以下のように記述されている。

「その団体 [アムネスティ・インターナショナル] は、1989年6月4日の出来事について国民的な議論を呼びかけたこと、あるいはこの問題に対する政策

を批判したことで投獄された者の無条件の即時釈放を求め続けている…。アムネスティ・インターナショナルはさらに中国当局に対し、平和的な方法で1989年の取り締りの犠牲者を追悼し、補償を求めた人権擁護者への警察による攻撃、監視、および独断的な拘束を直ちにやめさせるように求めた。」 [6j]

(最近の出来事：2009年12月19日から2010年1月8日までの間に中国で起きた出来事)も参照すること。

[目次に戻る](#)  
[出典一覧に進む](#)

## 言論と報道の自由

- 15.01 米国国務省が 2009 年 2 月 25 日に発行した「2008 年の人権問題に関する国別報告書」（USSD による 2008 年の報告書）には、以下のように記述されている。

「法律は言論の自由と出版の自由について規定しているが、政府が実際にこれらの権利を尊重することはなかった。政府は、憲法により命じられた CCP の『主導的な役割』をこれらの権利に優先し、これらの権利を制限するものであると解釈している。政府は依然として印刷物、放送、および電子メディアを厳しく規制し、これらの媒体を利用して政府の見解や CCP のイデオロギーを伝えている。この年、3 月から 6 月までにチベットで起きた抗議運動、5 月 12 日の四川大地震、北京オリンピックなどの大きな出来事や行事の間に、政府は出版物とインターネットの検閲と操作に力を入れた。すべての報道機関は党が定める検閲に関する指針に従うことが求められた。6 月 20 日の政治演説の中で、胡錦濤中国共産党（CCP）中央委員会総書記はジャーナリストが『社会主義』と党に貢献しなければならないとし、地方の報道機関が持つ党に対する従属的な役割を繰り返し強調した。」 [2e] (第 2 節 a)

- 15.02 同情報源には、さらに以下のように記述されている。

「話し手が CCP の方針に反する見解を公表しなければ、あるいはそうした見解を海外の聞き手に伝えようとしなければ、個人的な会話の話題として許容される範囲は広がりつつある。政治的な話題についても個人や少人数の間であれば自由に話し合い、処罰される心配もない。また、政府を批判する会話が日常的に行われている。しかし、慎重な対応が求められる社会的な話題が扱われる場と同様に、公の場所での講演、学術的な討議、報道機関の取材対象になる会議や公開討論は規制の対象となった。」 [2e] (第 2 節 a)

- 15.03 国境なき記者団はその「2009 年における報道の自由度に関する指標（Press Freedom Index 2009）」の中で、中国を 175 カ国中 168 位にランクさせている（1 位の国では報道の自由度が最も高く、175 位の国では報道の自由度が最も低い）。 [63a]

- 15.04 2009 年 4 月 22 日に発行された「2009 年度年次報告書」の中で、国境なき記者団は以下のように伝えている。

「共産党は、報道機関を統制するために財政的および人的な莫大な資源を確保している。中国語、チベット語、およびウイグル語で海外から送られるラジオ放送の電波は、中国国内に配置された無数のアンテナによって妨害される。数千に及ぶウェブサイトが遮断され、数万に及ぶサイバー警察とサイバー検閲のシステムがウェブサイトを監視し、『不道徳で、体制崩壊を意図する』内容を排除している。政府はこの間に、新華社や CCTV をはじめとする様々な公共メディアに資金を投入して、政治宣伝を強化している…。この部門の企業には法律が厳格に適用され、自己検閲が課されているが、報道機関に比べインターネットは自由な環境となっている。一般のプロガーやインターネットの利用者は報道機関が伝えないニュースの記事を掲載し、国民が意見を交わす場を提供している。2009 年初めに CCTV の施設で起きた火災など、大きな出来事を伝え

なかったとして公共のメディアが嘲笑的になることもある。このため、公共のメディアも幾分センシティブな問題も取り上げざるを得なくなっている。」  
[63b]

- 15.05 フリーダム・ハウスは 2009 年 7 月付の「2009 年の世界における自由を取り巻く環境 (Freedom in the World 2009)」と題する報告書の中で、以下のよう  
に記述している。

「近年、デジタル・メディアへのアクセスは急激に増えているが、政府は日常的にインターネットの利用者に対する取り締りを行い、携帯電話を使用したテキスト・メッセージのやり取りを含む個人的な情報通信の内容を監視している。当局は政治的な脅威をもたらすと見なされるウェブサイトを遮断し、コンテンツを掲載した者を拘束している。2008 年 6 月の時点で、コンピュータ・ネットワークを利用した反政府活動家 49 名が刑務所で服役している。国内と国外のインターネット企業が、中国による検閲作業に協力している。2008 年、プロバイダーが国有化されるか、国の管理を受けることを求める新しい規定に基づき、オンラインで配信される映像コンテンツに対する規制が強化された。10 月以降、インターネットに対する政府の監視が強まり、利用者はインターネットに接続する前に本名で登録を行い、顔写真を提出するように求められることになった。」 [26a]

(第 8 節：治安部隊の警察機関)も参照すること。)

- 15.06 国境なき記者団が 2005 年 9 月 26 日付の記事の中で指摘しているように、オンラインの編集者は以下の性質のニュースを掲載することが禁じられている。

- 「中国憲法の基本原則を侵害する。
- 国の安全保障を脅かし、国家機密を漏らし、政府の転覆を画策し、国の統一を脅かす。
- 国の名誉と利益を破壊する。
- 憎しみ、人種差別といった国民感情を喚起し、民族的な一体性を危険にさらす。
- 宗教に関する国の政策に違反し、宗派の教義や迷信の広まりを助長させる。
- 風説を流布し、治安を脅かし、社会不安を引き起こす。
- ポルノ、暴力、テロリスト、または賭博行為に関する情報を広める。
- 人々の名誉を毀損し、または傷つけ、人々の法的な権利を侵害する。
- 法律や行政規則の規制対象となる違法な情報を含む。
- 社会秩序の混乱を引き起こす目的で違法な集会、ストライキなどの開催に関与することは禁じられている。
- 違法な社会的結社または組織に従い活動を準備することは禁じられている。」 [63c]

- 15.07 2005 年 10 月、国境なき記者団は、「新華社：世界最大の政治宣伝機関」と題する報告書を発行し、その中で以下のよう  
に伝えている。

「新華社は、中国共産党 (CCP) 直属の報道機関として独占的な地位を維持することを  
目指している。政府はこの機関を『中国の目、耳、および声』であると表現している。この機関は事実上、ニュースの収集と配信を行う中国国内で

最大の機関である。特に慎重な対応を求められる話題をはじめとするいかなるニュースも、全権を握る新華社の許可なく他の報道機関の手に渡ってはならない…。政府関係者の話によれば、この報道機関は約 8,400 名の職員で構成され（フランス通信社の職員は約 2,000 名である）、そのうち 1,900 名はジャーナリストと編集者である。会長を務める Tian Congming 氏は大臣の肩書きを持っている。」 [63f] (p1)

15.08 同報告書には、さらに以下のように記述されている。

「共産党直属の報道機関として、新華社は一般国民に向けたニュースと体制の指導者に向けたニュースを制作している…。新華社は、中国共産党（CCP）中央委員会の直属機関で、現在は宣伝局と呼ばれる政治宣伝局が制作したニュースを扱うことを最優先事項としている…。新華社は事実上、政治宣伝局により運営されている。この機関は CCP 直属のこの機関が定めた編集方針に忠実に従っている。」 [63f] (p5-7)

## ジャーナリスト

15.09 「2008 年に起きた報道機関への攻撃」と題する年次報告書の中で、ジャーナリスト保護委員会（CPJ）は、「新しい年を迎え、報道機関の擁護者たちの間では、オリンピックの開催が近づくことで、当局が収監されているジャーナリストを釈放するのではないかと期待が高まっている。しかし、そうした期待に反して、中国はジャーナリストの収監をさらに進めている…。[2008 年] 12 月 1 日に CPJ が年間調査を実施したところ、中国が 10 年連続でジャーナリストを最も積極的に投獄している国であるとの結果が出た」と伝えている。 [62a]

15.10 国境なき記者団は「2009 年度年次報告書」の中で、「中国が投獄しているジャーナリスト、ブロガー、およびコンピュータ・ネットワークを利用した反政府活動家の数は世界で最も多い。100 名に上る受刑者のほとんどは、『国家転覆』や『国家機密の漏洩』の容疑で長期間にわたる懲役刑に服している。彼らは過酷な環境で生活し、強制労働に駆り出されている。汚職や身内びいきといった問題が報道されて体面を傷つけられることを恐れる地元当局は、ジャーナリストの逮捕を今も続けている」と伝えている。 [63b]

15.11 ヒューマン・ライツ・ウォッチは、2009 年 1 月 15 日に発行した「2009 年度世界報告書」の中で、以下のように記述している。

「中国政府はジャーナリストに対する規制を厳格に進め、前触れもなく施行された極めて厳しい法律規定に従わない個人、印刷メディア、およびオンライン媒体に制裁を課している。政治システムについて批判的な記事を執筆または掲載、または中国国外にニュースを送信するジャーナリスト、ウェブマスター、著述家、ブロガー、および編集者に対して適用される可能性のある処罰は、即時解雇から起訴された上での長期間にわたる収監まで様々である。この報告書が執筆されている時点で、26 名の中国人ジャーナリストが仕事をめぐる問題で刑務所に収監されている。彼らの多くは、『国家機密の漏洩』や『政府転覆の扇動』といった曖昧な容疑をかけられている。」 [7i]

[目次に戻る](#)

[出典一覧に進む](#)

## 人権問題に取り組む機関、団体、および活動家

- 16.01 米国国務省が 2009 年 2 月 25 日に発行した「2008 年の人権問題に関する国別報告書」（USSD による 2008 年の報告書）には、以下のように記述されている。

「政府は、市民団体の規制を続け、NGO 団体の新たな出現を阻止し、中国の『西洋化』を防ごうとしている。政府は、独立して運営されている国内の NGO 団体が人権を取り巻く環境を公然と観察し、意見を表明することを認めていない。現在、国内に存在している NGO 団体は嫌がらせの対象になっている。政府は独立して運営される組織に疑念を抱く傾向があり、外国とのつながりのある NGO 団体に対して厳しい監視の目を光らせている。大規模な NGO 団体の多くは特殊法人という形態をとり、すべての NGO 団体は政府機関による資金援助を受けている。国内にいる活動家で構成されるある非公式なネットワークは、国内で起きている人権侵害に関する情報源として、信頼性の高い情報を提供し続けている。こうした情報は、香港を拠点にする人権と民主主義に関する情報センター（Information Center for Human Rights）や国外を拠点にする中国人権（Human Rights in China）などの組織を経由して伝えられている。」 [2e]（第 4 節）

- 16.02 アムネスティ・インターナショナルが 2009 年 5 月に発行した「2009 年の中国に関する報告書」には、以下のように指摘されている。

「表現の自由、集会の自由、および結社の自由を平和的に行使した個人は、依然として嫌がらせ、自宅軟禁、独断的な拘留、拷問などの虐待行為の標的となる危険性が高い。子どもを含む人権活動家の家族は、長期間にわたる自宅軟禁や治安部隊による嫌がらせなど、当局の標的になる場合が増えている。慎重な対応が求められる事案を引き受けた弁護士もそうした攻撃の対象となり得る。彼らの中には弁護士資格が一時的に停止された者や、仕事を失った者がいる。また、当局によって、暴動で逮捕されたチベット人や法輪功の信徒が関わった事件など、慎重な対応が求められる事案は引き受けないよとの警告を受けた弁護士もいる。」 [6b]

- 16.03 2009 年 1 月 15 日に発行された「2009 年世界報告書」の中で、ヒューマン・ライツ・ウォッチは以下のように報告している。

「オリンピックの開催を前に、政府が世界に対して『調和した』国内情勢をアピールするための取り組みを強化するに従い、人権擁護者たちはこれまで以上に大きな試練に直面した。警察は人権擁護者や反政府活動家に対して外国の報道機関と接触しないように警告し、彼らの電話での会話やインターネットを経由した情報のやり取りを監視し、彼らの移動を追跡し、様々な程度の自宅軟禁を適用した。他の独立系のオブザーバーたち、すなわち NGO の指導者、知識人、人権問題に取り組む弁護士も、これまでにない厳格な監視と管理を受けた。」 [7i]

目次に戻る  
出典一覧に進む

## 汚職

17.01 トランスペアレンシー・インターナショナル (TI) が 2009 年 11 月 17 日に公表した「2009 年の汚職認知指数」に示される公務員や政治家の間で横行する汚職の認知レベルを国際的な専門家や機関の評価に従って 180 の国々で比較したところ、中国は 79 位にランクされた。評点「10」を最も低い汚職の認知レベルとした場合、中国の評点は「3.6」であった。[33a]

17.02 Economist Intelligence Unit (EIU) は 2008 年 12 月 19 日付の「2009 年度国別プロフィール：中国編」の中で、以下のように報告している。

「胡錦濤 [国家主席] は自身の地位を固めた後、政府高官を対象に汚職防止のための運動を複数展開させた。しかし、政治家に対して抑制と均衡の制度を確立するための体系的な改革手段が存在しなかったため、汚職の発生を阻止するための努力は、支配的な官僚機構の中で対立する派閥の者を排除することを目的とした CCP の上級党員たちの試みと結び付いてしまったようだ。上海市党委員会書記を務め、胡錦濤に敵対する者の一人であった陳良宇は 2006 年中頃にこうした試みの術中に落ち、逮捕されたのだった。」 [4a] (最近の政治情勢)

17.03 フリーダム・ハウスは 2009 年 7 月付の「2009 年の世界における自由を取り巻く環境 (Freedom in the World 2009)」と題する報告書の中で、以下のように記述している。

「汚職は全国的に発生しており、オブザーバーたちによれば、政府が汚職防止への取り組みを強化しているものの、汚職の発生件数は増えているという。この問題は、国が大きく関与する建設、土地の取得、銀行取引などの分野に集中して起きている。複数の政府機関が汚職を捜査し、起訴を行っているが、汚職防止を独立して行う機関は存在せず、公式の統計データの精度にも疑問が残る。しかし、2008 年にはあらゆる階層で数万件の事案について捜査が行われた。報告によれば、2007 年 11 月から 2008 年 11 月までの間におよそ 15 万 1,000 人の党職員と党員が罰せられている。しかし、非公式な人脈によって当局が責任を追及する人物が決まり、こうした政治的な影響を多分に受けながら容疑者が起訴されている。2008 年 5 月、新しい開かれた政府に関する規定が発効した。しかし、裁判所は地方の当局者による情報開示の義務化を求める訴えを受け入れることを躊躇した。」 [26a]

(最近の出来事：2009 年 12 月 19 日から 2010 年 1 月 8 日までの間に中国で起きた出来事も参照すること。)

## 党の規律の違反

17.04 中国共産党の規約第 37 条から第 45 条までに、党の罰則が定められている。第 39 条は、「党の罰則として、警告、重大な警告、党の役職からの解任、党内での謹慎、および党からの除籍という 5 つの方法が存在する。」 [5t] (第 VII 章)

17.05 米国国務省が 2009 年 2 月 25 日に発行した「2009 年の人権問題に関する国別報告書」(USSD による 2008 年の報告書)には、以下のように記述されている。

「党の規律に違反した場合、CCP は **shuang gui** として知られる罰則を適用している。しかし、党員ではない者に対しても適用されているとの報告もある。**Shuang gui** は自宅軟禁に類似し、司法機関の介入や監督なしで適用が許可される。**Shuang gui** では、捜査対象の CCP 党員が指定された場所と日時に尋問を受けることが求められる。**Shuang gui** を司る中央紀律検査委員会 (CDIC) の規定によれば、体罰の適用は禁止され、党員の尊厳は守られなければならない、違反の存在が立証されなければ容疑者は同志として見なされる。法律による監視が行われていないため、これらの規定が実際にどのように適用されているのかは明らかではない。」 [2e] (第 1 節 e)

## 関係 (GUANXI) (社会的なコネ)

17.06 2005 年 10 月 1 日に BBC が伝えているように、「現在の中国を一体誰が動かしているのかを知りたいければ、『**关系 (guanxi)**』という言葉の意味について理解しなければならない。この言葉を文字通りに訳せば、『コネ』となる。しかし、これは学閥意識よりも濃い人間関係である。欧米では、知り合いの者が就職を世話してくれたり、子どもを良い学校に入学するのを手伝ってくれることがある。中国では、自由を得るか投獄されるか、公正な判断を受けるか差別を受けるか、金持ちになるか貧乏になるかも『**关系 (guanxi)**』次第なのである。」 [9s]

[目次に戻る](#)  
[出典一覧に進む](#)

## 信教の自由

- 18.01 米国国務省 (USSD) が 2009 年 10 月 26 日に発行した「2009 年の世界における信教の自由に関する報告書」には、以下のように指摘されている。

「憲法は、中国の国民が『宗教を自由に信仰することができる』と定めている。憲法はまた、国、公共機関、および個人が国民に対していかなる宗教の信仰を強制または禁止することはできないと定めている。憲法と法律は、国が認可する 5 つの (仏教、道教、イスラム教、カトリック、プロテスタント) 『愛国的宗教協会』 (PRA) により監視された『通常の宗教活動』のみを保護している。当局者は、『通常の宗教活動』という表現に広い意味を持たせている。法律は、PRA のみによる宗教団体と礼拝所の登録を認めている。政府は登録した礼拝所と個人的な場所での布教活動を認めているが、公共の場所や登録されていない礼拝所での布教活動、または外国人による布教活動は認めていない。憲法では、宗教的な団体と行為は『外国による支配』を受けないと記され、無神論を基盤とする中国共産党 (CCP) の主導的な役割を肯定している。政府は美辞麗句を駆使して PRA の枠組みの範囲内における宗教活動を促進している…。当局者は入念な観察を行っており、場合によっては宗教的または精神的団体を攻撃することがある…。政府は多くの宗教的な指導者と信徒を宗教に関連した活動を行ったとの理由で拘束、逮捕、または収監している…。高名な宗教指導者や信教の自由を訴える活動家、および彼らの家族は、今も刑務所で服役している…。2008 年 10 月、CHCA の 3 周年を迎える直前に北京の当局者は Zhang Mingxuan 牧師の 2 人の息子 Zhang Jian と Zhang Chuang に激しい暴行を加えた。当局者たちはまた、これとほぼ同時に Zhang 牧師を強制的に移転させ、彼の妻と義理の妹を拘束した。」 [2a] (中国に関する序論、および第 II 節 信教の自由が置かれている立場、信教の自由の侵害)

- 18.02 報告書のこの節では、「1999 年より、[米国] 国務長官は国際的な信教の自由に関する法律 (IRFA) に基づき特に深刻な信教の自由の蹂躪が行われているとして、この国を『特に憂慮すべき国』 (CPC) に指定している」と結論付けられている。[2a] (中国に関する序論) 同情報源は、「政府は、仏教、道教、イスラム教、カトリック、およびプロテスタントを 5 大宗教として公式に認めている。」指摘している。[2a] (第 I 節 宗教に関する人口統計学)

(第 21 節：活動が禁止された精神的団体も参照すること。)

- 18.03 2007 年 2 月 7 日、政府系の新聞 *People's Daily* は以下のように伝えている。

「国内で初めて実施された信仰に関する大規模な調査の結果によれば、国内で宗教を信仰している人の数は公式の見積値の 3 倍以上の数に上るといふ。上海を拠点にする華東師範大学の Tong Shijun 教授と Liu Zhongyu 教授が約 4,500 人を対象に行った調査では、16 歳以上の中国国民の 31.4% に相当する約 3 億人が宗教を信仰していることが判明した。これは、長年にわたり公式の数値とされてきた 1 億人を大きく上回る数値であると水曜版の *China Daily* は伝えている。この報告によれば、仏教、道教、カトリック、キリスト教 [プロテスタント]、およびイスラム教が 5 つの主な宗教で、宗教を信仰している中国人の約 67.4% を占めている。特筆すべきは、中国の伝統的な宗教が復活していることであると報告されている。約 2 億人が仏教や道教の信者、あるいは四竜や

幸運の女神といった伝説上の偶像の崇拝者であり、宗教を信仰している者の66.1%を占めている。キリスト教の信者も急速に増えている。公式の記録によると、1990年代には1,000万人未満であったが、2005年には1,600万人にまで増加している。しかし調査では、キリスト教徒が占める割合は宗教を信仰している者の12%(4,000万人)を占めるに過ぎないことが明らかとなっている。[12ah]

- 18.04 アイアン・ジョンソン (Ian Johnson) は彼の著作『*Wild Grass (野草)*』(2004年)の中で、「中国において宗教を定義することは厄介な作業である。自分たちと他者とを明確に区別する西洋の宗教とは異なり、中国では祖先から伝わった古い教え、人々の間に広まっている目に見えないものに対する信仰、道教といった中国古来の宗教、および仏教などの世界的に広まった宗教が融合された信仰体系が築かれているのである」と指摘している。[50f] (p200) 2006年4月24日付の *TIME* 誌で報じられているように、「個人的な心の拠り所とするには問題はないが、国が管理する制度の枠組みを超えて信仰心を表現すると問題になる」のである。[65c]

目次に戻る  
出典一覧に進む

## 登録

- 18.05 USSD が発行した「2009年の世界における信教の自由に関する報告書」には、以下のように指摘されている。

「憲法は、『通常の宗教的活動』を認めている。しかし、国民は憲法が定める信教の自由に基づいて法律的な措置を講じる能力を持っていない。宗教団体は、しばしば極秘の、または非公式な行政命令を通して規制を行う地元当局者による強制的な措置による影響を受けやすい立場にある。政府は、政府の認可を受けた団体、登録済みの宗教団体、および登録済みの礼拝所に対し合法的な宗教活動を制限し、登録済みおよび未登録の宗教団体の活動の広がりや範囲を管理しようとしている。政府は、ローマ法王やダライ・ラマをはじめとする国外の宗教指導者に対する忠誠心の表明に強く反対してきた。宗教団体に対する扱いも実に様々である。様々な信仰を持つ人々が急速に増加している。『2005年の宗教的事項に関する規定 (RRA)』は、登録済みの宗教団体に対し未登録の宗教団体には与えられない限定的な法律的な保護を規定している (すなわち、登録済みの宗教団体は財産を持ち、文書を発行し、聖職者の養成と承認を行い、寄付を集めることができる)。5つの PRA のみが、『社会的な組織に関する規定 (RSO)』に基づき宗教団体として登録され、民政部による管理を受ける組織となる。5つの PRA 以外の宗教団体は合法的な地位を得ることが困難だけでなく、彼らの施設を監視し、宗教的な活動が治安を破壊していないことを確認し、邪教であるとの指定を受けた団体に対して措置を講じる公安局 (PSB) と宗教局 (RAB) による強制的および懲罰的な措置による影響を受けやすい。PRA の指導者たちは、CCP または NPC の外の社会的団体と懇談する CCP 指導部の下に設置された諮問会議である中国国民政治諮問会議に出席する場合がある。国務院の下に設置された国家宗教事務局 (SARA) と UFWD [中央統一戦線工作部] は、宗教活動における外国人の役割を含む宗教活動に関連した規定の実施についての方針の『助言と監督』を実施する。SARA と UFWD の職員は主として、共産党の原則に従い無神論者であるとされる党員で

ある…。SARA は、RSO によれば宗教団体が登録を行うには、5 つの PRA のうちのいずれかに関連していなければならないと述べている… [いくつかの] 団体は、当局が彼らの申請を理由なく却下し、また団体のメンバーが登録を申請しようとしたところ拘束を受けたと報告している。」[2a] (第 II 節 信教の自由が置かれている立場、法律/政策の枠組み)

- 18.06 国際的な信教の自由に関する米国委員会 (USCIRF) は、2009 年 5 月に発行した「2009 年度年次報告書」の中で以下のように指摘している。

「中国国内の宗教を統制する法律は、2005 年 3 月に発布され、2007 年に更新された宗教に関する国家規定 (NRRRA) である。この規定には、すべての宗教団体と宗教的な施設に対し、国が認めた 7 つの宗教協会のうちのいずれかに加入することを求める条項がふくまれている。登録された場合、宗教団体は財産の所有、社会的サービスの提供、海外から献金の授受、宗教的な教育と訓練の実施、省間の宗教会議の開催の認可を申請することができる。法律的な保護よりも政治的な関心事が優先される場合がある中国の法体系により認められた範囲で、NRRRA は登録済み宗教団体が宗教活動を実施するための保護措置を拡大した。しかし、NRRRA は思想、良心、および信教の自由の保護に関する国際基準に違反して規制を行い、こうした規制を利用して逮捕を正当化している。政府が認可する宗教の協会への登録を定め、日常的な宗教活動について許可を求めるように主張し、カトリックとチベット仏教の団体の指導部が下す決定に政府による認可が必要であるとの条件を具体的に定めることで、NRRRA は宗教に関連した事項に対する政府による管理または監視を強化し、これにより党の職員は宗教的な活動とそれに関連する活動について広範囲にわたる規制を行うことが可能になっている。さらに、NRRRA に含まれる曖昧な国家の安全保障に関する規定は、宗教団体が国家の一体性または団結を分断するものであると見なされる場合に前述の保護よりも優先される。NRRRA は、政府が『通常の』宗教活動であると見なすもののみを保護しており、これにより未登録の宗教団体は違法であると見なされ、規制、攻撃、または強要、強制的な閉鎖、暴力、個人資産の没収、罰金、刑事告訴を含むその他の処罰の対象となってしまう。実際に適用される処罰の内容は省により異なるが、いくつかの省では未登録の宗教団体の活動も容認されている。」 [70a] (p73)

- 18.07 2009 年 2 月 25 日に米国国務省が発行した「2008 年の人権問題に関する国別報告書」(USSD による 2008 年の報告書) には、未登録の宗教団体に所属する個人が独断的な逮捕、拘留、および嫌がらせの標的になっていると指摘されている。 [2e] (第 1 節 f)

## 仏教徒

- 18.08 USSD が発行した「2009 年の世界における信教の自由に関する報告書」には、仏教徒は組織を構成しておらず、個人的に家で信仰を実践しているため、彼らの数を見積ることは困難であると指摘されている。同情報源はまた、「しかし、中国の世論調査団体は 2007 年の調査で、中国の成人の 11~16% が仏教徒であることを明らかにした…。国の管理統制下にある報道機関である新華社は、中国には 1 億人の仏教徒がいると試算している。」 [2a] (第 I 節 宗教に関する人口統計学)

18.09 この報告書にはまた、「仏教徒と道教に関連した団体に対する許容度は、他の宗教に関連した団体に対するそれよりも大きい。中国宗教文化情報協会は SARA と協力して、2006 年と 2009 年 3 月に第 1 回と第 2 回の世界仏教徒フォーラムをそれぞれ主催した…」とも記述されている。**[2a]** (第 II 節 信教の自由が置かれている立場、信教の自由に対する規制) 2009 年 3 月 28 日、新華社は中国東部の江蘇省無錫で「仏教が調和のある世界の構築のためにどのように貢献できるかを話し合うため、世界のおよそ 50 の国と地域から 1,700 人を超える仏教僧侶と学者が集まって」第 2 回世界仏教徒フォーラムが開幕したと伝えた。**[13b]**

(第 23 節：[チベット仏教](#)も参照すること。)

## 道教の信徒

18.10 USSD が発行した「2009 年の世界における信教の自由に関する報告書」には、「道教を信仰している中国の成人は全体の 1%にも満たない…。中国における道教の信徒の数を裏付ける、または否定する公式な統計データは存在しない」と指摘されている。**[2a]** (第 I 節 宗教に関する人口統計学) この報告書にはまた、「仏教徒と道教に関連した団体に対する許容度は、他の宗教に関連した団体に対するそれよりも大きい。中国宗教文化情報協会は SARA と協力して…2007 年度国際老子道德経（道教の聖典）フォーラムを主催した」とも記述されている。**[2a]** (第 II 節 信教の自由が置かれている立場、信教の自由に対する規制)

## 民俗宗教

18.11 USSD が発行した「2009 年の世界における信教の自由に関する報告書」に指摘されるように、「政府は（また）いくつかの民俗宗教に『封建主義的な迷信』であるとのレッテルを貼っており、これまでにそうした宗教の信者は嫌がらせや抑圧の対象になった」のである。**[2a]** (第 II 節 信教の自由が置かれている立場、信教の自由に対する規制)

目次に戻る  
出典一覧に進む

## キリスト教徒

19.01 2008年10月2日付の *The Economist* の記事には、1億3,000万人のキリスト教徒がいるとの試算値が記載されている。この記事には、「この数値は以前の試算値をはるかに上回っている。政府はキリスト教徒の数を2,100万人（プロテスタントが1,600万人、カトリックが500万人）であると発表している。マサチューセッツにある世界キリスト教研究センター（Centre for the Study of Global Christianity）が提供したデータなど、非公式のデータはキリスト教徒の数は7,000万人としている…。テキサス州を拠点とする圧力団体である中国支援協会（CAA）によると、中国に存在するすべての宗教について監視を行っている政府機関の代表者は個人的な意見として、キリスト教徒の数が2008年初頭の時点で1億3,000万人にまで増えていると語ったという」と述べられている。[19a]

19.02 さらに以下のように報告されている。

「1950年代に、カトリックと主要なプロテスタントの教会は宗教に関連した行政のための支局になった。家庭教会の地位は不明確であり、禁止されてもいなければ、完全な承認も受けていない。隣近所と揉め事を起こさず、一定の規模を超えなければ（通常約25名）、プロテスタントの集会については多くの場合辛うじて許容されている。しかし、カトリックの場合は中国がバチカンと緊張した関係にあるため、厳しい監視の下に置かれている…。多くのキリスト教徒たちは自分たちが政治的な組織を作ることはなく、党と対立する意思も持っていないと言っている。その一方で、彼らは公共の政策との衝突は避けられないとも言っている。キリスト教徒にとって、例えば一人っ子政策は受け入れられない政策であるという。形式上、共産党は党員が宗教を信仰することを禁じており、教会は当局者による嫌がらせを受けていると言っている。」 [19a]

## 聖書の入手について

19.03 米国国務省（USSD）が発行した「2009年の世界における信教の自由に関する報告書」には、以下のように記述されている。

「RRA [宗教的事項に関する規定] に基づき、登録された宗教団体は資料を編纂、および印刷し、組織内で使用することができる。しかし、彼らがそうした資料を配布しようとする場合、彼らは宗教的な内容を含む資料の出版と配布について規制することを目的に国が定めた印刷物に関する規定に従わなければならない。『聖書を印刷するための契約の管理に関する1994年の規定』は、国内向けに聖書を印刷する唯一の企業として南京アミティ印刷会社（アミティ出版）を指定している。独自の印刷機関を持ついくつかのCPA [カトリック愛国協会] の司教管区ではカトリックの聖書の印刷が行われているとの報告がある。このようにして発行された聖書は、TSPM [三自愛国運動] やCPAの協会でのみ購入することができる。アミティは、中国人の読者のために5,000万部以上の聖書をこれまでに印刷し、国内の70の都市の流通拠点を結ぶネットワーク、および農村地帯まで移動する流通ネットワークを経由してそれらを流通させている。2009年4月、アミティ出版と活動している聖書協会の20名のオーストラリア人のメンバーは、国内で1万部の聖書を流通させた。政府は（アミティ出版を除く）出版社に対し、1,000以上のキリスト教関係の書籍を

出版する許可を与えた。そうであっても、キリスト教に対する関心が高まっていることから、聖書やその他のキリスト教関連の出版物に対する需要が高まっている。未登録の教会のメンバーはいくつかの農村地帯で聖書の供給と流通が不適切に行われていると報告している。個人が出版社から聖書を直接的に注文することはできず、流通業者は大量の聖書の注文によって好ましくない注目が集まることに警戒することがある。RRA と出版に関する規定に基づき、聖書やコーランを含む許可を得ないで発行された宗教的な書籍が没収され、許可を得ていない出版社が閉鎖に追い込まれる場合がある。宗教の信徒は不法な出版を行った容疑で逮捕および投獄される。当局はしばしば、家庭教会を捜索して聖書を没収している。税関職員は聖書とその他の宗教的な出版物の輸入を監視し続けている。」 [2a] (第II節 信教の自由が置かれている立場、信教の自由に対する制約)

19.04 2008年5月2日付の *The Guardian* の記事は、以下のように報じている。

「今月、新しい印刷機関が設置されることで、中国は世界で最大の聖書の発行部数を誇る国になる…。英国聖書協会との合併事業として設立されたアミティ出版は、昨年12月に5,000万部目の聖書を印刷するに至った。そして5月19日に新しい印刷機関が設置されることで、年間の出版部数は倍の1,200万部になる…。南京の聖書協会のコンサルタントであるピーター・ディーン (Peter Dean) は、…『中国国内のキリスト教徒の数については様々な見解はあるが、教会の数の増加は万人が認める事実である。』中国の全人口の少なくとも7%はキリスト教を信仰していると考えられる。当局がキリスト教の信仰を許可してから30年が経過しているが、キリスト教に対する規制は今も続けられている。認可を受けていない聖書を密輸すると、懲役刑が適用される可能性がある。」 [41d]

19.05 2008年6月1日付の世界キリスト教連帯 (Christian Solidarity Worldwide) の報告書には、以下のように記述されている。

「中国政府は、部数を限定して聖書の印刷を認めている。しかし、家庭教会が必要とする部数を満たすには十分な量とは言えない。中国は、南京にあるアミティ基金にしか聖書と特定のキリスト教関係の出版物の印刷を認めておらず、この1社で増加を続けるキリスト教徒が必要とする部数に対応することは不可能である。聖書は、公式な TSPM 教会を経由してのみ流通されているため、家庭教会の信者がキリスト教関係の出版物を入手することは困難になっている。公共の書店やその他の施設で聖書を販売することは違法である。満たされない需要を満たすため、聖書やキリスト教関連の出版物を印刷した牧師たちが、不法な商行為を行ったとして逮捕、投獄されている。」 [74b]

19.06 2003年11月28日にカナダ移民難民委員会 (IRB) が指摘しているように、IRB が問い合わせたプロテスタント系の家庭教会の指導者たちは、公的に認められた聖書には中国国外で入手できる他の聖書との違いはほとんど存在せず、「内容に問題はなく、手を加えられた痕跡もない」と語っている。[3w] 国際的な信教の自由に関する米国委員会 (USCIRF) は、2009年5月に発行した「2009年度年次報告書」の中で、「中国の当局者は、『不法な商行為』という容疑をかけることで、聖書や他の宗教関連の出版物の印刷と流通に関わった家庭教会の指導者たちを処罰している」と指摘している。 [70a] (p79)

## 布教活動

- 19.07 米国国務省 (USSD) が発行した「2009年の世界における信教の自由に関する報告書」には、以下のように指摘されている。

「政府は、登録された礼拝所と個人的な施設での布教活動を認めているが、公共の場所や登録されていない礼拝所での布教活動、ならびに外国人による布教活動は認めていない…。登録されていない宗教団体のメンバーによる不法行為は、しばしば社会秩序を混乱させた罪に分類される。しかし、宗教的な指導者と礼拝者は、政府が登録されていない団体のメンバーが集会を開くこと、移動すること、および出版を行うことを認めていない一方で、あるいは公共の場所での布教活動が禁止されている一方で、これに違反する様々な行動を行って刑事処罰や行政処罰を受けている。登録されていない団体のメンバーの中には、出版活動に関連した不法な商行為を行った容疑がかけられた者たちがいる…。2008年12月3日、河南省の Taikang 県国内防衛保護部隊 (Taikang County Domestic Defense Protection Squad) がある家に突入し、この家に作られた教会の信徒 50 名を逮捕し、『子どもたちに福音を伝えるための訓練』と布教活動に関して書かれた教材 22 部を押収したという。20 人の信徒に 15 日間の行政拘禁と 146 米ドル (1,000 人民元) の罰金が適用された。3 人の信徒は、『違法な布教活動』を行い、『違法な集会』に出席した罪で RTL の施設に 1 年間収容されることになった。」 [2a] (中国に関する序論、および第 II 節 信教の自由が置かれている立場、信教の自由の侵害)

- 19.08 2003年2月28日、カナダ IRB は、「愛国系教会は通常、十字架、十字架像、キリストの肖像を掲げている…。中国の国民がこれらを所持して家庭の中に掲げることも法律には違反しない」と指摘した。 [3t] 2009年4月3日、*The Christian Post* は、イスラム教徒が多数派を占める新疆ウイグル自治区でキリスト教に改宗したウイグル人が裁判を受けることなく、「分断を誘発させ、国家の秘密または情報を盗み、収集し、買い集め、外国の組織に不法に提供した容疑」で1年以上にわたり拘留されていると報じた。しかし、地元の情報筋は、この人物が拘留されている本当の理由は、イスラム教徒が多数派を占めるこの地域で彼がキリスト教を信仰し、ウイグル人たちとキリスト教の福音を共有したことであったと伝えている。 [36a]

(第 20 節：イスラム教徒のウイグル人、新疆ウイグル自治区における信教の自由も参照すること。)

## カトリック教徒

- 19.09 米国国務省 (USSD) が発行した「2009年の世界における信教の自由に関する報告書」には、以下のように指摘されている。

「カトリック愛国協会 (CPA) は、530 万人の信徒が CPA に関係する教会で礼拝を行い、さらに CPA に関係しない未登録のカトリック系の協会ではさらに 1,200 万人以上の信徒が礼拝を行っている」と推定される。当局筋によれば、政府の認可を受けた CPA には 70 名以上の司教、約 3,000 名の神父と修道女、6,000 に及ぶ教会と集会場、および 12 の神学校が属しているという。『地下で』活動を続ける司教が 40 名ほどいると考えられるが、彼らのうちの数名は

刑務所に収監されているか、自宅軟禁の状態ある。2007年の時点で国内にある97の司教管区のうち40の司教管区には司教が存在しておらず、30人以上の司教は80歳を超える高齢である。」[2a] (第I節 宗教に関する人口統計学)

- 19.10 2005年9月27日付のAsiaNesには、「河北省はカトリック教徒の信者の人口が最も多い省で(150万人以上)、密かに信仰を行っている者(政府によって認識されていない信者)が大多数を占めている」と指摘されている。[58b] 2006年5月15日付のThe Timesは、カトリック教会は福建省で特に強い勢力を持ち、この省でキリスト教を信仰する者の多くはカトリック教徒であると指摘している。[90c]
- 19.11 米国国務省(USSD)が発行した「2009年の世界における信教の自由に関する報告書」には、以下のように指摘されている。

「いくつかの地域で、地元当局が登録されていないカトリックの神父と信徒を教皇庁が承認した叙階を放棄させ、国が定める教会に所属しないと、罰金が科され、仕事を失い、拘留され、自分たちの子どもが学校に通えなくなるなどの制裁を受けると脅しているとの報告がある。政府による監視や度重なる短期間の拘留など、登録されていない司教や神父に対する嫌がらせが横行しているとの報告もある。古くから登録されていないカトリック教徒が多数暮らしているとされる湖北省では、登録されていないカトリックの聖職者たちが数多く拘留されているという。2009年3月30日、秘密に活動を行っていたカトリックの司祭であるJia Zhiguoが湖北省で再び拘束された。彼はこれで2004年以来、警察により13回拘束を受けたことになる。1997年に拘束されて以来、行方不明になっている登録されていない司祭Su Zhiminに関して、新たな情報は寄せられていない。2009年3月24日、カトリックの司祭Ma Shengbaoが逮捕された。報告の対象となる年の末の時点で、彼の行方はまだ分かっていない。周至県の司教Wu Qinjingの行方も依然として不明である。河北省西湾子の司教管区の補佐司教Yao Liangは、報告の対象となる年、拘留された状態にあった。2006年8月に警察による拷問を受けたと報じられたLi Huisheng神父は、『政府に対して民衆を扇動させた』との理由で7年間に及ぶ拘留を受けている。」[2a] (第II節 信教の自由が置かれている立場、信教の自由の侵害)

- 19.12 国際的な信教の自由に関する米国委員会(USCIRF)は、2009年5月に発行した「2009年度年次報告書」の中で以下のように指摘している。

「公的に認められたカトリック愛国協会(CPA)は、信徒や聖職者がバチカンや外国のカトリック系団体と関係を持つこと、および情報交換を行うことを禁止している。この禁止措置は、CPAと中国国内にある未登録のカトリック系教会との関係に緊張を強いている…。この一年、登録されていない司教や神父をはじめとする中国のカトリック教徒に対する嫌がらせや拘束が横行した…。40人以上のローマカトリックの司教や神父は刑務所に収監され、拘留され、あるいは行方不明となっている。例えば、高齢となったSu Zhimin司教は、1970年代から刑務所に収監され、拘留され、自宅軟禁を受け、あるいは厳重な監視下に置かれるといった生活を続けている。」[70a] (p77-78)

- 19.13 2008年7月、龔(クン)枢機卿基金会は、「35名に及ぶ密かに活動を行っていた司教、および多くの神父と信徒は刑務所に収監されているか、行方不明と

なっているか、自宅軟禁を受けているか、厳しい監視の下に置かれている」と伝えた。**[68a]** 2009年3月30日付の AsiaNews は以下のように報じている。

「…秘密裏に活動を行っている教会の信徒やメンバーは、司教や神父が逮捕され、国の管轄下にある教会に対する規制がより厳しくなるのに伴い、より大きな抑圧を受けるようになってきている。情報筋は AsiaNews に対し、北京に近い河北省（国内でカトリック教徒が最も多い省）に存在する秘密のコミュニティに対する圧力が強まっていると伝えている。圧力の対象には、ミサに出席するために集まってきた人々も含まれているという…。また、数十名の神父が刑務所や強制労働収容所に収監されて悲惨な生活を強いられている。そして秘密裏に活動していた数十名の司教も隔離された状態で拘留されている。国の認可を受けた教会も抑圧や厳しい監視の対象となり、厳しい状況に追い込まれている。最近の数ヶ月間で、政府の承認を得ている司教は共産党の宗教政策の重要性について話し合う政治的な会議への出席を強いられている。北京などで活動する数名の司教は、中国愛国カトリック協会（CPCA）〔CPA〕を公に賞賛し、中国の国内事情に『干渉しようとするバチカン』を批判することを強いられている。」 **[58c]**

- 19.14 2004年6月8日、カナダ IRB は「2004年6月4日に行った龔（クン）枢機卿基金会の代理である調査理事会との電話インタビューで、同理事会は秘密裏に活動を行っている教会には標準の洗礼証明書は存在しておらず、こうした証明書が発行されることはないと言った。その代わりに、洗礼を行ったときに先例証明書が求められた場合、神父は多くの場合、中国語で記述された非公式な文書を発行している」と伝えている。 **[30]**

### バチカンとの関係性

- 19.15 2007年6月30日、BBC は以下のように報じた。

「ローマ教皇ベネディクト 16 世は、ローマに対する忠誠心と北京に対する忠誠心とで二分された数百万人に及ぶ中国のカトリック教徒に対し、和解を勧めるメッセージを送った…。教皇は無神論に立脚した政治思想を掲げ、半世紀にわたりカトリック教徒を散発的に迫害してきた歴史を持つ国に正面から対処しようとしている…。この混乱した状況を正し、1951年より断絶している中国との外交関係を正常化させるための関係改善に向けて、教皇はメッセージの中で中国の社会的および経済的な功績を賛美している。教皇は友好的かつ平和的な関係を築くために中国当局との誠意ある対話を申し出ている。しかし、教皇のメッセージが中国政府によってどのように受け入れられるかは未知数である…。バチカンの考えとしては、中国に存在するカトリック教会は唯一つであるという。」 **[9]**

- 19.16 2009年3月11日にアクセスした「難局にある教会への援助」による報告には、「『国の認可を受けた教会』と『秘密裏に活動する教会』との間の協力関係が強化されている」と伝えられている。 **[22a]** 2009年3月30日付の AsiaNews は以下のように報じている。

「公式な認定を受けた司教の多くが密かに教皇庁とつながりを持ち、秘密裏に活動する司教たちとも協力して活動しているため、最近、当局は圧力を強めて

いる。当局は、『外国の力』、すなわちローマ法王の介入によって秘密裏に活動する教会と政府が認可した教会とが和解することを快く思っていないのである。ベネディクト 16 世が 2007 年 6 月に中国のカトリック教徒に向けてメッセージを発したところ、中国の国内に存在する 2 つの教会の間に和解の動きが生じ、共産党に代わり教会を管理する CPCA [CPA] が蚊帳の外に置かれる形になった。現在加えられている一連の圧力は、こうした新しい和解への動きを阻むことを目的としているのである。」 [58c]

- 19.17 米国国務省 (USSD) が発行した「2009 年の世界における信教の自由に関する報告書」には、以下のように指摘されている。

「中国政府は教皇庁と外交関係を樹立しておらず、教皇庁の代理人は中国国内に駐在していない。司教を選任する際の教皇の役割、秘密裏に活動するカトリックの聖職者の地位、およびバチカンが台湾を国として認めていることが、中国との関係性を改善する上での障害となっている。外交部の報道官は、政府が関係性の改善を支持していると伝えた。CPA は教皇庁が司教を任命する権限を認めていないが、司教を選任する際にバチカンの裁量が入ることは認めている。国が認めるカトリックの司教の 90% は、バチカンの意見が反映されて選ばれたと考えられている。同様に、政府が任命したカトリックの司教の大多数は、『教皇の命令書』を通してバチカンから公式の承認を得ている。政府が政治的に管理する公式に認可されたカトリックの教会と登録されていないカトリックの教会の間には、時と共に違いがなくなっている。公式な認可を受けたカトリックの教会の中には、聖職者が教皇への祈りの言葉をささげ、教皇の肖像画が掲げられている教会が存在している。[2a] (第 II 節 信教の自由が置かれている立場、信教の自由に対する制約)

(第 20 節：イスラム教徒の新疆ウイグル自治区における信教の自由も参照すること。)

### プロテスタント教徒（「家庭教会の信徒」を含む）

- 19.18 米国国務省 (USSD) が発行した「2009 年の世界における信教の自由に関する報告書」には、以下のように記述されている。

「国が承認するプロテスタント系の宗教組織である三自愛国運動／中国基督教協会 (TSPM/CCC) の当局者は、少なくとも 2,000 万人の国民が認可を受けた協会で礼拝を行っている」と推定している。政府当局者は、登録された TSPM の協会は 5 万以上、TSPM の神学校は 18 校以上存在すると語っている。世界キリスト教徒データベースは、認可を受けていない家庭教会のネットワークの数は 300 を超えていると推定している。ピュー・リサーチ・センター (Pew Research Center) は、5,000 万人から 7,000 万人のキリスト教徒が国の認可を受けずに信仰を實踐していると推定している。中国のある研究者は、中国人民大学での公開講演の中で、中国国内のキリスト教徒の数は、TSPM 教会と登録を受けていない教会に属する者を含めれば、9,000 万人近くに達すると推定されると述べている。一方、中国共産党は 6,000 万人の黨員を抱え、そのうち 1,000 万人が宗教的な儀式に定期的に参加していると考えられる。家庭教会やキリスト教を信仰する知識人たちの間では、カルバン主義や改革派神学の流れ

が影響力を持っている。家庭教会では、ペンテコステ派のキリスト教徒も増えている。」 [2a] (第 I 節 宗教に関する人口統計学)

- 19.19 2008年10月2日付の *The Economist* の記事には、「プロテスタント系の家庭教会の多くは無宗派であるため(すなわちルター派、メソジスト派などの宗派に属していない)、特定の礼拝方法や伝統を持っていない。彼らの儀式は、聖書の勉強会のようなのである」と記されている。[19a] 米国国務省 (USSD) が発行した「2009年の世界における信教の自由に関する報告書」には、以下のように記述されている。

「政府は、政府や党の権威に対抗する影響力を持つと見なすプロテスタント系の家庭教会と組合教会に圧力をかけている。例えば、2008年11月28日に、民政部は登録を受けないまま無許可で社会的な団体として活動を行っているとして、複数の省に25万人の会員を抱えるとされる中国家庭教会同盟(CHCA)を廃止する決定を下した…。地域の規定、省の作業報告、およびその他の政府と党の文書は当局者に対し、登録を受けていない教会や不法な宗教活動に関する政府の方針を遂行するように要請した。しかし、当局者が実際に登録を受けていない教会の活動に干渉する程度は、地域の事情により大きく異なった。いくつかの地域の都市部に存在する家庭教会は、集会の規模を数十人の規模にまで縮小した。都市部以外の場所にある家庭に作られた教会は、当局の干渉を受けることなく数百人規模の集会を開くことができた。登録を受けていないいくつかの宗教団体は多くの会員と莫大な資産、資金、およびネットワークを抱えている。家庭教会は信徒の数が増え、宗教的な活動のために施設を定期的を使用するようになり、また登録を受けていない団体や海外の同宗信徒とのつながりを持つようになるに従い、より多くの危険な状況に直面するようになっている。」 [2a] (第 II 節 信教の自由が置かれている立場、信教の自由に対する制約)

- 19.20 この報告書には、さらに以下のように記述されている。

「いくつかの地域では、政府当局が登録を促進するためのキャンペーンを実施し、登録を拒む指導者を尋問することで、いずれかの PRA に加盟し、宗教に関する事項を扱う当局で登録を済ませるように家庭教会に圧力をかけている。その一方で、未登録の団体の信徒が急増しても当局が登録を強いていない地域もある。SARA は家庭教会の存在を公式には認めていないが、そのウェブサイトでは家族や友達が家庭に集まって会合を行う場合(公共の場所で行われる正式な礼拝とは異なる)は政府に登録を行う必要はないと明記されている(「家族や友達が集まって行う礼拝に関する方針」)。いくつかの地域の RAB の警察と当局者は、参加者が近隣または社会の秩序を乱した、あるいは『邪悪な宗教』に加わったとの理由で人々が家庭に集まって行われていた儀式を解散させた。警察は時として、そうした儀式に出席した者を数時間あるいは数日間にわたり拘束し、そうした儀式を今後行うことを禁止した。警察は教会の指導者や一般の人々を儀式の会場、ホテルの部屋、拘留施設などに閉じ込め、儀式に関して尋問を行った。複数の非政府組織(NGO)によると、教会の指導者たちはより頻繁に拘束を受け、より長い期間拘留され、正式な逮捕を受け、また労働教養の施設や刑務所に収監されるなど、一般の信者よりも厳しい仕打ちを受けているという。NGO と報道機関の報告によれば、地元の当局が未登録の宗教団体の資産を差し押さえ、破壊する場合もあるという。」 [2a] (第 II 節 信教の自由が置かれている立場、信教の自由に対する制約)

19.21 USCIRF は、2009 年 5 月に発行した「2009 年年次報告書」の中で以下のよう  
に指摘している。

「中国で登録されていないプロテスタント系の団体のメンバーと指導者たち  
は、依然として拘束、罰金、暴力、財産の没収、逮捕、拘留施設での虐待行為  
や拷問など、嫌がらせや厳しい処罰の対象となっている。昨年、信頼できる情  
報筋によれば、764 名のプロテスタント系団体の指導者と信徒がこの一年にわ  
たり一定の期間、逮捕拘留され、そのうちの 35 名が 1 年以上にわたる悪名高  
い『労働教養』の施設への収監を言い渡されたという。国務省は、昨年、短期  
間にわたり拘留された家庭教会の信徒は『数千名』に及ぶと試算している。平  
和的に活動を行っていたプロテスタントの信徒の逮捕や彼らに対する嫌がら  
せは、少なくとも 17 の省と 2 つの市町村で発生している。中でも、こうした  
行為が多く発生したのは河南省、新疆ウイグル自治区、山東省、河北省、およ  
び浙江省であった。政府が『邪悪なカルト宗教』と見なす登録されていない教  
会の信徒は、拘留の対象となる可能性が最も高かった…。北京オリンピックの  
開催を前に、家庭教会と未登録のプロテスタント系団体に対する政府による弾  
圧は急激に増えた。多くの家庭教会は、地元の治安当局によりオリンピックの  
開催期間中は特にオリンピック会場の付近で大規模な集会を開かないように  
求められた。」 [70a] (p78)

19.22 全世界キリスト教連盟が発行した 2008 年 6 月 1 日付の報告書には、以下のよ  
うに記述されている。

「2008 年の北京オリンピックの開催が近づくに伴い、中国では家庭教会とし  
て知られる未登録のプロテスタント系の教会に対し、信教の自由に関する制約  
が著しく高まっている。中国政府は制約的な国により管理される団体の範囲内  
で宗教活動が行われるように求めることで、信教の自由を著しく制約している。  
これらの団体の外で信仰を実践する者は、差別、罰金、資産の没収と破壊、逮  
捕、屈辱的な扱い、拷問、投獄、および強制労働を含む処罰を含む制裁を受け  
る可能性がある。こうした処罰だけでなく、集会の会場が急襲され、聖書や宗  
教的な資料が没収され、教会が破壊されている。」 [74b]

19.23 同情報源は、以下のようにも指摘している。

「2008 年 4 月、CAA [中国支援協会] は、中国政府の当局者が『キリスト教  
徒による不法な行為を取り締るキャンペーン』という戦略的なキャンペーンを  
新疆ウイグル自治区の家庭教会の信徒を対象に開始したと報告している。漢民  
族とウイグル人のキリスト教徒が標的となる一方で、少数派であるウイグル人  
のキリスト教徒が置かれる状況は、彼らが信仰する宗教の特異性を理由にした  
迫害と新疆のウイグル人に対する民族的な迫害に直面することで特に厳しく  
なっている。中国の他の地域で守られている限定的な信教の自由でさえ、新疆  
ウイグル自治区ではさらに制約を受け、この地域ではキリスト教徒の逮捕と虐  
待行為が長期間にわたり繰り返し行われている。特に憂慮すべきなのが、宗  
教を信仰する者に対する国の安全保障に脅かした容疑や国の分断を画策した  
容疑の適用である。」 [74b]

(第 20 節：イスラム教徒の新疆ウイグル自治区における信教の自由も参照すること。)

19.24 カナダ IRB は 2004 年 8 月 17 日に以下のように報告している。

「中国政府は、当局の監視を受けることを拒む宗教団体が当局の監視の目を逃れて拡散してゆくことを最も恐れているようである。ある中国国民が海外でキリスト教徒となり、帰国したときに国による認可を受けた教会に所属したいと考えても、困難に直面することはないであろう。しかし、この信者が認可を受けていない団体のメンバーになった場合、特に伝道活動を通してそうした団体の発展に大きく貢献した場合、迫害を受ける恐れが大いにある。」 [3u] (中国人権 (Human Rights in China) により提供された情報に基づく)

## 東方正教会

19.25 米国国務省 (USSD) が発行した「2009 年の世界における信教の自由に関する報告書」には、「ロシア正教会は、ロシア人の駐在者が多く住む土地やロシアとの関係性が深い土地をはじめとするいくつかの地域で活動を行っている」と指摘されている。[2a] (第 I 節 宗教に関する人口統計学) 同報告書にはまた、「いくつかの地域 (黒龍江省など) では、地方自治体がキリスト教正統派を含むいくつかの宗教とその実践を合法化している…」と記述されている。[2a] (第 II 節 信教の自由が置かれている立場、法律/政策の枠組み)

19.26 2008 年 4 月 27 日、中国における正当主義は、「1957 年に設立された中国の正教会には現在、聖職者が在籍していない。中国の約 1 万 3,000 人の国民が自分たちを正教会の信徒であると見なしている。彼らの多くは PRC に済むロシア系の少数民族と中国人である。PRC の法律に従い、外国人の聖職者が中国の国民のために儀式を行うことは制限されている。」 [69a]

19.27 2009 年 8 月 31 日、インテルファクス通信は以下のように伝えている。

「ロシアの教会による布教活動は 1713 年より行われていたが、政治的な理由により 1954 年に行われなくなった。1956 年、ロシアの宗教会議は中国正教会に自治権を与え、北京教区の Archimandrite Vasily を任命した。1962 年に後者が他界した後、中国正教会は急速に衰えた。1997 年、ロシア教会の宗教会議は、当時の状況でモスクワのアレクシイ II 世総主教が中国で東方正教会の集会を開催する意思を表明した。中国における最後の正教会の正式な聖職者である Fr. Gregory Chu は 2000 年に他界した。彼はハルビンで生神女庇護 (しょうしんじょひご) の教会の司祭を務めた。中国の最後の司祭である Fr. Alexander Du は、公式に職務をこなすことができなかったが、2003 年に北京で他界した。正教会の信徒の数は、情報源により異なるが、9,000~15,000 人であると見積られている。彼らの多くは北京、上海、黒龍江省、新疆ウイグル自治区、内モンゴル自治区に居住している。」 [55a]

目次に戻る  
出典一覧に進む

## イスラム教徒

- 20.01 米国国務省 (USSD) が発行した「2009 年の世界における信教の自由に関する報告書」には、以下のように指摘されている。

「公式なデータによれば、2,000 万人のイスラム教徒が居住しているとされる。独立した機関のデータによれば、その数は最大で 5,000 万人にまで達する。中国全土に存在するイスラム教の礼拝所の数は 4 万を超え（そのうちの半数以上は新疆ウイグル自治区 [XUAR] にある）、4 万 5,000 人を超えるイマームが存在し、10 校を超えるイスラム教系の学校が存在している。中国国内には、10 のイスラム系民族が居住しており、その中で多数派を占めるのが、回族と呼ばれる人々である。彼らの人口は 1,000 万人を超えるとされる…。回族のイスラム教徒は、新疆ウイグル自治区に住むウイグル人のイスラム教徒よりもやや多い。2005 年の公式の報告によれば、2004 年末の時点で新疆ウイグル自治区には 2 万 3,900 のモスク、および 2 万 7,000 人の聖職者が存在していたという。しかし、金曜日の礼拝と休日の儀式を行うことが許されたモスクは半分以下であったという。北京には、回族のイスラム教徒が 20 万人以上居住し、モスクが 160 存在していたという。政府はモスクの建造を支援し、イマームに対し給与を支払い、ハラールの店舗と病院を支援している…。新疆ウイグル自治区ではイスラム教の実践に厳しい監視の目が向けられているが、寧夏回族自治区、甘肅省、青海省、および雲南省のイスラム教徒は政府による干渉をほとんど受けずに宗教を実践している。」 [2a] (第 I 節 宗教に関する人口統計学、および第 II 節 信教の自由が置かれている立場、信教の自由に対する制約)

## ウイグル人

- 20.02 2009 年 6 月 6 日付の報告の中で、BBC は以下のように指摘している。

「ウイグル人は中国全土の主要な都市でウイグル人のコミュニティを形成しているが、中国北西部にある新疆ウイグル自治区を主要な拠点としてイスラム教を信仰している。彼らの言語はトルコ語との関係が深く、彼らは自分たちが中国国内の他の地域よりも中央アジアの地域に文化的にも民族的にも近い関係にあると考えている…。20 世紀初頭、ウイグル人は短い間であったが独立を宣言した。しかし、1949 年には共産党が率いる中華人民共和国の支配下に入った。新疆ウイグル自治区は、公式にはチベットのように自治区域であると説明されている。」 [9ab]

- 20.03 2009 年 2 月 12 日にアクセスした Europa World の「国別プロフィール：中国編」で指摘されているように、中国には 839 万人のウイグル人が居住し、全人口の 0.68% を占めている。また同情報源には、新疆ウイグル自治区の総人口が 1,845 万人であると指摘されている (2000 年に実施された国勢調査の結果に基づく)。 [1a] (地域と人口) [18f] (新疆ウイグル自治区の地図)
- 20.04 2005 年 11 月 17 日、BBC は漢民族の入植者の数が「…先住民族であるウイグル人、カザフスタン人、およびモンゴル人の数を圧倒している」と報告している。 [9t] 米国国務省 (USSD) が 2009 年 2 月 25 日に発行した「2008 年の人権問題に関する国別報告書」 (USSD による 2008 年の報告書) には、以下のように記述されている。

「少数民族民族の区域への漢民族の入植を促進する政府の政策により、新疆ウイグル自治区 [XUAR] における漢民族の人口が急激に増加した。過去数十年間において、ウルムチ市における漢民族とウイグル人の人口比率は 20 : 80 から 80 : 20 に変わり、ウイグル人たちの間には敵意が根付いている。雇用において漢民族が優遇されるようになり、民族的な少数派にとって仕事の将来に対する見通しは暗いものになっている。XUAR の当局が発表した 2005 年度の統計データによれば、XUAR の公式の人口 2,000 万人のうち 800 万人は漢民族で占められていたという。回族、カザフスタン人、キルギス人、ウイグル人、およびその他の少数民族の人々は XUAR の人口の約 1,200 万人を締めていた。公式の統計データは漢民族の人口を実際よりも低く示した。なぜなら、数万人に及ぶ長期間の『期間労働者』である漢民族を考慮に入れなかったからである。政府が XUAR への漢民族の移住を促し、地元の仕事に移住した労働力によって埋めることを促進する一方、外国の人権擁護団体はこの年、政府の高位の組織から指示を受けた地元当局者が若いウイグル人女性を欺くか、圧力をかけることで政府が主導する労働力の移転計画に参加させられたと報告している。XUAR の当局は、XUAR の教育機関で少数民族民族の言語による教育の機会を減少させ、少数民族民族の教師にとって不利になる言語要件を策定するための措置など、ウイグル人のアイデンティティを表現する場を減らすための措置を取っている。」 [2e] (Section 5)

### 新疆ウイグル自治区 (東トルキスタン) における人権

20.05 2005 年 4 月、ヒューマン・ライツ・ウォッチは「破壊的な攻撃：新疆ウイグル自治区のウイグル人に対する宗教弾圧」と題する報告書を発行した。この報告書には、「1997 年以降、新疆ウイグル自治区では国の安全保障に対する『犯罪』で 200 人以上が死刑に処せられている。この犯罪を理由に死刑に処せられた人の数は、新疆ウイグル自治区が最も多い」と記述されている。[7a] (p8) この報告書にはさらに、「ヒューマン・ライツ・ウォッチが入手した司法部がまとめた珍しい学術論文には、2001 年の時点で有罪の判決を受けたウイグル人の 9.2% (11 人中 1 人) が『国の安全保障を脅かした罪』で刑務所に服役していると指摘されている。恐らく、ウイグル人のこうした受刑者は 1,000 人を超えるのではないかと思われる」と記述されている。[7a] (p71)

20.06 USSD による 2008 年の報告書には、以下のように指摘されている。

「この年 [2008 年] において、当局は XUAR でこの地域の少数民族民族のウイグル人に対する弾圧を強めた。8 月、XUAR の当局者は政府が指定する宗教の過激思想、『分離主義』、およびテロリズムという『3つの力』を取り締めることの決意を繰り返し表明した。9 月、XUAR CCP 議長 Wang Lequan は、『今年の冬から来年の春にかけて、我々はこの地域で反分離主義による再教育を実施するためのキャンペーンを徹底して行う』と明言した。『3つの力』を推進していることが疑われる個人または組織を対象にした家宅捜査、拘束、および司法的な処罰が、実際には平和的に政治的または宗教的な意見を表明した人々を標的にして行われたのかを正しく判断することが困難な場合もあった。政府はしばしばテロリズムに対抗する措置を引き合いに出して、平和的に反政府的な考えを表明するウイグル人や独立したイスラム教の指導者たちへの弾圧を続けた。」 [2e] (Section 5)

20.07 同情情報源には以下のように記述されている。

「ウイグル人は分類主義的な思想を持った容疑で長期間にわたる懲役刑に処せられている。場合によっては処刑の対象にもなっている…。独立やその他の慎重な対応が求められる主題に関する出版物や視聴覚的な資料を所持することは認められていない。報告書によれば、そうした資料を所有している者は長期間にわたる懲役刑に処せられているという…。この年、XUARの当局者は治安の維持を目的とした分離主義に対処するためのキャンペーンを必要に応じて擁護し、地元の人々やここを訪れる外国人のために徹底した保安対策を講じるとの名目で暴力を脅しの手段として使い続けた。漢民族の人々がこの地域の政治的および経済的な団体を管理するようになったことで、緊張が高まった。政府の政策によってXUARの経済が向上したが、漢民族の住民が不当に大きな利益を受けているのである。」 [2e] (第5節)

### 2009年7月に起きた暴動

20.08 2009年7月13日、BBCは以下のように報じた。

「…新疆ウイグル自治区での暴動は、[2009年]6月下旬に2人の死者を出した中国南部で起きた乱闘事件をめぐり7月5日にウイグル人たちが抗議活動を行う間に始まった。中国の当局者はウルムチ市での暴動で184人が死亡し、1,680人が負傷したと伝えている。当局者は、そのうち137人は漢族で、46人は地元のウイグル人の共同体の者で、1人は回族であったと発表した…。亡命中であるウイグル人の組織は、この事件で数百人のウイグル人が殺害されたと伝えている。月曜日にテレビで伝えられた演説の中で、新疆ウイグル自治区のヌル・ベクリ主席は、『我々は法律の尊厳を守るために断固たる措置を取り、暴力、破壊、略奪、および放火に加わった犯罪者たちを捕まえるために全力を尽くす』と発言した。彼は、有罪となった者は『厳罰に』処せられるであろうと警告した。」 [9o]

20.09 2009年7月29日、*The Guardian*は以下のように報じている。

「亡命中のウイグル人指導者ラビア・カーディルは今日、今月初旬に中国北西部にある新疆ウイグル自治区で起きた民族暴動で、約1万人のウイグル人の行方が分からなくなっていると語り、国際社会に対し実態の調査に乗り出すように求めた…。国営の報道機関である新華社は本日、中国西部の当局は、7月5日に起きた暴動に関与した容疑ですでに拘束されている1,434人の容疑者に加え、ウルムチ市で起きた暴動に関与した253人の容疑者を逮捕したと伝えた。容疑者の人種については詳細に伝えられていない。暴動は、中国南部の広東省の工場で漢族の同僚の手により2人のウイグル人労働者が殺害された事件について平和的に抗議を行っていた人々を警察が解散させようとした後に始まった。最近の中国で起きた暴動では最悪の規模のこの民族暴動によって、137人の漢族の人々[中国人]と46人のウイグル人を含む少なくとも197人が死亡し、1,800人が負傷した。中国政府は、カーディル(62歳)を暴動を扇動したとして非難した…。」 [41e]

(最近の出来事：2009年12月19日から2010年1月8日までに中国で起きた出来事と2009年12月19日から2010年1月8日までの間に発行、または入手された中国に関する報告書も参照すること。)

### 新疆ウイグル自治区（東トルキスタン）における信教の自由

20.10 2005年4月付の報告書の中で、ヒューマン・ライツ・ウォッチは以下のよう  
に記述している。

「ウイグル人は、農村地帯のオアシスに住む人々の民間伝承と伝統の影響が色濃く反映された穏健かつ伝統的な性質のスニー派のイスラム教を長きにわたり実践してきた。ウイグル人が住む地域では大都市が生まれているが、今日でも彼らの多くは農村部のコミュニティで暮らしている。シルクロードでつながった様々な民族の間に立って商業のおよび文化的な仲介業者としての役割を持ってきた彼らの歴史は（仏教は2000年前にシルクロードを通してインドから中国に伝えられた）、著しく寛容性に富む開かれたイスラム教信仰の伝統と、文学、科学、および音楽といった絢爛たる知的伝統を開花させた、19世紀にカシュガルに旅をした者たちは、離婚をする権利や商売を始める権利が女性にも与えられ、彼女たちは自由を謳歌していたと伝えている。新疆では、特定の聖人により唱えられたイスラムの神秘主義哲学で、導師から弟子へと伝えられたスーフィズムも長きにわたって実践されてきた。日常生活において、イスラムは人間的、および社会的な価値観の源であり、願望や苦悩を表現するための言葉を提供している。イマームは村民のための伝統的な仲裁人および調停者であり、数多くの社会的な役割と宗教的な役割を果たしている。」 [7a] (p12)

20.11 2006年8月15日付の Forum 18 には、以下のように報告されている。

「スーフィズムは、特に新疆南部（ホタンとカシュガル）で盛んに実践されている。敬虔なイスラム教徒の墓の傍で行うスーフィズムのジクル (zikr) という儀式（歌と踊りの儀式）は行うことが禁止されている。スーフィズム信奉者が書いた書籍は禁止されており、中国の学者たちは研究を通してスーフィズムがイスラム教を曲解したものであると断言している…。新疆南部のイスラム教徒の中には、ワッハーブ主義に同調的な考えを持つ者がいると Forum 18 は伝えている。しかし、タジキスタンやウズベキスタンの場合とは異なり、彼らは中国政府による厳しい弾圧を受けることを恐れ、活動を行っていないという。この結果、ウズベキスタンの場合とは異なり、新疆ではワッハーブ主義者に対する刑事訴追が行われた前例はない。」 [66e] (p2)

20.12 2009年5月に発行された「2009年度年次報告書」の中で、国際的な信教の自由に関する米国委員会 (USCIRF) は、2009年5月に発行した「2009年度年次報告書」の中で以下のように指摘している。

「この一年、新疆ウイグル自治区 (XUAR) における政府による信教の自由に対する弾圧の数は増加した。中国政府当局は、ウイグル人のイスラム教徒たちの間で平和的に行われる宗教的な行為を宗教的な過激思想と分離主義と同一視し、世界で叫ばれている対テロ戦争を口実として平和的に行われる反政府活動や宗教活動を取り締まっている。ウイグル人のイスラム聖職者と学生は様々な『不法な宗教活動』を理由に逮捕され、『不法な宗教施設』が閉鎖され、警察

は『不法な宗教関連の出版物』を大量に没収している…。政府は女性、子ども、共産党員、および政府職員によるモスクの使用を制限している。新疆のすべてのイマームは許可証を保持し続けるには毎年、政治研修セミナーに参加しなければならないと、地元の治安部隊はイマームとその他の宗教的な指導者の動向を監視している。ウイグルのモスクに所属するイマームは、宗教局と公安局の職員と毎月会い、説教の内容について『助言』を受けなければならないという。そうした会議に出席すること怠った場合、イマームは除籍されるか拘留されることになる。今年にかけて、XUAR 当局は政府による管理を地域全土に広げるとの新しい命令を発布した…。XUAR で横行する人権侵害の実態を公表または批判しようとした宗教的な指導者と活動家は、分離主義的な思想を持ち、『社会秩序を危険にさらし』、『国家権力の転覆を扇動した』との理由で長期間にわたる懲役刑を受けている。今年も、数多くのウイグル人イスラム教徒たちが信教の自由を訴えて平和的に抗議活動を行ったために逮捕されている…。XUAR 当局は、家庭の外で未成年者に対しイスラム教について教えること禁じ、警察は新疆のいくつかの地域で行われている個人的な宗教教育プログラムを中止させることに力を入れている。教師と主催者は、『不法な宗教的な集会』を実施するという刑事犯罪を行った容疑がかけられる場合がある…。新疆では、教師、教授、大学生、およびその他の政府職員は、日々の祈りを捧げ、宗教的な出版物を流通させ、ラマダンを守り、頭の覆いをかぶるといった宗教的な行為を行うことが禁じられている。彼らがそのような行為を行おうとした場合、罰金が科せられるという。こうした規則は、新疆南部、およびウイグル人が人口の多数派を占めるその他の地域でより厳格に適用されている…。XUAR のイスマイル・ティリワルディ議長は地元の警察と宗教局の当局者に対し、プロテスタント派とカトリック派の動きに対する『監視を強め』、外国人の侵入と妨害行為を厳格に取り締るように要請した。」 [70a] (p75-76、および 79)

(第 19 節：キリスト教徒のカトリック教徒とプロテスタント教徒も参照すること。)

- 20.13 米国国務省 (USSD) が発行した「2009 年の世界における信教の自由に関する報告書」には、「ウイグル人のキリスト教徒は家庭教会での礼拝に対しても厳しい規制がかけられるようになっておりと報告している」と指摘されている。[2a] (第 II 説 信教の自由が置かれている立場、信教の自由の侵害) 同報告書では、以下のように記述されている。

「分離主義、宗教的な過激主義、およびテロリズムに対する懸念が、XUAR の自治体当局による弾圧的な措置に拍車をかけている。これらの当局のうちいくつかは、ウイグル人のイスラム教徒による平和的な信仰の表現をも規制している…。当局者しばしば、独立を支持する平和的な活動、『不法な』宗教的な活動、および暴力的なテロリズムに関わる者たちを正しく見分けることができない。このため、特定の自宅捜索、拘束、逮捕、あるいは司法による処罰が政治的な目的や礼拝を行う権利を平和的に求めていた者、または暴動に加担していた者を対象にして行われていたのかを判断することはしばしば困難である。XUAR では、政府が IAC [中国イスラム協会] から独立した宗教教育、IAC から独立して行われるハッジ (メッカへの巡礼)、および不法であると見なされる宗教的なテキストの使用を含む、不法であると見なされる宗教的な活動を根絶すると宣言している。XUAR の地方自治体のウェブサイトと公示によれば、当局者は『不法な宗教活動』を拒絶することに同意する国民の署名を集めるこ

とを開始し、『不法な宗教活動』を行ったことで起訴された個人の裁判を公開し、その結果を国民に知らせることを約束したという。政府はイマームに対し、礼拝者たちの情報を集めるように指示し、彼らの信徒が不法な宗教活動に参加すれば責任を自分たちが負うことになる」と警告した。タブリグ（他者との信仰の共有）は『未解決の問題』であると見なされている。他の省と自治区と比べて、XUARの自治体は子どもの宗教を信仰する権利を厳しく制限しており、いくつかの地域では女性、子ども、共産党員、および政府職員がモスクに入ることを禁じている。XUARにおける厳しい宗教への規制は、他の宗教の信徒にも影響を与えているとの報告がある。NGOはラマダンの期間を含み、教師、教授、および大学生が信仰心を公然と表現することが規制されていると報告している。」 [2a] (第II節 信教の自由が置かれている立場、信教の自由に対する制約)

(第26節：女性を取り巻く環境も参照すること。)

(第27節：子どもを取り巻く環境も参照すること。)

20.14 2008年9月9日付の記事の中で、*The Guardian* は以下のように報じている。

「政府の指摘によれば、混乱が続く中国北西部の新疆の当局は、ラマダンの期間における大規模な祈りの儀式を含むイスラム教徒の宗教行為に対する規制を強化している。いくつかの公式のウェブサイトには示されている回覧板には、政府職員と共産党員は断食、ベールの着用、および顎ひげを蓄えることが禁じられていることが伝えられている。また、地域によって異なるが、夜明けから日没までの断食の時間中も食堂の営業を強制するという措置も取られている。ラマダンの期間中、宗教的な規制はより一層厳しくなるが、専門家たちは今年の措置は特に厳しく、口頭ではなく書面で規制が伝えられたことはこれまでになかったと話している。モンゴルキュレ県のウェブサイトには、『宗教的な過激派、分離主義者、およびテロリストによる暴力的かつ破壊的な活動』が横行しているため、イデオロギー教育を強化しなければならないと伝えられている。」 [41b]

### ウイグル人のテロ組織

20.15 2008年10月21日付の報告書の中で、*The Guardian* は以下のように伝えている。

「本日、中国政府は北京オリンピックへの攻撃を画策したとして逮捕と引き渡しを求める8名のテロリストの指名手配者リストを発行した。公安部の報道官は、中国籍のこれらすべての人物は混乱が続く中国北西部の新疆ウイグル自治区の独立を目指す東トルキスタン・イスラム運動 (ETIM) のメンバーであると指摘している。[2008年]8月、この地域では最近では最悪の規模の暴動が起きた。オリンピックの開催の前後と期間中に、相次ぐ攻撃が起きて33人が命を落としている。これらの犯行について名乗り出ている者はいないが、中国政府はウイグル人の分離主義者たちの仕業であるとしている…。本日挙げられた人物の活動に関して、詳細な説明はなかった。『これら8名はいずれもETIMの主要メンバーであり、いずれの者も北京オリンピックを標的にしたすべての暴力的なテロ行為の計画、展開、および実行に関与している』と、公安部のWu Heping報道官は語っている。彼はこれらの人物の居所については示

唆しなかったが、外国諸国に対して彼らを逮捕し、中国に送還するように要請し、さらに彼らは新疆だけでなく中国国内全体の安全保障と安定に脅威を与えていると付け加えた。このリストには、ETIMの指導者として37歳のメメティミン・メメティ (Memetiming Memeti) の名を挙げている。もう一人の人物はサイフラ (Saifula) という別名を持ち、この名前は7月に発表されたビデオ録画されたメッセージの中で使われている。この中で、トルキスタン・イスラム党と名乗る組織がオリンピックに対する攻撃の実行をほのめかしていた。テロのアナリストたちは、このビデオの内容について懐疑的である。国連と米国はETIMをテロ組織に指定し、アルカイダとのつながりを裏付ける証拠も存在している。しかし、こうしたつながりは誇張されており、過去においてつながりがあったに過ぎないと考えるアナリストもいる。彼らは、分離主義者たちが新疆の外で攻撃を仕掛ける能力を持っていることを疑問視しているのである。外国にいるウイグル人の活動家たちは、新疆での政府の取り締りを法的に裏付けるためにこのリストを発行したとして政府を非難している。ドイツを拠点にする世界ウイグル会議のDilxat Raxit 報道官は、中国が証拠を開示することを拒んだこと、あるいは最近の攻撃に関して独立した調査の実施を許可することを拒んだことは、中国によるテロに対する非難の説得力を弱めていると語っている。」 [41f]

20.16 2009年4月30日に発行された、USSDによる「2008年におけるテロに関する国別報告書」には、以下のように記述されている。

「 [2008年] 6月より、トルキスタン・イスラム党 (TIP) と名乗る組織がインターネットで映像を公開し、中国で起きている暴力的な事件を自分たちの手柄とし、オリンピックの開催期間中での攻撃をほのめかした。TIPは東トルキスタン・イスラム党 (ETIP) の別名であるとされ、この組織は東トルキスタン・イスラム運動 (ETIM) としても知られる。ETIMは2002年9月11日に、国連1267委員会によりオサマ・ビン・ラディンが率いるアルカイダまたはタリバンと関連のある個人および団体の名称を列挙した総合リストに加えられた。TIPは、7月に2人の死者を出した雲南省の昆明市で起きた一連のバスの爆破事件も自分たちの犯行であると伝えている…。人権擁護団体は、テロとの戦いを口実にして中国西部の新疆ウイグル自治区 (XUAR) の人口の多数派を占め、イスラム教を信仰するウイグル人たちを抑圧しているとして中国政府を非難している。オリンピックの開催が近づくと、中国政府は新疆の交通路で検問を開始し、テロ行為との関連性が疑われる人物を逮捕することで保安対策を強化した。6月、ウルムチ市のXUARの公安局はこの年の最初の6ヶ月間で市内において82人のテロリストを拘束したと発表した一方、カシュガル市の警察は12人のテロリストを検挙したと伝えた。オリンピックの開催期間中、治安部隊は新疆においても中国全土においても厳戒態勢を敷いていた。これにもかかわらず、オリンピックの開催期間中には新疆で中国政府がテロ組織の仕業であるとした暴力的な事件が複数発生した。8月4日起きた最も暴力的な事件では、中国人民武装警察部隊の隊員17人が殺害された。この事件では、武装勢力が車両、手製爆弾、およびナイフを使って襲撃を行っている…。数日後に新疆の亀茲 (Kuqa) という町で起きた別の事件では、複数の手製爆弾が爆発し、2人が死亡している。」 [2i]

20.17 2003年12月15日にBBCが報じているように、「中国は、[1990年代に行われた] 一連の爆発事件が殺人事件の実行犯として複数のイスラム系分離主義

組織と 11 名の個人を列挙した『テロリストの指名手配者一覧』を初めて発行し、彼らの逮捕を国際社会に求めている」という。その一覧に記載されている組織は東トルキスタン・イスラム運動（ETIM）、東トルキスタン解放機構（ETLO）、世界ウイグル青年会議（WUYC）、および東トルキスタン情報センター（ETIC）である。この報告書はまた、「中国当局は、1990 年以降に新疆で報告されている 200 以上にわたる攻撃の多くが ETIM により実行されたとし、10 年以上にわたりこの組織の活動を禁止している。中国政府は隣国のアフガニスタンのタリバン、およびオサマ・ビン・ラディンが率いるアルカイダのネットワークとのつながりがあるとして ETIM を非難しているが、これを裏付ける証拠は示していない」と指摘している。[9g]

- 20.18 2006 年 8 月付の「国別プロフィール：中国編」の中で、米国議会図書館は以下のように説明している。

「2003 年、中国政府は『東トルキスタンのテロリスト一覧』を発行し、この中で世界ウイグル青年会議や東トルキスタン情報センターなどの組織をテロ組織であると名指ししている。これらの組織は、『東トルキスタン』の独立を公然と支持している。さらに、公には暴力的な活動に関与していないが、分離主義者たちは暴力、爆弾を使用した攻撃、殺人、および市街戦という手段に訴えて政府は軍と警察を投入してこれに対応している。2004 年夏、中国、米国、および国連（UN）によりテロ組織であるとの指定を受けた東トルキスタン・イスラム運動（ETIM）を標的に、中国とパキスタンの精鋭部隊が共同で新疆において対テロ作戦を敢行した。この組織とその他のウイグル系の分離主義組織は、タリバンやアルカイダと共に戦う目的でアフガニスタンで訓練を受けていると言われる。東トルキスタン・イスラム運動は 1990 年に結成され、中央アジアで活動を展開するウズベキスタン・イスラム運動とのつながりを持っている。」 [11a]

### その他のウイグル系の反政府組織

- 20.19 ヒューマン・ライツ・ウォッチは 2005 年 4 月付の報告書の中で、以下のように記述している。

「1980 年代に新疆の国境地帯での警備が希薄になると、数多くのウイグル人の若者が中国では受けることのできない宗教教育を受けるために密かにパキスタンに渡った。彼らは帰国すると、外国に渡ったことと、地元一般的なイマームをはるかに凌ぐコーランに基づく神学の知識を習得したことで大きな名誉を手にした。小規模な地元の宗教的な地下組織が複数生まれるようになった。中国による支配に対する緊張と対立の長い歴史がすでに始まっていた。この時代、この地域ではイスラム色が次第に強くなった。世界で繰り返されている数多くの聖戦主義者の動きに関連する過激なイスラム思想であるサラフィー主義が新疆に根深く定着していることを裏付ける証拠は存在しない。中国政府に対する反乱の提唱者はイスラム教の言葉と政府に対する宗教的な抗議を発することで、これらの行動を正当化している。しかし、主流となる考えは存在していない。最近の報告では、ロンドンに本部を置き中央アジア全体にカリフの領域を樹立することを唱える Hizb ut-Tahrir（解放党）は最近、新疆南部に入り込んだが、これまでのところ暴力を擁護する声明を出していない。

Hizb ut-Tahrir (解放党) はウズベキスタンと中央アジアの国々で厳しい弾圧の標的になっている。中国では非合法の組織に指定されている。」 [7a] (p12)

- 20.20 この報告書にはさらに、「独立を推進する数々の小さい組織はこれまでに暴力に訴えてきたが、1998年以降、大きな軍事的活動が行われたとの報告はない。このことは、自分たちの政治的な目的を達成するために暴力を使おうとする個人や組織が存在しないということを意味しているわけではない。しかし中国の当局者は、近年において分離主義者たちの動きは実際に減少し、国家に対する脅威ではなくなってきたことを認めている」と指摘されている。 [7a] (p8)

### 国外にいるウイグル人の監視

- 20.21 2009年11月24日、Spiegel Online は以下のように報じている。

「 [11月24日] 火曜日の午前、ドイツの捜査官はスパイの容疑がかけられた中国人4名の住居を家宅搜索した。Spiegel Online が入手した情報によると、これらの容疑者は中国政府からの命令を受けてミュンヘンのウイグル人のコミュニティに関して諜報活動を行っていたという…。ミュンヘンには、ドイツに亡命した数百名のウイグル人が暮らし、彼らの多くは政治的な活動を行っている。ミュンヘンには世界最大の規模を持つ亡命したウイグル人のためのコミュニティが存在し、世界ウイグル会議もここを拠点にしている。中国政府は、ウイグル人が考え、話し、計画するあらゆることに関心を寄せている。ウイグル人は、共産党があらゆる手段を使って戦いを繰り広げている共産党にとっての『5つの毒』の1つなのである。連邦検察局は、中国政府がミュンヘンのウイグル人コミュニティについて諜報活動を行い情報を提供する者を数多く採用していた事実を突き止めた。捜査官は容疑がかけられた諜報員が在ミュンヘン総領事館の領事により指令を受けていたと考えている。この領事は、これらの諜報員たちと密かに会合を開いているところを目撃されている。領事自身は外交特権を持っているためドイツで起訴を受けることはない。しかし、検察はこれら4名の諜報員についての捜査を続けている…。ミュンヘンで諜報活動は中国政府による緊密な指揮のもとに行われ、領事は情報を本国に直接伝えていた…。2年前、やはりミュンヘンに在住していた中国の外交官 Ji Wumin も、ウイグル人のコミュニティに関する情報を得るために諜報員と何度も会合を開いていたところを捜査官に目撃され、ドイツを出国することを余儀なくされた。Ji Wumin は国外追放となる前に自主的にドイツを出国した。」 [56a]

### 回族

- 20.22 2009年2月12日にアクセスした Europa World の「国別プロフィール：中国編」の中に記述されているように、中国にいる回族の人口は980万人で、中国の全人口の0.79%を占めている。同情報源はさらに、寧夏回族自治区の全人口は548万人であると指摘している（2000年に実施された国勢調査の結果に基づく）。 [1a] (地域と人口)
- 20.23 米国国務省 (USSD) が発行した「2009年の世界における信教の自由に関する報告書」には、「国内には主としてイスラム教を信仰する民族が10存在する。そのうち最も人口が多いのが回族で、人口はおよそ1,000万人であると推定される。回族は主に寧夏回族自治区に居住しているが、回族が集中的に居住して

いる地区は国中に存在する。回族のイスラム教徒の数は、主に XUAR に居住するウイグル人のイスラム教徒の数をやや上回っている…。北京には 20 万人の回族のイスラム教徒が居住し、160 のモスクが存在する」と指摘されている。**[2a]** (第 1 節 宗教に関する人口統計学)

20.24 2006 年 9 月 6 日の *Asia Times* は、以下のように報じている。

「これまで、回族は世界で数少ない正統派のイスラム教徒の一つであった。多くの者が喫煙や飲酒を行い、顎ひげを蓄える者も少なかった。またはベールを着用した回族の女性はほとんど見られなかった。しかし、中東との接触が盛んになるに連れて変化が起きた。最近数年において数千人もの回教の若者たちがアラブ諸国の大学で学んで戻ってきたが、彼らはより厳格なイスラムの考え方を持ち込んだのであった。寧夏のモスクでは、現在は 1 日に 5 回の礼拝が行われるようになり、回族の女性はヘッドスカーフを装着するようになり、頭に帽子をかぶる者の姿が多く見られるようになった。今日、回族のコミュニティには、イスラム世界に存在する様々な問題を自分たちの問題として考えようとする強い意識が芽生えている。イスラム教を信仰しない中国人は、中国国外のコミュニティとの一体感を持つようとする回族たちのこうした意識の変化を問題視している。」 **[64]**

[目次に戻る](#)  
[出典一覧に進む](#)

## 活動が禁止された精神的団体

- 21.01 米国国務省 (USSD) が発行した「2009 年の世界における信教の自由に関する報告書」には、以下のように指摘されている。

「1980 年代から、政府は観音 (Guanyin Famin、あるいは慈悲の女神の道とも呼ばれる)、中功 (気功を実践する団体)、および法輪功を『邪悪な宗教』であると見なし、これらの団体の活動を禁止している。法輪功については、専門の対策部門が政府に設置されているとの報告がある。政府はまた、『Shouters』(1962 年に米国で結成された)、東方閃電、Society of Disciples (Mentu Hui)、Full Scope Church、Spirit Sect、New Testament Church、三段階奉仕者 (San Ba Pu Ren としても知られる)、Association of Disciples、Lord God Sect、Established King Church、世界基督教統一神霊教会、愛の家族、および南中国教会というプロテスタント系のいくつかの宗教団体も邪教集団であると見なしている。」 [2a] (第 II 節 信教の自由が置かれている立場、法律/政策の枠組み)

- 21.02 この報告書にはさらに、「刑法第 300 条によると、『政府機関を包囲するために人々を集め、社会の秩序を乱すために信者を扇動するために集会を開き、あるいは虚偽の資料を発行する』などの行為を行う宗教団体は、邪教を取り締まる法律に違反する可能性がある。この法律に違反すると、懲役 7 年以下の刑に処せられる」と記述されている。 [2a] (第 II 節 信教の自由が置かれている立場、法律/政策の枠組み)

- 21.03 刑法第 300 条と第 301 条には、「邪悪なカルト宗教」の布教を行った際に適用される罰則が定められている。

「第 300 条： 迷信的な教派、秘密結社、または奇妙な宗教団体を組織または利用し、または迷信を利用して国の法律、行政規則、および規定の実行を妨害した者は、3 年以上 7 年以下の懲役に処す。深刻な事例においては、7 根に上の懲役に処せられるものとする。

「迷信的な教派、秘密結社、または奇妙な宗教団体を組織または利用し、または迷信を利用して他の者を騙し、死に至らしめる者は前項の規定に従い処罰されるものとする。

迷信的な教派、秘密結社、または奇妙な宗教団体を組織または利用し、または迷信を利用して女性をレイプする者、または金銭や財産を詐取する者はこの法律の第 236 条と第 266 条の規定に従い有罪に処せられ、処罰を受けるものとする。

「第 301 条： 猥褻な行為に従事するために人々が集まる場合、首謀者および当該の行為に繰り返し参加する者は懲役 5 年の刑、刑事拘留、または公共機関による監視の対象となる。

「未成年者を猥褻な行為に勧誘する者は、前項の規定に従いより重い刑に処せられるものとする。」 [5i]

## SHOUTERS (HUHAN PAI)、または地方教会

- 21.04 米国国務省 (USSD) が発行した「2009 年の世界における信教の自由に関する報告書」によると、Shouters (1962 年に米国で結成された) は中国政府により『邪悪な宗教』の一つであると見なされており、この団体の活動に対して厳しい規制の適用が続けられているという。[2a] (中国に関する序論、第 II 節 信教の自由が置かれている立場、法律/政策の枠組み) この報告書には、さらに以下のように記述されている。

「2008 年 11 月 2 日、浙江省の杭州市で警察は『地方協会』のネットワークに関係している 9 つの家庭教会を一斉に家宅搜索した。9 つのそれぞれの家庭教会で開かれていた集会には、約 25 人から 30 人程度の人々が出席していた。警察は 9 人のリーダーを拘束し、地元の PSB 局に連行した。30 人以上の信徒も逮捕された。集会に出席していた大学生たちは、供述書と今後他の集会に出席しないことを確約する書面を書かされた。この事件の次の日、家族はこれら 9 人のリーダーが 2 週間にわたり拘留を受けるとの連絡を受けた。彼らのうちの 5 人は 8 日から 15 日の間にわたり行政拘禁を受けた後、釈放された。4 人は、12 ヶ月から 18 ヶ月の間、RTL に収容されることになり、『学生に対し宗教を伝道した罪』で起訴された。」 [2a] (第 II 節 信教の自由が置かれている立場、信教の自由の侵害)

- 21.05 2002 年 1 月 9 日に Belief.net が報じているように、「Shouters は、1980 年代初頭より反政府組織として中国政府の標的になり、1995 年には活動が禁止された。ヒューマン・ライツ・ウォッチ・アジアによる 1994 年の報告書によれば、Shouters はキリストの再臨という強い福音主義的な信仰を基盤としており、このことが未来の共産主義的ユートピアの思想と対立するため、カルト宗教として攻撃の対象になっているという。」 [71b] 2003 年 10 月 4 日付の報告書の中で、地方教会の情報サイトは以下のように指摘している。

「ウィットネス・リーの『地方教会』は、聖書を基盤にしたキリスト教精神に根付く教えを持った宗教運動である。しかし、この団体には、多くの観察者がこの団体をカルト宗教として見なす根拠となる要素が存在している。この団体の運動は、1960 年代に米国の南カリフォルニアで中国系アメリカ人の伝道師ウィットネス・リーにより始められた。その後、この団体の運動は北米のほとんどの地域と欧州、およびアジアへと広まった。通常、この運動に関連する教会はその名前で判断することができる。すなわち、これらの教会には多くの場合、『[都市名] の教会』という名前が付けられているのである。一般的に信徒はこの運動には公式な名前が付けられていないと主張しているが、組織の内部では『主の復活 (The Lord's Recovery)』という表現が説明的な名前として用いられている。『地方教会』という名前は一般的に外部の者により用いられており、この名前は都市毎に教会が組織されるべきであり、個々の教会は所在する都市の名前を持つべきであるとするこの運動の信念を指し示している。この他にも、『復活教会』(フィリピン) や『Shouters』(中国) といった名前も用いられている。」 [72a]

- 21.06 同情報源にはさらに、「『地方教会』の信徒は全世界におよそ数十万人いると推定される。しかし、中国本土におけるこの団体の信徒および半信徒の数を推し量ることは今年である。なぜならこの運動は多くの信徒を獲得しているようであるが、政府による弾圧で信徒は地下に潜伏することを余儀なくされている

からである」と記述されている。**[72a]** 2009年2月25日に米国国務省が発行した「2008年における人権問題に関する国別報告書」(USSDによる2008年の報告書)には、「(また)警察は、1949年以前の土着のプロテスタント派組織の分派として地下に潜伏している福音主義の宗教団体 Shouters の活動を停止させるため、取り締りを続けている」と指摘されている。**[2e] (第2節c)**

## 南中国教会

21.07 米国国務省 (USSD) が発行した「2009年の世界における信教の自由に関する報告書」には、南中国教会が政府により『邪悪な宗教』として見なされ、この団体は厳しい取り締りの対象となっていると指摘されている。**[2a] (中国に関する序論、および第II節 信教の自由が置かれている立場、法律/政策の枠組み)** 2002年1月17日、全世界キリスト教連盟 (CSW) は、南中国教会の創始者である Gong Sheng Liang と彼の姪である Li Ying の両名が2001年12月18日に秘密裁判を受け、死刑を言い渡されたと報告した。「Gong は『邪悪なカルト宗教を用いて法律の執行を妨害し』、被害者を意図的に負傷させ、レイプを行ったとして死刑の判決が言い渡された…。Li Ying には『邪悪なカルト宗教を用いて法律の執行を妨害し』、被害者を意図的に負傷させたとして2年間の執行猶予の付いた死刑が言い渡された。」**[74a]**

21.08 同情報源が伝えているように、「レイプの容疑については、死刑の判決が言い渡された他のカルト宗教の指導者に適用された前例に従うことになる。Gong の事件の場合、南中国教会はより主流のキリスト教団体として見なされ、訴えの詳細は公にはされなかったという違いが見られる。南中国教会は、1983年から1986年までの間に投獄されていた Gong が再生運動を離脱した1991年に結成された。この教会には約5万人の信徒が所属していると見積られる」という。**[74a]**

21.09 2006年6月6日付のCSWによる報告書には、以下のように指摘されている。

「…国際的に激しい抗議が起きたことで、この事件の上訴審が行われ、Gong は終身刑を言い渡された。現在50代であるGong 牧師は、過去に酷い拷問と虐待を受け、一時は命の危険にさらされた…。逮捕される前のGong 牧師の宗教活動は中国当局により不法であると見なされていた。なぜなら、南中国教会は未登録の教会であり、非公式な団体であったためである。中国の多くのキリスト教信者は登録されていない教会での礼拝を好む。これは、政府の認可を受けた正式な教会では教えやその他の教会活動に制約がかかるからである。」**[74d]**

21.10 USSD による2008年の報告書には、「南中国教会に対する政府の弾圧は依然として続いている」と指摘されている。**[2e] (第2節c)** 2008年12月12日付の報告書の中で、ChinaAid は以下のように説明している。

「南中国教会の家庭教会ネットワークによれば、2008年11月に湖北省では4名のキリスト教徒が行方不明となり、これ以外にも多くのキリスト教徒が迫害を受けているという。ChinaAid は最近、荊門市と襄樊市の一帯におけるキリスト教徒を標的にした逮捕、暴行、および行方不明の発生に関して詳しく伝える報告を南中国教会から受けた…。その他のキリスト教徒は公の場で平服の警

察官により殴打され、所持していた聖書、個人的な所有物、および金銭が奪い去られている。」 [42a]

### 三段階奉仕者

21.11 米国国務省 (USSD) が発行した「2009 年の世界における信教の自由に関する報告書」には、三段階奉仕者 (San Ba Pu Ren としても知られる) が政府により「邪教」の一つとして見なされ、この団体の活動は厳しい弾圧の対象になっていると指摘されている。 [2a] (中国に関する序論、および第 II 節 信教の自由が置かれている立場、法律/政策の枠組み) 2006 年 11 月 29 日付の報告書の中で、全世界キリスト教連盟 (CSW) は以下のように説明している。

「中国政府は秘密裏に、論争を巻き起こしている三段階奉仕者の 3 名の指導者の処刑を執行した。CSW は、Xu Shuangfu 氏 (60)、Li Maoxing 氏 (55)、および Wang Jun 氏 (36) の弁護士と家族は上訴審の判決を受けておらず、死刑が執行された後にその事実が伝えられたとの情報を得た…。この団体の 15 人の指導者と信徒はこの事件に関連して処刑されている。3 人は東方閃電の指導者を殺害した容疑で有罪となり、2 人は自身の団体の信徒に対する詐欺行為で有罪となった。被告人の弁護士は、3 人が殺人に関与したことを裏付ける証拠が存在しないと主張した。この裁判では被告人たちに自白を強要するために複数の拷問や性的虐待が行われたことを示す証拠が示されたため、大きな関心と呼んだ…。三段階奉仕者は、中国に少なくとも 50 万人の信徒を抱えている…。主流のキリスト教の家庭教会の多くは、Xu の団体は論争の的となり得、教義的なカルト色が濃いと考えている…」 [74c]

### 東方閃電 (DONGFANG SHANDIAN)

21.12 米国国務省 (USSD) が発行した「2009 年の世界における信教の自由に関する報告書」には、東方閃電は政府により『邪教』の一つとして見なされており、その活動は厳しい弾圧の標的になっていると指摘されている。 [2a] (中国に関する序論、および第 II 節 信教の自由が置かれている立場、法律/政策の枠組み) 2006 年 11 月 29 日、CSW は東方閃電が主流のキリスト教の家庭教会により「暴力的かつ威圧的な犯罪集団」として見なされていると指摘している。 [74c] 2001 年 10 月 29 日付の *TIME* には以下のように報告されている。

「急速に勢力を拡大している東方閃電という組織に、中国国内のキリスト教のコミュニティは警戒感を抱いている。彼らはしばしば潜在的な信者を誘拐することで、非正統的な教義への改宗者を数多く獲得しているのである。信徒たちは自分たちの数を 30 万人と言っている一方、観察者は信徒の数万人規模と試算しているが、彼らはキリストが平凡な 30 歳の中国人女性としてすでに再臨していると信じており、彼女は今、身を隠しながら暮らし、一度も写真には撮られたことがないという。彼らは彼女が 3 つ目の聖書を書き、10 枚の CD に収まるほどの賛美歌を書き、自分と行動を共にするキリスト教徒はこの世の終末の後、天国に昇天できると考えている…。彼ら自身が『集会』と呼ぶこの団体は、謎の地下組織として活動している。この組織や法輪功といった他のいわゆる『邪教集団』に対する 2 年間にわたる警察の取り締まり活動により、2,000 人に及ぶ信徒が投獄されたとその組織の代弁者は伝えている。女性のキリストが中国のために聖書を書き変えたという教えは、本来のキリスト教の教義に反

するものであるが、既存のキリスト教徒を標的にすることでこの組織は勢力を伸ばしている。世界の終末を中国的な背景に置き換え、信者に対し救済への近道を示すことで、キリスト教徒の信仰心を向上させたとする主張が、この団体の人を引き付ける特徴であると言える。一方、国に認可されたキリスト教の教会は最後の審判を重要視しておらず、専ら行動規範の重要性を説いている。さらに、中国は『内部から分裂へと向う』とするこの団体の主張は農民の心をつかんでいる。なぜなら、彼らの多くはキリスト教の教義を知らず、収入を改善し汚職に歯止めをかけることに失敗した政府に不満を抱いているためである。」 [65b]

## エホバの証人

21.13 2006年3月8日付の報告書の中で、Forum 18は、「…中国国内にいるエホバの証人の信徒は少数であるが、法律的な存在が認められていない」と説明している。 [66d] 2006年2月24日、カナダ移民難民委員会 (IRB) は以下のように報告している。

「2006年2月22日付の調査理事会との往復書簡の中で、ペンシルバニア州のものみの塔聖書冊子協会は簡潔に、中国におけるエホバの証人の信徒と信徒団の数、ならびに中国国内における信徒の分布について公表することは不謹慎であると伝えた。エホバの証人の公式ウェブサイトで公表されている世界で活動するエホバの承認の数に関する年次報告には、中国の情報が含まれていない…。総合顧問はさらに、彼の団体は中国で逮捕または拘留を受けているエホバの証人の信徒に関する最新の情報を把握していないと語った…。しかし、世界キリスト教百科事典によれば、エホバの証人のような『主流でない教会』は『中国に対する影響力を実質的に持たない』という (2001、195)。エホバの証人が始めて中国に伝わったのは1883年で、中国人が最初に洗礼を受けたのが1931年のことであり、1939年の時点で信者の数は13人だった…。しかし、1958年にエホバの証人は『全面的な抑圧』を受けた…。信教の自由を取り巻く環境を調査するために定期的に中国本土に渡り、これまでにこうした問題を扱う記事を数多く執筆している香港キリスト教委員会の事務総長は2006年1月20日付の調査理事会との往復書簡の中で…、中国におけるエホバの証人の実態に関する資料は見たことがないと述べている。彼は、香港における教会の信徒は4,000人から5,000人の間であると考えていた一方で、エホバの証人は中国において活動が禁止された『カルト宗教』の一覧には記載されていないことを指摘している…。また、エホバの証人が使用する礼拝所の登記の記録も中国当局には存在していない。この点については、ものみの塔の総合顧問も認めている…。しかし、事務総長はエホバの証人に関する文書が大量に中国国内で流通していることを知っていた。このことは、秘密裏に活動を行っているエホバの証人の信徒が中国本土にいることを物語っているのではないかと彼は考えている。」 [3af]

[目次に戻る](#)  
[出典一覧に進む](#)

## 法輪功

- 21.14 米国国務省 (USSD) が発行した「2009 年の世界における信教の自由に関する報告書」には、以下のように指摘されている。

「法輪功とは、仏教を基軸とする精神修養の方法であると団体は主張している。法輪功の教えは、瞑想の技術と気功（中国に古くから伝わる修養方法の一つ）の身体的な訓練法を創始者である李洪志 (Li Hongzhi) の教えに融合させたものである。1999 年に政府がこの団体の活動を禁止する以前は、7,000 万人の信者がいたと推定される。その後、政府は信者の数を約 200 万人に調整した。法輪功に関連する情報筋によれば、個人的に修養を重ねている者が今も数万人いるという。」 [2a] (第 I 節 宗教に関する人口統計学)

- 21.15 この報告書には、さらに以下のように記述されている。

「また政府は今もなお、複数のキリスト教系の団体と法輪功を含む、『邪教』として位置付けた団体の活動を厳しく規制している…。政府には、法輪功に対する取り締まりを専門的に行う部門が設置されているとの報告がある…。海外の法輪功の実践者によれば、1999 年以降、数十万人の信者が法輪功の教えを実践したとの理由で拘留され、この教えに帰依していることを認め、またこの組織や組織の創始者を批判することを拒絶しているという。この組織は、信者たちが過剰な武力、虐待行為、レイプ、拘束、精神病院への強制的な収容と治療（強制的な医薬品の投与と電気ショックを利用した治療を含む）、および拷問の被害者になっており、子どもを含む複数の信者が拘留中に命を落としていると報告している。教えを放棄することを拒んだ信者は、刑期が終了した後に超法規的な『法律の再教育』施設に収容されている。RTL の収容所に拘留されていた者たちによると、RTL の収容者のうち法輪功の信者が占める割合はとても大きいという。海外の法輪功の組織は、オリンピックの開催期間中の混乱を防止するために法輪功の信者が逮捕され、殺害されるケースが増えていると主張している。彼らは、当局による迫害の結果、数千人に及ぶ信者が逮捕され、そのうちの数百人が投獄され、100 人の信者が死亡していると主張している。政府は法輪功の信者が外国の記者や政府高官と接触することを禁じているため、こうした行為の実情を確かめることは困難である。政府はしばしば、法輪功に対して辛らつな言葉を使って非難している。2009 年 5 月、法輪功の信者の代理人を務めた数名の弁護士は、地元の弁護士協会でライセンスの更新を行わなかった…。法輪功は、拘留された信者に信仰を強制的に放棄させる目的で、様々な方法で身体的および精神的な苦痛を繰り返し受けたと報告している。」 [2a] (中国に関する序論、および第 II 節 信教の自由が置かれている立場、法律/政策の枠組み、信教の自由の侵害、強制的な改宗)

(第 8 節および第 12 節：拷問と行政拘禁/強制労働収容所も参照すること。)

- 21.16 アムネスティ・インターナショナルが 2009 年 5 月に発行した「2009 年の中国に関する報告書」の中で指摘しているように、「法輪功の信者たちは、政府による極めて厳しい弾圧を受けている者たちに含まれる。北京オリンピックの開催の前に、数千人が逮捕され、そのうちの数百名が刑務所や労働教養の施設に収監され、あるいはその他の形態の行政拘禁を受けているという。彼らはそれらの施設の中で、拷問およびその他の虐待行為の被害者となり、場合によっては殺害される危険性がある。」 [6b]

- 21.17 国際的な信教の自由に関する米国委員会 (USCIRF) は、2009 年 5 月に発行した「2009 年度年次報告書」の中で以下のように指摘している。

「中国政府は法輪功という精神運動の信徒を厳しく取り締るキャンペーンを今も続けている。政府はこの団体を『邪悪なカルト集団』として見なし、1999 年よりその活動を禁止している。警察は今も、法輪功の現役の信徒と元信徒を拘束し、裁判を受けさせることなく労働教養 (RTL) の施設や精神病院に収容している。過去 10 年間で収監された法輪功の信徒の数について、信憑性の高い情報は存在しない。しかし、数名の海外のオブザーバーは、中国の RTL の施設に拘留された 25 万人のうちの約半数に上るとの見解を示している。省当局者は、法輪功の信徒の逮捕に結び付いた情報を提供した者に相当の報酬を与えているとの報告がある。オリンピックが開催される年の前年、警察は法輪功の信徒を攻撃し、拘留し、彼らの活動を徹底的に弾圧するための集中的なキャンペーンを展開し、この結果、2007 年 12 月から 2008 年 8 月までの間に 8,037 人に上る法輪功の信徒が拘束された…。投獄された法輪功の信徒は虐待行為や拷問を受けている。拷問に関する国連特別報告者は、拷問の被害者のうち 3 分の 2 は法輪功の信徒で占められていると報告している。」 [70a] (p79-80)

- 21.18 USSD による「2008 年度報告書」には、「2007 年 1 月、中国衛生部報道官 Mao Qunan は、政府が処刑された受刑者の身体から臓器を摘出した事実を認めたとの報告があった」と指摘されている。[2e] (第 1 節 c) 2009 年 5 月に発行された USCIRF の「2009 年度年次報告書」には、以下のように記述されている。

「政府による認可を受けた組織が、刑務所に収容されている信徒から臓器を摘出しているとの訴えが、過去数年で急増している。瀋陽市蘇家屯区の病院の実態について独立して行われた調査の結果は出されていない。しかし、2 人の著名なカナダの人権活動家からの情報に基づき、国際的な人権擁護団体は受刑者の臓器の摘出に関する独立的な調査を実施し、国際的な監視の目を向けることを求めている。」 [70a] (p80)

- 21.19 アムネスティ・インターナショナルは、2007 年 4 月 30 日付の報告書の中で以下のように説明している。

「アムネスティ・インターナショナルは、中国衛生部が 2006 年 7 月 1 日から禁止措置を適用するための新しい規定を導入した後も、中国で臓器移植のために人間の臓器が売買されているとの報道に動揺している…。ある当局者は、2006 年 10 月 1 日の中国の建国記念日を前に死刑の執行件数が増えたため、臓器の余剰が生じていると語っていたという。2007 年 4 月 6 日、新華社は臓器移植に関する新しい規定の内容を公表した。この規定は、昨年に通過した産業界全体わたり適用される規定を強化することを目的としているように思える。2007 年 5 月 1 日に発効するこれらの法律には、臓器の売買と 18 歳未満の者からの臓器の摘出に対する禁止措置が含まれている。これらの規定には臓器の低提供は『自らの意思で』『代償なしで』行われるべきであり、『いかなる組織や個人も臓器の提供を強制することも、騙して臓器を提供させることも、また臓器の提供を勧誘することもできない』と定められている。しかし、これらの

規定には、死刑が執行された受刑者の臓器の摘出について具体的に言及しておらず、こうした行いが今後も続けられることが示唆されている。」 [6h]

(第13節：死刑も参照すること。)

- 21.20 米国に拠点を置く法輪大法情報センターは、2009年3月付の「法輪功に関する2008年年次報告書」の中で以下のように説明している。

「中国本土での法輪功に対する弾圧は、2008年に急激にエスカレートした。信徒たちから直接得られた証言、中国政府の公式の見解、および信頼できる第三者の情報筋からの情報を含む膨大な証拠が、北京オリンピックの開催に合わせてこうした弾圧が急激に強まったことを示唆している。中国当局は、『オリンピックを円滑に開催すること』を口実に厳戒態勢を敷き、中国全土の法輪功の信徒たちを独断的に拘束し、拷問にかけ、強制労働収容所に送り込み最長で2年半拘留し、あるいは刑務所に送り込んで最長で13年間拘留した。法輪大法情報センターは、2008年に拘束された信徒の数が8,000人を超えているとの情報を受けている。拷問、およびその他の虐待行為を受けて拘留された場所で命を落とした者に関する報告は、ほぼ毎日のペースで中国から送られてくる。」 [46a]

- 21.21 同情報源によれば、「拷問では、殴打、電気ショック、向精神薬の注射、強制的に食物を与えること、レイプ、およびその他の形態の性的虐待などが最も一般的に行われている…。この年 [2008年] だけで、主に拘留中に受けた暴力によって生じた怪我が原因で100人を超える信徒が命を落としている」という。 [46a] アイアン・ジョンソン (Ian Johnson) は彼の著作『Wild Grass (野草)』(2004年)の中で、法輪功の信徒たちは自治会が運営する仮の刑務所に拘留されることがあると説明している。自治会の事務所にある一人部屋が使用されるが、通常の拘留施設と同等のセキュリティは確保されない。 [50f] (p196, 218-219)

## 起源と支持

- 21.22 *The Guardian* は、2009年7月18日に以下のように報じている。

「李洪志 (Li Hongzhi) が1992年に設立したこの宗教には正式な指導構造が存在せず、信徒にも役割は割り振られておらず、彼らは法輪功の書物に説明されている精神的および肉体的な開発を目指して伝統的な気功の教えに従っている。正式な礼拝の儀式は存在せず、誠実さ、寛容さ、および慈悲の精神が主要な教義となっている。法輪功は中国の代替医療のいくつかの分野で見られる思想を基にして生まれた法輪功は、1999年4月に中国共産党本部で1万人の信徒が彼らに対する弾圧に対し沈黙の抗議を敢行したことを契機に、国家に対する脅威であると見なされるようになり、その2ヵ月後には活動が禁止された。登録されていない宗教であり、迷信を広め、人々を欺いているとして非難されたことで、公式の機関は重要なことに、それは政治的な動機による組織であり、取り締まりの本当の動機、すなわち大規模なアピールにより共産党に対する脅威が感じ取られたのである。」 [41n]

- 21.23 Maria Hsia Chang は、彼女の著作『最後の日：法輪功』(2004年)の中で、法輪功は1992年に李洪志 (Li Hongzhi) により設立されたと記している。1992

年初頭、李洪志 (Li Hongzhi) は社会集団に関する規定と結成を司る規則が緩和された時期を利用して、古代中国から伝わる気功、またはエネルギーを開拓するための独自の技術を確立した。彼はこの技術に他の宗教の要素を採り入れて自由度の高い階層構造に基づく半宗教的な運動を起こし (表向きは、彼らは信徒ではなく、熱心な奉仕活動家であるとされる)、高い道德心と健康の大切さを信徒に説いた。活動が禁止される以前 (1999年7月)、信徒たちは公演や広場に集まって、李洪志 (Li Hongzhi) の教えの中核である5つの運動または動き (以下を参照) を実践した。李洪志 (Li Hongzhi) は、信徒たちの間では李導師と呼ばれている。 [50c] (p3-8, 60-94)

- 21.24 同情報源はさらに、「報告によれば、この団体を構成する信徒には学生、高齢者、農民が含まれているが、大多数を占めるのが中年層と中流階級の人々であるという。彼らの職業は教師、医師、兵士、CCP 幹部、外交官、およびその他の政府当局者と、実に様々である」と指摘している。 [50c] (p5)

## 基本理念

- 21.25 「慈悲：法輪大法」 (2004年第5号) の中で、以下のように説明されている。

「法輪大法とも呼ばれる法輪功は、古代から伝わる気功の高度な一形態である。法輪功は瞑想と共に行うやさしい運動で構成される。その高い評判は別として…、法輪功では誠実さ、慈悲、および寛容という3つの原理に従って自己の道德的性質を純化させることに重点が置かれ、このことが大きな特徴となっている。これら3つの原理は法輪功の哲学の基軸となっており、実践者はこれに沿って日々生活し、やがては親切心、無視無欲、および心のバランスを達成することを目指している。」 [80] (p40)

- 21.26 同情報源には、さらに以下のように説明されている。

「法輪功の原理は、李洪志 (Li Hongzhi) が著した2つの書籍『法輪功 (法則の輪である気功)』および『轉法輪 (法則の輪の回転)』を通して理解することができる。法輪功 [本書] は体系的に書かれた入門書であり、気功について説明し、実践の原理について紹介し、練習方法を図を使って説明している…。9つの講義という形でまとめられた『轉法輪』は、法輪功について書かれた最も包括的な必携の書である…。これらの書籍と教育ビデオはインターネットで無料にて入手することができる。会員になる必要もなく、料金が徴収されることもない。」 [80] (p40-41)

## 運動と動き

- 21.27 2005年8月16日に法輪功協会が出身国情報 (COI) サービスに送付した小冊子「健康な肉体、平和な心：法輪功—本来の自分と出会う方法」の中で指摘されているように、「法輪功としても知られる法輪大法は、学習しやすい一連の運動と瞑想を通して精神的および肉体的な健康を高め、『心／精神の自然 (Xingxing)』を開発する中国の伝統的な自己修養の一形態なのである。」 [81a]
- 21.28 この小冊子に一覧で示されている5つの運動を以下に示す。

### 動きの練習

1. 千の手を見せる仏陀
2. 法輪の立位
3. 2つの宇宙の果てへの進入
4. 法輪の天の循環.

### 座位での練習／瞑想の練習／静寂の練習

5. 神の力を強化する方法[81a]

## 個人的な実践の可能性

21.29 USSD による 2008 年の報告書には、以下のように指摘されている。

「法輪功が公に実践されるケースは稀であり、海外の実践者は中国政府がこの団体に対する弾圧を続けていると報告している…。抗議活動も行わなければ、信仰を公の場で実践したこともない信徒でさえ、法輪功に反対するための勉強会への出席を強制されるか、労働教養（RTL）の施設に直接送致されているという。こうしたやり方によって、数多くの実践者がこの教えを放棄することを約束する誓約書に署名するに至っている。」 [2e] (第2節 c)

21.30 法輪功の実践者が置かれている状況と彼らに対する当局の処遇（2001 年～2005 年）に関して詳しく説明するためカナダ移民難民委員会（IRB）が報告しているように、法輪大法情報センターのゲイル・ラチュリン（Gail Rachlin）氏は IRB に対し、2003 年以降、多くの実践者が当局による迫害を恐れて信仰を放棄しているという。しかし、ラチュリン氏によれば、「…数多くの者は法輪功の実践を再開し、新たにこの団体に加わった者も数多くいる」という。 [3c]

21.31 カナダ IRB は同じ回答の中で、「法輪功を家庭内で個人的に実践することは可能であるが、ヒューマン・ライツ・ウォッチによれば当局者や警察がそれを聞きつけた場合『危険な状況』がもたらされる」と説明している。Maria Hsia Chang が自身の著作「最後の日：法輪功」の中で述べていることを引用して、カナダ IRB は「多くの信徒は今も信仰を実践することで逮捕や暴行を受ける危険にさらされているが、彼らは公園ではなく自宅で実践している」と述べている。また、ゲイル・ラチュリン（Gail Rachlin）の言葉を引用して、IRB は「個人的に実践することはできるが、血縁者や近隣の住民の目を盗んで自身の信仰や日々の実践を継続することは困難である」とも指摘している。 [3c]

21.32 「2008 年度の法輪功に関する年次報告書」の中で、法輪大法情報センターは以下のように記述している。

「2008 年、中国全土で数千人の信徒が拘束された。その多くは彼らが法輪功の信徒であることを当局に知れ渡ったことで逮捕されている。単に自宅で法輪功の教義について学び瞑想を実践していたという理由だけでも逮捕されている。多くの場合、信徒たちは捜査員の戸別訪問を受けた際に法輪功の書籍や関連する資料を所有していたことが明らかとなったことで逮捕されている。拘束されると、信徒たちは決まって信仰を放棄させることを目的とした性的な虐待や電気ショックを含む過酷な拷問に遭う。」 [46a]

21.33 2009年7月18日付の *The Guardian* には、以下のように報告されている。

「5人の平服の若い人物が、年老いた夫婦を拘束して標示のない車両に押し込んだ。共に60歳である Qiao Yongfang と彼の妻 Yan Dongfei、および内モンゴル自治区のフーホットの複数の住人の罪状は、中国に数十万人の信徒を抱え、現在は活動が禁止されている法輪功の信徒であるという理由であった。中国の前指導者江沢民により法輪功の禁止が命令され、10年にわたり信徒に対する厳しい弾圧が続けられてきたが、国際的に抗議の声が上がる中、Qiao の両親など、信徒たちは今も当局の追及を受けている。唯一の変化は、迫害がより眼に見えないところで行われているという点である…。『彼らは夜になってから私の両親を連れ去ったのだ。彼らは人々にそうした事実を知られたくないのだ。迫害は多くの場合、秘密裏に行われている』と、35歳の人物は語っている…。

『私は国内の家族の一人から電話を受けた。彼は私の両親に電話をかけたが知らない男が電話に出て、名前を聞かれたという。彼らはこのようにして法輪功の信徒を見つけようとしているのだ。そして、私の叔父は私の両親の家に行った。建物の管理人は話そうとしなかったが、ついに彼は何が起きたのかを話した。しかし、そのときになっても地元の警察は両親を逮捕したことを認めようとしなかった。彼らは何も知らないと言った。最終的に、私は警察で働く一人の友達から話を聞いた。彼らは両親を第一拘留施設に連行したという。私たちは両親と面会することはできなかった。私たちが国家公安部隊に電話をすると、両親は協力者ではなかったと答えた。両親は法輪功の信仰を放棄する誓約書を書いておらず、他の信徒の名前も挙げていなかった。私の近親者は最初、何が起きたのか理解できなかった。法輪功に対する弾圧は終わっているとされている。しかし、このようなことは毎日起きているのである。』」 [41n]

21.34 2009年4月23日、ロイター通信は、「中国本土では、控えめに活動が行われていることを示す痕跡を時々目にする。[2008年]7月に日本で法輪功の小冊子を配布していた女性は、彼女の家族が山東省の自宅で密かに実践しているが、何も問題は起きていないと語っている。キャンペーンが公然と行われることはなくなったが、この団体に対する中国政府の敵意は変わっていない…。今月は、北京東部の近郊で法輪功のパンフレットを配布していた一人の男性が拘束を受けている」と伝えている。 [34c]

### 信仰の放棄を表明する文書

21.35 COI サービスが提出した一連の質問に回答する形で、法輪功教会（英国）は2006年8月25日に以下の情報を提供した。

1) 中国の刑務所や強制労働収容所では、信仰の放棄を表明する文書はどのくらい広く使用されているのか？

「実質的にあらゆる施設で使用されている。しかし、通常15日間から30日間にわたる行政拘禁やその他の形態の拘留が行われる施設では、こうした文書はそれほど広く使用されていない。釈放された者はその後、洗脳のための『勉強会』に送致され、その場所で信仰の放棄を表明することが予測される。しかし、そこで信仰の放棄を表明しなかった者は強制労働収容所に送られることになる。」 [81b]

2) 信徒が法輪功の信仰を放棄することを表明する文書に署名すれば、彼らは直ちに釈放されるのか？あるいは他の「矯正されていない」信徒のための「再教育」を受けることが求められるのか？

「場合に応じて異なる対応が取られる。最近取られている対応は、以前に取られていた対応とは異なっている。強制労働収容所で信仰の放棄を宣言しても後でその宣言を撤回する者が多いため、現在では強制労働収容所が収容者を釈放する前に、『矯正』が本物であるか否かを吟味するためさらに数ヶ月間拘留期間を延長するのが通例となっている。また、『矯正』し、強制労働収容所で協力的な態度を示していても、他の収容者を『矯正』するために釈放されずに施設に長期間にわたり留まる者もいることが知られている。」 [81b]

3) 釈放される際に、信徒はそうした文書の複写を渡されるのか？

「私たちは、収容されていた者が釈放される際に、そうした文書の複写を渡された事例は把握していない。欧州ではそうした場合、体制側がそうした文書を釈放された者の元仲間の信徒に渡すことがあったという。そうすることで、釈放された者は屈辱を受け、その者の信頼が失われるからである。こうした供述は、信徒が強制労働収容所で6本の電気棒による拷問を受けて引き出されたものであるため、これは極めて同情を誘う問題である。このため、これまでにそうした供述書は公開されていない。」 [81b]

「団体を糾弾する供述、あるいは信仰の放棄を宣言する供述には決まった形式や言葉は存在しない。迫害が始まった当初は、供述の内容は a) 法輪功を実践しない、b) 法輪功の他の信徒と接触しない、および c) 北京において法輪功のための訴えを起こさないという誓いの言葉で構成されていた。その後、より確かに『矯正』させるため、法輪功を攻撃する意味を持つ言葉が供述の中で使われることが求められることが多くなった。」 [81b]

4) 法輪功の信仰を放棄する文書に署名をせずに釈放される可能性はどのくらいあるか？

「実質的に、信仰を放棄する文書に署名せずに強制労働収容所や刑務所から釈放される者は一人もいない。しかし、質問1で回答しているように、期間が15日から30日以下の様々な形態の拘留では、そうした供述が信徒たちに求められるケースはそれほど多くはない。」 [81b]

## 外国の信徒にとって重要な日

21.36 これに加え、法輪功協会（UK）は外国で活動する信徒が記念する日についての情報を提供した。

### 4月25日

「この日は、北京の共産党本部がある中南海の外側で1万人規模の抗議活動が行われた日である。1999年に起きたこの事件により、中国共産党の前最高幹部であった江沢民がこの団体への弾圧の開始を決断したと考えられている。実際にこの弾圧が始まったのは、約3ヶ月後の1999年7月20日であった。通常、この日を記念して、中国大使館と領事館の前、あるいはその他の公共の広場で抗議集会やデモ行進が行われる。イベントの一環として、拷問や臓器摘出

を含む迫害の実態を訴える公共の場所での野外展示会も行われる場合がある。信徒たちはまた、こうした残虐行為の実情を訴えるチラシを配り、請願のための署名集めを行う場合もある。」 [81b]

### 5月13日（法輪大法の日）

「この日は、1992年に法輪功が正式に中国に伝えられた日であると同時に、法輪功の創始者 [李洪志 (Li Hongzhi)] の誕生日でもある。屋外で法輪功の運動の実演が中国の踊り、歌、書道、および法輪功を含む気功も一部を形成する中国の伝統的な文化から生まれたその他の芸術と共に披露される。開催される場所や年によるが、中国における弾圧の実態について意識を高めるための運動も行われる。」 [81b]

### 7月20日

「 [1999年に] 中国共産党により法輪功に対する弾圧が開始された日である（4月25日に関する項目も参照すること）。中国における弾圧の実態について意識を高めるための行事が行われるが、そうした行事は通常、4月25日に行われるものと同じである。」 [81b]

## 法輪功の信徒の家族に対する処遇

- 21.37 USSD の「2008年度年次報告書」に指摘されているように、法輪功の信徒の家族が独断的な逮捕、拘留、および嫌がらせの標的となる場合がある。 [2e] (第1節f) 2007年7月11日、カナダ IRB は以下のように記録している。

「2007年6月8日付の書簡の中で、カナダ法輪大法協会の代表者は、 [中国] 当局が… [法輪功] の信徒が信仰を放棄するように強制するため家族を『人質』として利用している」と書いている。信徒が当局に協力しなければ、家族も処罰の対象となってしまう…。処罰には、警察による嫌がらせ（警察による抜き打ちの捜査）、独断的な取り調べ、解雇、昇進の機会の剥奪、年金を受ける権利や国営住宅に住む権利の剥奪などが含まれる。代表者はさらに、法輪功の信徒の家族が実際に逮捕される事例が起きていると指摘している…。米国に本拠を置く法輪功人権作業グループ (FGHRWG) …も同様に、中国政府が法輪功の信徒に信仰を放棄するように強制するために家族を『苦しめている』と指摘している…。『兄弟や姉妹が職場を解雇され、高齢者は年金を受けることができなくなり、子どもたちは学校を退学させられてしまう』のだという。オーストラリア上院外務委員会への提出書類の中で、ニューサウスウェールズ州の法輪大法協会は、中国政府が『一般的な』法輪功の信徒の他にも、『信徒、海外の信徒、および…信徒ではない者の家族、友達、および職場』を標的にしていることを示唆している。」 [3y]

- 21.38 同情報源には、以下のようにも記述されている。

「カナダ法輪大法協会の代表者は書簡の中で、法輪功の信徒ではなくても、信徒を支援する者が罰金、脅迫、および『嫌がらせ』の標的になる可能性があるとの報告があると指摘した…。ニューヨークを拠点にする中国人権 (HRIC) から送られた 2005年8月31日付の書簡の中で、代表者は、法輪功の信徒が活動に関するパンフレットを信徒でない者の家の玄関に置いていったところ、『近所の者が悪意を持って』このことを警察に通報したため、信徒でない者が

警察による拘束を受けるケースについてこの団体が把握していることを示唆した…。こうしたケースは、中国北東部と中央部においてより頻繁に見られる…。『公安局（PSB）の職員の中には、自分たちが仕事をしているかのように見せかけるためにこうした逮捕を繰り返す場合があり、特に「法輪功などの」厄介な分子の活動を抑えることを仕事としている『治安の安定に携わる部門』であれば、こうした事例の発生は顕著であるという。』」 [3y]

21.39 2008年6月26日、カナダIRBは以下のように記録している。

「…「法輪功の信徒の」多くの子どもたちは両親が逮捕された後、誰も面倒を見てくれず、ホームレスとなってしまふこともある…。2005年11月、国連（UN）子どもの権利委員会は、『法輪功をはじめとする宗教を実践する家族の子どもたちが嫌がらせ、脅し、および労働教養を含むその他の悪影響をもたらす行為にさらされているとする報告』に対し懸念を示す報告書を発行した…。迫害を受ける法輪功の信徒を救うグローバル・ミッション（GMR）による2005年3月20日付の報告書には…（法輪功の信徒の）数多くの子どもたちが直接的な攻撃の対象となり、拷問を受けて命を落とし、また刑務所や強制労働収容所に収監されていると指摘されている。数十万人の子どもが法輪功を抽象するように強制され、これを拒んだ場合は学校から退学させられている…。国連協会 [UNA] –サンディエゴ・チャプターは、法輪功の信徒の子どもたちが『警察による直接的な攻撃の標的になっている』と伝えている…。『最年少の生後8ヶ月の幼児を含む少なくとも5人の子どもたちが警察による虐待行為を受けて死亡し、数十人が投獄され、拷問を受け、あるいは強制労働に従事させられている。また数百人が学校から退学させられている。』」 [3v]

（第27節：子どもを取り巻く環境も参照すること。）

## 海外の活動家の監視

- 21.40 米国国務省（USSD）が発行した「2009年の世界における信教の自由に関する報告書」には、「[中国] 政府が米国など、外国にいる法輪功の信徒に対し脅迫電話や物理的な攻撃を行うなどして、嫌がらせを行っている」と法輪功が報告している」と指摘されている。[2a]（第II節 信教の自由が置かれている立場、信教の自由の侵害）
- 21.41 2009年4月23日、ロイターは、「法輪功の文化的ツアーのマーケティング担当者であるジェイソン・シ（Jason Si）は、米国の活動家でさえ圧力を加えられていると語っている。ちなみに彼女の妹は18ヶ月間、強制労働収容所に収容されている。『とても悲しむべきことであるが、わたしは信仰を捨てようとは思わない。なぜならこれが真理であり、生きる意味を与えてくれるものだから。』、とシ氏はロイターに対しこのように語り、さらに『家族が当局によりこのような仕打ちを受けて以来、私はあまり公然とは信仰を実践しなくなった。私の家族のためにそうしているのだ』と語っている。」 [34c]
- 21.42 2005年6月4日に *Epoch Times*（法輪功に対し好意的な出版物）が報告しているように、Jiang Renzheng は2005年3月7日にドイツから中国に送還された法輪功の信徒であり、中国に戻った後に法輪功の実践をやめることを拒否したため、強制労働収容所に3年間収容されることになった。[40d] この報告書には、以下のように記述されている。

「Jiang 氏が中国に戻ってから 10 日後の 3 月 17 日、警察官たちが Jiang の父親の家に現れた。警察官たちは Jiang を見つけることができなかつたため、彼らは『これが何だか分かるか?』と父親に尋ねた。警察官たちは中国でとても広く用いられている拷問器具を見せた。電気ショックで使用する棒であった。父親は恐ろしくなり、息子が家に戻ってくると法輪功をやめてくれと頼んだ。しかし Jiang はこれを拒否した。警察官はこの家への訪問を繰り返す、やがて Jiang と 54 歳の父親に対し初めての厳しい尋問を開始した。最初の尋問は午後 4 時から午前 4 時まで 12 時間続いた。警察官たちは Jiang に対し、特に海外に住む法輪功の信徒として参加した活動を書き連ねるように要求した。実は、警察官たちが語っていたことなのであるが、彼らはドイツ当局から情報を入手し、Jiang が関わっていた活動について事前にすべて把握していたのである。彼らは Jiang に対し、法輪功の信仰を放棄するように言った…。国際人権協会 (ISHR) はプレスリリースの中で、中国の工作員が海外に居住している中国人の様子をスパイしていると言及している…。」 [40d]

- 21.43 2005 年 12 月 26 日付のアジア研究教会 (AFAR) に報告されているように、中国の高官が外国を訪問する際にその国の政府に対して法輪功の信徒による抗議活動をやめられるように圧力をかけているとの声が根強く上がっている。 [51b]

[目次に戻る](#)  
[出典一覧に進む](#)

## 民族集団

22.01 米国議会図書館による 2006 年 8 月付の「国別プロフィール」には、以下のよう  
に指摘されている。

「多数派を占める漢族のほかに、中国政府は 55 に上るその他の民族集団を認識しており、その人口は 1 億 500 万人で大部分が中国北西部、北部、北東部、南部、および南西部に集中している。その一方で、中央部の内陸地方に住むそうした民族もいる。2000 年に実施された国勢調査によると、国民の全人口の約 91.5%が漢族に分類されている（11 億人）。他にも主な少数民族民族として、チワン族（1,610 万人）、満州族（1,060 万人）、回族（980 万人）、ミャオ族（890 万人）、ウイグル族（830 万人）、トゥチャ族（土家族）（800 万人）、イ族（770 万人）、モンゴル族（580 万人）、チベット族（540 万人）、プイ族（290 万人）、ドン族（290 万人）、ヤオ族（260 万人）、朝鮮族（190 万人）、バイ族（180 万人）、ハニ族（140 万人）、カザフ族（120 万人）、リー族（120 万人）、およびダイ族（110 万人）がいる。こうした分類はしばしば自分たちの帰属意識に基づいて判断されており、時として、あるいは場所によっては、政治的または経済的な理由である民族よりも他の民族に同化したほうが都合が良いという場合もある。[11a]

22.02 2009 年 7 月 9 日、BBC は以下のように報じている。

「外国人だけでなく中国人自身も一般的に、中国の人口は大部分が漢族のみにより構成され、この他に国境に沿って異なる文化を持った少数民族が点在していると考えている。このことは、中国に本来存在している膨大な文化的、地理的、および言語的な多様性、特に漢族の間に見られる豊富な文化的多様性が軽視されていることを示唆している…。中国全土で、地域の民族性や文化が再興し、こうした動きは、現在では漢族として部類されている広東や客家（ハッカ）をはじめとする南部の人々の間で顕著である…。公式には、中国は唯一の多数派民族である漢族と 55 の少数民族という 56 の民族で構成される。2000 年に実施された国勢調査の結果、政府が公式に認める少数民族の人口は約 1 億 400 万人で、国内の全人口の約 9%を占めていることが判明した。漢族として特定される人々は、北の北京から南の広東に至るまで全人口の 91%を占め、この民族には客家（ハッカ）、福建、およびその他の集団で構成される。漢族は共通の歴史、文化、および書き言葉によって統一性を持っていると考えられ、言語、衣装、食生活、および習慣に見られる違いは小さく、表面的なものに過ぎない。政府によって認められたこうした少数民族の文化を支援し、彼らの経済的な発展を促進するための計画が政府によって遂行されている（成果はまちまちである）。しかし、政府は少数民族の存在を認めることで、漢族の統一された『多数派』としての認識を強固なものにすることで、統一した中国を作るという共産党の長期的な目標の達成に貢献している。漢族と少数民族との違いを強調することは、漢族のコミュニティに存在する違いを目立たなくさせることに貢献した。共産党は漢族を発展と文明の最前線に配置し、漢族の単一性という考えをマルクス主義的な進歩のイデオロギーの中に組み込んだ。少数民族の社会が『後進的』または『原始的』であれば、その分、漢族の社会は『進歩し』、『文明化されている』ように見え、統一した国会のアイデンティティを打ち立てる必要性が大きくなる。発展を推進する政策を支持しない少数民族は自身と国の発展を阻害する『後進的』反近代化主義者であると見なされる。漢族同士で

も相互に理解することができない 8 つの言語が存在していると思われる。これらの下位集団でさえも、顕著な言語的および文化的な多様性を示している。少数民族に対する中国の政策として、公式な認定、自治権の制限、および非公式な統制が含まれる。彼らの人口は国内全体の人口の 9% を占めるに過ぎないが、彼らは中国大陸のおよそ 60% を占める資源が豊富な地域に集中して居住し、新疆、チベット、内モンゴル、および雲南省の多くの国境地帯に沿って存在する郡や村の人口の 90% 以上を占めている。新疆は中国大陸の 6 分の 1 を占め、その次にチベット自治区が中国の広い国土を占めている。」 [9b]

- 22.03 2009 年 2 月 25 日に米国国務省が発行した「2008 年の人権問題に関する国別報告書」（USSD による 2008 年の報告書）には、以下のように指摘されている。

「少数民族の多くは、古くから住んでいる土地に今も住み続けている。政府は政策として、認定された少数民族の人々に家族計画、大学入学、融資の利用、および雇用において優遇措置を受けるように呼びかけている。しかし、少数民族のための政策の実質と実施状況は依然として不十分なもので、彼らに対する差別が広く存在している。国境地帯の少数民族は、漢族と比較して教育を受ける機会に乏しく、移り住んできた漢族に仕事を取られてしまっている状況に直面し、収入も中国の他の地域と比較してかなり低い。政府が行う開発計画が少数民族の伝統的な生活様式をしばしば阻害し、時には強制的に移住させられる場合もある。政府が行う計画と経済の発展によってもたらされる恩恵は、漢族により偏って享受されている。『調和した社会』を構築することに重点を置く政府は、新疆ウイグル自治区（XUAR）、内モンゴル自治区、およびチベット自治区に存在する根強い敵意の源になっている少数民族に対する人種差別の実情を軽視している。」 [2e]（第 5 節）

- 22.04 中国人権（HRIC）は、2007 年 4 月 25 日付の報告書の中で以下のように述べている。

「国境付近の地帯における格差の広がりへの対応が行われているが、中国における急速な経済情勢の変化は少数民族の生活水準を全体的に改善させるには至っていない。それどころか、教育や医療などの基本的な社会サービスの共有に依然として大きな不平等が見られ、収入や失業率を比較すれば、少数民族の人々のそれは国内全体の平均水準および漢族の平均水準よりもかなり悪い状態にある。不公平な開発にかかる費用は農村地域に暮らす人々にとって高く、プロセスからの政治的に除外されることで、地方に暮らす少数民族には解決策が必ずしも最善な形で提供されないことになる。西部の省と自治区を対象にした西部開発戦略（WDS）は、これらの地域の『近代化』を図ること、および内陸部の省と豊かな沿岸部の省との発展の格差を小さくすることを目的としている。しかし、こうした不平等な状況で人々が不満を抱く可能性がある状況で、WDS は『すべての国民の繁栄』による国の一体化を強化するための政治的な道具として見なされる。この戦略の表向きの目標は、沿岸地域の利益のために国境地帯から資源を搾取すること、漢族を各自治区に移住させて地元の少数民族を同化吸収すること、および軍事用のインフラを開発するといった隠された本当の目的によって意味が失われている。こうした政策と、不平等や差別への政府による対応の失敗が、少数民族の人々の人権の蹂躪につながっている。」 [39b]

(ウイグル族や回族という民族集団の詳細な情報については、第 20 節：イスラム教徒を参照すること。)

(第 23 節：チベットも参照すること。)

(第 27 節：子どもを取り巻く環境の健康に関する問題も参照すること。)

(第 28 節：家族計画（「一人っ子政策」）の少数民族も参照すること。)

## 朝鮮族と韓国人

22.05 2009 年 2 月 12 日にアクセスした Europa World の「国別プロフィール」に指摘されているように、中国には 190 万人の朝鮮族の人々が住み、中国の全人口の 0.16% を占めている（2000 年の国勢調査によるデータに基づく）。[1a] (地域と人口) 2003 年 2 月 12 日、カナダ移民難民委員会 (IRB) は「中国の吉林省、黒龍江省、および遼寧省には約 192 万人がいると見積られるが、彼らの多くは吉林省の延辺朝鮮族自治州で暮らしている」と記録している。[3s]

22.06 2009 年 5 月 3 日、韓国から最近移住してきた者に関して *The Korea Times* は以下のように報じている。

「北京に住む韓国出身者 Kim Hee-chul 氏は…、冷戦後の状況の雪解けの中、それまでイデオロギー的に対立していた両国が 1992 年に外交関係を樹立した当時、最初に中国に移り住んできた数少ない韓国人のうちの一人である。それ以来、彼は中国の大きな変化を見守りながらここに住み続けている。中国国内で最大の移住者によるコミュニティである、中国で暮らす約 80 万人の韓国人による韓国人コミュニティ (KCC) の代表を務める Kim 氏は、『中国は大きく変わった』と穏やかな口調で語る。今では、中国全土に韓国人が移り住んでいる。東部沿岸に位置する青島市には韓国人が経営する工場が集中して存在し、韓国人の人口は中国国内で最大の 15 万人にまで到達している。KCC によれば、青島に次いで北京には 12 万人、そして上海には 8 万人が居住しているという。昨年秋に世界に金融危機が起きたとき、韓国人たちも極めて甚大な影響を受け、事業をやめて祖国に帰ることを余儀なくされた。しかし、経済情勢が回復の兆しを見せていることで、人々は徐々に戻ってきていると Kim 氏は語っている…。昨年は韓国人に対する反感が巻き起こり、Kim 氏にとって試練の年となった。中国社会科学院に所属し、韓国と中国の文化的な関係性について調査する Chung Shin-chul 研究員は最近この問題に関して調査を行い、韓国人が自分たちだけで孤立するのではなく、地元のコミュニティの中により一層と深く関わってゆく努力をするべきであると述べている。KCC は、相互の文化に対する理解を深めることを目的とした会合を開くことで、この 2 つの隣人の関係性がより緊密なものになるように意識を向上させるための活動に力を入れている。『我々は、中国の人々から良好な反応と協力を得ている』と、Kim 氏は語る。KCC はこの他にも、この韓国人による事業の立ち上げを支援する取り組みを行っている。そして KCC は韓国人の旅行者を対象にした緊急電話相談サービスも開設し、中国に住む 5 万 4,000 人に上る韓国人の学生に対して教育相談サービスを提供している。最近、Kim は韓国人の居住者の間で少数派となっている高齢者に対するサービスにも関心を寄せている。『私は、高齢者たちのため

に敬老堂（高齢者のための支援施設）を設立したいと考えている。現在、このことについて地元の中国の人々と協議を行っている』と、彼は語る。」 [47a]

（第 32 節：外国からの難民の北朝鮮からの難民も参照すること。

（COIによる報告書：朝鮮民主主義人民共和国  
[http://www.homeoffice.gov.uk/rds/country\\_reports.html](http://www.homeoffice.gov.uk/rds/country_reports.html)も参照すること。

## モンゴル族

22.07 2009年2月12日にアクセスした「国別プロフィール：中国編」の中で Europa World は、中国には 580 万人のモンゴル族が暮らし、国内の全人口の 0.47% を構成していると説明している。内モンゴル自治区の総人口は 2,330 万人である（2000年の国勢調査の結果に基づく）。 [1a]（地域と人口）

22.08 2005年1月28日、アムネスティ・インターナショナルは以下のように報告している。

「政治活動家 Hada 氏は、『分離主義の思想を持ったこと』と『諜報活動を行ったこと』を理由に懲役 15 年の判決を受け、刑に服している中国北部の刑務所で日常的に拷問を受けている。アムネスティ・インターナショナルは彼を表現の自由と結社の自由の権利を行使したことのみを理由に投獄された政治犯であると見なし、彼が今後も拷問にかけられる危険があるとして懸念を示している。彼の健康状態は悪化し、拷問を受けた結果、精神的な問題も生じつつあると報告されている。Hada 氏は人権擁護、モンゴル文化、および中国に住む少数民族の自治権のために行動を行う南モンゴル民主同盟と呼ばれる組織に関与したとの理由で 1995 年に拘束された。」 [6e]

（COI重要資料：モンゴル  
[http://www.homeoffice.gov.uk/rds/country\\_reports.html](http://www.homeoffice.gov.uk/rds/country_reports.html)）も参照すること。）

目次に戻る  
出典一覧に進む

## チベット

23.01 2009年2月12日にアクセスした「国別プロフィール：中国編」の中で Europa World が指摘しているように、中国には 540 万人のチベット族が暮らし、国内の全人口の 0.44% を構成している。同情報源はまた、チベット自治区（TAR）の総人口は 260 万人であると指摘している（2000年の国勢調査の結果に基づく）。[1a]（地域と人口）[18b]（地図）

23.02 Europa World はまた、以下のように説明している。

「これまで中国西部の半独立地域として存在してきたチベット（西藏）は、1950年10月に中国共産党軍の侵略を受けた。1959年3月、中国の支配に対するチベット人による反乱が起きたが失敗に終わった。当時の精神的な指導者であったチベット仏教のダライ・ラマ法王は 10 万人の指導者と共にインド北部のダラムシャーラーに避難し、この地に亡命政権を樹立した。中国人はラマ（仏教僧侶）による支配を終わらせ、数多くの寺院を破壊した。1965年9月、チベットは中国の『自治区』になったが、チベット人の多くは依然としてダライ・ラマを『神王』と見なし、中国人の存在に嫌悪感を抱いていた…。1988年、ダライ・ラマはチベットが外交を除くあらゆる面で自治権が認められた中国の領域になることを提案した。」 [1a]（近代史）

23.03 2009年7月6日、BBC は「中国のチベット族は、チベット自治区（TAR）にあるチベット高原の山間と高原、および近隣の四川省、雲南省、青海省、および甘粛省の地域に暮らしている。チベットの経済を支えている基幹産業はこの地域の広大な高原に広がる牧草地を利用した農業である」と指摘している。[9ab]

（第1節：[チベット族の名前](#)も参照すること。）

## チベットにおける人権

23.04 米国国務省が 2009年2月25日に発行した「2008年の人権問題に関する国別報告書」（USSDによる2008年の報告書）には、以下のように指摘されている。

「この年、中国のチベット族居住地域における人権を取り巻く環境は著しく悪化した。当局は拷問、独断的な逮捕、超法規的な拘留、自宅軟禁など、深刻な人権侵害を今も続けて行っている。春にチベット高原で大規模な抗議運動が起きたことで、当局による表現の自由、信教の自由、結社の自由、および移動の自由に対する抑圧が頻繁に行われるようになった。チベット固有の宗教的、文化的、および言語的な遺産や伝統をいかに保護し、発展させてゆくかが大きな課題となっている。」 [2e]（チベット）

23.05 この報告書には、さらに以下のように記述されている。

[2008年] 3月10日、1959年にチベットで起きた抵抗運動を記念し、チベットのラサヤその他の町で寺院の僧侶や尼僧による抗議活動が平和的に行われた。この抗議活動には一般人も加わり、数日間にわたって行われた。地元の警察は催涙ガスを使い、抗議者を拘束するなどしてこの活動を抑え込もうとし、

地元の寺院や家を搜索した。3月14日と15日、ラサでは治安当局者が武力を使って僧侶を含む抗議者を逮捕したことで暴動が発生した。抗議者の中には漢族や回族の住民に対して死に至らしめるほどの暴力を使った者もいた。抗議者は、非チベット系の企業や政府機関の建物を破壊し、略奪を行った。抗議活動はすぐに、TAR、青海省、甘肅省、および四川省の他のチベット族コミュニティにも飛び火した。彼らは僧侶や尼僧たちとの連帯を訴え、宗教活動を含む基本的な権利に対する抑圧、および経済的な機会や教育を受ける機会が平等に与えられない現状に対する不満を訴えた。政府は、中国人民武装警察部隊 (PAP) をチベットの各地域に大量に投入し、暴力を使って抗議活動を鎮圧することでこれに対応した。警察部隊による鎮圧で死者が発生した。PAP はまた、無作為な搜索と独断的な逮捕を行い、チベット人と外国人の移動を厳しく制限した。今年の後半にかけて、TAR、四川省、甘肅省、および青海省においてこうした動きが時として暴力を伴うものとなった。」 [2e] (チベット)

23.06 「チベットにおける人権を取り巻く環境に関する 2008 年の年次報告書」において、チベット人権民主化センター (TCHRD) は以下のように記述している。

「2008年にチベットで起きた暴動で、少なくとも警察による発砲でチベット人 120人が死亡し、6,500人が逮捕され、1,000人以上が非自発的または強制的に連行され、10人が拷問によって命を落としたことが判明し、190人以上が懲役9ヶ月から終身刑までの刑を言い渡されている。チベット人権民主化センター (TCHRD) は、この暴動の規模を考えれば実際の数はこの数倍に上る可能性があると考えている。しかし、しばしば人権侵害の事実を報告するという普通の行為を『国家の機密情報の漏洩』と見なし、長期間にわたる懲役刑の適用をもたらす政府による厳しい情報の遮断により、情報の流れが著しく滞っている。」 [45a] (p5)

23.07 2008年4月30日に行われた AsiaNews によるインタビューの中で、TCHRD の Urgen Tenzin 事務局長は以下のように述べている。

「中国当局が [2008年] 3月17日までに、平和的な抗議活動を行った者に対し投降するように促したため、中国警察により 5,000人以上のチベット人が逮捕されている。そのうち 1,000人以上が残虐行為と拷問の被害者となり、釈放された者も精神的および身体的に非常に不安定な状態にある。拘留施設から出所したチベット人の多くは不安定な状態にある…。中国の当局者は、拷問を『反革命分子』を一掃するための正当な手段であるとする非情な政治思想に感化されてしまっている…。3月10日に平和的な抗議活動が行われて以降、刑務所に収監されていたチベット人たちは、中国当局により『国家の安全保障を脅かした』として責任を問われた。政府の方針に反する意見を唱えただけで、『政治的な反対勢力』および『国家の転覆を狙う者』としてのレッテルを貼られ、逮捕されることになる。中国当局は、複数のチベット人が自白したとの趣旨の発表を行った。逮捕された 17人について、不幸にも世界は彼らが自分たちの罪を『自白した』との情報を耳にすることであろう。しかし、こうした自白は拷問によって引き出されたものである。中国当局は、『政治的な反対勢力』および『国家を転覆させる意図を持つ者』としてレッテルを貼られたチベット人に対し、『国家として統制を行う』手段として拷問を行うことで知られている。チベット人は外国人と会話を交わした場合、愛国的な歌を口ずさんだ場合、ダライ・ラマ法王の写真を持っていた場合などに逮捕されている。こうしたこ

とが長年にわたり行われているのである。現在のところ、我々の寺院は軍により包囲され、中国警察の厳しい監視の下に置かれている。チベットの情勢はとてども緊迫しており、我々はこの事態をとてども憂慮している。北京オリンピックの開催を前に厳しい情報統制が敷かれており、チベット人同志にとって過酷な状況がこれからも続くと思われる。」 [58a]

(第8節：治安部隊の拷問も参照すること。)

23.08 WRITENET (国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) に代わり著された言葉) は 2005 年 2 月に発行した論文の中で、中国のチベット人を取り巻く環境について次のように報告している。

「我々は、チベットに対する中国の政策を以下のようにまとめることができる。

- 中国政府は、分離主義的な運動に対して不寛容の姿勢を貫いている。
- 中国政府は、国内の経済的な繁栄によりチベット人が国内に留まろうとすると考え、人々の生活水準の向上をもたらす急速な経済成長を実現するために努力を払ってきた。
- 中国政府は信教の自由と文化的な自由を一定の範囲で許容することで自治権を限定的に認めてきた。しかし、中国の当局は統制を強め、チベットの文化が国家にとって脅威をもたらす兆候が見えれば積極的に取り締りを行っている。
- 中国政府は、こうした政策を国内の他の少数民族にも適用している。しかし、分離主義や国家に対する脅威は、チベットと新疆を除く地域では大きな問題とはなっていない。」 [32e] (p10)

23.09 この報告書には、さらに以下のように記述されている。

「チベットにおいて危険にさらされているのは、特にチベットの独立を求めて現在活動している反体制活動家たちである。国の安全保障を危険にさらす行為、また分離主義の推進として見なされる活動は懲役刑の適用対象になる。しかし、こうした行為は諜報活動や爆弾テロから独立を唱えるチラシの配布、ダライ・ラマの写真の所持、あるいはダライ・ラマの著作を読むことに至るまで様々である。反体制活動家の多くは、聖職者である。」 [32e] (p28)

23.10 2009 年 3 月 10 日付の AsiaNews は以下のように報じている。

「ダライ・ラマは、『数万人ものチベット人を殺害し』、ヒマラヤの祖国を『この世の地獄』に変貌させたとして中国政府を非難している。中国の侵略に対する抵抗運動が起きてから 50 年の歳月が経ち、ダライ・ラマはこれを記念する演説の中で中国に統治されていてもチベットには『正当かつ重要な自治権』が与えられるべきだと繰り返し訴えた…。彼はさらに、『チベットのチベット人たちは現代においても、常に恐怖を抱えて生きている。彼らの宗教、文化、言語、アイデンティティは消滅の危機にさらされている。チベット人は死刑を適用するに相応しい犯罪者と見なされているのである』と述べた。中国政府は、チベットの占領を『奴隷制度からの開放』および領主や僧侶による抑圧からの解放であると考え、特に北京とラサを結ぶ高速列車を開通させるなどしてこの地域の発展に常に尽力してきたと主張している。これに対しダライ・ラマは、

『一見、チベットに発展をもたらしたと思える数多くのインフラ整備は…、実はチベットの中国化という政治的な目的を持って行われたに過ぎない』と繰り返し主張している。この精神的な指導者はさらに、亡命政権と中国政府との対話が失敗したことを強調し、昨年、平和的に行われていた抗議運動が漢族の人々と軍を相手にした衝突へと発展し、約 200 人の人々が命を落とし、数千人が逮捕された事件での犠牲者に哀悼の意を表した。彼の政権のいくつかの派閥は、中国政府に対してより過激な闘いを繰り広げることを主張している。ダライ・ラマは暴力的な路線に異議を唱え、チベット人は『正当かつ重要な自治権を求め、中華人民共和国の枠組みの中で暮らしを続けることを可能にする環境を求めている』ことを確約した。中国政府は、この指導者をこの地域の独立を求めているとして非難を続けている。最近、多くの党指導者が『チベットの分離主義』であると見なす動きに対してより厳格な措置を講じることを認めている。」 [58f]

## チベットで拘留されている政治犯

23.11 USSD による「2008 年度年次報告書」には、以下のように記述されている。

「チベットにおける政治犯の数は、2007 年の時点で 95 人であると見積られていたが、[2008 年] 3 月に起きた暴動で一挙に上昇した。正確な数は不明であるが、TCHRD は抗議活動が行われた後に拘留され続けているチベット人の数を 6,500 人以上であると見積っている。米議会中国問題執行委員会 (CECC) が保有する政治犯に関する情報のデータベース (PPD) に基づけば、この年の末の時点で、チベットにおいて収監されている政治犯の数は 550 人に上ったという。しかし、チベット人の政治犯と被拘留者の実際の数はこれよりも大きいと考えられている。記録されている 550 人の政治犯と被拘束者のうち 463 人は 3 月 10 日以降に拘束され、385 人に上る政治犯はチベットの僧侶と尼僧であった。この年の末の時点で、CECC の PPD に記録されているチベット人の政治犯の人数は 20 人のみに留まっている。司法機関はこれら 20 人の政治犯に対して、懲役 1 年から終身刑までの刑罰を科している。現在、RTL の施設に収容されている政治犯の数は把握されていない。」 [2e] (チベット)

23.12 2009 年 2 月 11 日付の *The Guardian* は、「昨年チベットで大規模な暴動が発生して以来、中国政府は 76 人に有罪を言い渡し、950 人以上を拘束していると本日、国営メディアが伝えた…。先月、ラサの当局は『厳打』と呼ばれる犯罪撲滅運動を開始し、捜査員によって 81 人以上が拘束され、数千人が捜査を受けている。」 [41k]

## チベット仏教

23.13 2004 年 5 月に発行された中国政府白書、チベットの民族的自治権において述べられているように、「現在、約 4 万 6,000 人に及ぶチベット仏教の僧侶と尼僧が宗教活動を行う場は 1,700 ヶ所を超える一方、約 3,000 人に及ぶイスラム教徒のために存在するモスクの数は 4 つのみであり、700 人を超えるカトリック系教徒のための協会は 1 つ存在しているのみである。様々な種類の宗教活動が正常に行われており、人々の宗教的な需要は完全に満たされ、信教の自由も完璧に尊重されている。」 [5o] (第 IV 節の 3 ページ)

- 23.14 米国国務省 (USSD) が発行した「2009 年の世界における信教の自由に関する報告書」には、以下のように指摘されている。

「報告の対象となる年において、TAR とチベットの他の地域では、特に主要な宗教的な祝日と慎重な対応が求められる記念日に厳しい宗教的弾圧が行われた。宗教活動に対する政府の統制、および寺院とその他の宗教施設に対する日常的な管理は、2008 年 3 月にチベットの各地で暴動が勃発して以来、継続的に厳しく行われている。政府は寺院において『愛国心教育』を実施し、僧侶と尼僧に対し、ダライ・ラマを個人的に非難する供述書に署名し、共産党による政治と中国政府による宗教の管理政策を賞賛するプロパガンダの学習を要求している。これに従わない僧侶と尼僧は寺院から追放されている。多くの僧侶と数名の修道院長はこれに従うことを回避するため、寺院から去っている。愛国心教育が行われ、信教の自由が制限されたことが、2008 年 3 月 10 日に抗議活動が平和的に行われた最大の要因だったのである。」 [2a] (チベットに関する序論)

- 23.15 同情報源には、さらに以下のように記述されている。

「政府当局はしばしば、仏教系寺院をチベットにおける独立運動と関連付けた。実際に、政府は、通常、地元の宗教局 (RAB) の指示に従う寺院の指導者で構成される民主的管理委員会 (DMC) を通して、主要な寺院の運営を統制している。多くの場合、政府は寺院の運営資金を提供することはない。『愛国的かつ敬虔な』僧侶と尼僧に対する DMC の指導力は規定により制限されており、政府が委員会のすべての委員を承認することが求められている。いくつかの寺院では、政府当局者が委員会の委員となっている。報告の対象年において、当局は数多くの伝統的な宗教儀式と宗教活動、ならびに公の場での信仰の表明を認めているが、多くの宗教活動を行う場を公式に指定された礼拝所に制限し、宗教的な指導者、および一般人による宗教的な集会についても厳格な規制を維持している。政府は強制力を使って、反政府的な思想、またはチベットの独立に対する支持を表現する手段と見なす活動を阻止している。政府は、多くの寺院に籍を置くことのできる僧侶の数に制限を設けておらず、各寺院の DMC が独立して受け入れることのできる僧侶の数を定めることができると述べている。しかし実際には、政府は数多くの寺院に対し、籍を置くことのできる僧侶の数を厳格に制限している…」 [2a] (チベット) (第 II 節 政府が信教の自由を尊重している状況、信教の自由に対する制約)

- 23.16 この報告書には、以下のようにも記述されている。

「政府はチベット仏教とこの宗教とダライ・ラマとのつながりに対して警戒感を持っており、チベット各地で行われる宗教活動と礼拝所を厳しく規制している…。2008 年 3 月に暴動が起きて以降、愛国心教育が強化されたが、この報告の対象年においてもこうした教育は盛んに行われている。寺院や尼寺において『法律に関する教育』を増やすことは、政治教育キャンペーンにおいて重要なテーマであり、僧侶や尼僧を『不法な』抗議活動や集会に参加させないように仕向けようとする政府の意向の表れであった。こうしたキャンペーンの一環として、僧侶と尼僧は PRC の不可分の領土であることを認め、多くの場合、ダライ・ラマを非難し、政府が任命したパンチェン・ラマへの忠誠を表明することが求められた。寺院での政治教育は、政府により選ばれた各寺院の僧侶が責任を持って行うことになった。宗教を担当する当局者が僧侶および尼僧が行

う宗教的な講話の内容を指示し、中国の指導者と共産党の宗教政策について肯定的な見解を盛り込むように強制することもある。寺院で行われる愛国心教育の形態、内容、および頻度は寺院によって大きく異なる。こうした教育の実施は必須条件であり、寺院を運営する上での日課となっている。」[2a] (チベット) (第II節政府が信教の自由を尊重している状況、法律/政策の枠組み)

- 23.17 国際的な信教の自由に関する米国委員会 (USCIRF) は、2009年5月に発行した「2009年度年次報告書」の中で以下のように指摘している。

「チベット仏教に対する弾圧と抑圧は今も続いている。数百名に及ぶ僧侶と尼僧が投獄され、あるいは宗教活動を著しく制限され、いくつかの寺院とその他の申請な場所が強制的に閉鎖、あるいは破壊され、中国の当局者は僧侶と尼僧に対しダライ・ラマを非難し、中国共産党に忠誠を誓うように圧力をかけるための活動を行っている。チベット仏教の伝統的な規範を作り、管理しようとする中国政府の試みは、チベット人の間に根深い嫌悪感を根付かせた。2008年1月1日、政府はチベット自治区 (TAR) における NRRA の実施要綱を発表した。この規定は、僧侶と尼僧による活動と教育、宗教施設の建設または修復、および大規模な宗教的な集会の実施に関する具体的な統制方法を含む、チベット仏教の信仰と実践のあらゆる側面に対する国家権力による統制方法を定めるものであった。新しい実施要綱が発表されたとき、国営メディアはそれらの要綱が『ダライの一派による分離主義的な活動に対抗する』ためのものであると報じた。2007年9月、政府はチベット仏教の実践において欠かせない要素である転生したラマを選ぶことに政府が介入することを可能にする規定を定めた。これらの規則はすべて、次代のダライ・ラマが選ばれる際に政府が確実に介入することを可能にするを目的としているように思える。」[70a] (p74)

- 23.18 同報告書には、以下のようにも述べられている。

「ダライ・ラマを非難すること、または中国政府に対する忠誠を誓うことを拒む僧侶や尼僧は寺院から追放され、投獄され、拷問を受けている…。チベット各地で平和的に行われる宗教活動を阻止するための中国政府による行動と政策は、昨年この地で起きた抗議活動に拍車をかけた…。この一年、いくつかの寺院は公安による影響を受け続け、地元の当局者が僧侶と尼僧に対し、ダライ・ラマを非難する供述書に署名させることに積極的に力を入れた。」[70a] (p75)

- 23.19 TCHRD による「2008年度年次報告書」には、「[2008年]3月14日の抗議行動が起きて以来、中国政府は『愛国心教育』の旗印の下、チベット人に対するイデオロギー闘争をかつてない大きな規模で一新させた。この結果、今年、チベットでは宗教的なアイデンティティと文化に対してこれまでにない厳しい弾圧が行われた。これは信教の自由と宗教を実践する自由の侵害に相当するだけでなく、チベット仏教の文化と生活様式に対する組織的な弾圧である」と述べられている。[45a] (p84)

### ダライ・ラマの写真の所持

- 23.20 米国国務省 (USSD) が発行した「2009年の世界における信教の自由に関する報告書」には、以下のように述べられている。

「政府当局者の中には、ダライ・ラマの写真を所持すること、または掲げること禁じる法律は存在しないと断言する者がいるが、多くのチベット人は彼の写真を掲げることが控えている。しかし、実施規定には、『宗教関係者および宗教を信仰する国民が国家の統一に悪影響を与え、または国の安全保障を危険にさらす書籍、写真、またはその他の資料を配布することを禁じる』と定められている。当局者は、ダライ・ラマの著作やダライ・ラマの写真を実施規定に違反する資料として見なす場合がある。しかし、多くのチベット人はダライ・ラマとダライ・ラマが認定したパンチェン・ラマ 11 世の写真を家庭の中、ロケット、あるいは携帯電話に示している。チベット人がダライ・ラマの写真を掲げることができる可能性は地域と政治環境によって異なる。大部分の寺院、特に多くの観光客が訪れる寺院ではダライ・ラマの写真が公然と掲げられることはない。TAR、および中国国内のその他のチベット人居住区でダライ・ラマの写真を自由を買うことはできない。規則を無視してダライ・ラマに関連した写真や映像資料を販売した商人たちは、しばしば当局によって罰金を科せられているという。TAR 以外のチベット人居住区では、複数の寺院への訪問者が堂々と掲げられているダライ・ラマの写真を目にしているが、僧侶たちによれば RAB [宗教局] やその他の当局の訪問がある場合にはそうした写真を取り外すという。2009 年 1 月にラサで行われた『犯罪防止』を目的とした取り締りの間に、警察は『不法な』画像（ダライ・ラマの画像を含む）や音楽が所持されていないか確かめるため、個人の携帯電話や電子機器に加え、個人の家や職場を捜索した。2008 年 3 月の暴動以降、数多くのチベット人居住区で、当局は寺院や個人の住居に掲げられていたダライ・ラマの写真を没収、または撤去したとの報告が数多く寄せられている。さらに当局は、そうした写真や資料を所持している事実を、分離主義的な思想を裏付ける証拠と見なしているようである。政府はまた、パンチェン・ラマとして広く認識されているゲンドゥン・チューキ・ニマの写真を所持することも禁じている。」 [2a] (チベット) (第 II 節 政府が信教の自由を尊重している状況、信教の自由に対する制約)

### パンチェン・ラマ

- 23.21 米国国務省 (USSD) が発行した「2009 年の世界における信教の自由に関する報告書」には、多くのチベット人がダライ・ラマによって選ばれたゲンドゥン・チューキ・ニマを真のパンチェン・ラマであると今でも認識していると指摘されている。 [2a] (チベット) (第 II 節 政府が信教の自由を尊重している状況、信教の自由に対する制約)
- 23.22 2009 年 5 月に発行された USCIRF の「2009 年度年次報告書」には、以下のよう記述されている。

「中国政府は、6 歳のときにダライ・ラマによってパンチェン・ラマ 11 世として任命された 19 歳になるゲンドゥン・チューキ・ニマとの接触に対する国際的な要求を拒み続けている。これまでに誰も彼を目にした者はおらず、政府による介入のない透明性のあるインタビューが行われたこともない。彼が『行方不明』となる一方で、政府当局者は彼が無事であり、『彼自身の安全のために身柄が確保されている』と主張している。政府当局者は、ギェンツェン・ノルブという別の少年が『真の』パンチェン・ラマであると主張している。近年、中国政府当局は複数の場面において、公式の行事にノルブ少年を出席させ、彼はその中で共産党政権に対して忠誠心を持つことの大切さを説き、当局が公式に解釈するチベットの歴史を承認している。」 [70a] (p75)

## 寺院での生活

23.23 2005年11月25日、出身国情報(COI)サービスが提出した一連の質問に答える形で、キャンベラにあるオーストラリア国立大学(ANU)のアジア社会歴史センターのジョン・パワーズ(John Powers)博士は以下の情報を提供した。

- 1) チベットで現在活動を行っている主な宗派とは? またそれらの宗派は互いにどのような点が違うのか?

「主に4つの宗派が存在する。ニンマ派(旧約派)は、チベットに仏教が広まった初期(snga dar)(7世紀から9世紀までの間)に作られたタントラ(7世紀から12世紀までの間にインドで作られた仏教の経典で、チベット仏教のあらゆる宗派の規範になった瞑想の実践法について説明している)の翻訳を尊重するためこのように呼ばれている。ニンマ派は瞑想を重要視し、その最奥義は『大円満(ゾクチェン)』と呼ばれる。

「サキヤ(白い土地)派は、ニンマ派のいくつかの側面を拒絶することによって設立された。これは、3つの新しい宗派(サルマ派、ゲルク派、およびカギユ派)のうちの一つで、歴史はインドのマハシッダ(『偉大なる達人』)であるヴィルパにまで遡る。この宗派の教主はコン族に属し、指導者は『サキヤの王冠の保持者』(Sakya Tridzin)である。この宗派は研究と瞑想を重要視し、その最奥義は『過程と結果』(lam bras)の体系である。

「カギユ派はインドのマハシッダであるティロパにまで遡る。この宗派は型破りな行動で因習を積極的に打破したことで知られる数多くのカリスマ的なヨガ行者の系統を引いている。この宗派の最奥義は『ナロパの6つのヨガ』と『偉大なる封印』(マナムダ、phyag rgya chen po)である。

「ゲルク派は最大の規模を持つ最も新しい宗派で、ダライ・ラマが所属する宗派である。14世紀にツォン・カパが開いた宗派で、研究と瞑想を重要視し、チベット仏教の中で最も学術的な宗派とされる。17世紀、モンゴル軍の支援のもとダライ・ラマ5世がチベット高原の大部分の支配者となった。そして主に戒律が持つ純粋さと研究と実践が重要視されることが高い評価を得て、ゲルク派は徐々に支配的な宗派へと成長していった。この宗派の最奥義は、『過程の段階』(lam rim)である。

「これら4つの宗派は多くの共通点を持っている。すべての宗派において、僧侶は栗色の僧衣を身にまとい、同じ格好をしている。彼らは皆、インド仏教を起源とする同じ戒律(ビナヤ)を守っている。彼らは皆、インド仏教のナーガールジュナが開いた哲学学派が最上の体系であることに同意し、とても似た瞑想の練習を行っている。そして最も重要な部分は、タントラと呼ばれるインドの聖典の内容から派生したものである。瞑想の練習法は、聖典に書かれている同じ部分から派生したものであり、彼らが行う儀式も、それを支える理論と共に多くの共通する前提と行動を含んでいる。彼らが儀式の際に使用する帽子やその他の衣装を除けば、彼らの姿を見かけてもどの宗派に属するのか言い当てることはできない。また、彼らが送る宗教的な生活と実践もとても似ている。

それぞれ異なった起源を持ち、独自の歴史と開祖が存在しているが、共通点が非常に多いのも事実である。」 [50d] (重要視される点)

2) 指定された年数をかけて研究が重ねられた儀式のみが執り行われるのか？

「特に数十年に及ぶ研究と資格を有する導師による承認が必要となるタントラに基づく儀式ではその通りである。とりわけゲルク派の場合、ゲシェ（神性の博士号のようなもの）の資格を得るために要する研究の期間は、20年から30年と言われている。ゲシェは儀式について完璧に教え、これを実施することができる資格であると考えられているが、タントラに基づく数多くの儀式を行うにはさらにタントラを研究することが求められる。このため、最も重要性の高い儀式を実践するためにはとても多くのことが求められるのである。このことは、現在の環境において重要な意味を持つ。なぜなら中国政府は研究のために許された時間を厳しく制限しているからである。このため、今日のチベット仏教の僧侶たちはタントラに基づく儀式を実施するために必要なゲシェの資格を得るため、またはさらなる研究を完了させるために十分な時間を充てることができない。PRCは、観光客を呼び込むため、チベット仏教の僧侶たちに派手な色を使った儀式を行うことを許可することに決めたが、伝統上欠かさない深遠で広範囲にわたる知識を僧侶たちが得ることを阻止したいと考えているのである。

「私は最近チベットに旅したときにゲルク派の寺院を訪れたが、あらゆる僧侶は私に自分たちが研究のために割く時間が限られ、大部分の時間はすべての僧侶と尼僧が受けなければならない『愛国心教育』という名の洗脳教育に奪われてしまっているのだと話していた。彼らには、伝統的な教育と実践の基礎となる包括的な研究に充てるための時間がないのである。彼らには資金も乏しく、十分な書籍を持っていない。高位の僧侶の多くは投獄されているか、国外に亡命している状態であり、教師の数も極めて少なく、すべての僧侶は（少なくとも表向きは）PRCに対する忠義を示さなければならない。私はゲルク派の寺院（Sera Je と Drebung）で論争する僧侶と、インドにいる僧侶を比較したが、両者に大きな違いがあった。チベットの僧侶たちは、インドにいる僧侶たちと比較して数年も遅れをとっており、このことは彼ら自身も認めていた。教師は私に、学生たちは一日数時間にもわたり愛国心教育を受けなければならないため、仏教について学ぶための時間が極度に限られている。また、寺院の警備を行う当局者は僧侶たちが長時間にわたって学習を行わないように警戒しているのだ。」 [50d]

3) 僧侶による自己検閲はどの程度行われているのか？

「自己検閲は重要な道具であるが、恐らく同僚による検圧がより重要となるであろう。PRCは僧侶に対し、寺院に籍を置くものが一人でも中国政府の怒りを買うようなことをすれば、寺院全体が懲罰を受けることになるだろうと伝えている。しかし、具体的にどのようなことが中国政府の怒りを招くのかは示されていない。彼らは、同様のことを旅行者の団体にも伝えている（すべての外国人旅行者は、政府が認定したガイドが監視するグループに加わらなければならない）。私が2001年に訪れた寺院（Tashilhunpo）では、ある僧侶が私に、22人の中国の当局者が寺院に常駐し、73人の僧侶を監視していると語ってく

れた。私が訪れた別の寺院の隣には軍の基地があり、すべての宗教活動は間近から監視されていた。数多くの寺院では、警備を行う中国の当局者が寺院に寝泊りしていた。彼らは僧侶を厳しく監視することを任務としているのだ。僧侶と尼僧は、反中国的な動きの最前線にいる。このため PRC は彼らに厳しい疑いの目を向けているのである。僧侶たちは日常的に PRC、共産党、およびその政策に対する忠義を誓い、ダライ・ラマを非難する書面に署名することが求められている。アムネスティ・インターナショナルやヒューマン・ライツ・ウォッチなど、複数の人権擁護団体が最近行った調査の結果、今日のチベットには信教の自由は存在しないと結論付けられた。私も 2001 年にこの地を訪れたとき、同様の結論に達した。」 [50d]

### 追放された僧侶がたどる道

23.24 さらに、キャンベラにあるオーストラリア国立大学 (ANU) のアジア社会歴史センターのジョン・パワーズ (John Powers) 博士は以下のように述べている。

- 4) 愛国心教育への参加を拒否した僧侶に対して適用される罰則は、寺院からの追放だけか？

「投獄や拷問を含む様々な罰則が存在している。私が話を聞いた亡命中の僧侶、およびチベットにいる僧侶の多くは中国の刑務所で一時期を過ごした経験を持っており、その多くが何らかの形の拷問を受けていた。どの人権擁護団体も、投獄されたチベット人の約 90% が何らかの形の拷問を受けていると見積っているが、私がチベット仏教の僧侶たち (尼僧を含む) から聞いた限りでは、その数は 100% に近い。この他にもブラックリストへの掲載という罰則がある。ブラックリストに掲載されると通常の職業に就くことはできなくなる。」 [50d]

- 5) 僧侶が寺院から追放された場合、あるいは (運営体制を理由に) 僧侶が寺院に留まることができないと感じた場合、チベットにある別の寺院に加わることができるのか？

「できない。寺院を追放された僧侶はブラックリストに掲載されてしまう。追放された僧侶が別の寺院に入ることを頼んでも、運営者 (政治的な任命を受け、党に対する忠誠を示した者) がそれを拒否する。また、チベット仏教には 4 つの宗派が存在しているが、各宗派はそれぞれ、さらに小さな系統や学派に分かれている。多くの僧侶は自身の一族と関連のある寺院に入ることになる。いかなる状況においても、僧侶が別の寺院に移ることは難しい。そして僧侶がブラックリストに掲載されてしまうと、外国に亡命する以外に現実的な選択肢は存在しない。こうした理由があって、亡命者の大半は僧侶と尼僧なのである (現在、年間約 3,000 人から 4,000 人のチベット人が亡命に成功している。その一方で、亡命する道中で命を落としてしまう者や中国の警備隊やネパールの国境警備隊に捉えられてしまう者も無数にいる)。一つの寺院に在籍することができる僧侶の数も著しく限られており (かつては 1 万人から 2 万人の僧侶が在籍していた寺院も、現在は PRC 当局によって 200 人程度しか在籍することが許されていない)、主要な寺院には厳しい警備体制が敷かれている。このためブラックリストに掲載された僧侶はどこにも行く場所が残されていないのである。」 [50d]

## 6) 追放された僧侶は、故郷の村に戻ることはできないのか？

「きっとそれは可能だろう。しかし、村に戻っても彼らに残された選択肢は限られている。多くの者には支援を受ける手段がなく、研究や実践を行うための機会も数少ない。伝統的に、僧侶になるのは家族の三男か四男がなるものと決まっている。彼らは年少の頃に寺院に預けられる。こうすることで、多くの子どもを養う家族には大きなメリットがもたらされ、多くの子どもによって土地が分割されるのを防ぐことができる。このため、寺院を追放された僧侶が故郷の村に戻っても、家族にとっては重荷となり、地元当局や公安当局による厳しい監視も受け続けることになるであろう。また、仕事に就く機会も、地元の修道院に加入する機会もほとんどない。」 [50d]

(最近の出来事：2009年12月19日から2010年1月8日までの間に中国で起きた出来事)も参照すること。)

## インドに避難したチベット人難民

23.25 2008年4月17日、BBCは以下のように報じている。

「中国がチベットで起きた動乱を制圧した1959年以降、数万人にも及ぶ人々が国境を越えてインドに渡っている。難民の多くは、1960年代から1970年代にかけてインド南部やその他の地域の集落に住まわされた。これらの集落での経済状態は厳しいものとなったため、その後、インドに渡ってきた難民は北部に居住するようになった。ダライ・ラマとチベットの亡命政権が拠点とするヒマラヤ山麓の丘にあるダラムサラという町は、亡命者たちが暮らす中心的な町となっている。現在インドで暮らしているチベット人たちの正確な数は分かっていない。一般的には、10万人から12万人のチベット人たちが暮らしていると言われる。しかし、ロンドンに拠点を置く情報サービス機関Tibetinfo.netのティエリー・ドディン(Thierry Dodin)氏によれば、この数は小さすぎており、実際には20万人に及んでいる可能性があるという。彼らの数は変動するため、正確な数を把握することはさらに難しい、毎年、2,000人以上の人々が、主にネパールの山間を通り中国からはるばる渡ってくるが、その一方でチベットに戻ってゆく人々も数多くいる。人数が何人であっても、インドに住むチベット人たちはとても目立つ存在である。ドディン氏によれば、これは多くの亡命者が強い企業家精神を持って事業を立ち上げ、各地を旅していることと、ダライ・ラマの名声によるものであるという。ダライ・ラマの名声は、西洋と同様にインドでもとても高いのである。」 [9j]

23.26 この報道ではさらに、「亡命政権として知られる中央チベット政権(CTA)の活動は監視の下に置かれているが、かなり自由な活動が展開されている。しかし、あからさまな反中国的な宣伝活動は冷ややかな目で見られている。[2008年]3月、インドの警察は数百人の亡命者がチベットに関するデモ行進を行うことを禁止した。インドを含め、どの国もCTAを正式な政府として認めていないが、この亡命政権は亡命者たち助けるための支援を受けている」と伝えられている。 [9j]

## インドにいるチベット人の法律上の地位

23.27 *International Migration* (国際移住) (国際移住機関の刊行物) 第 44 号 (1) (2006 年) の中で、ジュリア・メレディス・ヘス (Julia Meredith Hess) 氏は以下のように指摘している。

「インドに暮らす約 10 万人のチベット人の大半が、インドの国籍を獲得するよりも無国籍の状態に留まることを選んでいる…。自国での迫害を逃れるために渡ってきたチベット人をはじめとする人々は、1946 年に制定されたインドの外国人法に基づいて扱われる。したがって、政府は難民を他の外国人と動揺に国外に追放することができる。しかし、チベット人の『難民資格』はしばしば認められている。このことは、インドにおいてチベット人が事実上難民として認められていることを示している [インドは 1951 年の難民条約に加盟していない] …。外国人法に基づき、チベット人は『登録認定書』を取得し、これを毎年更新することが求められている。」 [24a] (p 81-82)

23.28 同情報源はさらに、1994 年にインド政府がチベット人の登録認定を拒否する非公式の政策を採択していると指摘している。これにより理論上、登録カードを持たないチベット人は逮捕され、中国に送還される可能性がある。しかし実際には、インド政府は登録されていないチベット人に対し、長期間にわたりインドに留まることを許している。インドで生まれたチベット人の多くは、インドの国籍を申請しない。なぜなら、彼らは自分たちが今後チベットに二度と戻らないことを認めることになるからである。 [24a] (p 83-84)

23.29 2008 年 4 月 17 日、BBC は以下のように報じている。

「多くのチベット人亡命者の法律上の地位は、彼らの人数と同様に不明確である。ネパールに渡った彼らの多くは、有効な旅券を所持しておらず、国連の難民機関である UNHCR が発行するカードを取得している者も少ない…。UNHCR によると、多くの者はインドに到着すると居住許可を取得するという。かつてはチベット人に対して日常的に発行されていたインドの居住許可は、1979 年以前にインドにやってきた者の子どもたちに対して自動的に発行されるのみとなっている。それ以降にやってきた者でも、インド政府から居住許可を受ける手段は複数あるが、そのためには長期間にわたって官僚主義と闘い、しばしば賄賂を渡すことが求められるのである。法律上の地位を得た者は働くことも、財産を所有することも可能になる。しかし彼らには、政治への参加やインド政府が発行したパスポートの携帯など、一般国民と同じ権利が与えられるわけではないと UNHCR は伝えている。」 [9]

(COI 報告書：インド [http://www.homeoffice.gov.uk/rds/country\\_reports.html](http://www.homeoffice.gov.uk/rds/country_reports.html) も参照すること。)

## ネパールに避難したチベット人難民

23.30 米国国務省が 2009 年 2 月 25 日に発行した「2008 年の人権問題に関する国別報告書：ネパール」(USSD による 2008 年のネパールに関する報告書) には、「[ネパール政府は] 1951 年の難民の地位に関する国連条約にも、1967 年のその議定書にも署名しておらず、亡命者や難民の資格を与えることを規定した法律も存在しない。しかし政府は、ブータンとチベットの難民をある程度保護

することを規定した行政政策を特別に定めている」と記述されている。[2d] (第2節 d)

23.31 同情報源は、以下のように指摘している。

「1959年から1989年までの間に、政府は約2万人に上るチベット人難民を受け入れ居住させている。それ以降、国内に渡ってきたチベット人の多くは、さらにインドへと渡っている。しかし、正確な数は不明であるが、この国に留まっている者やチベットに戻った者もいる。[2008年]3月10日にチベット自治区と中国国内のチベット人居住区で抗議運動が起き、その後暴動へと発展したことで、中華人民共和国はネパールとの国境を閉鎖した。3月から7月にかけて、ネパールに渡ることができたチベット人はほとんどいない。しかし、この年の末の時点で、事態はやや改善の兆しを見せている。8月以降は、チベットから渡ってくるチベット人の数が若干ながら増えている。中国の国境警備隊による弾圧の件数が増えていることを示唆する信頼性の高い情報がチベットの難民と国際オブザーバーによってもたらされているほか、ネパールの国境警備隊の許可を得てネパール側に入って活動をする中国の当局者がいるとの報告も数多く寄せられている。」[2d] (第2節 d)

23.32 2008年3月28日、BBCは以下のように報じている。

「カトマンズは数千人のチベット難民が暮らす町であり、過去2週間で彼らはほぼ毎日、中国政府を批判する抗議運動を展開している。数百人に上る抗議者が逮捕されている。一方、アムネスティ・インターナショナルと国連は、この抗議運動に対する政府の対応を批判している。月曜日、ネパールの国連人権高等弁務官事務所から、ネパール警察が抗議活動に参加していなくても、チベット人に見える人々を逮捕しているとの報告があった。大規模な警察隊が僧侶を含む抗議者に暴力を振るう様子が映像に収められていた。ネパールは、チベットが中国の一部であると認識しているため、チベット人による抗議活動は容認できないとしている。しかし国連は、大量の人々の逮捕は法治国家の精神に反すると主張している。」[9m]

### ネパールにいるチベット人の法律上の地位

23.33 ネパール憲法第9条には、以下のように規定されている。

「(4) この憲法が施行された後 [1990年]、外国人によるネパール国籍の取得は、特に以下に示すすべての条件を満たすことを求める法律によって規制される。

- a ネパールの公用語を話し、書くことができること。
- b ネパールで職業を持っていること。
- c 別の国の国政をすでに放棄していること。
- d ネパールに15年以上居住していること。」[92a]

23.34 2005年5月25日、カトマンズにある英国大使館は、「チベット難民は…ネパールにおいて特定の法律上の地位を獲得していない。難民認定書が発行された者もいるが、こうした認定書が一貫性を持って発行されているわけではないため、これを取得しても法律上の地位が与えられるわけではない」と伝えた。英

国大使館はさらに、チベット難民によるネパール国籍の取得に関する特別な規定も存在していない指摘している。[31f]

23.35 USSD による「2008 年のネパールに関する報告書」には、以下のように説明されている。

「国内に住むチベット人の多くは、一様な地位を得ていない。1990 年以降にネパールに入国した者はいかなる地位も文書を取得していなかった。難民認定を受けた者であっても、国内に留まる他に法律上の権利を何ら与えられていなかった。事業所有権や許可証の発行、および出生、婚姻、および死亡に関する書類を含む多くの法的な手続きは、仲介者に料金を支払い、支援を受けながら行わねばならなかった。これにより、チベット人は主に毛沢東主義者や YCL の標的になりやすく、事業主は金銭を搾取されることとなった。チベット人はまた、金銭の搾取を目的とした誘拐、暴力による攻撃、および暴力による攻撃を行うとの脅しの被害を受けていると報告している。実際には、政府は難民の命や自由が脅かされる国に難民が追放または送還されないように、保護措置を講じる場合が多い。しかし、国境地帯で中国の国境警備当局にチベット人が拘束されているとする未確認の情報が数多く存在し、またネパールの当局者がチベット人を中国の国境警備当局に引き渡しているとする情報もいくつか存在する。」 [2d] (第 2 節 d)

23.36 2008 年 4 月 17 日、BBC は以下のように報じている。

「国境を越えてネパールにやってくる者の多くは有効な旅券を所持しておらず、UN の難民機関である UNHCR が発行するカードを取得していない。この機関が発行した 2003 年の論文によれば、ネパール当局は『2 週間以内にチベット人を国外に退去させる』ことを望んでいるという…。ネパールでは、チベット人の地位はより不安定なものになっている。この国は難民の資格を認めていないのである。カトマンズにいる多くのチベット人は必要な文書を所持していないため、警察による拘束を受ける可能性がある。中国を批判する一連の抗議活動が起きた後、首都では数百人に上るチベット人が拘束された。ネパールに居住しているチベット人の数に関する信頼性の高いデータは存在しない。ネパール政府は、チベットからの難民を歓迎し、国内が彼らの経由地になることで中国を敵に回すことがないように努力しているのである。」 [9]

(第 34 節：送還された者に対する処遇のチベット人に対する処遇も参照すること。)

(COI重要資料：ネパール

[http://www.homeoffice.gov.uk/rds/country\\_reports.html](http://www.homeoffice.gov.uk/rds/country_reports.html)も参照すること。)

目次に戻る  
出典一覧に進む

## レズビアン、ゲイ、両性愛者、およびトランスジェンダーの人々

### 法律上の権利

- 24.01 米国国務省が 2009 年 2 月 25 日に発行した「2008 年の人権問題に関する国別報告書」(USSD による 2008 年の報告書)には、「相互に同意する成人が同性愛の関係を個人的に持つことを犯罪行為として規定する法律は存在しない」と指摘されている。[2e] (第 5 節)
- 24.02 カナダ移民難民委員会が引き合いに出した情報源によれば、「かつては同性愛者を起訴するために利用されていた『フリーガン行為』という犯罪は、1997 年に廃止されている」という。(IRB、2005 年 9 月 26 日) [3n]
- 24.03 2009 年 2 月 25 日付の *The Guardian* は、同性婚は認められていないが、「北京の中心部でレズビアンとゲイの人々によって行われた『結婚の記念写真』のイベント」について報じている。[41j]

### 国家当局による処遇と国家当局の姿勢

- 24.04 2006 年 8 月 15 日、ゲイの人々のためのフォーラムが政府の支援を受けて初めて開催された。(China Daily、2006 年 8 月 15 日) [14m] 2007 年 4 月 5 日、BBC は以下のように報じている。

「中国のあるテレビ局は、中国におけるゲイの問題を取り上げた番組の制作に初めて乗り出した。この番組はインターネットを經由して放映されており、ゲイの司会者が同性愛者のコミュニティに関連した諸問題について論じる…。この番組は放送局のインターネットのサイトとその他のポータルを通して数百万人が見ることになると、番組の製作者は語っている…。これは、ゲイの人々が『触れ合い、情報交換するためのフォーラムとなる…。中国の多くの都市では、ゲイの人々がスポーツ、水泳、運動、カラオケを楽しんでいる。彼らはあらゆる種類の活動に参加している』と彼は語っている。」 [9d]

- 24.05 2008 年 4 月 16 日付の政府系の新聞 *People's Daily* は、「性転換手術によって女性に生まれ変わった Ying Ning という天津市の 33 歳の男性が女性として中国の身分証明 (ID) カードを新たに取得した…。Ying Ning は地元の警察署に新しい ID カードの発行をしていた。法律規定では、申請者は性転換を証明する医学的な証拠と、成人であっても親の同意を提出することが求められている…。中国では、そうした手術を受けた者が 1,000 人以上いると考えられている…」と報じている。[12a]

### 社会による処遇と社会の姿勢

- 24.06 USSD による 2008 年の報告書には、「社会的な差別と、家族の期待に応えなければならないという強い圧力によって、多くのゲイの人々は自分たちの性的指向について公に議論することができない状況にある。発表された報告書によると、ゲイの人々の 80%以上が社会的な圧力から結婚している」と指摘されている。[2e] (第 5 節)
- 24.07 2005 年 9 月 26 日、カナダ移民難民委員会 (IRB) は以下のように説明している。

「いくつかの情報筋によると、中国政府と中国社会は同性愛に対してこれまでに寛容な姿勢を示しているという…。1990 年代以降、都市部を中心にゲ

イやレズビアンの人々が次々に『カミングアウト』している…。同性愛者たちからの相談を受け付けるホットラインや、彼らのためのウェブサイトが存在する一方、小さな都市においてもゲイバーやゲイクラブが増え、地方の当局もこうした現象を容認し、公然とそうした店舗の広告が行われる場合もある…。2005年と2001年には北京『郊外』でゲイとレズビアンのための映画祭が開催されたが、どちらの際も北京大学がキャンパス内での映画祭の開催を禁止した…。広東省深圳市はゲイの人々に対して最も寛容な中国の町であると言われていたが、農村部においては都市部と同等水準の寛容さは根付いていない…。*The Sydney Morning Herald*によれば、『中国の内陸地域では…ゲイの人々は躊躇いがちに出現しているが、同性愛者のコミュニティの中では存在感を強めている』…。しかし、中国の同性愛者は今も社会的な汚名を着せられている…。2004年までに主流のメディアで同性愛というテーマがかつてない頻度で扱われるケースが増えているとBBCは報告しているが、同性愛は今もメディアにおいても扱うべきでない話題として考えられている…。家族の期待に応えなければならぬという強い圧力も、同性愛者の肩に重くのしかかっている。」 [3n]

24.08 2009年2月25日、*The Guardian*は以下のように報じている。

「…男同士の性行為が違法であると定められていた地域でも、1997年までに変化が見られ、同性愛を精神的な疾患であるとする規定もその4年後までに改定された…近頃では、中国のあらゆる大都市でゲイやレズビアンのためのバーが数多く存在している。非公式な雑誌が発行され、彼らのコミュニティを支援するNGOが存在し、主としてHIVの問題に対処するための草の根運動に政府も資金を拠出している。しかし、多くの国々と同様に、大都市と農村部の間で態度は大きく異なる。そして中国に存在するゲイのコミュニティは西洋のそれとは異なる諸問題に直面している。ゲイに関連した書籍や映画の検閲、バーの閉鎖や文化的イベントの中止、NGOによって寛容の度合いが異なる点などがそれである…。ゲイやレズビアンの人々は、西洋と比べてあからさまな敵意を向けられることは少なく、物理的な攻撃を受けることも少ないと語っている。都市部を対象に実施したLiの調査によれば、人々の約91%がゲイの同僚で働くことを問題視していないという。これは米国で実施した調査よりも高い数値である。また、30%がゲイ同士の結婚を支持しているという。」 [41j]

24.09 2006年5月8日、ゲイの人々のための相談を無料で受け付ける回線が中国で初めて開設された。このサービスでは、上海市と広州市の13名のボランティアが対応する。(China Daily, 2006年5月11日) [14f] 2004年1月13日、BBCは「中国が開放政策を推し進めるに連れて、国内の都市部に住むゲイの人々が徐々にカミングアウトしている。中国政府は、2年前に同性愛を精神疾患の病名の一覧から削除し、小さな町においてもゲイのためのバーや社交場が増えている。今日ではインターネットを通して、中国のゲイたちは海外の情報源からゲイの権利を取り巻く環境の発展について自由に情報を得ることができる…。中国にはゲイのためのウェブサイトが数百も存在し、この数は今も増え続けている」と報じている。 [9]

目次に戻る  
出典一覧に進む

## 障害者を取り巻く環境

25.01 米国国務省が 2009 年 2 月 25 日に発行した「2008 年の人権問題に関する国別報告書」（USSD による 2008 年の報告書）の中で、以下のように指摘されている。

「法律は障害を持つ人々の権利を保護し、そうした人々に対する差別を禁止している。しかし、障害者を取り巻く環境は法律が規定する環境に大きく立ち遅れており、彼らを支援するために作られた計画を利用できる状況が整っていない。民政部と政府が組織した市民のための団体である中国障害者連合が、障害を持つ人々の支援を行う役割を担っている。国営のメディアは、国内に暮らす障害者の数を 8,300 万人であると報告している。政府の統計によれば、3,250 の教育職業訓練施設が障害者のために職業訓練と雇用先を見つけるための場を提供している。2007 年に教育または訓練を受けた障害者は 57 万 2,000 人に上っているが、約 115 万人の都市部で暮らす障害者、および 337 万人の農村部で暮らす障害者が雇用先を見つけていない状況にある。」 [2e] (第 5 節)

25.02 同情報源には以下のようにも記述されている。

「障害者を支援し、彼らの権利を守るための組織が、主に都市部を中心に約 10 万存在している。政府は NGO と連携するなどして、障害者を社会に組み込むための計画を支援している。しかし、誤診、不適切な医療的処置、社会的な汚名、および放棄といった問題が広く存在している…。政府の統計は、障害者の約 4 分の 1 が極めて貧しい生活を強いられている現実を示している…。法律は、統合失調症など、重度の精神疾患を持つ人の婚姻を禁止している。ある男女が先天性の障害を持つ子どもを持つリスクがあることを医師が知った場合、それらの男女は避妊を行うか避妊手術を受けることに同意する場合にのみ結婚が許可される。法律は、地方自治体は健常者の出生の割合を引き上げるためにそうした措置を取らなければならないと定めている。」 [2e] (第 5 節)

25.03 2008 年 9 月 4 日付の記事の中で、AsiaNews は、「政府は障害者の権利を推進し、彼らに対する関心を高めることを目的とした活動を開始したが、彼らの生活状況は改善しているようには見えない。経営者は障害者を雇用するよりも罰金を支払うことを選んでいく。彼らの多くは職場で発生した事故の被害者であり、経済成長の名の下に犠牲になった者たちなのである」と報じている。[58d]

(第 27 節：子どもを取り巻く環境の育児も参照すること。)

(第 28 節：家族計画（「一人っ子政策」）の家族計画法とその他の規定、強要（強制墮胎／避妊手術）も参照すること。)

目次に戻る  
出典一覧に進む

## 女性を取り巻く環境

### 法律上の権利

26.01 憲法第 48 条には、「中華人民共和国の女性は、家庭生活を含む政治的、経済的、文化的、および社会的な生活のあらゆる面で男性と同等の権利を享受する」と定められている。**[1a] (憲法)** 1980 年 9 月、中国政府は女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための条約 (CEDAW) を批准した。(メコン川流域の人身売買に対応する国連機関合同プロジェクト (UNIAP)) **[27a]** 女性の権利は、1992 年 10 月 1 日に施行された女性の権利と利益の保護に関する法律によっても守られている。**[5f]**

26.02 しかし、米国国務省が 2009 年 2 月 25 日に発行した「2008 年における人権問題に関する国別報告書」(USSD による 2008 年の報告書)には以下のように指摘されている。

「当局はしばしば、女性の権利を保護する法律を適用していない。法律の専門家によれば、性差別に関する訴訟を起こすことは困難であるという。なぜなら法律による規定が曖昧であり、賠償額の規模を具体的に示すことが難しいためである。この結果、裁判所に持ち込まれる事案はとても少なくなっている。数名のオブザーバーは、女性の権利を保護する役割を持つ機関が性差別、女性に対する暴力、およびセクハラ行為 (性的嫌がらせ) といった問題よりも出産に関連した福祉手当、産休中における不当解雇といった問題に力を入れる傾向があると指摘している。女性の権利の擁護者たちは、農村部では離婚調停において女性側がしばしば土地や財産に関わる権利を夫側に奪われていると伝えている。原則として、農村部における契約法と女性の権利を守る法律は、土地の管理において女性は同等の権利を享受すると定めている。しかし専門家は、法律の複雑さとその実施の困難さにより、現実には女性が同等の権利を享受できるケースは極めて少ないと指摘している。」**[2e] (第 5 節)**

26.03 2009 年 3 月 19 日にアクセスしたメコン川流域の人身売買に対応する国連機関合同プロジェクト (UNIAP) の中国に関するページには、以下のように指摘されている。

「1990 年 2 月、国務院の子どもと女性に関する国家作業委員会 (NWCCW) が設立された。この機関は、該当する複数の政府機関の間に立ち、女性と子どもに関係する法律、規定、および政策的な措置を実行に移すように促す役割を担っている…。法律に基づく支援の提供は、司法部と全中国女性連盟 (ACWF) が責任を持って行うこととなっている。NWCCW の常務委員会による会議は、子どもと女性の人身売買を防止し、撲滅することに関する作業報告を該当する部門と委員会から集め、解決策を見つけることに専念する。」**[27a] (防止と保護、複数部門が協力できるシステムの構築)**

(第 28 節：[家族計画 \(一人っ子政策\)](#) )も参照すること。)

(第 29 節：[人身売買](#)も参照すること。)

### 政治的な権利

26.04 USSD による 2008 年の報告書には、以下のように指摘されている。

「政府は、政治プロセスへの女性や少数派団体の参加を特別に制限していない。しかし、CCP や政府の組織内では、女性が要職に就いている例はほとんど見られない。25 人のメンバーで構成される中国共産党中央政治局には、女性が 1 人在籍している。この女性は同時に、5 人の国家評議員のうちの 1 人も務めている。この年 [2008 年] において、27 人の大臣の中に女性は 3 人含まれていた。政府は、村の委員会の選挙で女性に投票権を行使し、また立候補するように促しているが、実際に選挙で当選する女性の数は極めて少ない。多くの地域で、女性のための席が 1 つ設けられており、当選した女性は家族計画に関する課題に取り組むことになる。」 [2e] (第 3 節)

## 社会的および経済的な権利

### 社会における女性の地位

26.05 2006 年 10 月 15 日、*The Guardian* は以下のように報じている。

「1949 年には、中国農村部における女性の非識字率は 99% に上った。毛沢東が死去した 1976 年には、女性の非識字率は 45% まで低下し、現在では 13% と低い水準になっている。毛沢東は最初の政策の一つとして、離婚時に女性にも男性と同等の権利を与えた。数々の蛮行を行う一方で、彼は一貫して女性に平等な権利を与えることに尽力した。中国は今でも性差別が横行する社会であるが、他のアジア諸国と比較すればかなり状況は改善していると言える。例えば、インドの農村部における女性の非識字率は依然として 55% と高い水準である。変革の波は中国社会の奥深くにまで到達している。16 歳から 19 歳までの中国の女性を対象に最近行われたある調査では、将来自分が就きたい職業として企業の社長、最高経営責任者、あるいは経営幹部という回答が得られている。一方、16 歳から 19 歳までの日本の女性を対象にした調査では、主婦、客室乗務員、あるいは保母といった職業が、将来自分が就きたい職業として人気が高かった。」 [41g]

26.06 USSD による 2008 年の報告書には、「女性たちが差別、セクハラ行為（性的嫌がらせ）、不当解雇、降格、および賃金格差を大きな問題として挙げている」と記述されている。[2e] (第 5 節) ヒューマン・ライツ・ウォッチは 2009 年 1 月 15 日に発行した「2009 年度世界報告書」の中で、「2008 年 7 月、四川省の裁判所は、同僚の女性にセクハラ行為（性的嫌がらせ）を行った容疑者に対し有罪の判決を下し、懲役 5 ヶ月の刑を言い渡した。中国でセクハラ行為（性的嫌がらせ）の容疑者に有罪の判決が下されるのは、これが初めてとなる」と記述している。[7]

26.07 外務英連邦省 (FCO) は、2009 年 3 月に発行した「2008 年度人権年次報告書」の中で以下のように記述している。

「中国の女性は、教育と雇用の機会などの面で、比較的に高い水準の社会的平等を享受している。しかし、UN CEDAW 委員会は 2006 年の報告書の内容に従って、中国の国民に対し数々の推奨事項を示している。差別、売春と人身売買、教育、健康、および農村部の女性と少女が置かれている状況に関する諸問

題が指摘されている。明るい兆候の一つとして、開発途上の地域に住む少女と女性の価値に対する意識を向上させ、性別間に存在する深刻な格差を是正することを目的とした『少女のための支援 (Care for Girls)』という支援活動を挙げることができる。農村部で子どもの性別が女性のみのも家庭に対しても、経済的な支援が提供されている。」 [31i] (p128)

(第 27 節：子どもを取り巻く環境の育児も参照すること。)

(第 28 節：家族計画 (「一人っ子政策」)、強制力、監視、および未婚の女性も参照すること。)

## 婚姻

26.08 USSD による 2008 年の報告書には、「子どもの出産を遅らせるために、法律は女性の婚姻年齢を 20 歳以上、男性の婚姻年齢を 22 歳以上と定めている」と指摘されている。[2e] (第 1 節 f) 2006 年 10 月 30 日付の *TIME* が報じているように、「扶養手当という概念は今やと中国に受け入れられつつある段階であるため、夫と別れても子どもを養うことができないために離婚に踏み切れない女性は今でも存在する」という。[65i]

26.09 2003 年 8 月 19 日付の政府系新聞 *People's Daily* は以下のように報じている。

「月曜日に国務院が発行した新しい規定によれば、結婚を計画する男女は彼らの独身状態を証言する雇用主からの書簡を得ることも、健康診断を受けることもなく、すぐに結婚することができるという…。成人の男女は、自分たちの身分証明 (ID) カードと住民登録に関する書類を提出し、自分たちが独身で血縁関係にないことを証言する供述書に署名するだけで結婚することができる、新しい規定は定めている。過去数十年にわたり、国民の婚姻を管理する政府の機関は当事者が結婚する資格があることを保証する書簡を雇用主から得て、それを提示するように求めていた。[2003 年 10 月 1 日に施行される] 新しい規定では、当事者は結婚する前に健康診断を受けることができるが、強制はされないと定められている。」 [12g]

26.10 2009 年 2 月 25 日付の *The Guardian* は、同性間の婚姻は認められていないと報じている。[41j] 2009 年 3 月 17 日にアクセスした中国にある米国大使館のウェブサイトには、「外交官、公安当局者、および国の安全保障にとって重大な影響をもたらす任務に就くその他の職員は、法律に基づき外国人と自由に結婚することはできない。中国の学生は一般的に、すべての要件を満たせば結婚することができるが、結婚したら直ちに学籍から除名されることになる」と指摘されている。同情報源はまた、外国人と結婚する場合にはさらに別の文書の提示も求められると指摘している。[99a]

(第 28 節：家族計画 (「一人っ子政策」)、少数民族、強制力、監視、および未婚の女性も参照すること。)

## 見合い結婚

26.11 2009 年 3 月 19 日にアクセスしたメコン川流域の人身売買に対応する国連機関合同プロジェクト (UNIAP) の中国に関するページには、「農村部の中には、

結婚のため、または家族の名前を存続させるために女性や子どもを買う行為が横行している場所がある」と報告されている。[27a] (概要)

(第 29 節：人身売買も参照すること。)

## 離婚

26.12 2003 年 4 月 28 日、NPC の常務委員会は婚姻法の修正に投票した。これにより、重婚が懲役 2 年の適用対象となる犯罪行為として指定された他、離婚に関して、「離婚の場合、財産の分与は両当事者の契約に基づき決定されるべきである。それでも決定が下されない場合は、人民法院が子どもと女性に有利となるように決定を下す」との判断が下された。政府系の新聞 *People's Daily* は、これらの修正事項をその日のうちに報告した。[12d] 2003 年 8 月 19 日に同情報源が報告しているように、「新しい規定では、夫婦が離婚に同意し、財産と負債の分与、子どもの養育について友好的に取り決める場合、直ちに離婚証明書が発行される」ことになる。[12g]

26.13 2008 年 1 月 25 日、BBC は以下のように報じている。

「中国における離婚率は、この一年で 20% も上昇した。2007 年の間に離婚を届け出た夫婦は 140 万組に上っている…。数名の専門家は、この数値の上昇が、法律の修正によって離婚が容易に行える環境がもたらされたためであるとしている。その一方で、中国の一人っ子政策により自己の願望を満たすことを最も重要視し、人間関係を維持することができない世代が増えたためであると考える者もいる…。離婚率の上昇は、長期的に起きている現象である。1970 年代後半に中国が市場改革に着手して以来、離婚をする人の数は 4 倍にまで増えている。こうした現象は、1 日で離婚の手続きを完了させることを可能にする法律の改定が 2003 年に行われてから悪化の一途をたどっているとアナリストは語っている。それ以前であれば、離婚を望む夫婦は雇用主またはコミュニティの委員会から離婚の許可を得る必要があったのである。」 [9q]

## 女性に対する暴力

26.14 USSD による 2008 年の報告書には、「レイプは違法行為であり、レイプで有罪となった者に死刑が適用された例もある。法律は配偶者に対するレイプ行為を明示的に認めることも除外することもしていない」と指摘されている。[2e] (第 5 節) この報告書には、さらに以下のように記述されている。

「女性に対する暴力は、依然として深刻な問題として存在している。家庭内暴力を犯罪として規定する法律は存在していないが、刑法、婚姻法、および治安に関するその他の法律が家庭内暴力の場合に適用される仲裁措置と行政処罰を定めている。評論家は、処罰の内容が曖昧であり、適用するための具体的な方法が定められていないと主張している。NPC は 2005 年に、家庭内暴力を具体的に防止する目的で女性の権利を保護する法律を修正したが、評論家たちは、家庭内暴力についての定義が行われていないと訴えている。メディアの報道によれば、およそ 30% の家庭で家庭内暴力が起きており、被害者の 90% が女性と子どもであるという。全中国女性連盟 (ACWF) は、家庭内暴力をはじめとする総合的な家庭内の問題に関する悩みを打ち明ける手紙を年間 30 万通も受

け取っているという。2007年、ACWFは家庭内暴力に関する悩みを具体的に訴える手紙を約4万通受け取ったという。この数は、同機関2000年に受け取った同種の手紙の数の倍以上に相当する。配偶者から受ける暴力は報告されないケースが多いため、家庭内暴力の実際の発生件数はこれよりも多いと考えられる。ACWFはまた、年間に離婚する約40万組の夫婦の4分の1は、家庭内暴力が原因であると報告している。専門家によれば、家庭内暴力は都市部よりも農村部で広く発生しているという。ACWFが行った調査では、家庭内暴力の被害に遭った女性のうち警察に助けを求めたのはわずか7%に過ぎないという結果が出ている。」[2e] (第5節)

- 26.15 同情報源はまた、「家庭内暴力に対する意識が高まったことで、被害者のためのシェルターが数多く設置されている。この年、ACWFは全国各地に法律的な支援サービスの機関を2万7,000ヶ所、家庭内暴力の訴えを受け付ける警察の特別ブースを1万2,000ヶ所、家庭内暴力の被害者のためのシェルターを400ヶ所、および家庭内暴力によって負傷したと訴える女性のための検査機関を350ヶ所それぞれ設置した。NGOが運営しているシェルターも存在するが、多くのシェルターは政府によって運営されている」と伝えている。[2e] (第5節) 2006年3月8日付の報道の中で、*The Independent*は、「現在では中国の90%の都市と省には、家庭内暴力の女性の被害者に向けた法律相談とカウンセリングを行う機関が設置されているほか、電話相談サービスが開設されている」と伝えている。[67a]
- 26.16 ヒューマン・ライツ・ウォッチは、2009年1月15日に発行した「2009年度世界報告書」の中で、「特に農村部に住む中国人の女性は、今も暴力や性差別の被害を受け、公共のサービスや雇用の機会を平等に享受できない立場にある。[2008年]3月、国営の新華社通信は、家庭内暴力を中国の女性が現在直面している最も深刻な問題であると位置付けている」と記述している。[7i]
- (第27節：子どもを取り巻く環境の女兒の殺害も参照すること。)
- (第28節：家族計画（「一人っ子政策」）の強要（強制墮胎／避妊手術）も参照すること。)
- (第30節：医療問題の精神衛生も参照すること。)

目次に戻る  
出典一覧に進む

## 子どもを取り巻く環境

### 基本情報

27.01 米国務省が 2009 年 2 月 25 日に発行した「2008 年の人権問題に関する国別報告書」（USSD による 2008 年の報告書）には、以下のように指摘されている。

「法律は子どもの虐待を禁止し、幅広い子どもの権利の保護について規定している。しかし、公的な情報源から正確なデータを入手することは困難であり、法律は依然として徹底して施行されていない。国務院の子どもと女性に関する国家作業委員会は子どもに関する政策の施行を任務としている。親は国の戸籍登録システムに従って、自分の子どもが出生した後、1 ヶ月以内に届出を行い、登録しなければならない。登録されていない子どもは公共のサービスを受けることができない…。伝統的に息子の出生が期待されることと、強制的な出生制限政策により、女兒の殺害、男女産み分けのための中絶、および女兒の放棄やネグレクトという問題が存在し続けている…。子どもに対する身体的な虐待は、刑事訴追の理由となり得る…。メディアの報道によれば、江蘇省南通市で精神的な障害を抱える十代の若者に対し、避妊手術が強制的に行われたという。」 [2e] (第 5 節)

(第 28 節：家族計画（「一人っ子政策」）の家族計画法とその他の規定、強要（強制墮胎／避妊手術）も参照すること。)

(第 31 節：移動の自由の戸籍管理制度 (hukou)も参照すること。)

27.02 中国は国連の子どもの権利に関する条約の締約国であるが、2005 年 11 月 24 日付の最終考察の中で国連の子どもの人権に関する委員会は、「中国本土で著しい立法改革が行われていることは歓迎すべきことであるが、当委員会は子どもに適用されるすべての法律がこの条約に適合しているわけではないという点を憂慮している。」 [32f] (p2) さらに、以下のようにも報告されている。

「委員会は、中国本土を対象とした 2 つ目の国家行動計画となる国家子ども発展計画（2001 年から 2010 年まで）の策定を歓迎し、子どもの権利の監視と行使のために国、地域、および省のレベルで数多くの委員会や作業部会が設置されていることに注目している。しかし、委員会は計画内容の調整が断片的で、中国本土のすべての地域と場所で計画が均一に実施されておらず、地域と場所のレベルにおける実行の調整が十分に行われなかった場合があることを憂慮している…。委員会は、非政府組織が中国本土で活動の幅を広げていると指摘しているが、それらの組織が作業を行える空間と活動の範囲は依然としてとても限られていることを懸念している。」 [32f] (p3 および p5)

27.03 同情報源には、以下のようにも記述されている。

「委員会は、不法行為を犯した 18 歳未満の者に対する死刑の適用が中国本土で廃止されたことを歓迎している。しかし、しばしば適用されているわけではないが、18 歳未満の者に対して依然として終身刑が適用される可能性があることを懸念している。未成年者の保護に関する法律など、少年司法に関連する

法律を改正しようとする努力について注目しつつも、委員会は既存の法律、規定、および行政手続きが当局の詳細な義務を適切に定めておらず、あらゆる段階で法律に抵触する子どもを保護するための司法制度を確立していない事実  
に憂慮の念を抱いている。締約国が香港 SAR [特別行政区] において刑事責任を問える最低年齢を引き上げたことに注目する一方で、委員会は 10 歳という年齢は引きすぎるとして憂慮の念を抱いている。委員会はさらに、16 歳から 18 歳までの間の子どもが法律に抵触したときに特別な保護を一貫して受けることができないことについても懸念を示している。」 [32f] (p18)

- 27.04 USSD による 2008 年の報告書には、「法律は、収容施設に十分な空間がない場合を除き、未成年者は成人の受刑者とは別に拘留されなければならないと定めている。しかし実際には、未成年者が成人の受刑者と同じ場所に収監され、労働に従事することが求められるケースも存在する」と指摘されている。この報告書はまた、「いくつかの拘留施設では、性的および身体的な虐待行為、ならびに搾取が起きている」と指摘している。 [2e] (第 1 節 c)

(第 12 節：刑務所の環境も参照すること。)

## 教育

- 27.05 2009 年 2 月 12 日にアクセスした Europa World に指摘されているように、「1979 年以降、教育は近代化のための主要な優先事項の一つと見なされている。教育制度については、9 年間の義務教育制度の導入を目的に 1990 年代後半から 2000 年代初頭にかけて全体的な改革が行われている。公式の統計データによれば、2002 年までに全人口の 90%が義務教育制度を受けたことになる。私立の学校の設立は、1980 年代初頭から許可されている」という。同情報源はさらに、「あらゆる段階において教育費が有料となる」と指摘している。」 [1a] (教育)

- 27.06 USSD による 2008 年の報告書には、以下のように記述されている。

「法律は、子どもの義務教育の期間を 9 年と定めている。しかし、経済的に不利な状況にある農村部では、すべての義務教育を修了していない者や全く教育を受けていない者がいる。公立学校は授業料を得ることを許されていないが、政府や地方自治体から十分な資金が供給されていないため、多くの学校は様々な料金を徴収している。こうした費用や学校に関連するその他の諸々の費用が請求されるため、貧しい家庭や出稼ぎ労働者は子どもを学校に行かせることが難しい。報告によれば、農村部や少数民族の居住区で少女が学校に行っている割合は、都市部のそれと比較して低い。農村部では、少年の 61%、および少女の 43%が初等および中等教育を修了している。政府は、約 2,000 万人に上る出稼ぎ労働者の子どもが親に連れられて都市部に移り住んでいる。出稼ぎ労働者の多くの子どもたちは、公式な認定を受けていない設備に乏しい学校施設に通っている。」 [2e] (第 5 節)

- 27.07 2006 年 3 月 20 日付の Asia Times は、「…大都市に住む中国人家庭の約 60%は、世帯収入のおよそ 3 分の 1 を子どもの教育のために費やしている…」と報じている。 [64d] 2009 年 3 月 11 日にアクセスした中国の背景情報において、UNICEF は以下のように説明している。

「2006年9月、中国政府は2007年末までに9年間の義務教育をすべての農村部においても無料で提供すると発表した。中国政府は、農村部の生徒の授業料と『諸費用』の80%を政府が負担し、残りの20%を各省が負担することを約束した。しかし、こうした約束がされたものの、義務教育には政府が負担する分の他にも費用が発生するため、生徒とその家族はそれらを負担しなければならない。」 [29a]

27.08 2008年12月19日付の「2009年度国別プロフィール：中国編」において、Economist Intelligence Unit (EIU) は以下のように考察している。

「公式のデータによれば、2007年の時点で就学年齢の児童の99.5%が学校に入学している。政府が示すデータには、2007年に小学校を卒業し、中学校に進学した生徒は99.9%に上り、中学校を卒業し、高校に進学した生徒は79.3%に上ったことが示されている。しかし、これらの数値は特に基本的な教育における弱点の存在を示していない。2007年における読み書きが全くできない人々、および読み書きが十分にできない人々の割合は北京で3.3%と最も低かった一方、チベットでは36.8%と高く、他の9つの省では10%を超えた。農村部の子どもたちに無料で教育を提供する新しい政策が導入され、この政策が都市部の子どもたちにも拡大して適用されており、このお陰で農村部の多くの学校に通う生徒の数は増えたが、それらの学校に十分な資金が供給されていない。9年間の義務教育（小学校6年間、および中学校3年間）が定められているにもかかわらず、不登校や長期欠席が至る所で見られる。」 [4a] (教育)

27.09 2007年3月1日付の報告書の中で、アムネスティ・インターナショナルは「数百万人に上る国内の出稼ぎ労働者の子どもたちは、今も十分な教育を受けることが困難な状況にある。両親と共に都市部に暮らすそうした多くの子どもたちは、両親が法律に従って登録されていないこと、学費が高いこと、あるいは学校が行う認定試験に合格できなかったことなどを理由に公立学校に入学できない状況にある。一方、特に国内の出稼ぎ労働者が子どもたちのために設立した私立の学校は、自治体の差別的とも言える突然の閉鎖命令を受け、実際にそうした学校で行われる教育は公立学校のそれと比較して質が低い」と記述している。 [6n]

27.10 EIU は以下のように指摘している。

「2007年の時点で中国に存在する大学とより高等な教育機関の数は2000年における1,041校から増えて1,908校に上り、大学院への入学者は1,880万人の達した。工学と経営学が最も人気のある研究分野である。過去20年間で入学者数は大きく伸び、これに伴い学生と教師の比率も改革政策が始まった1978年における4.2:1から17.3:1にまで変化している。大学への入学は一般的に能力に応じて許され、競争率も高い。国立大学の入学試験ではすべての学生に順位が付けられ、結果が良くなかった学生は遠隔地の教育施設で本来の希望とは異なる分野を専攻することになる可能性がある。」 [4a] (教育)

27.11 2009年2月12日にアクセスしたEuropa Worldには、「21世紀に入り、海外で学ぶ中国人の学生の数は増加の一途をたどり、2005年と2006年だけで英国の高等教育機関ではおよそ5万人に上る中国人学生が学んでいると伝えられている」と記されている。 [1a] (教育) 2006年1月6日、国営の新華社通信は

1949年以降、勉学のために海外に渡った中国人学生の数は90万人に上ると報じている。中国教育部によれば、彼らのうち20万人以上が中国に教育を修了した後、中国に帰国しているという。[13n]

## 養子縁組の権利と規則

27.12 米国国務省が発行した2009年9月付の国際的な養子縁組の手引きには、以下のように報告されている。

「中国の法律は、既婚の男女が養子縁組を行うことを認めている。男女は共同で子ども養子としなければならない。さらに、男女はそれまでに2年以上婚姻関係を続けていなければならない。どちらか一方の者に離婚歴がある場合、男女はそれまでに5年以上婚姻関係を続けていなければならない。離婚歴は2回まで許される…。中国の法律は13歳以下の子どもを対象に養子縁組を行うことを認めている。14歳以上の子どもは養子縁組の対象とはならない。」[2b]

27.13 USSDによる2008年の報告書には、「多くの地域において、養子縁組された子どもは産児制限に関する法律規定に基づき数えられる。この結果、放棄された女兒を養子に迎えた男女は、さらに子どもを持つことが禁じられる場合がある」と指摘されている。[2e] (第5節) 外務英連邦省 (FCO) は2009年3月に発行した「2008年の人権に関する年次報告書」の中で、「[2008年]9月5日に発行された新しい政策の手引きは、不法に養子に迎え入れた子どもであっても処罰を受けることを心配することなく登録することを認め、養子に迎え入れられた子どもの権利を保護している。新しい手引きが発行される以前、町に居住する権利、学校に通う権利、相続権といったこうした子どもの権利は保障されていなかった。」[31i] (p128)

(第28節：家族計画(「一人っ子政策」)、および育児に関して書かれた以下の節も参照すること。)

## 育児

27.14 2005年11月24日付の中国に関する最終考察の中で、国連子どもの権利に関する委員会は、「当委員会は中国本土で発生している子どもの虐待、ネグレクト、および酷使に関して存在する情報が限られ、暴力行為に対処し、被害者に支援を提供するための計画が豊富に存在していないことに憂慮の念を抱いている」と述べている。[32f] (p10) USSDによる2008年の報告書には、以下のように指摘されている。

「法律は子どもの虐待と放棄を禁じている。児童養護施設に収容されている子どもたちの多くは女兒で、彼女たちの多くは親に捨てられているのである。児童養護施設に収容されている男児の多くは障害を抱えているか、健康状態が悪化している状態にある。医療関係者は、障害を抱える子どもの親に対して子どもを児童養護施設に預けることを勧めることがある。政府は、児童養護施設に収容されている子どもたちが虐待を受けたり、医療サービスを受けることが拒否されている事実はないとしているが、現行の制度では特に重篤な医学的問題が生じたときに子どもたちが十分な医療サービスを受けることができない場合があることを認めている。」[2e] (第5節)

- 27.15 2005年、孤児となった子どもの人口は、中国全土の子どもの総人口 3億 4,800万人のうち 2060万人に上ると見積られた。(UNICEF) [29a] 2009年3月17日にアクセスした COCOA (中国の孤児となった児童、および親に捨てられた児童を支援する会) のウェブサイトには、以下のように記述されている。

「国営の児童養護施設が深刻な財政難に陥り、職員の士気も低下している一方で、現状を改善しようと最善の努力を払っている中国や海外の人々がいる。慈善団体、政治家、圧力団体、報道機関、および UN 自身が、児童養護施設が抱える問題に対して関心を高めてもらうための活動を行っている。ゆっくりとではあるが、中国は次第に児童擁護施設で作業する西洋の慈善団体に信頼を置くようになり、現在ではいくつかの団体から支援や技能の提供の申し入れを積極的に歓迎している…。このように状況は改善している。しかし、ゆっくりとした改善である。大衆の間でもこうした取り組みが行われている。中国には児童養護施設がおおよそ 10万存在しているが、斬新な運営改革が行われているのはそのうちのごくわずかである。女兒は、障害を抱える子どもたちと一緒に依然として捨てられている。状況は、極めてゆっくりとではあるが改善している。」 [49a]

- 27.16 USSD による 2008 年の報告書には、以下のように記述されている。

「法律は、障害を持った未成年者に対する差別を禁じている…。学校に通っていない障害を持った就学年齢の児童の数は全国で 24万 3,000人に上る…。報告によれば、医師はしばしば障害を持つ児童の親に、児童を国営の大規模な施設に預けることを勧めているが、そうした施設ではしばしば十分なケアが提供されていない。障害を持つ児童を家庭で世話することを選んだ親にとって、児童に適切な医療サービス、日々のケア、および教育を提供することが経済的に困難となりやすい…。障害を持つ生徒は、教育を受ける際にも差別を受けている。法律は大学に対し、より高度な教育を希望する適格障害者を合法的に除外することを認めている。」 [2e] (第 5 節)

(第 25 節：障害者を取り巻く環境も参照すること。

- 27.17 2006年2月27日、国営の新華社通信は、中国人の孤児を養子に迎え入れることを希望する外国人に誘拐された乳児を売った容疑で国営の児童養護施設の理事長を含む 10名が有罪の判決を受け、懲役 1年から 15年の刑が言い渡されたと伝えている。この団体は 2002年から 2005年までの間に活動し、2005年だけで 75人の乳児を売っていると新華社通信は伝えた。3人の「密輸業者」に最も重い刑が科され、施設の理事長は懲役 1年が言い渡された。 [13m]

- 27.18 USSD による 2008 年の報告書には、「国営の通信社によれば、都市部には 15万人を超える『ストリートチルドレン』が暮らしているという。一日を路上で過ごす出稼ぎ労働者の子どもたちを入れれば、この数はさらに増えるであろう」と指摘されている。 [2e] (第 5 節)

- 27.19 2008年11月14日付の報告の中で、AsiaNews は以下のように記述している。

「全中国女性連盟が行った最近の調査によれば、18歳未満の 5,800万人の児童、すなわち農村部に住む児童の 20%が家庭内に置き去りにされているという

[親が仕事を求めて都会に出て行ったことによる]。それらの児童のうち、4,000 万人以上が 15 歳未満の年齢であり、3,000 万人が 6 歳から 15 歳までの年齢である。これらの児童のうち 52%が河南省、湖南省、広東省、安徽省、四川省、および江西省に居住している。さらにこれらの児童のうち 47%は片親(主として母親)と暮らし、26%が祖父母と暮らしている(中央部および西部の地域ではこの数値は 73%に達する)。極端なケースでは、孫を 7 人も世話している祖父母も存在している。残りの 27%はその他の親族、あるいは友達と暮らすか、独りで暮らしている…。年に一度しか親と会うことがない児童は 44%に上り、年に二度しか親と会うことがない児童も同程度の割合で存在する。さらに、2 年に一度しか親と会うことがない児童は 3%いる。また、6 年間も児童が親の顔を見ていないケースもある…。置き去りにされたこうした児童は、異常な環境で成長することになる。彼らは自力で生活することを学ぶが、しばしば事故、怪我、自然災害の犠牲者となりやすい。彼らは勉強をして親の期待に応えようとするが、思い通りの結果は出し難い。その原因の一つは、彼らに手を貸してくれる人が誰もいないからである。青島の全中国女性連盟によれば、彼らの孫のうち 45%は学校に通ったことがなく、55%は小学校した卒業していないという。置き去りにされた女兒は、しばしば顔見知りの者や近所の住人による性的な暴力の被害者となる。一般的に、そうした者は本来であれば『安全』を提供することができる高齢者である。2008 年に Southern Metropolis Daily が行った調査によれば、(四川省)涼山の山間部に住む 7 歳以上の女兒 76 人が東莞市で強制労働に駆り出されていたという。一方、親に対する嫌悪感が児童を暴力的な行動や犯罪へと駆り立てる場合もある。公安機関に関連する情報筋によれば、農村部で発生する未成年者による犯罪の 80%以上には、出稼ぎ労働者の子どもが関わっているという。最高人民法院が伝えるデータによれば、中国においては 2000 年以降、未成年者による犯罪が毎年 13%ずつ増加し、未成年の犯罪者の 70%が出稼ぎ労働者の子どもであるという。専門家は、こうした問題の原因の主要な原因として、出稼ぎ労働者が働く大都市で彼らが住居の登録(hukou)を行えない事実を指摘している。住居が登録されていないと、児童は教育や医療サービスを受ける権利が与えられないのである。」 [58e]

(第 26 節: 女性を取り巻く環境の 社会における女性の地位 も参照すること。)

## 女兒の殺害

27.20 USSD による 2008 年の報告書には、以下のように指摘されている。

「未成年者保護法は、幼児の殺害を禁じている。しかし、こうした習慣が今もなお続いていることを示す証拠が存在する。NPFPC [国家人口家族計画委員会]によれば、この法律に基づき数名の医師が起訴されているという。伝統的に息子の出生が期待されることと、強制的な出生制限政策により、女兒の殺害、男女産み分けのための中絶、および女兒の放棄やネグレクトという問題が存在し続けている。女の乳児の場合、世界的な傾向に反して男の乳児と比較して死亡率が高くなっている。国営の通信社は、農村部における幼児の死亡率は、女兒の場合、男児と比較して 27%も高かったと報じている。そして女兒の死亡率が高いこと要因の一つとして、ネグレクトを挙げている。」 [2e] (第 5 節)

27.21 2005 年 11 月 24 日付の中国に関する最終考察の中で、国連子どもの権利に関する委員会は、『特に女兒と障害を持つ子どもを対象とした男女産み分けのた

めの中絶、幼児殺害、および放棄は、現在の家族計画政策と社会の意識がもたらすネガティブな結果として起きている』と説明している。[32f] (p5) 米議会中国問題執行委員会 (CECC) は 2009 年 10 月 10 日に発行した「2009 年度年次報告書」の中で、以下のように指摘している。

「2006 年、全国人民代表大会常務委員会は、男女産み分けのための中絶を犯罪として認定する PRC 刑法の修正法案について検討したが、通過させなかった。一方、少なくとも 5 つの省 (貴州省、湖北省、山東省、山西省、および江蘇省) の自治体は、同様の措置を成立させている。しかし、中央政府は国家レベルでなにも措置を講じていない。」 [28a] (p158)

(第 26 節：女性を取り巻く環境の女性に対する暴力も参照すること。)

(第 28 節：家族計画 (「一人っ子政策」) の強要 (強制墮胎／避妊手術) および子どもの誘拐に関する以下の項目も参照すること。)

## 子どもの誘拐

27.22 USSD による 2008 年の報告書には、以下のように指摘されている。

「最近の数年間で、養子縁組を目的とした子どもの誘拐と売買の発生件数が、特に貧しい農村部で増加している。人身売買の被害に遭った子どもたちの実際の数に関して、信頼性の高いデータは存在しない。国内で人身売買される子どもたちの多くは、子ども、特に息子を持つことができない夫婦のもとに売り渡されている。誘拐された子どもを買った罪で有罪の判決を受けた者は、懲役 3 年の刑が言い渡される可能性がある。これまでに救出された子どもたちの多くは少年であったが、子どもに対する需要が高まるに連れて、人身売買の業者は女兒にも目を付けているとの報告がある。複数の NGO は子どもを対象にした人身売買の発生件数が特に農村部において増加しており、子どもたちが物乞い、泥棒、および売春婦として強制的に働かされているケースも増えていると伝えている。工場などで働かされる子どももいるが、多くの子どもたちは最終的に地元の犯罪集団に身を置き、スリなどの軽犯罪に手を染めるようになる。」 [2e] (第 5 節)

27.23 2007 年 9 月 23 日の報告の中で、*The Observer* は以下のように説明している。

「中国では、毎日 190 人の子どもたちが誘拐されている。この数はイングランドやウェールズで年間を通して発生する子どもを狙った誘拐事件の発生件数の倍に相当する。中国政府はこの問題の深刻さの程度と原因について認めていない。一人っ子政策により、一人息子を持つことが重要となった。この結果、4,000 万人を超える女兒が中絶されており、少年一人に 6 か月分の賃金に相当する価格が付けられるようになった…。息子は家督を継ぎ、両親が高齢になれば面倒を見てくれる。一人娘であればやがて結婚をして別の家庭に入り、その結果、家系が自然消滅し、娘の親族は年老いても養ってくれる人がいなくなる。セーブ・ザ・チルドレン (Save The Children) が『世界の歴史で類を見ない国民を対象にした家族に関する実験』と呼んでいる一人っ子政策は、禁止を目的とした家族計画法として結実した…。農村部の家族は、最初の子どもの性別が女であった場合、もう一人子どもを持つことが許されているが、都市部の家族は一人っ子の規則に従わなかったとの理由で罰金を支払わなければならない。妊娠

した児が女兒であると判明して墮胎をしたとしても、…確実に男児をもうけることができる方法など存在しないのだ。確実に男児を得るために、すでに性別が明らかとなっている誘拐された子どもを養子として引き取る場合がある。」 [10a]

27.24 2009年5月31日の *The Times* は、以下のように報じている。

「中国では、長きにわたって男児が誘拐の対象になってきた。しかし近年になって、この国で施行される厳格な出生制限政策により、男児を持ちたいという家族の意向によって女兒の中絶が多発し、この結果、農村部では女兒の数が不足する事態に見舞われている。*British Medical Journal* に掲載された最近の報告によれば、国内で生まれる女兒 100 人に対し、男児は 124 人生まれているという。さらにある省ではこの男児の数は 192 人に達しているという。このため最近では、人身売買において誘拐された女兒が高値で取引されている。警察や国営のメディアによれば、多くの女兒は、婚姻年齢に達したときに自分たちの息子の嫁にさせようとする農業従事者や、持参金を持たない子どもを自分の嫁にしようとする男性たちにより買われているという。公安部は、2,000 人から 3,000 人の子どもや若い女性が毎年誘拐されていると伝えているが、国営の新聞社はこの数を 20,000 人と報じている。こうした事件が解決する例は極めて少ない…。中国政府は、子どもの誘拐事件の発生件数が増加していることを認めている…。国営の報道機関が伝えるところによれば、先月行われた強制捜査で警察は誘拐された 51 人の女兒を解放することに成功したという。これは複雑さを伴う犯罪である。雲南省広南県のある村を警察が強制捜査したところ、売ることを目的に乳児を集め、『余分な』子どもを売ろうと考える農夫を相手にブローカーの仕事に従事していた家族を見つけたのだった。」 [90a]

(第 28 節：家族計画（「一人っ子政策」）の強制力も参照すること。)

(第 29 節：人身売買も参照すること。)

## 児童就労

27.25 USSD による 2008 年の報告書には、以下のように指摘されている。

「法律は、16 歳未満の者の児童の雇用を禁じている。しかし、政府はこの擁立を全面的に適用して児童就労を取り締まっておらず、この問題は今も存在し続けている。労働法は不法に未成年者を雇用した者に対する行政不服審査、罰金、および事業免許の取り消しを規定している。この法律はまた、両親または保護者が子どもを扶養するべきであると規定している。16 歳から 18 歳までの労働者は『未成年労働者』と呼ばれ、鉱山での労働を含む特定の形態の肉体労働に従事することが禁じられている。子どもの労働力の利用を禁じる法令は、未成年者を不法に雇用する事業体、および未成年者を労働に従事させて死亡させた場合、行政不服審査、罰金、または事業免許の取り消しが適用され処罰されることになる。この法令はさらに、就労していることが見つかった未成年者は、元々居住していた土地にいる親または保護者のもとに返されるべきであると規定している。」 [2e] (第 6 節 d)

27.26 2008年4月30日、BBC は以下のように報じている。

「中国の警察は、経済が好調な南部の広東省で奴隷労働者として働くために売られた村の少女 100 人以上を救出した。中国の少数民族であるイー族の子どもたちは、約 600 マイル (960 キロ) 離れた四川省に住む貧しい家族の出身である…。昨年、中国は奴隷と児童労働に対する全国規模の一斉取締りを宣言していた。その結果、数百名に及ぶ貧しい農夫、児童、および精神障害者が山西省とその隣の河南省の鉱山や窯での労働を強制されていたことが判明した…。この出来事は、経済発展の著しい中国の裏の面を映し出していると言える。さらに未確認の報道媒体の報告によれば、中国南部の少なくとも一つの都市で 1,000 人以上の児童が労働者として働かされている可能性があるという。」[9h]

(第 22 節：[民族集団](#)も参照すること。)

## 少年兵

27.27 少年兵の徴用廃止を目指す連合が「2008 年の中国に関する報告書」の中で指摘しているように、「軍隊に志願できる最低年齢は、兵役法により指定されている…。兵役制度と教育制度の間には緊密な関係性がある。兵役法は、中等教育以上の教育機関で学ぶ学生に、1 ヶ月間にわたる軍事訓練を受けることを求めている (第 43 条から第 46 条まで)。」[91a]

(第 9 条：[兵役義務](#)も参照すること。)

## 「黒い (不法な) 」子どもたち (HEI HAIZI) (戸籍に登録されていない子どもたち)

27.28 2005 年 8 月に発行された *Reproductive Health* (リプロダクティブ・ヘルス) 誌の中に掲載された中国における不法な出産と墮胎行為に関する報告の中で、エリナ・ヘミンキ (Elina Hemminki)、Zhuochun Wu、Guiying Cao、およびキルシ・ヴィサイネン (Kirsi Viisainen) は以下のように説明している。

「中国の家族計画に関する規定には、『不法な子ども』(『不法な妊娠を通して出生した子ども』) という概念は含まれておらず、法律は婚外子 (非嫡出子) に対する差別を禁じている。しかし、不法な妊娠を経て出生した子どもは、その両親が処罰として科された罰金を支払うまでは登録もされず、平等な扱いも受けない。特に都市部では、医療サービスと教育を受け、雇用される場合に地元当局に登録されていることが条件となる。」[15a] (不法な妊娠)

27.29 2007 年 6 月 26 日、カナダ移民難民委員会 (IRB) は以下のように指摘している。

「通常、中国の家族計画に関する規定は都市部に住む親に対し子どもを一人持つことを許し、農村部に住む親に対しては子どもを二人持つことを認めている…。これを上回る数の子どもを持った親には、『厳しい』罰金を含む処罰が適用される可能性がある…。この結果、子どもが生まれて登録のための届出が行われないケースが増えている…。『黒い』子ども、あるいは Hei Haizi と呼ばれる戸籍に登録されていない子どもの数は、中国全土で数百万人に上ると見られている…。戸籍に登録されていない子どもの多くは農村部で生まれた女兒であると思われる…。中国国内の出稼ぎ労働者の子どもたちも、戸籍に登録され

ていない子どもたちの多くの部分を形成していると思われる…。出生時に届け出られなかった結果、『黒い』子どもたちは家族の戸籍 (hukou) に登録に登録されていないのである…。**Reproductive Health** (リプロダクティブ・ヘルス) 誌に掲載された 2005 年 8 月 11 日付の記事…においても同様に、中国の家族計画に関する規定に違反する形で出生した子どもたちは、親が罰金を支払わなければ当局による登録を受けることはできず、『平等な扱い』を受けることもできない…。登録を受けていない『黒い』子どもたちは、特に都市部では医療サービスも教育も受けることはできず、就職することもできない…。彼らは国が提供するこの他の手当やサービスを受けることも、土地の分配も受けることもできない…。しかし、フランスの難民訴訟委員会 (**Commission des Recours des Réfugiés**) の 2003 年の報告書によれば、腐敗した家族計画を担当する当局者や、教師、あるいは医師に金銭を支払えば『黒い』子どもたちを社会に組み込むことができるという…。ジョージア工科大学の国際情勢を専門とする教授も書簡の中で同様に、『登録を受けていない [中国の] 子どもたちは、教育の補助金など、国やコミュニティが提供する手当を受けることができない。しかし現在では、現金を支払えば何とかなるようだ』と書いている。」 [3z]

27.30 カナダ IRB は、さらに以下のように記述している。

「マサチューセッツ州のハンプシャー・カレッジでアジア研究と政治学を専門とするケイ・アン・ジョンソン (Kay Ann Johnson) 氏は、彼女の著書『Wanting a Daughter, Needing a Son (女の子が欲しい。でも必要なのは男の子。)]』の中で、登録されていない子どもが戸籍 (hukou) を取得できるか否か、そして『どのような結果を招くのか』は地元の慣習によって異なると書いている…。著者は、中国の多くの場所では戸籍 (hukou) を買うことが比較的容易できると指摘している。ただし、こうした戸籍 (hukou) があらゆる場所において正式な戸籍 (hukou) と同等なものとして認識されるとは限らないという…。彼女はさらに、いくつかの場所においては戸籍 (hukou) を持たない子どもは追加的な料金を支払わなければ学校に行くことも、医療サービスを受けることもできないと説明している…。ドイツにおける中国情勢の専門家は、第 10 回欧州出身国情報セミナーの中国に関する報告書の中で、『黒い子どもであることの汚名』は、市民権を有している者と結婚することで軽減される場合があると書いている…。この中国情勢の専門家はさらに、『黒い子ども』は不利な立場にいる人々であるが、『そのことが…彼らは他の人々よりも暴力を加えられるより高いリスクに直面するべきだという理由にはならない。』彼らは、農夫や出稼ぎ労働者など、社会的に疎外された人々と同様の問題に直面しているのである…。しかし、2006 年 3 月、複数の情報源は [湖南省] 高平県の家族計画を担当する当局者が過去 4 年間に『不法に』養子縁組された未登録の児童 12 人を家庭から『暴力的に排除した』と報じている…。これらの情報源によれば、当局者は子どもを戻して欲しければ罰金を支払うように求めたという…。ジョンソン氏は、彼女の著書『Wanting a Daughter, Needing a Son (女の子が欲しい。でも必要なのは男の子。)]』の中で、『隠された [登録されていない] 子どもたちが直面する差別は深刻で、新しい社会問題と言えるほど全国に広がり、法律による十分な保護を受けることができず、基本的な社会的権利を平等に享受できない女性が大部分を構成する階級が生まれつつある』と述べている。 [3z]

(第 31 節：移動の自由の戸籍管理制度 (hukou) も参照すること。)

(第 28 節：家族計画（「一人っ子政策」）、未婚の女性)も参照すること。)

## 健康に関する問題

27.31 2009 年 3 月 11 日にアクセスした中国の背景情報の中で、UNICEF は以下のよう  
に説明している。

「およそ 1 億 4,000 万人の人々が、発展が著しい中国の都会で働くために農村部を離れている。現在の戸籍 (hukou) 制度では、出稼ぎ労働者の子どもたちが無料で教育や医療サービスを受ける権利が否定されてしまうが、改革は現在進められている。産婦と 5 歳未満の乳幼児の死亡率は、1990 年以降飛躍的に改善している。しかし、質の高い医療サービスが提供されていない農村部では死亡率が依然として高い…。安全な飲料水や適切な衛生状態が確保されている農村部の学校は、10%未満に留まっている。」 [29a]

27.32 2005 年 11 月 24 日付の最終考察の中で、国連子どもの人権委員会は、「医療分野の指標に大きな改善が見られる一方で、委員会は中国本土の農村部と都市部、東部と西部、および漢族と少数民族の間に見られる乳幼児の死亡率、栄養状態、およびその他の児童医療分野の指標に見られる格差について今も憂慮の念を抱いている」と述べている。 [32f] (p12)

27.33 2008 年 10 月 21 日、*The Telegraph* は「新たに行われた調査によると、中国の農村部に生まれた子どもたちは、発展が著しい都市部の裕福な家庭に生まれた子どもと比較して 5 歳未満までに死亡する確率が 6 倍も高くなっているという…」と報じている。中国の最も貧しい県のいくつかでは、出生時または出生して間もない間に死亡した乳児の数が、無事に出生した乳児 1,000 人に対し 123 人に達した。最も裕福な県では、この数は 26 人であった。しかし、26 人という値も西洋の国々における値の 7 倍にも相当する。最も裕福な都市部では、無事に出生した乳児 1,000 人のうち 5 歳未満までに死亡するのは 10 人である一方、貧しい農村部では、この数値は 64 人にまで達する。 [25a]

(最近の出来事：2009 年 12 月 19 日から 2010 年 1 月 8 日までの間に中国で起きた出来事)も参照すること。)

(第 2 節：経済の貧困も参照すること。)

(第 22 節：民族集団も参照すること。)

(第 30 節：医療問題も参照すること。)

目次に戻る  
出典一覧に進む

## 家族計画（「一人っ子政策」）

28.01 憲法第 25 条（1982 年 12 月 4 日に採択）には、「国は経済的および社会的な発展の計画に適した人口増加が達成されるように、国は家族計画を推進する」と記されている。同じく憲法第 49 条には、「夫と妻は家族計画を実践する義務がある」と記されている。**[5a]** 米議会中国問題執行委員会（CECC）は 2009 年 10 月 10 日に発行した「2009 年度年次報告書」の中で、以下のように指摘している。

「委員会の 2009 報告年において、中央政府と地域の当局は、国民の生殖に関する決断に政府が直接的に関与することを定めたすべての国民を対象とする家族計画の制度に関する規定を通して中国の女性の生殖への直接的な干渉と管理を続けた。人口計画に関する政策は、都市部の多くの女性が持つことができる子どもの数を一人に制限している一方、農村部の女性の半数以上に最初の子どもが女兒であった場合は二人目の子どもを持つことを認めている。この一年、委員会は中国の複数の自治体が一人っ子政策の下生まれた若い世代の男女の夫婦に、複数の子どもを持つことを認め始めたと指摘している。この点については進展が見られているものの、地域の当局者と国が運営する作業部会は認められない出産を阻止するために中国の女性の生殖サイクルを監視することで、彼女たちの生殖への干渉を続けている。中国政府は既婚の男女に対し、出産の許可を取得してから合法的に出産するように求め、それ以外の場合は避妊法を用いることを強制している。この政策に違反した者が罰金を科せられたり、強制避妊、強制堕胎、独断的な拘留、あるいは拷問を受けているケースが日常的に発生している。中国で定められた人口計画に関する政策は、その政策が実行に移されることはもちろん、その性質も人権の国際基準に違反している。この政策の実施状況は地域により異なるが、政府が定めた人口計画に関する法律規定は女性が出産することができる子どもの数を制限し、罰金を適用して目標とする人口達成を強制しているという点で人口の国際基準に違反している。」  
**[28a] (p151)**

28.02 2009 年 2 月 12 日にアクセスした政府の公式ポータルサイト（china.org）には、「…都市部においては、夫と妻の両方が一人っ子である場合、子どもを二人持つことができる」と記されている。多くの農村部では、最初の子どもが女兒であった場合、二人目の子どもを持つことができる。遠隔地の山間にある貧しい地域に暮らす農民の場合、子どもを二人持つことが認められている。」**[5u]** 2009 年 1 月 16 日、*The Guardian* は「中国のある裁判所が、『一人っ子』製作に違反せずに新しい夫ともう一人子どもを持つ目的で、男を雇い自身の 9 歳の息子を絞殺させた罪で、母親に対し死刑を言い渡した…。子どもを持たない新しい相手と再婚する者は、二人目の子どもを持つことができる」と報じている。**[41]**

28.03 2007 年 9 月 21 日、BBC は以下のように伝えている。

「家族計画の規則に関する報告書を最近執筆した中国人の専門家と外国人の専門家で構成される独立した研究グループは、中国政府が数値を示して肯定的な雰囲気を持たせようとしていると述べている。例えば、人々の約半数が、最初に生まれた子どもが女兒であった場合、二人目の子どもを持つことができる。しかし、当然のことであるが、最初の子どもが男児である可能性も十分にある。

このことを考慮すれば、半数以上の家族が持つ子どもの数は効果的に一人に制限されることになる。報告書には、『中国のすべての夫婦のうち 63%が最終的に一人しか子どもを持たない一方、36%の夫婦が子どもを二人持ち、1%の夫婦が子どもを三人以上持つことになることが明らかとなった』と述べられている。中国で施行されている家族計画に関する規則は複雑な内容となっており、地域によって規則の内容が異なっているが、多くの家庭で持つことができる子どもの数は基本的に一人に制限されている。」 [9u]

28.04 米国国務省が 2009 年 2 月 25 日に発行した「2008 年の人権問題に関する国別報告書」(USSD による 2008 年の報告書)には、以下のように指摘されている。

「法律は、政府による出産制限政策の実施を標準化しているが、施行状況には著しい多様性が見られる…。法律は承認を受けていない子どもを持つ夫婦に対し、一個人の年間の可処分所得の 10 倍にも達する場合がある『社会補償費』を支払うことを求め、産児制限を守る夫婦に対して優遇措置を提供する。法律は、当局者が国民の権利を侵害するべきではないと定めているが、これらの権利、およびそれらを侵害した場合の罰則は具体的に定義されていない。法律は、産児制限を免れようとする者に協力する当局者に対して重い制裁を具体的に定めている。社会補償費の額は、地域レベルで設定され、評価されている。法律は、家族計画を担当する当局者に対し、社会補償費の支払いを拒絶する家族の者の拘留や家族の資産の没収や破壊などの『強制的な』措置を取る前に裁判所の承認を得るように求めている。しかし実際には、この必要条件が必ずしも守られることはなく、国の機関は地域の当局者による権限の乱用を効果的に食い止めることに成功していない。」 [2e] (第 1 節 f)

(第 26 節：女性を取り巻く環境も参照すること。)

(第 27 節：子どもを取り巻く環境の子ども誘拐、および「黒い(不法な)」子どもたち「hei haizi」(戸籍に登録されていない子どもたち)も参照すること。)

## 家族計画法とその他の規定

28.05 人口家族計画法(2002年)第2条には、以下のように定められている。

「中国は多くの人口を抱える国家である。家族計画は国の重要な政策である。国は人口の規模の管理と、人口の社会的および経済的な、ならびに公共の健康衛生状態の向上に包括的に取り組むものとする。国は宣伝と教育、科学技術の進歩、総合的なサービス、および奨励と社会保障システムの確立と向上を通して家族計画を実行するものとする。」 [5j]

28.06 人口家族計画法第4条には、「中華人民共和国政府と政府のあらゆる階層で家族計画を実施する職員は、法律の枠組みの範囲内で厳格に行動し、社会的な慣習に従ってそれを適用するものとし、国民の正当な権利と利益を侵害してはならない。家族計画を担当する行政部門と法律の枠組みの範囲内で行動するその職員は、法律により保護されるものとする」と定められている。[5j] USSD による 2008 年の報告書には、「法律は当局者が国民の権利を侵害するべきでは

ないと定めているが、これらの権利、およびこれらの権利を侵害した場合に科される処罰の内容は具体的に定義されていない」と考察されている。[2e] (第1節 f)

28.07 2003年10月、中国は議論的になると同時に国民の支持を得ていない結婚前における強制的な健康診断を廃止した。この健康診断は、遺伝または感染症が原因で障害を持って生まれる子どもの数を減らすことで人口の質に関する優生目標を達成することを意図していた。しかし、その後そうした乳児の出生が増えたため、政府は結婚前の健康診断の重要性を周知させるための措置を講じたのだった。(China Daily、2005年2月20日) [14n]

28.08 2007年1月、国家人口家族計画委員会は新しい規定を発行した。委員会は家族計画政策と人口の質に関する優生目標の重要性を再び唱え、これらを経済的および社会的な発展と結び付けた。規定には、「例外なく、中国がより高い、迅速な経済的および社会的な発展を目指す過程で直面するあらゆる実質的な問題は、人口の数、質、構造、および分布に深く関係している…。出生異常の防止に関する科学的な知識を広めるために、大きな努力を払わなければならない」と定められている。[5r]

28.09 2008年5月27日付の *The Telegraph* には、以下のように報じられている。

「中国政府は、[2008年5月12日に] 四川大地震で死亡した子どもの親に一人っ子政策を適用しないと伝えた。四川省の省都である成都市の人口家族計画委員会は、身体に障害を負った子どもや重傷を負った子どもの親に対してもこの例外事項が適用されると伝えた。成都市とこれに隣接する都江堰市(とうこうえんし)と彭州市(ほうしゅうし)に向けたこの政府の方針は、災害で子どもを亡くした親の怒りを静めるために時期を見計らって伝えられた可能性がある…。政府は昨日、この災害で6万5,000人以上が命を落としたと伝えたが、政府はそれ以前に、犠牲者のうち少なくとも9,000人は生徒と教師で、授業中に地震に見舞われたと発表している。政府はまた、自身で親を失った5,500人の子どもたちに対応するための措置を講じている。」 [25b]

(第27節：子どもを取り巻く環境の育児も参照すること。)

## 少数民族

28.10 認定を受けている少数民族の一部は、「一人っ子政策」の適用を免れている。USSDによる2008年の報告書には、「ウイグル族やチベット族などの少数民族は(も)二人以上の子どもを持つことが許されている」と記述されている。[2e] (第1節 f)

28.11 2009年2月12日にアクセスした政府の公式ポータルサイト(china.org)には、「少数民族の居住地では、より優遇的な政策により子どもを三人持つことが認められた家族が存在している。さらに新疆ウイグル自治区の農村部に暮らす家族は、子どもを四人持つことが認められている。チベットの農村部では産児制限は適用されていない。」 [5u]

## 農村部における家族計画

- 28.12 USSD による 2008 年の報告書には、「農村部の多くでは、この政策が厳格に適用されているわけではなく、最初に生んだ子どもが女兒または障害児であった場合、半数をやや超える数の女性が二人目の子どもを持つことが許されている」と指摘されている。**[2e] (第 1 節 f)** しかし、2007 年 1 月に発行された規定に基づき、それまで政策の適用が緩かった農村部には出稼ぎ労働者の問題もあり、今後より厳格に努力が払われることになった。規定には、以下のように記述されている。

人口家族計画で優先すべきことと課題は、中国の農村部に存在している…。職業訓練、共同医療サービス、貧困の軽減、居住地の配分、水の供給設備とトイレ設備の改良、バイオガスの利用、および新技術の応用に関して、該当する政府機関は、子どもを一人、または娘を二人持つ世帯をはじめとする農村部の家族計画世帯に優先的な配慮をし、優遇的な措置を講じることが必要となっている…。家族計画を受け入れた娘を持つ農村部の家族は、社会的な支援を受け、貧困の軽減／解消、義援金、奨励金付きローン、雇用、プロジェクト支援などを受ける手段を持つべきである。**[5r]**

- 28.13 2009 年 6 月 7 日、Zenit 通信社は *The South China Morning Post* に掲載された記事を引用して、「…当局は監視を受けることなく農村部において活動を行い、家屋の破壊、強制避妊…、強制墮胎を含む残忍な方法を用いている」と記述している。**[52a]** 労改基金が引用した 2007 年 11 月 19 日付のロイター通信の報道では、以下のように伝えられている。

「中国政府は、農村部における家族計画を適用を改めて徹底させるとの意向を伝え、広い農村部において人口増加を抑制するための措置は『今までにない課題』に直面していると警告している…。数万の村々において、そうした政策は移動の増加、社会保障制度の不在、および家族の大きさを大切にする『伝統的な』考えによって円滑に実行に移されていないと国家人口家族計画委員会は警告している…。『農村部で出生率を低い状態で安定させるには、極めて大きな努力を要する。』過去数年間において、中国政府はその厳格さ故に論争の的となった強制墮胎を含む家族管理政策の緩和を模索してきた。しかし、地方の当局者は、大きな圧力の下、出生率を下げるために努力することを強いられている。この結果、歪曲された統計データが作られ、汚職が横行しているほか、時には残虐行為も起きている。」**[35a]**

## 強制力

- 28.14 2005 年 8 月に発行された *Reproductive Health* (リプロダクティブ・ヘルス) 誌の中に掲載された中国における不法な出産と墮胎行為に関する報告の中で、エリナ・ヘミンキ (Elina Hemminki)、Zhuochun Wu、Guiying Cao、およびキルシ・ヴィサイネン (Kirsi Viisainen) は、「人口政策は、縦割構造を持つ共産党と国家家族計画 (FP) 委員会を通して遂行されている」と説明している。**[15a] (不法な妊娠)**
- 28.15 生殖権センターが「世界の女性：東アジアと東南アジアの女性の生殖活動に影響をもたらす法律と政策」と題する 2005 年に発行された報告書の中で指摘しているように、「中国は 5 つ層で構成されるネットワークを利用して、国、省、地域、県、および町の各レベルで家族計画サービスを提供している。このネッ

トワークでは、県毎の 2,500 の技術サービス部門、14 万人の技術要員、および村のボランティアや非常勤の労働者を除く 400 万人の家族計画の専門家が必要で、すべての都市部と農村部の 95%に対応する。」 [38a] (p42) 同情報源は、以下のようにも伝えている。

「一般的に、地域の規定では子どものない夫婦が最初の子どもを持つために自分たちで準備を行うことを認めている。妊娠してから 3 ヶ月以内に、夫婦は居住に関する文書、結婚証明書、結婚前の健康診断書、および作業班または村の委員会からの書簡を地元の人民政府機関または家族計画部門に提出し、『出生許可』のための登録を行わなければならない。限定的な状況において、夫婦は地元の家族計画部門に二人目の子どもを持つための許可を申請することができる。政府の承認を受けることなく、または地元の法律規定に違反して二人目の子どもを妊娠した場合、家族計画の技術サービス部門の職員の指示に従い妊娠を中絶しなければならない。いくつかの省においては、地元の村人または居住者の委員会が『対策を講じ』、妊娠を中絶するための期限を定めることができる。中絶に応じない夫婦には警告が発せられ、最終的に中絶が行われない場合、夫婦には最大 2,000 元 (242 米ドル) の罰金が科せられる。政府の許可なく子どもを持つ者は、社会補償費を支払い、出産にかかるすべての医療費を負担し、産休や出産補助金を受けることができない。農村部の住民の場合、将来的により大きな土地の配分は見込まれなくなる。」 [38a] (p41)

#### 28.16 USSD による 2008 年の報告書には、以下のように記述されている。

「国の人口管理政策は、教育、プロパガンダ（宣伝活動）、経済的な動機付け（奨励金）、およびより強制力のある手段に依存している。承認を受けない子どもを持つこと、あるいは他者がこれを行えるように手助けすることで産児制限の政策に違反する者は、社会補償費の支払い、失業や降格、昇進の機会の喪失、党からの除名（特定の仕事においては党への加入が非公式な必要条件となっている）、および場合によっては個人の資産の破壊をも含むその他の行政的な処罰などの懲罰的な措置の適用対象になる。すでに二人の子どもを持っている家庭の場合、片親がしばしば避妊手術を受けることを余儀なくされている。罰則が存在するため、女性は中絶や避妊手術を受ける以外に、他に実際的な選択肢はない場合がある…。法律は、家庭計画の担当部門が既婚女性に妊娠検査を実施し、詳細が不明の『事後』サービスを提供すると定めている。妊娠検査を定期的に受けていない女性に対し、罰金を科している省も存在する。」 [2e] (第 1 節 f)

#### 28.17 CECC による 2009 年の報告書には、以下のように記述されている。

「いくつかの場合において、地方自治体は認可を受けていない子どもを出産した夫婦に対して罰則と罰金を科すための取り組みを強化している。当局者はこうした罰金を『社会補償費 (shehui fuyang fei)』と呼んでいるが、この罰金に関連し、望まない墮胎を受けるか、高額を負担を負うかというジレンマに陥る夫婦が見られる。2009 年 2 月、江西省贛州市 (かんしゅうし) は社会補償費を徴収するための『徴収管理計画』を定めた。この計画は、当局者が家族計画の規定に違反する個人に関する記録を保持することを求め、罰金を支払うことを拒否する違反者は中国の銀行機関の信用に関する『ブラックリスト』に掲載されるべきであると定めている。贛州市 (かんしゅうし) の計画により、当

局者は罰金の支払いに応じない者に対し、司法拘留と財産の差し押さえを含む『強制的な措置』を適用することが認められることになる。同じ月、福建省安溪県（あんけいけん）の当局は、家族計画の違反者が罰金を支払わない場合、裁判所の許可を得た上で『強制的な措置』を適用するように命じる回覧を発行した。2009年度の作業計画で、吉林省 Qianguo 県人口家族計画委員会は地元の当局者に対し、『不法な出産に対する特別な処罰を拡大し、不法な出産に対する捜査と訴追を厳格に行い、[家族計画政策に]違反する者にはより厳格な処罰が適用されることを明確に伝えることを命じた。』 [28a] (p151-152)

28.18 同情報源には、以下のようにも記述されている。

「いくつかの地域の当局では、違反者の収入に応じてより高い額の社会補償費の支払いが求められ、中絶といった『解決策を遂行』しようとする当局の取り組みを拒絶する女性にはさらなる罰金が科されるケースが見られる。例えば重慶市銅梁県（どうりょうけん）では、2008年7月に当局が、中絶させようとする当局の取り組みを拒絶する女性に対し5,000人民元（731米ドル）から1万人民元（1,464米ドル）の罰金を科す複数月計画の実施を始めた。この罰金は、通常2,000人民元（293米ドル）から5,000人民元（731米ドル）の範囲で科せられる社会補償費に加えて科せられる。2008年11月、山西省人民会議常務委員会は、社会補償費に関してより厳格な基準を課す省の家族計画規定の修正案を成立させた。これらの規定に違反して二人目の子どもを持つ夫婦については、当局が夫婦の年間の総収入の20%の7年分に相当する金額を算出し、これを社会補償費とする。ただし、この金額は7,000人民元（1,025米ドル）以上とする。もし夫婦が三人目の子どもを持つとき、罰金は夫婦の年間の総収入の40%の14年分に相当する金額まで引き上げられる。ただし、この金額は3万人民元（4,392米ドル）以上とする。」 [28a] (p152)

28.19 2009年6月7日、Zenit 通信社は中国で実施されたおとり捜査の結果を詳細に伝える報告を引用し、「不法に子どもを持つことで科せられる罰金は、いまや家族の収入の3倍から5倍の額にまで到達している…。当然のことであるが、そうした規模の罰金を前にして、多くの夫婦は中絶や避妊手術に応じる…。広西チワン族自治区では、当局が認める範囲外で出生した子どもたちは、当局者によって収容施設に預け入れられてしまう。親が高額の罰金を支払うことができるようになるまで、子どもたちは収容施設に預けられるのである」と記述している。 [52a] 2009年7月2日、BBC は以下のように報じている。

中国南部の数十名の女の乳児が、家族計画法に違反した親の元から連れ去られ、養子として海外に売り渡されたという。国営の新聞社 Southern Metropolis News が行った調査で、ある県内の80名の女児が3,000ドル（1,800ポンド）という金額で売り渡されている事実が判明した。乳児たちは、子どもを多く持ったことで科された高額な罰金を親が払うことができないため連れ去れた。地元の当局者が取引を成立させるための書類を偽造した可能性があるとの報告がある…。都市部に住む親は子どもを一人しか持つことができないが、農村部に住む親は子どもを二人持つことが許されている。しかし、これらの人数以上の子どもを持つと、多くの農業従事者の年収の数倍にも相当する3,000ドルという高額な罰金を支払うことが求められるのである。この政策は、農村部の住人たちの間では支持を全く得ていない…。中国南部の貴州省のある県では、約80名の女の乳児が、親が罰金を支払わなかった、あるいは支払う意思がない

との理由で没収されたと Southern Metropolis News は伝えている。乳児たちは児童養護施設に収容され、米国や欧州諸国の夫婦によって養子として引き取られたという。養子縁組により支払われた料金は児童養護施設と地元の当局者によって折半されたと同紙は伝えている。子どもの人身売買は広まりを見せている。2006年に外国人に対する養子縁組に関する規則が厳格化されたが、地元当局で横行する汚職を前には効果が発揮されていない。」 [9ae]

(第 26 節：女性を取り巻く環境の社会における女性の地位と婚姻も参照すること。)

(第 27 節：子どもを取り巻く環境の子ども誘拐)も参照すること。)

## 監視

28.20 CECC による 2009 年の報告書には、「地元の当局は、奨励金を支払うことで人口計画規定の違反について通報するように住民に呼びかけている」と記されている。[28a] (p152) 2009 年 6 月 7 日、Zenit 通信社は *The South China Morning Post* に掲載されたある記事を引用し、「結婚したすべての男女は国家人口家族計画委員会 (NPFPC) の求めに応じなければならない。すべての村、および都市に存在するすべての通りは NPFPC に管理された家族計画診療所によって監視されている…。公式の発表では、家族計画法を施行のために 65 万人の職員が動員されているという。しかし、非公式のデータでは、こうした職員の実際の数は 100 万人を超えるという」と伝えている。[52a] 2005 年 8 月に発行された *Reproductive Health* (リプロダクティブ・ヘルス) 誌の中に掲載された中国における不法な出産と墮胎行為に関する報告の中で、エリナ・ヘミンキ (Elina Hemminki)、Zhuochun Wu、Guiying Cao、およびキルシ・ヴィサイネン (Kirsi Viisainen) は、以下のように指摘している。

「農村部では、生殖年齢にある既婚のすべての女性による避妊法の使用と妊娠状態を常時監視する目的で、村と地区のレベルで後半なシステムが確立されている。通常、早期の妊娠を検出する目的で、既婚の女性は妊娠検査のために 2 ヶ月から 3 ヶ月に 1 度の割合で FP の施設を訪問することが求められる。都市部では、家族計画を担当する当局者と当局の幹部が中心的な役割を果たしている。避妊法の使用に関する監視は、妊娠状態の監視よりも一般的に行われている。なぜなら、女性は仕事を失うことを恐れて不法な妊娠をしないように意識的に気を付けるためである。」 [15a] (不法な妊娠)

(第 26 節：女性を取り巻く環境の社会における女性の地位と結婚も参照すること。)

## 強制 (強制墮胎／避妊手術)

28.21 出生に関する目標値を達成するために、当局者が物理的な強要を行う例についての報告が依然として存在する。(USSD による 2008 年の報告書、および CECC による 2009 年の報告書) [2e] (第 1 節 f) [28a] (p153-156) USSD による 2008 年の報告書には、「国による産児制限の政策は、極めて強制力が強い要素を法

律と実践の中に組み込んでいる。この法律を違反した場合には厳しい処罰が適用され、女性は妊娠を中絶することを余儀なくされる場合がある」と報告されている。この報告書にはさらに、「安徽省（あんきしょう）、河北省、黒龍江省、湖北省、湖南省、吉林省、遼寧省、および寧夏省では、省の家族計画規定に違反する妊娠であれば、『中絶』が求められる。さらに福建省、貴州省、広東省、甘肅省、江西省、青海省、四川省、山西省、陝西省（せんせいしょう）、および雲南省という 10 の省では、計画外の妊娠に対処することを目的とする詳細不明の『是正措置』が求められる」と記されている。[2e] (第 1 節 f)

## 28.22 CECC による 2009 年の報告書には、以下のように指摘されている。

「PRC の人口家族計画法に公的な権限の乱用に対する処罰が規定されているにもかかわらず、人口計画政策の遂行における強制的な手段の適用が横行している。この法律は、地域の家族計画局が既婚女性を対象に妊娠検査を実施し、詳細不明の『事後』サービスを実施することを求めている。中国の 31 の省のうち 18 の省における人口計画規定は、当局者が規定される夫婦間の出生数を超えないように手段を講じることを認めている。実際には、こうした手段には強制的な墮胎と強制的な避妊手術が含まれる。場合によっては、地域の当局者が妊娠後期〔第 3 期〕における墮胎を強制することもある。安徽省（あんきしょう）、河北省、黒龍江省、湖北省、湖南省、吉林省、遼寧省、および寧夏省では、省の家族計画規定に違反する妊娠であれば、『中絶』が求められる。さらに福建省、貴州省、広東省、甘肅省、江西省、青海省、四川省、山西省、陝西省（せんせいしょう）、および雲南省という 10 の省では、人口計画の当局者は『計画外』の妊娠に対処することを目的とする『是正措置』を遂行する権限がある」と記されている。この一年、委員会は中国の省レベルの管轄区域の 3 分の 1 を超える地域の地元当局が発行した公式の報告書を分析し、『是正措置』（*bujiu cuoshi*）という言葉が強制墮胎と同義の言葉として使用されている事実を突き止めた。」 [28a] (p153)

## 28.23 この報告書はさらに以下のように伝えている。

「この一年、様々な地域の当局は女性に対して中絶を強要し、報告によれば人口計画規定の違反者に対して暴力が振るわれるケースもあったという。2009 年 2 月、広東省の深圳市（しんせんし）特別経済区のある女性は地元の報道機関に対し、自分が公式定められた妊娠の間隔を守らずに 2 人目の子どもを妊娠していたとの理由で（1 人目は女兒であった）、出産予定日の 6 日前に当局者によって墮胎を強制されたと語った。家族計画を担当する当局者 10 人が彼女を診療所に連れて行き、彼女は腹部に墮胎を誘発する薬品を注射されたという。報告によれば、彼らは彼女に墮胎させるために腹部を蹴ったという。報告によれば 2009 年 4 月、江蘇省泗洪県（しこうけん）で家族計画を担当する男性の複数名の当局者が、指定された妊娠検査と避妊器具（IUD）の検査を期日までに受けなかった女性を家から連行し、複数回殴打したという。広東省の省都の当局は、4 月に潜伏しているところを見つかった 3 名の若い代理母に対し墮胎手術を受けるように強制した。ある女性の話によれば、当局は女性に無理やり同意書に母印を押させたという。2009 年 6 月、山東省 Guang 県で家族計画を担当する複数の当局者が年齢 35 歳で妊娠 9 ヶ月であった Feng Junhua に墮胎を強要した。報告によれば、墮胎を誘発する薬品が注射されたことで、大量の出血が起き、女性は死亡したという。2008 年後半、少なくとも 3 つの省（江

蘇省、貴州省、および安徽省（あんきしょう）と1つの省レベルの行政区域（重慶市）の当局者が、『計画外』の妊娠の中絶を命じる家族計画に関する活動について示した計画書と回覧の存在を明らかにした…。2009年、雲南省と福建省のいくつかの地域の当局も、中絶を公式の政策を遂行するための道具として採用した。雲南省のYanjin県では、Niuzhaiの町の当局者は2009年の実施計画を策定し、この中で特定のグループを対象にした中絶目標の概要を示している…。2009年2月、福建省安溪県（あんけいけん）の当局者は、『是正措置としての墮胎の実施』を5つの『主要な任務』のうちの1つとして指定する5週間にわたる『集中的なサービス活動』を開始した。活動の開始を許可する回覧は、当局者に対し『効果的かつ包括的な懲罰的手段を採用し、計画外の妊娠に対する是正措置を迅速かつ確実に適用する』ように指示している。2009年5月、福建省仙遊県（せんゆうけん）の当局者は、二人目の子どもを身ごもり逃亡している妊娠9ヶ月の女性に中絶手術を受けさせるため、その母親である55歳のWu Xinjieを拘束した…。2009年6月、福建省武夷山市（ぶいざんし）の当局は、『妊娠が家族計画政策に違反する緊急の場合には、この問題を村の委員会に報告し、直ちに是正措置（墮胎）を講じるものとする』と規定する村の家族計画規定を発行した。いくつかの地域の当局は、出稼ぎ労働者を強制墮胎の対象としている。2009年4月、浙江省（せっこうしょう）縉雲県（しんうんけん）の当局は、計画外の妊娠に関する『証拠』を得て村を離れた出稼ぎ労働者の『本当の居所』を判断するために戸別に点検を行うことで村が『自浄する』ための活動を行う1ヶ月にわたる家族計画活動に関する実施計画を策定した。この計画は県の当局者に対し、『中絶や社会補償費の徴収といった税制措置の遂行に際して町の法執行機関を支援する』ように求めている。計画外の妊娠をしている出稼ぎ労働者が発見された場合、当局者は『直ちに上位の機関に報告し、決然と是正措置を遂行するべきであり、是正措置の遂行率は100%とならなければならない。』雲南省の省都である昆明市では、家族計画規定に、認可を受けなで妊娠した出稼ぎ労働者に対し中絶手術を強要することを目的に罰金の適用が定められている…。」 [28a] (p153-155)

28.24 同報告書には、さらに以下のように記述されている。

「地域の当局は、避妊手術と避妊法の活用を依然として強制している…。2009年3月、福建省沙県（さけん）の町レベルの当局は当局者に対し、二人目または三人目の子どもを出産する女性に『1ヶ月以内に卵管結紮術を受けさせるとの要求を厳格に遂行し』、このグループを対象に実施目標を設定することを求める家族計画の推奨事項を発表した。当局者はまた、第一子を出産した女性に3ヶ月以内にIUDを挿入させなければならない。2009年6月、湖南省桂東県（けいとうけん）の当局者は、819人の女性を対象に検査を行った結果、卵管結紮術が施されていたのが9人、IUDが挿入されていたのが17人という結果が出た。2009年2月、雲南省の新聞社は同省の当局者がZhang Kecuiという名の女性を路上で待ち伏せ、無理やり手術室に連行し、彼女は意思に反して避妊手術を受けてしまったと報じている…。地域によっては、金銭的な動機付けやその他の手当が、自らの意思で避妊または中絶の処置を受ける夫婦に与えられている…。多くの省では、人口計画の目標を達成するか、それ以上の結果を出すかに応じて仕事上の昇進が左右される。このことが、当局者が強制的な措置を講じてまでも人口計画の目標を達成したいと考える強力な動機付けとなっている。」 [28a] (p155-156)

- 28.25 2007年4月22日、ラジオ・フリー・アジア (Radio Free Asia/RFA) は、中国南西部の広西チワン族自治区と東部の山東省の当局が数十名の妊娠した女性に対し避妊手術を強制したと報じた。これらの女性の中には妊娠9ヶ月の者も含まれていたという。この報告書にはまた、「中国の厳格な家族計画規定に基づき、地域の当局者は地域における出生率を指定された値未満に維持することが求められ、これを達成できない場合は罰金が科せられ、将来の昇進に悪い影響が及ぶことになる。家族計画を担当する当局者たちは、出生率を下げるために中国の多くの地域で暴力を使っているとの報告がある。2人目以降の子どもを妊娠した場合、暴力や住宅除却などに遭い、後者の場合は厳格な人口に関する指針に違反することになる」と記述されている。[73b]
- 28.26 2007年5月10日付のカナダ移民難民委員会の報告書には、「… [2006年3月17日に開かれた]第10回欧州出身国情報セミナーの中国に関する報告書に引用されているように、ドイツにおける中国のある専門家は、『計画外の妊娠を中絶させることだけでなく、片方の親に避妊手術を受けさせることは至って日常的に行われている。』しかし、生殖権利センターによる2006年8月3日付の報告書によれば…、中国の女性が避妊手術を受ける比率は男性のそれと比較して『著しく高い』」と記述されている。同情報源は、「[2006年5月23日付の]アムネスティ・インターナショナル (AI) の報告によれば、『[中国で] そうした行為を禁止する法律があるにもかかわらず、厳格な家族計画政策を忠実に遂行する目的で地域の当局は多くの女性を強制的に墮胎させている』という」と指摘している。[3aa] *The Times* の2009年2月15日付のある記事には、最近起きた強制的な墮胎、避妊手術、および女兒の殺害について詳しく説明しながら、「中国の法律にも違反する場合がある女性の生殖権利の侵害は、強制的な墮胎、避妊手術、および女兒の殺害が続けられていることに国民が気づくことで、彼らの激しい怒りを引き起こす結果となっている…。中国の報道機関の報告によれば、そうした行為は今も行われているという」と報じられている。[90b]
- 28.27 2004年12月14日に米国下院で行われた証言の中で、アーサー E. デューイ (Arthur E. Dewe) 人口・難民・移民担当国務次官補は以下のように述べた。
- 「法律は、結果的に強制的に行われることになる政府が適用する産児制限の方法を数多く指定している。『計画外の』子どもの親となった党员および公務員は、失業や降格といった行政的な制裁を受ける可能性がとても高い。承認を受けていない子どもを出産した夫婦は、該当する地域における1年間の平均の世帯収入の半分から10倍までの金額に相当する社会補償費が請求される可能性がある…。強制的な避妊手術も依然として横行しており、許容される数以上の子どもを夫婦が持った場合にこの措置が取られる確率が最も高い。女性は『余分な子ども』を出産日までもっていき出産することができるが、そうした場合、その配偶者は自身が避妊手術を受けなければならないという大きな圧力に苛まれる。彼らは別の口実で病院に行くように指示されるか、同意無く避妊手術を施される可能性がある。」 [2h] (p6-7)
- 28.28 USSD による2008年の報告書には、「ある男女が生来の障害を生まれてくる赤ん坊に遺伝させる危険性がある事実を医師が把握する場合、その男女は避妊を行うこと、または避妊手術を受けることに同意する場合に限り結婚することができる。法律は、地域の当局がそうした手法を採用し、健康な状態で生まれ

てくる赤ん坊の比率を上げるように努力しなければならないと定めている。報道機関は、江蘇省南通市に住む精神疾患を持つ若者が避妊手術を強制されたと伝えている」と記述されている。[2e] (第5節)

(第25節：障害者を取り巻く環境も参照すること。)

(第26節：女性を取り巻く環境の女性に対する暴力も参照すること。)

(第27節：子どもを取り巻く環境の女児の殺害も参照すること。)

## 回避

28.29 2006年2月14日、政府系新聞 *China Daily* 紙は、政府が定める産児制限を回避し、双子あるいは三つ子を妊娠する可能性を高めるために IVF を服用する中国人女性が増えていると伝えている。この報道によれば、「多子出産の場合は罰則は適用されない」という。[14b]

28.30 2007年1月31日、BBC は、2001年に香港の最高裁判所が中国から香港にやってきた両親のもとに生まれた子どもは香港に居住する権利があるとの判断を下した。これ以降、中国の一人っ子政策に違反したことによる罰則の適用を回避する目的で、数多くの中国人女性が香港に移動して出産していると報じている。この報道では、「昨年、2万人に上る香港の住人でない女性が香港の病院に押し寄せた後、政府はこの流れを食い止めるために一連の方策を講じた。」と伝えられている。妊娠していると思われる中国本土の女性は観光ビザに併せて病院の予約確認書を入国管理官に提示しなければならない。病院の予約確認書を持っていない者は香港に入ることができない」と伝えられている。[9ah]

(第26節：女性を取り巻く環境)も参照すること。)

## 海外から本国に戻る中国人

28.31 1991年1月1日に施行された海外から本国に戻る中国人の権利と利益の保護に関する中華人民共和国の法律は、「海外から本国に戻る中国人、および海外に暮らす中国人の家族は、憲法と法律が定める国民の権利を得ると同時に、憲法と法律が定める国民の義務を遂行するものとする」と定めている。[5d] 2002年5月3日、カナダ IRB は、海外で中国国民のもとに生まれた子どもは中国に居住する権利を自動的に得るのか、あるいは海外で生まれた子どもの権利が中国国民の権利と異なるのか否かに関する情報は見つからなかったと指摘している。[3j]

(第33節：市民権と国籍も参照すること。)

28.32 2005年8月25日にカナダ IRB が指摘しているように、2004年12月18日付の *The Economist* は、特に都市部出身の中国国民の中には、外国の市民権を得て産児制限の対象とはならないように第二子を海外で出産する者もいると伝えている。カナダ IRB はさらに、補完的な情報は見つかっていないとも伝えている。[3i] 2004年1月21日、米国市民権移民サービスも、「海外で出生した子どもと共に中国に戻る農村部の女性の扱いに関する情報を、資源情報センタ

一はほとんど把握していない。このため、子どもが米国国民であることの実事によって違いが生じるか否か定かではない」と指摘している。[84d]

28.33 同情報源は以下のように伝えている。

「2001年のRICの報告書には（同様に）、『海外に居住している間に認められない子どもが生まれた場合、その夫婦は中国に戻った際に罰則を受ける可能性があるか否かという疑問が投げかけられる。存在する証拠によれば、ほとんどの場合とは言わないまでも、多くの場合、答えはノーということになる』と指摘されている。しかし、この報告書は、学歴のほとんどない農村部の住人ではなく、海外で留学を終えて帰国する学生やその他の高学歴の中国人に関して論じている。米国国務省に所属するある中国の専門家はRICに対し、海外で子どもを持ち本国に戻る中国人に対する処遇に関しては現在のところ情報がほとんどないと語っている。』と記されている。この専門家はさらに、中国の人口管理政策の実施状況は国内の地方によってまちまちであり、南部の福建省や広東省の人々の中には、子どもが生まれた後に一緒に帰国しても問題はなかったと報告している者もいると語っている。しかし、米国国勢調査局の元中国アナリストは電話でのインタビューの中で、海外で子どもを出産した女性が、中国国内で子どもを出産した女性とは異なる方法で扱われると『予測する根拠はない』と語っている。彼は、中国国内で子どもを出産した女性が帰国しても罰則の適用を免除してしまうと、政策の存在をないがしろにしてしまうことになると語っているが、海外で出産し、帰国した農村部の女性の扱いに関して具体的な情報は把握していないという」と伝えられている。[84d]

28.34 2005年8月25日、カナダIRBは、家族計画規定に違反した夫婦が海外から戻った場合に適用される処罰に関する情報は、省の家族計画規定の中に見られる英語で書かれた情報を除きほとんど存在しないと指摘している。カナダIRBが検証した6つの一連の省の規定のうち、3つの一連の規定は一人っ子政策を海外から戻る中国国民とその他の中国国民に平等に適用している（広東省、浙江省（せつこうしょう）、および北京。北京については、「出産年齢の片方または両方の配偶者が別の省または年に登録され、これらの規定に違反して子どもを出産する場合、配偶者と彼（彼女）の子どもを北京に登録することはできない」と規定されている）。カナダIRBが検証した他の3つの一連の省の規定には、海外から戻る中国国民が特定の制限された状況で第二子を持つための特別の規定が含まれている（河南省、湖南省、および福建省一以下を参照）。[3i]

### 福建省で施行される家族計画規定

28.35 2002年福建省人口家族計画規定（2002年9月1日施行）第2条には、「夫と妻は家族計画を実施する義務を持ち、生殖に関する国民の正当な権利利益は法律により保護される」と規定されている。[5i]

28.36 第11条には以下のように規定されている。

「承認を受ける場合、以下のいずれかの状況において海外から戻る中国国民は第二子を出産することができるものとする。

- 中国に居住するために戻った時点ですでに妊娠していた場合。

- 夫も妻も中国に戻って6ヶ月以上経過しておらず、子どもを一人だけ持つ場合。
- すべての子どもが海外に居住し、中国に戻った夫婦が中国国内に子どもを持っていない場合。

「前項(3)は、海外から戻り、この省に居住する中国国民の配偶者に適用される。

「この規定は、次の状況に適用される。夫婦のうち一方がこの省の住人であり、もう一方が香港特別行政区およびマカオ特別行政区の住人である場合。しかし、子どもが結婚後に出生し、子どもが結婚前に香港の住人またはマカオの住人のもとに出生し、中国本土には居住したことがない場合、その子どもは夫婦が出産した子どもの数には入れられない。

「夫婦の一方が台湾の住人である場合、前項は関連して適用される。」 [5k]

### 広東省で施行される家族計画規定

28.37 2002年広東省人口家族計画規定(2002年9月1日施行)第25条には、以下のように規定されている。

「避妊は、家族計画において最も優先される要素である。避妊を目的とした手術と産児制限は、手術の対象となる者の安全を確保できる方法で実施されなければならない。望まれない妊娠を予防し、数を減らすために、政府の各層における家族計画管理部門は前提条件を策定し、出産年齢である夫婦に対し十分な説明を得た上で避妊方法を選択する方法について伝えるものとする。子どもを一人出産したことのある出産年齢の女性が最初に選択すべきなのは、避妊リングである。すでに子どもを二人または三人出産している場合、最初に選択すべきなのは、夫または妻に対する結紮手術である。」 [5k]

28.38 第49条には、以下のように規定されている。

「これらの規定に従い出産が行われない場合、社会支援費[または「社会補償費」とも呼ばれる]が科されるものとする。県または地区化されていない地方の町に配置された家族計画管理部門は、県、少数民族の県、町、周辺の事務所、または県やそれよりも上位の管轄レベルの下に存在する農場あるいは森林の施設に対し、当該の費用を具体的に決めるように要請するものとする。具体的な作業は、下位の家族計画作業部門により実施され、村(住民)の委員会と関連する作業部門はこの作業の遂行を支援する。

「当事者が社会支援費を一括で支払うことが本当に困難である場合、法律に従い分割払いの申請を支払金額を決定した機関に提出することができる。ただし、分割払いの期間は3年を超えないものとする。

「出稼ぎ労働者がこれらの規定に違反する形で子どもを出産する場合、社会支援費の徴収は国の規定に従って行われるものとする。国庫への社会支援費と支払遅延の罰金の支払は、二重構造の収支管理システムに基づいて管理されるものとする。いかなる団体も個人も、この資金を保持、流用、横領、あるいは着服することはできない。」 [5k]

## 北京と上海で施行される家族計画規定

28.39 2003年8月9日、国営の新華社通信は、新しい規定（2003年9月1日施行）に基づき北京の9つの種類の世帯について第二子を持つことが認められることになったと報じた。[13a] この報道は、さらに以下のように伝えている。

「第二子を持つことが認められる夫婦には、障害児とした生まれた子どもを第一子として持つ夫婦、夫も妻も一人っ子である夫婦、および現在子どもを一人だけ持つ夫婦、ならびに現在子どもを一人だけ持つ再婚の夫婦が含まれる。以前の市の人口出生管理規則では、これらの夫婦は第一子が出生してから4年以上経過し、母親が28歳以上なければ第二子を持つことができなかった。」[13a]

28.40 同情報源が2004年4月13日付で記録しているように、上海市も、夫も妻も一人っ子である夫婦が第二子を持つことを認める同様の措置を承認した。この措置により、過去の婚姻で出産した子どもを持つ夫婦が子どもをもう一人持つことができ、一方の配偶者が「仕事を行う能力に影響をもたらすほどの障害を持っている」場合、都会に暮らす夫婦が第二子を持つことが認められる。[13h]

28.41 2009年7月24日、BBCは、「[上海市では] 国の一人子政策に関する免責事項について知らせるための情報伝達キャンペーンが開始した。市内のほとんどの新婚夫婦が含まれる夫も妻も一人っ子である夫婦は、第二子を持つことが許される。この措置は、中国で最も人口の多いこの都市がより豊かになり、成熟してゆき、定年退職した住人の数が急速に増える中で導入された…。現在、一人の女性が一生のうちに出産する子どもの数は一人を下回っている」と伝えている。[9z]

28.42 2006年9月30日、国営新聞 *People's Daily* 紙は、政府が、高学歴の人々が自動的に第二子を持つことができるように家族計画に関する制約事項を緩和させることはないと言明している。[12ac]

## 未婚の女性

28.43 2005年9月6日にカナダ IRB が報告しているように、子どもを出産する未婚の女性の処遇に関する情報は、省の家族計画規定の中以外で見つけることは困難である。[3h] 同情報筋は、2009年6月23日にさらに以下のように報告している。

「広東省人口家族計画規定第55条(d)は、『第一子が非嫡出子である場合、許される人数よりも一人多い子どもを持つ結婚した男女に科される金額の2倍に相当する社会支援費が科されることになる』と定めている（中国、2002年7月25日）。未婚の女性が第二子を出産した場合、この女性には許される人数よりも一人多い子どもを持つ結婚した男女に科される金額の3倍から6倍に相当する社会支援費が科されることになる…。福建省の人口家庭計画規定第14条によれば、未婚の女性が子どもを出産することは禁じられている（中国、2002年7月30日）。未婚の女性が子どもを出産した場合、第39条は当該の女性が居住する県の住民の年間における平均の可処分所得の4倍から6倍に相

当する額の社会支援費が適用されると定めている…。この罰金は、未婚の女性が出産する第二子以降の子どもについて順次より高額となってゆく…。」[3ab]

28.44 USSD による 2008 年報告書は、「妊娠を遅らせるため、法律は女性の最低婚姻年齢を 20 歳と定め、男性の最低婚姻年齢を 22 歳と定めている。未婚の女性が子どもを出産することはほぼすべての省において違法となっている。」[2e]

(第 1 節 f) CECC による 2009 年の報告書には、「仙游県 (せんゆうけん) の家族計画当局は報告者に対し、彼らが妊娠 7 ヶ月の年齢が 20 歳の未婚女性に墮胎手術を強制的に受けさせたと言った」と指摘されている。[28a] (p154-155)

28.45 2005 年 8 月に発行された *Reproductive Health* (リプロダクティブ・ヘルス) 誌の中に掲載された中国における不法な出産と墮胎行為に関する報告の中で、エリナ・ヘミンキ (Elina Hemminki)、Zhuochun Wu、Guiying Cao、およびキルシ・ヴィサイネン (Kirsi Viisainen) は、「中国の家族計画規定には『不法な子ども』(すなわち『不法な妊娠』によって生まれた子ども) という概念が含まれておらず、法律は非嫡出子に対する差別を禁じている。しかし、不法な妊娠により生まれた子どもは、処罰として科された罰金を親が支払うまで登録されることも平等に扱われることもない可能性がある」と記述している。[15a] (不法な妊娠)

(第 27 節: 子どもを取り巻く環境の「黒い (不法な) 」子どもたち「hei haizi」(戸籍に登録されていない子どもたち) も参照すること。)

(第 31 節: 移動の自由の戸籍管理制度 (hukou) も参照すること。)

28.46 2009 年 7 月 30 日、BBC は以下のように報じている。

「新たに発表された調査結果によれば、[中国の] 年間の出生数は 2,000 万件であるが、その一方で中絶の件数は年間 1,300 万件に上るといふ。登録を受けていない診療所でも数多くの中絶が行われているため、実際の数はもっと多いと研究者は考えている…。若い未婚の女性は中絶を受ける可能性が最も高い…。中絶を受ける多くの女性は 20 歳から 29 歳までの未婚の者である…。1978 年に中国政府は夫婦が持つことができる子どもの数を制限し始めた。当局者は、この政策のお陰で 4 億件の出生を防ぐことができたと言っている。」[9ac]

28.47 2001 年 11 月 2 日付の報告書の中で、カナダ IRB は「中絶を望まず、子どもを生むことを決めた未婚女性は、地元の当局者や医師に賄賂を渡すことで子どもを出産することができる場合もある」と記述している。[3f] この報告書はさらに以下のように指摘している。

「中国の一人っ子政策も研究対象としているブラウン大学の社会学のある教授によれば、中国のそれぞれの地域には夫婦が出産できる子どもの数が定められている (2001 年 10 月 31 日)。未婚の女性はこの規則が適用されないため、こうした女性が妊娠した場合、中絶を受けることが最も推奨される可能性がある」とこの教授は考えている。教授はまた、多くの文化圏で未婚の女性が妊娠することは社会的な恥の概念が多かれ少なかれ伴い、一人で子どもを育てることは経済的に難しいため、結果的に多くの女性が中絶という手段を選んでしまうと指摘している。」[3f]

28.48 2005年10月27日付の *Epoch Times* (法輪功に賛同的な出版物) が報告しているように、学生が出産の許可を申請できる可能性については明確でない部分がある。「[2004年]2月、中国教育部は大学生の結婚の禁止を廃止する新しい規則を発表した。しかし、この規則は大学で学ぶ学生が子どもを持つことができるのか否かについて明確に規定していない。このため、大学機関の出生管理部門は、大学生に関連する政策が存在せず、出産することのできる子どもの数も定められていないため、出産の許可を与えないと主張している。」 [40c]

(第26節: 女性を取り巻く環境の 社会における女性の地位と婚姻 も参照すること。)

[目次に戻る](#)  
[出典一覧に進む](#)

## 人身売買

- 29.01 2009年3月19日にアクセスしたメコン川流域の人身売買に対応する国連機関合同プロジェクト (UNIAP) の中国に関するページには、以下のように指摘されている。

「中国は広大な領土と人口を持つ国である。その結果、地域間で社会的および経済的な発展の格差が生じている。法律的な知識がなく、自己を守る能力のない遠隔地域の貧しい住民は被害を受けやすい。特に被害を受けやすいのは教育水準の低い女性である。女性たちは誘拐や人身売買の被害者となって強制的に売春や従事させられたり、結婚契約を結ばされている。いくつかの農村部では、結婚や家系の存続を目的に女性や子どもが売買の対象となっている。人身売買の対象となった女性は様々な状況に置かれる。貧しい地域では、人身売買された女性の大半は、高齢な、病弱な、および障害を抱える未婚の男性の妻として売られる。裕福な地域では、人身売買された女性の多くは娯楽産業、美容院、マッサージパーラー、および浴場施設によって買い付けられるか、売春に従事させるために売られる。近年になり、国際的な人身売買組織と連携し、国境を越えて行われる人身売買が増加している。外国人の女性を中国国内に連れてくる場合と、中国の女性を国外に連れてゆくという傾向がみられる。不法に入国する者、および売買されて中国にやってくる者の多くは、ベトナム人、ロシア人、韓国人、およびミャンマー人である。南西地域の中国人女性が売られてタイやマレーシアなどに送られる場合もある。売春や強制的な結婚から不法な養子縁組、強制労働、物乞いなどに至るまで、様々な目的で国境を越えた人身売買が行われている。」 [27a] (概要)

- 29.02 UNIAP は以下のようにも指摘している。

「過去 10 年間で、公安部 (MPS) は女性と子どもを狙った人身売買の取り締まりへの取り組みで主要な役割を演じた。1991 年から 2000 年までに、MPS は国内の特定の地域において女性と子どもを狙った人身売買を取り締まることを目的とした 4 つの活動を展開した。2001 年から 2003 年までにおいては、警察が女性と子どもを狙った人身売買を 2 万 360 件摘発し、2 万 2,018 人を逮捕し、被害を受けた女性と子ども 4 万 2,215 人を救出した。地方の検察は、女性と子どもを狙った人身売買の逮捕件数 7,185 件を承認し、1 万 3,995 人の容疑者を逮捕し、人身売買された女性と子どもの買い付けによる逮捕件数 226 件を承認し、416 人の容疑者を逮捕した。8,442 件に上る女性と子どもを狙った人身売買の事件が公訴局により裁判に持ち込まれ、1 万 5,005 人が起訴された。177 件に上る人身売買された女性と子どもの買い付けも公訴局により裁判に持ち込まれ、358 人が起訴された。」 [27a] (司法による対応、逮捕、および起訴)

- 29.03 2009年6月16日に発行された USSD による 2009年の人身売買に関する報告書には、以下のように記述されている。

「中国政府は人身売買を排除するための最小限の基準を完全には満たしていない。しかし、同政府はこれを達成するために多大な努力を行っている。こうした努力にもかかわらず、特に人身売買という犯罪に対する処罰と人身売買の被害を受けた中国人と外国人の保護という面で、前年から人身売買の取り締まりにおいて中国政府は大きな進歩を達成していない。このため、中国は「第 2 層

監視リスト (Tier 2 Watch List) 」に示されている。特に児童を対象とした強制労働をはじめとする強制労働は、中国において依然として深刻な問題となっている。報告年において十分な資力があつたにもかかわらず、政府は被害者の支援計画を改善するための努力を行っていない。人身売買の被害を受けた中国人および外国人に対する保護は、まだ十分には行われていない。売春行為、出入国管理上の違反行為など、被害者は人身売買された結果生じた不法行為のために処罰の対象となることさえある。中国政府は北朝鮮の人身売買の被害者を不法な経済移民として扱い、彼らを悲惨な状況にある北朝鮮に日常的に送り返している。中国政府が直面しているさらなる問題として、人身売買の広がり、汚職、および地元当局者による人身売買への関与を挙げることができる。人身売買を撲滅するための取り組みの進展を妨げる要因として、民間の社会団体への厳しい規制、人身売買の撲滅に取り組む海外の団体による活動の規制、および政府組織の透明性の欠如などがある。」 [2f] (中国)

29.04 同情報源には、以下のようにも記述されている。

「中国の国内法は、人身売買に関する国際基準に適合していない。中国の法律による人身売買の定義は、物理的な形態によらない強要、詐欺、借金による束縛、本人が同意しない奴隷状態、強制労働、または男性の被害者に対して行われる不法行為を禁じていない。ただし、こうした犯罪行為のいくつかの面については中国刑法の他の条項で扱われている。中国の法律による人身売買の定義では、売春目的の取引の被害に遭った 14 歳を超える未成年者は被害者として認められない。中国刑法第 244 条は雇用主による強制労働を禁じているが、この法律が定める懲役 3 年以下または罰金という刑罰は十分に厳格なものであるとは言えない。さらに、中国の法律は誘拐以外の形態の強要を人身売買を行うための一つの方法として認識していない。中国の法律が『人身売買』について十分な定義を示しておらず、政府が密入国と人身売買を同一のものとして解釈する一方で、公安局 (MPS) は 2008 年において人身売買の疑いがある事例 2,566 件を捜査中であると報告している。法律の執行機関は人身売買の容疑者を逮捕し、処罰したとされるが、透明性と適正なプロセスが欠如している上、人身売買に特化した法律の執行に関するデータが不足しているため、こうした取り組みを正しく評価することはできない。いくつかの外国政府は、外国人の被害者が含まれる国際的な人身売買の事案において中国当局の協力が得られていないと報告している。この年、政府は人身売買に関わった者の起訴、有罪判決、または刑罰に関するデータを国連に提示していない。」 [2f] (中国)

29.05 1991 年 9 月 4 日、NPC 常務委員会は女性や子どもを誘拐し売買する罪人に対する厳格な処罰に関する以下の法令を採択した。この法令の第 1 条は以下に示す通りである。

「女性または子どもを誘拐し売買する者は懲役 5 年以上 10 年以下、ならびに 1 万人民元以下の罰金に処す。以下のいずれかの状況に該当する場合、違反者は懲役 10 年以上または終身刑、ならびに 1 万人民元以下の罰金または財産の没収に処す。状況が著しく深刻である場合、違反者は死刑、ならびに財産の没収に処す。

- 1 女性または子どもの誘拐と人身売買に関与する集団の首謀者である場合。
- 2 3 人以上の女性および (または) 子どもを誘拐し売買する場合。

- 3 誘拐および売買した女性をレイプする場合。
- 4 誘拐および売買した女性を売春行為に誘う場合、またはこれを強要する場合。あるいは当該の女性に売春を強要する他の者に売する場合。
- 5 誘拐し売買する女性または子ども、あるいはその血縁者の身体に重傷を負わせる場合、これらの者を死に至らしめる場合、あるいはその他の重大な結果を与える場合。
- 6 中国の領土外へ女性または子どもを売り渡す場合。女性または子どもの誘拐および売買とは、女性または子どもを売る目的で誘拐すること、買い付けること、売買すること、連行および送致すること、または移送することを指す。」 [5e]

## 支援と援助

- 29.06 2009年3月19日にアクセスした中国に関するページの中で、UNIAPは以下のように説明している。

「中国政府は、人身売買の被害者の支援と援助により多くの力を注いでいる。昆明市（雲南省）、徐州市（江蘇省）、および成都市（四川省）には、人身売買の被害に遭った女性と子どものための移送、教育、および社会復帰のための施設が設置された。これらの施設は、人身売買の被害に遭った2,000人以上の女性のために宿泊するための設備と、身体的および精神的な医療サービスを提供している。これらの施設は、被害者が無事に自宅に戻れるように支援することを役目としている。2000年に人身売買された女性と子どもを救出することに成功した人身売買の撲滅のためのキャンペーンにおいて、MPSはDNA検査を実施して子どもたちを親元に正しく戻すことに初めて成功し、513人の子どもたちが自分たちの親に再会することができた。また、国有化された権利保護団体を利用することで、そうした女性や子どもたちへの法的な支援とサービスの提供も行われている。2003年5月末までに、8,000を超える法律支援センターや法律相談センターが30の省、自治区、および市町村の330の町や区域に設立されている。」 [27a]（被害者の支援）

- 29.07 USSDによる「2009年の人身売買に関する報告書」には、以下のように指摘されている。

「中国全土で依然として、被害者を保護するためのサービスが十分に提供されていない。人身売買の被害者を対象にした政府による専門的な支援計画もまだ存在していない。中国には、人身売買の被害者を支援するためのシェルターが十分に用意されていないため、被害者はカウンセリングや精神的なケアを受けないまま家に戻されるのが一般的となっている。現在存在しているシェルターは暫定的なもので、人身売買の被害者のために限って用意されているわけではなく、中国に帰還できた被害者に対するケアがほとんど、あるいは全く提供されていないのが現状である。省の女性連盟の事務所は法律上の権利に関するカウンセリング、リハビリ、およびその他の支援を人身売買の被害者たちに提供している。地方自治体は、被害者を特定して保護するサービス提供するための技術的および物質的な支援について今もNGOと国際的な組織に依存している。政府は依然として、人身売買の問題に関する支援を提供しているNGOや国際的な組織の独立した活動を阻害している。通常、人身売買の被害者は社会復帰のための支援を受けないまま、本人の意思に関係なく本国に送還される。東莞

市（とうかんし）付近の工場から救出された 167 人に上る子どもたちには保護的な措置や社会復帰のための措置が講じられたという報告はない。政府は、ガナで身元が確認された売春を目的とした人身売買の被害者たちのために支援を提供していない。これらの被害者は自分たちが中国に戻れば人身売買の業者から報復を受けることになるかと脅かされているのである。中国政府は依然として、逮捕の対象ともなってしまう売春を目的とした人身売買の被害者を含むこうした被害者を特定し、適切なサービスを提供する機関に移送し、人身売買されたことで行った不法行為のために不適切な処罰が科せられないようにするための組織的な手順を備えていない。特殊法人に近い全中国女性連盟（ACWF）という組織は、現在のこうした問題に対処するには、人身売買の被害者を不当な処罰から守るための介入的な措置が必要であると報告している。MPS の当局者は、今では本国に送還される人身売買の被害者は罰金やその他の処罰が科されることはないと言っているが、いくつかの当局機関は警察に横行する汚職、人身売買の被害者であると特定する能力がないこと、または適切な書類を所持せずに旅行する者に対し罰金を科すことを認める規定が存在することが原因で、人身売買の被害者が懲役刑や罰金を科されることがあると認めている。数名の国境当局者は、人身売買の被害者を特定できるように MPS により教育訓練を受けている…。人身売買の数名の被害者は、適切な許可なく中国を出国したとして罰金という形の処罰を受けている。」 [2f] (中国)

(第 26 節：女性を取り巻く環境も参照すること。)

(第 27 節：子どもと取り巻く環境の子どもの誘拐)も参照すること。)

(第 34 節：出入国手続きの送還された者に対する処遇も参照すること。)

## 中国人の移住者

29.08 サセックス大学のロナルド・スケルドン (Ronald Skeldon) は、2004 年 4 月付の中国人の移住者に関する論文の中で、以下のように記述している。

「…中国の総人口と海外にいる中国人の数との相関関係を安易に参考にすることはできない。なぜなら、後者の中国人の多くは中国国内のいくつかの地域の出身者に限られているからである。広東省、福建省、および浙江省という南部沿岸地域の 3 つの省の出身者が海外への移住者の大部分を占めており、彼らはそれらの省の中でもごく限られた地区や村の出身者なのである。これらの地域は、中国の国内における辺境の地であり資源に乏しい。しかし最も重要視しなければならないのは、これらの地域が拡大を続けた欧州列強による強い影響が初めて及んだ地であり、より広い世界への窓口となった地であるという点である。さらに、海外に住む中国人の数と中国本土の人口を対比させる際に、中国人の民族性を彼らの移住性と混同させてはならない。なぜなら、海外に住む中国人の多くは彼らの両親や祖父母が選んだ外国の土地で生まれているからである。」 [50a]

29.09 同情報源にはまた、「欧州への移住者には、福建省や広東省の出身者に加え、浙江省の出身者、ならびに最近では中国北東部の省の出身者の数が増えている」とも記述されている。 [50a]



米国国務省提供による地図

29.10 2004年6月に福建省において一週間にわたり実施した調査の結果をまとめたCEME（移民管理協力活動）の報告によれば、福建省の経済発展が海外への移住者を増やしているという。[97] 2004年2月7日、*The Guardian*は「福建省の人々には、富を求めて海外に移り住んだ長い歴史がある。いくつかの村々では、家族の80%に海外への移住者がいるほどである」と報じている。[41c]

29.11 CEMEの報告書には、以下のようにも記述されている。

「福建省には80を超える県が存在するが、海外への移住者が多いのは2つか3つの県だけである。各県は20以上の町で構成され、各町には最大20の行政村が含まれている。また、構成方法に違いが見られる。省の出入国者数を計算することは困難である。方針の策定とその実践は、MPSの出入国管理局と同じくMPSの国境警備隊がそれぞれ受け持つ。3,000キロに及ぶ海岸線と数千隻に及ぶ船舶を監視し、すべての出入国者を記録することは困難である。」  
[97] (p5)

### 蛇頭（密入国ブローカー）

29.12 2004年2月13日付のChannel News Asiaは、以下のように報告している。

「報告によれば、中国福建省で活動する密入国ブローカーの蛇頭は『巨大な』ネットワークを持ち、欧州で中国の平均賃金の10倍にも上る金額を手にしたと考える地元の者たちの需要に応えているという。『多くの蛇頭が一つのファミリーに属し、他の蛇頭は仲間と呼ばれる』と、10年にわたり蛇頭として活動した経験がある者が*China Daily*に語っている。『彼らはお互いに協力し、人身売買のあらゆる分野を分担して担当し、密航者から得た金銭を分けて利益を得ている。』この問題は、一週間前に英国のモアカム湾で不法移民の受け入れ側と思われる中国人19名が溺死したことで注目を集めるようになった。彼らのうちの15名は福建省福清市の出身者であると思われる。この地の出身者は、古くから外国に不法入国している。[93b]

29.13 米国国立司法研究所は、「中国の密入国ブローカーの特徴 (*Characteristics of Chinese Human Smugglers*)」(米国司法省により発行)と題する2004年8月付の報告書の中で、密入国の作業を構成する高度に専門化されたいくつかの役割を特定している。それらを以下に記す。

「密入国者を募るのはしばしば、密入国ブローカーと知り合った血縁者や親しい友人である。密入国者を募った者は、密入国の手助けに実際に関与する場合もあれば、それ以上関与しない場合もある。

「密入国を行う際に中心的な役割を果たすのが進行役である。なぜなら、彼らは金銭を支払うことで必要なサービスを得るためのパイプを持っているからである。彼らが生き残ってゆけるかどうかは、そうしたサービスを手に入れることができる他のパートナーとの関係性にかかっている。

「移送係は、密入国を希望する者の出入国を手助けする。中国を拠点にする移送係は密入国者を国境や船まで運んでゆく。米国を拠点にする移送係は、密入国を果たした者たちを空港や港から安全な家へと運ぶ。

「書類の販売業者が関与し、密入国者の移送を確実にを行うための書類を作成する。彼らは公式または非公式のルートを通じて真正の書類、および偽造した書類を入手する。

「中国および中継国にいる腐敗した役人を買収することで、中国の不法移民の手助けをしてもらえる。腐敗した政府の役人の中には、進行役として協力するだけでなく、密入国の斡旋団体の中心的なメンバーまたはパートナーとして活動している者もいる。かつて大きな密入国の斡旋団体に所属していた者は、中国の地元の役人が団体を取り仕切っていたことを示唆している。

「ガイドは、不法移民を中継地点から別の場所に移動させるか、米国に入国する者を支援する。蛇頭は密入国者を運ぶ船をチャーターし、そこで作業をする乗組員を雇う。

「密入国者を運ぶ船で作業するために雇われた別の不法移民が用心棒の役割を持つ。

「借金の取立人が米国におり、彼らは密入国の費用の支払いが完了するまで密入国者を安全な家に閉じ込める。さらに中国にも借金の取立人がいる。」[94] (p9)

29.14 フランク N. ピーク博士 (Dr Frank N. Pieke) は2004年3月9日に発表した「中国のグローバル化と欧州への移住 (*Chinese Globalization and Migration to Europe*)」と題する論文の中で、以下のように述べている。

「米国による中国の密入国斡旋業者の研究 (Chin 1999年、Zhang および Chin 2000年) では、蛇頭が組織の統率力を失わせることを目的とした従来の法律執行手段で対処できるような三人組の犯罪組織ではないことが明らかにされている。蛇頭はむしろ、特定の業務を委託された場合にのみ協力する独立し、高度に専門家された活動家が緩やかな結び付きのネットワークの中に組み込まれて作られた組織なのである。この結果、蛇頭に対処するには、彼らの活動

に伴うリスクとコストを高め、彼らの活動に対する需要をなくすことで彼らの市場を壊滅させることを目指すべきである。このため、十分な数の蛇頭が現在の仕事を捨てて、よりリスクの低い、儲かる仕事に乗り換えさせるために、一つの国は移民として何人の福建省の出身者を受け入れるべきかが重要な要素となる。」 [50e] (p13-14)

- 29.15 2004年6月に福建省において一週間にわたり実施した調査の結果をまとめたCEME（移民管理協力活動）の報告によれば、「密入国または人身売買を計画した罪で有罪の判決を受けた者は罰金刑に処せられる可能性がある。または有罪の判決を受けた場合、懲役2年、5年、10年、または終身刑に処せられる可能性がある」という。[97] (p7) 米国国務省が2009年2月25日に発行した「2008年における人権問題に関する国別報告書」（USSDによる2008年の報告書）には以下のように指摘されている。

「密入国した者は、しばしば国際的な組織犯罪とのつながりがある外国人の密入国斡旋組織との関わりを持つことになる。外国の密入国斡旋組織の支援で密入国する者は、高額のコストを支払って経済的な成功が得られると思いつく国々へと渡ってゆく。報告によれば、外国に渡るために23万1,000から38万5,000人民元（約3万3,791ドルから5万6,320ドル）の支払いを約束する者もいるという。目的地へ着くと、彼らは指定された職業に一定期間就きながら斡旋業者に作った借金の返済と生活費の支払いに追われることになる。密入国した者の生活条件と労働条件が一般的に悲惨なものである。斡旋業者は彼らの移動を制限し、旅券を取り上げている。これに抗議すれば当局に通報されたり、家族に危害を加えられる恐れがあるため、彼らはとても弱い立場にいる…。売春の強制、誘拐、または商業的な搾取の容疑で有罪となった者には、罰金、個人資産の没収、終身刑、および極端の場合には死刑を含む刑事罰が適用される。未成年者の人身売買で有罪になれば、さらに重い刑罰が科せられることになる。被害者とその家族は、違反者に対し民事訴訟を起こすことができるが、実際には初期段階を超えて民事訴訟が起こされる例は稀である。初期段階を超えて民事訴訟が起こされる場合、被害者は賠償金の請求において障害に直面することになる。」 [2e] (第5節)

[目次に戻る](#)  
[出典一覧に進む](#)

## 医療問題

### 医療的な処置と医薬品の利用可能性に関する概要

30.01 世界保健機関（WHO）（西太平洋地域事務所）は、「2008年の医療情報に関する国別プロフィール：中国編」の中で、以下のように指摘している。

「総合的に見て、中国の国民はより長く健康的な生活を享受している。疾患に関する状況は先進国のそれに類似し、死亡原因の85%から90%は非感染症や怪我である…。感染症ではB型肝炎、結核症（TB）、および下部呼吸器感染症が死亡原因として今も猛威を振っている…。しかし、国が示す平均データは、地域間に見られる差、および社会経済的なグループ、性別、および地理的な条件による違いを示していない…。経済発展により富裕層は医療サービスと医療技術の恩恵を受けやすくなっている。しかし、低所得者層の多くは基本的な医療サービスや医薬品を手頃な価格で受けることができない状態にある。政府が莫大な投資をしてインフラの整備を行ったにもかかわらず、医療サービスのコストが障壁となり、特に遠隔地や農村部に居住する人々は良質の医療サービスを受けることが困難な状態にある。利用者の負担分が増えることで、治療や医療サービスにかかる費用が平均収入を上回り、低所得者層の間では医療サービスの利用率が低くなっている…。特に農村部では医療保険の適用範囲が広がっているが、多くの者は十分な保険を適用されず、高額の自己負担分に悩まされ続けている…。地理的な条件により、健康状態にも大きな格差が見られる。遠隔地の農村部は、緊急的な出産時の医療や心的外傷（トラウマ）への対応、適切な施設の設置、および教育の行き届いた医療従事者の配置など、専門的な医療を住民に提供するという面で問題に直面している。このことは、あらゆる人に医療サービスを提供する際の大きな障害となっている。救命および一般的な医薬品の利用可能性と入手可能性を改善する必要がある…。上層部の当局者は医薬品の分野においてこうした問題が存在する事実、および基本的な医療が十分に提供されていない事実を公式に認めている。」 [53a]

30.02 2009年1月16日付の報告の中で、*Asia Times* は以下のように伝えている。

「…医学的な観点から、中国は2つの国家であると言える。プライマリケアは都市部であってもほとんど存在しておらず、開業医や町の診療所が存在しない。このため、簡易的な医療サービスを求める人々であっても病院に行かざるを得ない。病院は自らの費用を自分たちで賄うように言われており、人口の79%は健康保険に加入していない。このため一般的な中国人は大きな負担を背負うことになり、多くの者が医療サービスを全く受けることができない状態に陥っている。医師と人口との比率が1:950であるという事実は希望をもたらしてくれる…。しかし、この数値は中国の医師の多くが都市部に集中している事実を反映していない。同様に、一般的なほとんどの病院の水準が明らかに西洋の病院のそれを下回っている。ただし、優秀な医師が最新の機器を用いて複雑な手術に日常的に従事している数少ない専門病院はこの限りではない。こうした病院は、新興の富裕層のために医療サービスを提供することが多くなっている。ほとんどの国民が多くの基本的な医療サービスを受けることができない国で、こうした富裕層が推定で年間20万ドルに上る費用を美容整形手術に投じているのである。こうして持つものと持たざるものとの間の格差が益々開いてゆく。最新の見積りデータによると、中国人が本当に必要としている医療サービスを

供給するためにさらに 50 万人の医師を国中に配置する必要があるという。しかし、これを実現するには新たに医師を養成するだけでなく、彼らの地位と報酬を改める必要がある。」 [64b]

30.03 2008 年 10 月 20 日、BBC は以下のように報じている。

「英国の医学雑誌『The Lancet』は、中国の医療制度改革に関する一連の科学論文を発行している。中国は 2020 年までに 13 億人に上るすべての国民を健康保険に加入させることを目標とした意欲的な計画について議論を重ねており、注目を集めている。健康な中国 2020 (Healthy China 2020) 計画は、全国民を対象とした医療制度を確立することを目指している。評論家によれば、中国の医療制度では、必要とする人がサービスを受けることができる状況では全くない…。特に貧困層を対象とするプライマリケアの供給は、旧い国の制度が解体され、医療費が導入されたことで供給されない状態に陥っている。医療は、国民から最も不満を訴えている分野であり、多くの者は医療サービスを受ける手段を持っていないか、医療費を賄うことができない状況にある。農村部に住む 7 億人の人々は適切な医療サービスを受けるために都市部まで出てこなければならない。The Lancet の主任編集者であるビル・サマースキル (Bill Summerskill) 氏は、現在の制度は機能していないと指摘している。『収入の半分以上が医療費に消えてゆく。入院することになってしまった場合、平均賃金を超える入院費を払ってゆかなければならない。』と彼は BBC に語っている。『中国は、医療による貧困という新しい現象に直面している。人々は医療サービスを受けることができない状況に陥っているが、たとえ受けることができたとしても破産してしまうのだ。』と彼は指摘している…。中国では約 1 億 7,700 万人が高血圧である。しかし現在のところ、適切な医療を受けることができるのは 10 人に 1 人の割合であるという。」 [9c]

30.04 2008 年 10 月 21 日、The Telegraph は以下のように報じている。

「The Lancet 誌が委託した中国の医療システムに関する特別な調査では、この国の目覚ましい経済発展の裏で費やされる社会的な費用に焦点が当てられている。この調査の結果、中国が『奇跡的な』経済発展を遂げているにもかかわらず、過去数十年間において医療制度の進歩は鈍化していることが明らかとなった。投資が都市部に集中的に行われたため、上海市の現在の平均寿命は西部の貧しい甘粛省のそれと比較して 11 年も長くなっている。揺りかごから墓場まで、格差は続いてゆく…。現在の胡錦濤主席と温家宝首相による政権は、富裕層と貧困層の格差の拡大の緩和に乗り出した。この政権はすでに、現在は主に都市部でした定着していない健康保険制度に、13 億人に上る中国の全国民を加入させるという大胆な案を発表している。入院費は平均年収に匹敵するほど高額であるが、現在のところ、農村部に住む多くの人々は医療費や入院費の全額を負担しなければならない。この報告には、この国の経済状況が良好であるため、他国と比較して、改革を行うことで『格差を克服できる有利な立場にいる』と記されている。しかしこの報告は、保険よりも根本的な問題に着目している。医師は有用な医薬品よりも儲けにつながる医薬品を処方する場合がしばしばある。拡大を続ける都市の建設現場、レストラン、および工場で働く出稼ぎ労働者は、『著しく不適切な』医療サービスを受けている。とても驚くべきことに、貧しい県と比較して経済状態が極めて良好な県では都市部の総合的な開発のために 48 倍もの巨額の資金が投じられているにもかかわらず、生活す

るための基盤が脅かされているのである。大都市の人口の 96%では安全な飲料水が確保されているが、貧しい地域ではこの割合が 30%に満たない。」 [25a]

30.05 2009年4月9日、*The Telegraph* は以下のように報じている。

「中国における公共の医療制度には、数年にわたり十分な資金が投入されておらず、サービスが高額であることと十分なサービスが提供されないことが中国国民による最大の不満材料となっている。中国政府は 13 億人に上る中国の全国民に基本的な医療サービスと健康保険を提供するという大胆ではあるが曖昧な点もある計画の遂行の一環として、不安定な制度を今後 3 年間で改革するため、8,500 億人民元 (1,240 ドル) の資金を投入している…。重い疾病を患うと、家族の貯金がすべて消えてしまう可能性がある…。ほぼ国有化されている公立の病院は現在、医薬品を販売し、高額な治療と検査を実施することで経営を行っている。医療施設は、高額で時には不必要な医薬品と治療を押し付けて、患者に大きな負担を強い、医療資源を浪費しているとの非難を受けている。」 [25d]

(第 2 節：経済の貧困も参照すること。)

(第 27 節：子どもを取り巻く環境の健康に関する問題も参照すること。)

## HIV/AIDS (後天性免疫不全症候群)

30.06 UNAIDS のウェブサイトに掲載されている 2006 年 1 月から 2007 年 12 月までの期間に関する UNGASS の報告書には、以下のように記されている。

「現在、中国における HIV の蔓延率は全体的に低い状態にある。しかし、特定の亜母集団といくつかの場所においては蔓延率が高くなっている。中国で広まるこの伝染病の性質であるが、感染は広まりつつあるものの広まりの早さは低下しており、現在では性交が主要な感染ルートとなり、地域によって蔓延率はかなり異なり、特定の亜母集団の中では大きな危険を伴う行動により感染が急速に広まっている…。AIDS 対策として政府が投入している資金は増加しており、HIV に対する指導部の意識を高めるための総合的な教育が実施されている…。大衆の機関、民間の社会的な組織、および企業は、AIDS への対応を積極的に行っている…。HIV の感染を予防するための総合的な戦略として、最も危険さらされている母集団 (MARP) の行動の改善に力が入れている。売春婦とその客の行動の改善を促すことを目的とした対策、および男性と性交する男性に対する対策も予備計画を通して強化された。注射を使用する麻薬の常習者の間では、清潔な針を使用することを促す取り組みと併せてメタドン (ヘロイン中毒の治療薬) を使用した治療計画が広く行われている。献血 (血漿) と輸血を通じた HIV の感染は効果的に抑制され、母子感染の予防も広がっている。ボランティアによるカウンセリングと検査のサービスも盛んに行われるようになっている。」 [54a]

30.07 AP 通信から寄せられ *The Guardian* に掲載された 2009 年 2 月 18 日付の記事には、以下のように記述されている。

「昨年、中国において初めて AIDS は感染症の中で最も多くの死者を出した。9 月までに 6,897 人が AIDS によって命を落としていると国営通信社は伝えて

いる。新華社通信は、衛生部を引き合いに出してこの数字が伸びた理由について説明しなかったが、この要因として、この疾患の広がりを徐々に認めていた中国政府が近年において HIV/AIDS の統計データの報告制度を改善させた事実が考えられる…。中国政府は長い間、一部は報告される死者の数が少なかったことを理由に AIDS という問題の存在を否定し続けてきた。しかし近年になり、指導部はこの疾患に真正面から取り組み、匿名による検査と貧困層には無料による治療を約束し、感染者に対する差別を禁止することで方針を転換したのだった。しかし、多くの国民は今でも検査に積極的ではない。政府と UNAIDS は、中国における HIV の感染者はおよそ 70 万人であろうと見積っている。この数値は、感染が確認されている件数よりもはるかに高い数値である。政府は、彼らのうち 8 万 5,000 人が AIDS に感染しているの見積っている…。AIDS を引き起こす HIV ウイルスは、病院が行う不衛生な血漿の買い取り、およびウイルスに汚染された血液の輸血により中国に足場を固めつつある。しかし昨年、衛生当局は、HIV の主要な感染ルートとして性交が麻薬の乱用に取って代わったと伝えている。政府はこの疾患について慎重な対応を行っており、さらなる支援や権利を求める活動家や患者を日常的に取り締っている。」 [44a]

### 抗レトロウイルス療法

- 30.08 2003 年 11 月 11 日、ヒューマン・ライツ・ウォッチは、農村部のすべての住人と治療費を払うことができない都会の住人を対象に抗レトロウイルス療法を無料で提供することを開始したと報じている。[7g] 国営新聞社 *China Daily* が 2004 年 4 月 14 日に報じているように、農村部の住人であること、または経済的に支払うことができない状況にある都会の住人で基本的な医療保険の対象となっていない者がこの治療法を無料にて受けることができる。[14j]
- 30.09 2004 年 4 月 15 日、国営新聞社 *People's Daily* は政府が、無料による AIDS 試験とカウンセリングをすべての市民のために提供すると発表したと報じている。この報道では、「規定に従い、AIDS が蔓延している地域では試験の費用を中央政府が負担するが、その他の地域では試験の費用を自治体が支払う」と伝えられている。[12q]
- 30.10 2006 年 8 月 17 日、*The Kaiser Network* は「ロイター通信によれば、HIV 陽性患者の中には、最初に使用する抗レトロウイルスに対する抵抗力を作ってしまう者がいるが、二番目に使用する医薬品の価格は最初に使用する医薬品の 7 倍から 28 倍の価格となっているという。さらに、テノフォビルやアボット・ラボラトリーズ社のカレトラなど、一般的に使用される二番目の抗レトロウイルスは中国では入手できない。ロイター通信によれば、アボット・ラボラトリーズ社の中国政府はカレトラの価格について交渉中であるが、すぐに契約が締結されるとは予想されていないという」と伝えている。[95c]
- 30.11 UNAIDS のウェブサイトに掲載されている 2006 年 1 月から 2007 年 12 月までの期間に関する UNGASS の報告書には、以下のように記されている。

「『Four Free One are』政策に基づき、抗レトロウイルス療法の無償提供の拡大が優先事項として推し進められ、この制度は 31 省の 1,190 の県（自治区と市町村）にまで拡大している。標準化された ART が強化され、国による医薬品への抵抗に関する監視システムが確立され、二番目に使用する医薬品の試

験が開始された。総合的な治療モデル、日和見感染の予防、および漢方療法についての研究が推し進められる一方、ケアとサポートの体制がさらに強化されている…。AIDSに対する国の対応に大きな成果が見られる一方で、根本的な課題が数多く未解決のまま残っている。これらは(1)計画の管理とアカウントビリティ(説明責任)、(2)意識向上のための活動と差別の防止、(3)包括的な介入、(4)治療、ケア、およびサポート、(5)全社会的な取り組み、(6)対応する組織の能力構築、および(7)監視と評価のためのシステムという7つの主要な分野のもとまとめられている。」[54a]

- 30.12 2008年10月30日付のロイター通信の報告には、以下のように述べられている。

「国民の5人に1人がAIDSはトイレを共有することで感染すると考えている中国では、この疾患に感染することが『重大な社会的不名誉』となり感染者は助けをを求めることを躊躇しており、彼らは不必要に命を落としていると言える」と、木曜日にある有名な活動家が発言した。政府は中国製の医薬品を感染者に無償で提供することを約束し、国の指導者たちはHIV/AIDSの感染者と面会した。しかし、この疾患の感染の拡大方法について誤解が依然として広まっている…。HIV感染者である南アフリカ最高裁判所判事エドウィン・キャメロン(Edwin Cameron)氏は、『私は訪れる先々で…中国のHIV/AIDS感染者が経験している深刻な社会的不名誉、社会からの追放、および差別について耳にした』と語っている。『中国政府は良い治療法を持っているからこそ、こうしたことは大きな悲劇である』と、意識向上のために中国を訪れた際に彼は語っている。キャメロン氏は、3万5,000人から4万人のAIDS感染者が治療を受けている一方で、その数の2倍に上る人々が薬を必要とし、検査を恐れ、あるいはHIV陽性という結果を恐れて検査の結果を見ようとしない人たちがいる…。昨年、公式発表によると中国にはHIV/AIDSの患者が70万人おり、今年は新たに5万人が感染すると予想される。」[34a]

- 30.13 2008年12月8日付の報告書の中で、ヒューマン・ライツ・ウォッチは以下のように伝えている。

「中国は、HIV/AIDSという疾患に対し積極的に対応しているとして大きな賞賛を受けている。とりわけ中国政府はHIVの予防計画を充実させ、『最初に使用する』HIVの治療薬の利用可能性を高めた。特に希望をもたらしたのは、オピオイド依存症に対応するメタドン療法の利用可能性を高めた麻薬常習者を対象としたコミュニティベースの計画であった。しかし、こうした進歩が見られる一方で、厳格な法律執行の慣習と麻薬常習者の解毒とRTLの施設への長期間にわたる収容が続けられており、麻薬依存症の効果的な治療法の提供が妨げられ、麻薬常習者のHIV感染の予防と治療の必要性が無視されてしまっている。」[70]

- 30.14 2009年4月20日、ロイター通信は以下のように伝えている。

「政府は無償で治療を提供する政策を打ち出しているが、農村部の家族の子どもたちをはじめとするAIDSに感染した中国の子どもたちは、家族が貧しいため治療を受けることができない状態にある…。AIDSに感染した多くの子どもたちは診断を受けないまま5歳になる前に死亡している。病院から離れた場所

に住んでいる子どもたち、AIDS患者からの感染を恐れる病院から学校から拒絶された子どもたちがいる。中国政府は、AIDS薬の無償の供給を約束しているが、多くの貧しい家族はそれに関連した費用や、弱った子どもに襲い掛かる可能性がある他の疾患の治療のための費用を支払うことができない状態にある。政府は最初の治療で使用する4つの医薬品のジェネリック版を提供しているが、多くの患者は抵抗力を持ってしまう。Asia Catalystは中国政府に対し、追加的な医療費にも保険を適用し、二番目に使用する医薬品をより安い価格で提供することで『不足部分を解消する』ように求めている。」 [34b]

(第27節：子どもを取り巻く環境の健康に関する問題も参照すること。)

### HIV/AIDS（後天性免疫不全症候群）の患者に対する差別

30.15 2008年10月30日付のロイター通信の報告には、以下のように記されている。

「この疾患の患者を差別することは不法行為であるが、この疾患に対する無知により、患者はジムや銭湯への立ち入りが禁じられるケースが広く見られ、就職や入院の際に血液検査が求められる場合もある。また政府は国内の活動家を散発的に取り締り、AIDSに感染した外国人の多くにビザを発給しないなどして、矛盾するメッセージを発している。しかし、中国予防医療協会理事のWang Longde氏は、ビザに関する規則はこの10年間で終わるまでは続けられることを望むが、全体的な環境は数年前と比べれば改善していると語っている。当時は、警察が患者を逮捕するために彼の事務所の外で待機していたという。なぜなら、彼らは事務所に入ればAIDSに感染してしまうと思っていたからである。」 [34a]

30.16 米国国務省が2009年2月25日に発行した「2008年における人権問題に関する国別報告書」（USSDによる2009年の報告書）には、以下のように記述されている。

「新しい雇用促進法に規定されているにもかかわらず、HIV/AIDSやB型肝炎の感染者（2,000万人の慢性キャリアを含む）に対する差別は多くの地域に依然として見られる。HIV/AIDSの感染者は差別に苦しんでおり、地方の当局が彼らの行為を食い止めようとするときもあった。同時に、HIV/AIDSの予防、ケア、および治療に対する国際的な介入、ならびに地域の当局に適切に対応させることを目的とした中央政府からの圧力によっていくつかの地域では改善がもたらされている。以前はHIV/AIDS患者の治療を拒んでいたいくつかの病院もケアと治療のための計画を積極的に遂行している。これは、国内のおよび国際的な教育プログラムによって地域の医療従事者とその管理者がこの疾患に対する理解を深めることができたためである。北京では地元のコミュニティ・センターがHIV/AIDS患者の支援団体の活動を促進し、活動のためのより良い環境を提供している。HIV/AIDS患者とその家族と共同で作業を行う特に河南省のいくつかのNGO団体は、地元当局への対応の難しさを報告している。河南省では、1990年代に政府が運営する血液の供給施設で数千人の感染者が発生している。河南省の当局は、HIV/AIDSの感染者に無償で治療を提供することに成功しているが、外国と地元のオブザーバーは、地元当局がNGOと協力することに難色を示し、あるいは敵意さえあらわにして独立して活動することを希望したと指摘している。」 [2e] (第5節)

- 30.17 2003年9月、ヒューマン・ライツ・ウォッチは、中国でHIV陽性の診断を受けた人々が直面する多くの障害について綴った「閉じられた扉：中国のHIV/AIDS感染者の人権」と題する報告書を発行した。この報告書では、特に農村部におけるこの疾患に対する高いレベルの無知と、中央政府の戦略を完全に行うことに難色を示す地方の当局者にスポットライトが当てられている。[7f] 2005年6月、ヒューマン・ライツ・ウォッチは「中国において制約を受けるAIDSに関連した活動」と題する報告書を発行した。この報告書には、「NGO団体による活動が盛んになる一方、活動家とNGOの職員は絶え間ない国により監視、官僚主義的な障害、および日々の仕事をする際におけるあからさまな嫌がらせを報告している」と記述されている。[7c] (要旨)
- 30.18 2006年2月13日、国営の新華社通信は、2006年3月1日からHIV/AIDSの感染拡大を抑えることを目的に作られた新しい既定が施行されると報じた。「規定には、いかなる事業体も個人もHIV/AIDS感染者、AIDS患者、およびその血縁者を差別することはできないと定められている。彼らの結婚する権利、雇用に関する権利、医療サービスを受ける権利、および教育を受ける権利は法律によって保証されている。」[13]

## 精神衛生

- 30.19 2009年6月17日、国営新聞社 *China Daily* は、「国内において精神疾患が大きな問題となりつつあり、国はこれに対応するための法律を定めていない」と伝えている。この報道では、さらに以下のように説明されている。

「国内に少なくとも5,600人いる精神疾患の患者は治療を受けておらず、深刻な精神疾患を抱えるおよそ4人に1人と患者のみが病院に収容されている…。『十分な経済力がないということが患者にとっても、病院にとっても問題となっている』と、恵東県(けいとうけん)障害者連盟の副理事長 Zhang Zhaoping氏は *Nanfang Daily* に語っている…。精神疾患には、うつ病から統合失調症までに至る様々な疾患が含まれる。精神疾患は国内に見られるあらゆる疾患の20%を占め、人々の健康に深刻な脅威をもたらしており、この割合は2020年までに25%に増えると予想されていると衛生部は伝えている。最近のデータでは、10万人の患者に対して病院のベッドは11床、および精神科医は2名しか存在していないという。このデータは、同数の患者に対して病院のベッドが43床、および精神科医が約4名という世界の平均値を大きく下回っている。昨年(2008年)の国の医療予算は国内総生産(GDP)の5.5%であった一方、精神医療サービスへの投資の割合は、2008年度の医療予算の2.3%であった。」[14a]

- 30.20 2009年6月12日付の *The Wall Street Journal* は以下のように報じている。

「新たに行われた調査によれば、中国における精神疾患の割合は以前の見積値よりも高くなっている…。1ヶ月以上の間、抑うつ状態などの気分障害に見舞われた者は人口の全体の6.1%を占めた一方、5.6%が不安障害に見舞われ、5.9%が薬物乱用障害に見舞われた。この調査の結果、1%が精神異常を患い、歪んだ現実感といった症状が現れたことが判明した。全体的に見ると、調査対象となった全人口の17.5%は何らかの精神障害を持ったことになる。The

Lancet の調査によれば、精神異常を患った中国人の 70%がある時点で専門家による支援を受けるといふ。しかし、精神異常が見られない者の場合、治療を受けたのは 12%のみに留まっており、支援を求めたと回答した者の約半数が精神衛生を専門としない医師から支援を受けている…。『我々が行った調査の結果、国内の 1 億 7,300 万人の成人が精神疾患を抱えており、そのうち 1 億 5,800 万人が自身の疾患のために専門家による支援を過去に一度も受けたことがないことが示された』と執筆者は述べている…。『こうした規模の問題に対処するには、社会と医療に関する資源の大規模な再分配が必要であり、これはコミュニティの強力な政治的、経済的、社会的、および専門的な利害関係者の積極的な参加（または、少なくとも一致）によってのみ実現する』と記されている。[17a]

- 30.21 WHO 精神保健アトラス 2005 (精神保健と薬物乱用を担当する部門のプロジェクト、WHO、ジュネーヴ) は、「国別報告書：中国編」の中で、「中国のあらゆる都市の中でも、上海市は最も進歩した精神疾患のための施設を保有している…。市町村、地区、および草の根という 3 つのレベルでサービスを利用することができる」と記述している。[53b]
- 30.22 2006 年 9 月 14 日、ラジオ・フリー・アジア (Radio Free Asia/RFA) は、「現在、中国において精神治療のためにかかる一時間の費用は 200 から 500 人民元 (25 から 62 米ドル) であり、この金額は国内の 9 億人に上る農村部の居住者が到底支払える水準ではない。農村部では女性の自殺率がとても高くなっている」と伝えている。[73g]
- 30.23 米国国務省が 2009 年 2 月 25 日に発行した「2008 年における人権問題に関する国別報告書」(USSD による 2008 年の報告書)には、「女性の高い自殺率は依然として深刻な問題となっている…。多くのオブザーバーは、女性や少女に対する暴力、教育や雇用における差別、男児が優遇される伝統的な傾向、国が定める産児制限の方針、およびその他の社会的要因が女性の高い自殺率の原因となっている。女性の自殺率が男性の自殺率の 3 倍から 4 倍に達する農村部の女性は特にそうした要因の影響を受けやすい」と指摘されている。[2e] (第 5 節)

(第 12 節：[精神疾患患者向け拘留施設 \(Ankang 施設\)](#) も参照すること。)

(第 26 節：[女性を取り巻く環境](#) も参照すること。)

(第 27 節：[子どもを取り巻く環境](#) も参照すること。)

目次に戻る  
出典一覧に進む

## 移動の自由

### 戸籍管理制度 (HUKOU)

31.01 2007年3月1日付の報告書の中で、アムネスティ・インターナショナルは以下のように伝えている。

「戸籍管理制度 (hukou) では、中国のすべての住人が地元の公安局に登録されることを求めている。すべての家族について記した世帯登録帳簿が地元の公安局に保管されている (単身者は一世帯として数えられる)。この帳簿には、世帯を構成するすべての者の…名前、誕生日、職業、婚姻状態などの情報が記載されている。中国の国民は、一ヶ所で永続的に戸籍 (hukou) に登録される。1985年に発布された都市部の一時的な居住者の管理に関する暫定的な規定によれば、戸籍 (hukou) の領域の外に3日以上滞在または居住する外国人を含むすべての者は、地元警察の地元の戸籍 (hukou) 当局で登録を行い、特別または一時的な戸籍 (hukou) 登録を完了させなければならない。これを怠る者は、罰金および戸籍の削除の適用対象になる可能性がある。地主、ホテル、および来訪者を泊めるその他の世帯は、来訪者を地元の警察に登録しなければならない。ただし、これらの規定が緩和されている地域も存在する。戸籍 (hukou) の領域以外の場所に3ヶ月以上滞在する者はさらに、居住の法的根拠と法的人格の主要な基盤を与える暫定居住許可証 (zanzhuzheng) を申請しなければならない。多くの地域において、労働、家の賃借、銀行口座の開設、公共の建物 (図書館など) への入場、書留郵便の受領、およびその他の身分証明を行う際にこの許可証が必要となる。」 [6n]

31.02 さらにこの報告書には、以下のように記述されている。

暫定居住許可証の取得には長い時間と費用がかかるプロセスを経なければならない可能性がある。その際に必要な費用と文書は地域によって大きくことなる…。(しかし) 北京では居住許可証を取得することは依然として難しい。北京にやってきた国内からのある出稼ぎ労働者によれば、『警察はそう簡単には許可証を発給してくれない。関係 (guanxi) という社会的なコネを持っていることが必要なのだ』という。しかし、暫定居住許可証の取得を希望する者はさらに別の費用を負担しなければならない場合がある。いくつかの地域では、国内から移住者が暫定居住許可証を取得するために地元の当局者に賄賂を渡さなければならない場合があるとの報告がある…。暫定居住許可証を取得するために必要な書類は地域によって異なるが、一般的に労働契約書や地元の宿主や地主が発行する文書を提示することが必要となる…。国内からの移住者の流入を制限しようとする地域は、提示すべき文書の種類をより厳格に定めている傾向がある。暫定居住許可証の有効期限は地域や個人の身分によって異なるが、6ヶ月間から12ヶ月間というのが一般的である。許可証は、有効期限が来たら適切な文書を提示し、更新料を支払うことで更新しなければならない。暫定的な戸籍 (hukou) 身分は、個人が特定の場所にどれほど長く居住していても自動的に永続的な居住者の身分に変わることはない。暫定居住許可証の保持者は地元の居住者としては見なされず、戸籍 (hukou) の領域以外の場所に一時的に居住するための法律的な許可を持つ者として見なされる。」 [6n]

- 31.03 2009年3月17日にアクセスした在中国米国大使館のウェブサイトには、以下のように指摘されている。

「都市部の階級と農村部の階級という中国社会に歴史的に形成されてきた二極化を正すため、中国の戸籍管理制度（*hukou*）の改革が開始された。この改革により、農村部からの移住者が安定した職業と一定の居住地を確保し、都市部の居住者として登録し、彼らの子どもに対する教育をはじめとする社会的なサービスを得ることができようになる。戸籍管理制度（*hukou*）の改革は、政府が進める都市化戦略に沿って町と小さな都市部を対象として行われてきたが、現在ではいくつかの大都市も対象として行われている。しかし、山東省の済南市などでは、都市の行政区域内の指定された地域に限って改革が行われている。表面的に見れば、この改革により農村部からの移住者の流入が認められるようになる可以考虑することができる。しかし同時に、より深く考えてみれば、戸籍管理制度（*hukou*）の自由化が労働力の移動性の向上に貢献し、農村部の人々に『国のサービス』を受けるための手段を与えることになるのである。」 [99b]

- 31.04 アムネスティ・インターナショナルは、2007年3月1日付の報告書の中で、以下のように伝えている。

「こうした部分的な改革がどれほど歓迎できるものであっても、戸籍管理制度（*hukou*）は社会的な起源に基づく法的分類の根拠を依然として与えるため、差別の横行に拍車をかけることになる。戸籍（*hukou*）上の区分は、個人が出生するときに両親から受け継ぐ世襲的な身分であり続ける。改革された戸籍管理制度（*hukou*）の下でも、中国の農村部出身の両親の下に北京で出生した子どもは戸籍（*hukou*）に示される両親の出身地に関する区分を受け継ぐことになる。これにより、この子どもは北京の永続的な居住者としての資格を得ることができず、無償で提供される義務教育を受ける機会、医療サービスを受ける権利、および北京で仕事を始めようとする場合は仕事場における保護が条件付けられてしまう。この制度では、『農村部』と『都市部』という言葉を使った戸籍（*hukou*）上の区分が廃止された一方で、都市の『暫定的』および『永続的』な居住者としての区分が旧来の区分と同様に広範囲にわたる権利の享受を効果的に条件付けることになる。さらに、多くの地域で適用されている現在の適格性に関する基準に従えば、国内からの移住者の大部分は永続的な都市部の戸籍（*hukou*）を取得することができない。」 [6n]

- 31.05 2002年4月19日、カナダ IRB は以下のように報告している。

「戸籍（*hukou*）は失効することがないため、更新を行う必要はない。戸籍（*hukou*）に修正を加える必要がある場合はある。すなわち人が移動する場合、家族が増える場合、人が結婚する場合などである。私たちが得た情報によると、戸籍（*hukou*）の修正は、戸籍（*hukou*）の発行と維持を担当する地元警察にある地元の当局機関によって行われる。」 [3m]（2002年4月11日に在カナダ中国大使館の職員が提供した情報に基づく。）

- 31.06 米国国務省が2009年2月25日に発行した「2008年における人権問題に関する国別報告書」（USSDによる2008年の報告書）には、以下のように指摘されている。

「政府は職場や居住地を変更する自由を制限しているが、国の戸籍管理制度（*hukou*）の改革が進められ、多くの国民が仕事や生活のために国内で移動できる可能性は広がりつつある。農村部の住民は、一人当たりの可処分所得が農村部における一人当たりの所得の4倍以上に達する都市への移住を続けているが、彼らの多くは居住地や職場を公式に移動させることはできない。多くの都市では、年間に新たに発行することができる暫定居住許可証の数が決められており、大学出身者を含むすべての労働者は限られた数の許可証の取得を求めて競うことになる。特に農村部の農民は、経済的に発展した都市部で戸籍を取得することは難しい。」 [2e] (第2節 d)

(第35節：公文書の偽造された、または不正に取得された文書)も参照すること。)

## 国内移住者

31.07 USSD による 2008 年の報告書には、以下のように記述されている。

「戸籍管理制度は、農村部の住民が都市部に移住して職を見つけた後でも困難さをもたらしている。人力資源社会保障部（MOHRSS）は、約 2 億 3,000 万人に及ぶ農村部からの出稼ぎ労働者が都市部で賃金労働に従事していると報告している。これらの経済移民は都市における正式な居住者としての身分を持っていないため、法律、規定、および計画が彼らのニーズに対応することを目的としているにもかかわらず、彼らは教育をはじめとする社会的なサービスを受けることが難しい状況にある。さらに、法律と社会は一般的に出稼ぎ労働者が就くことのできる職種を、地元の住民が最も敬遠する職業に制限しており、それらの労働者は雇用主や当局者により酷使された場合でも対策を講じるための手段をほとんど持っていない。いくつかの大都市は、出稼ぎ労働者とその子どもたちに公共の教育と社会的なサービスを無料で受けるための手段を提供しているが、いくつかの地域に住む移住者たちは、実際にそうしたサービスを受けるための資格を取得することが難しいと報告している。」 [2e] (第2節 d)

31.08 2007 年 3 月 1 日付の報告書の中で、アムネスティ・インターナショナルは以下のように説明している。

「数千万人の〔国内の〕移住者は、適切な医療サービスや住む場所を確保する権利を与えられておらず、彼らは永続的な都市部の居住者が利用できる一連の国による手当の受給対象から外されてしまっている。彼らは職場において差別を受け、最も搾取的な職場環境に日常的に身を置いている。国内の移住者の不安定な法的身分、社会的な孤立、文化的な劣等意識、および権利に関する知識の相対的欠如が彼らを一層と弱い立場に追い込み、雇用主は罰せられることもなく彼らの権利を剥奪できる立場にある。国内の移住者の子どもたちは無償の義務教育を平等に受ける権利を与えられておらず、彼らの多くは農村部に置き去りにされている。」 [6n]

31.09 この報告書には、さらに以下のように記述されている。

「農村部の人たちが締め出されていた毛沢東の時代とは異なり、現在では彼らが都市部に移住して働くことが可能になったが、彼らは都市で暫定居住者とし

て登録することが求められている。このプロセスについて、彼らの多くは行うことが難しいか不可能であると考えている。このため、多くの出稼ぎ労働者は登録のために必要な文書をすべて正しく準備することができず、当局は彼らを都市に不法に滞在しているものと見なすことになる。この結果、彼らは警察、地主、雇用主、地元の当局者、ならびに永続的な都市部の居住者から搾取を受けやすくなる。中国では、『登録されていない』国内の移住者は逮捕や出身地への強制送還を受ける可能性がある。このように、いかなる場所に赴いても労働市場を補完し、最も困難で過酷な環境で労働に従事するために家族や愛する人を置いて故郷を離れる意思を示した者に報いることも、あるいはせめて彼らの権利を尊重することもなく、歴代の中国の政権は彼らを差別する環境を支える行政的および法規的な制度を維持してきた。中央政府は出稼ぎ労働者が置かれている窮状を考慮し、彼らの労働条件と生活条件を改善するための法規的な手段を成立させたが、アムネスティ・インターナショナルはそうした改革は迅速に行われていないばかりか、適切に実行もされていないと考えている。」[6n]

- 31.10 2008年3月付の報告書の中で、ヒューマン・ライツ・ウォッチは北京に出稼ぎでやってきた建設現場の労働者たちが経験した搾取的な環境について言及し、雇用主による彼らの搾取の実態と、中国政府による効果的な対応の欠如について詳しく説明している。この報告書には、「中国政府は、建設現場で働く出稼ぎ労働者が直面している搾取の実態について十分に把握し、いくつかの地域において必要な政策上の調整を実行し始めた…。しかし、我々が行った調査の結果、既存の政策が厳格に実行されなかったため重大な政策上のずれが生じ、このことが出稼ぎ労働者たちを数々の深刻な人権侵害の標的になりやすい状況に追い込んでしまっていることが判明している」と記述されている。[7m]

[目次に戻る](#)  
[出典一覧に進む](#)

## 外国からの難民

32.01 米国国務省が 2009 年 2 月 25 日に発行した「2008 年における人権問題に関する国別報告書」（USSD による 2008 年の報告書）には、以下のように記述されている。

「中国は 1951 年の国連難民の地位に関する条約、および 1967 年の議定書の締約国であるが、法律は難民または亡命者としての身分を与えることに関して規定していない。政府は、ベトナムおよびラオスからの漢族または少数民族の国内への再定住化について対処する際に、国連難民高等弁務官 [UNHCR] に対して総体的に協力的である。この年、政府と UNHCR はこれらの居住者に対する市民権の授与に関して議論を継続させた。」 [2e] (第 2 節 d)

32.02 同情報源には、以下のようにも記述されている。

「1951 年の国連難民の地位に関する条約と 1967 年の議定書は、香港には拡張されて適用されず、特別行政区 (SAR) は暫定的な保護方針を有していない。入国管理局の責任者は、臨時的に難民または亡命者の身分を与える裁量権を持つが、例外的な人権的または同情的な必要性が存在する場合に限ってこれを行行使す。移民に関する法令は、外国人に対し亡命の申請を認めさせる権利を与えていない。政府は通常、難民または亡命の申請者を弁護士または UNHCR に照会している。」 [2e] (香港)

## 北朝鮮からの難民

32.03 USSD による 2008 年の報告書には、以下のように指摘されている。

「政府はすべての北朝鮮国民を難民ではなく『経済移住者』として見なしており、国連難民高等弁務官 (UNHCR) は中国にいる北朝鮮の難民に限定的にしか接触できない状況にある。UNHCR に支援された永続性のある解決策と選択肢を得る方法がなく、当局による本国への強制送還に対して常に恐怖を抱いていることから、北朝鮮の難民は人身売買業者の標的になりやすい。UNHCR によるケアを受けた難民であっても、当局による嫌がらせや抑圧にさらされている…。(しかし、) 政府は UNHCR に北東部の北朝鮮との国境地帯での活動を許可していない。実際には、政府は命や自由が危険にさらされる国への難民の追放や送還を保護していない。報告によると、この年、オリンピックの開催を控え、当局は北朝鮮の人々を見つけ出し、拘束し、迫害を受け、死刑に処せられる可能性さえある北朝鮮に強制送還するための取り組みを強化させたという。延辺朝鮮族自治州の警察は、北朝鮮の人々を捕らえた場合、2,000 人民元 (292 ドル) から 2,700 人民元 (395 ドル) の懸賞金を贈ると発表した。北朝鮮の人々の中には、国内の外交関連の機関に入った後、第三国に渡航することが許される者がいる。北朝鮮の難民に対する取り締りが強化されたことで、国境地帯の宗教的なコミュニティに対する嫌がらせが起きている。不法に入国した北朝鮮からの亡命希望者、および国際結婚した夫婦 (すなわち中国人と北朝鮮人の夫婦) の子どもたちは医療サービスやその他の社会的なサービスを受けることができない状態にあるという。政府はまた北朝鮮の人々に食糧、隠れ家、輸送手段、および支援を提供した者を逮捕し、拘留している。報告によれば、北朝鮮の人々を支援したとの理由で拘束を受けた活動家やブローカーは、密航

者を手助けした罪に問われ、それらの北朝鮮の人々が本国に強制送還される場合もあるという。また、北朝鮮の作業者が国内で密かに活動し、北朝鮮の人々を無理やり本国に送還しているとの報告もある。」 [2e] (第2節 d)

- 32.04 2006年10月26日に国際危機グループ (International Crisis Group) が発行した「危険な旅：中国で窮状に陥っている北朝鮮の人々」 (アジア・レポート第122号) と題する報告書の中で、以下のように指摘している。

「越境者が増えた結果、北朝鮮政府は刑罰を適用し、刑法の内容を変更した。1999年の刑法では、越境行為が『不法な越境行為』と『共和国を崩壊させることを意図した』越境行為に区別されていた。一方、2004年に改訂された刑法では、さらに『越境行為』と『頻繁な越境行為』とに区別されている。後者の刑法では、許可を得ないで行われる『頻繁な越境行為』は不法行為であり、強制労働収容所での最高2年間にわたる強制労働が科される (1999年の刑法では3年間であった)。反逆行為…は5年から10年にわたる重労働への従事、あるいはより深刻なケースにおいては10年から生涯にわたる重労働への従事が科される。」 [8a] (p18)

- 32.05 2008年4月付の報告書の中で、ヒューマン・ライツ・ウォッチは以下のように伝えている。

「東部の吉林省にある延辺朝鮮族自治州では、数多くの北朝鮮の子ども、および中国人の父親と北朝鮮人の母親を持つ子どもたちが法的に曖昧な状態で暮らしている。この地域に暮らしているそうした子どもたちの数を見積もった公式のデータは存在しないが、地元の住民はその数を数千人から数万人に上ると指摘している。これらの子どもたちが直面する深刻な問題として、就学することができない事実を挙げることができる。中国の学校は入学し、通うことを許可する際に身元の確認を行う。中国では、すべての国民が **hukou** と呼ばれる戸籍管理制度に基づいて登録されなければならない。中国の法律は、中国で生まれた子どものいずれかの親が中国国民である場合、市民権を得ることができるとしている。しかし、子どもを登録することで母親の身元が明らかとなってしまうため、その配偶者である中国人男性は厳しい選択に迫られる。すなわち、『不法な』経済移民であるとして逮捕され、北朝鮮に強制送還される危険性に母親をさらしても子どもを登録するか、子どもを登録しないで、教育を受けることができない状態に放置するかという選択である。両親が北朝鮮の出身者である場合、子どもは戸籍 (**hukou**) を取得することはできない。延辺朝鮮族自治州では、地区によって北朝鮮の女性の下に生まれた子どもたちが異なる扱いを受けている。しばしば、厳しい対応が取られている。多くの地区では、当局者が日常的に中国人の男性と暮らしている北朝鮮の女性を逮捕し、本国に送還している。法律は明確に規定していないが、母親が逮捕されて北朝鮮に送還されなければ、その母親から生まれた子どもを中国の国民として登録することが拒否される場合がある。」 [7]

- 32.06 2009年2月24日、カナダ移民難民委員会 (IRB) は以下のように指摘している。

「中華人民共和国の国籍法第7条には、中国の憲法と法律に従う意思があり、(1) 中国国民の近親者である、(2) 中国に定住している、または ( ) 他の正

当な理由がある、という条件を満たす外国人または無国籍者は、申請の承認を受けることで帰化できると定められている。(中国、1980年9月10日)しかし、ヒューマン・ライツ・ウォッチ (HRW) によれば、中国政府は北朝鮮の人々を『不法な』経済移民であると見なし、『日常的に彼らを逮捕して本国に送還している』ため、北朝鮮出身の母親、ならびに中国人の父親のもとに生まれた子どもたちは市民権の発給対象から除外される可能性がある…。」 [3ac]

(第22節：民族集団の朝鮮族と韓国人も参照すること。)

(第27節：子どもを取り巻く環境)も参照すること。)

(第31節：移動の自由の戸籍管理制度 (hukou) も参照すること。)

(COI報告書：朝鮮民主主義人民共和国

[http://www.homeoffice.gov.uk/rds/country\\_reports.html](http://www.homeoffice.gov.uk/rds/country_reports.html)も参照すること。)

目次に戻る  
出典一覧に進む

## 市民権と国籍

- 33.01 憲法は、「中華人民共和国の国籍を持つすべての人は中華人民共和国の国民である。中華人民共和国のすべての国民は法律のもと平等である。すべての国民は権利を享受すると同時に、憲法と法律が定める義務を遂行しなければならない。国は人権を尊重し、これを守る」と定めている。[5a] (憲法の本文)
- 33.02 1980年9月10日に制定された中華人民共和国の国籍法第4条には、「中国で中国国民である夫婦のもと、または一方の親が中国国民である夫婦のもとに出生するすべての者は、中国国籍を持つものとする」と定められている。[5x] 米国の人事管理調査サービス局は「世界の市民権法」(2001年3月)と題する論文の中で、少なくとも一方の親が中国国民で、その子どもが別の国の市民権を獲得していない場合、その子どもは中国国民であると見なされると記述している。[23a] (p 51)

## 国籍の回復

- 33.03 中国の国籍法は、以下のように規定している。

「第3条 中華人民共和国は中国国民の二重国籍を認めない…。

「第9条 外国に定住し、本人の自由意志に基づいて外国の国民として帰化した、または外国の国籍を取得した中国国民は、自動的に中国の国籍を失う…。

「第13条 かつて中国の国籍を持っていた外国の国民は、正当な理由があれば中国の国籍の回復を申請することができる。中国の国籍の回復を申請し、これが承認された者は外国の国籍を保持してはならない。

「第14条 中国の国籍を取得、放棄、または回復することを望む者は、第9条に定める場合を除き、申請の手続きを行わなければならない。18歳未満の者による申請は、その両親または他の法定代理人が行うことができる。

「第15条 国内における国籍の申請は、申請者が居住する市町村または県の公安局によって扱われるものとする。国外における国籍の申請は、中国の外交代表機関および領事館によって扱われるものとする。

「第16条 中国国民としての帰化、および中国国籍の放棄または回復のための申請は、中華人民共和国公安部による検証と承認を受けるものとする。公安部は、承認を受けた申請の申請者に対し証明書を発行するものとする。

「第17条 この法律が発布される前に中国国籍を取得した、または失った者の国籍の状態は有効性を維持するものとする。」[5x]

- 33.04 2002年11月15日、カナダ移民難民委員会 (IRB) は以下のように説明している。

「中国国籍が失われた後、これを回復することが可能である。中国国籍を回復するには、最初に現在保持している他国の国籍を放棄し、中国当局に対し報告書 (例えば、他国の国籍を放棄した証拠、および中国国籍の回復の要求) を提

出しなければならない。中国国籍の喪失または回復は、中国国外の中国領事館または中国大使館、あるいは中国国内の公安部を通して要求し、処理することができる。他国の国籍を保持している場合を除き、元々中国の国籍を持っている者がその国籍の回復を要求しても、これが却下される理由は一般的に存在しない。しかし、各ケースによって事情は異なるため、具体的な状況や利点に応じて当局が評価しなければならない。」 [3p] (カナダ、オタワの PRC 大使館との電話によるインタビューの内容に基づく)

33.05 香港特別行政区の入境事務所が発行した管理 2006 年 8 月付の文書には、中国国籍の回復を申請することを希望する者に向けた手引きを定めている。中国の国籍法第 13 条に言及し、この文書は「申請者の人間性に問題はないか、精神疾患を持っていないか」、申請理由など、申請を検証する際に考慮される要素を示している。この文書はさらに、申請者が「自身が行った犯罪や不法行為について香港の中または外の裁判所が下した有罪判決に関する詳細な内容」を含める必要性があることを指摘している。 [86b]

(第 38 節：[香港特別行政区 \(SAR\)](#) も参照すること。)

[目次に戻る](#)  
[出典一覧に進む](#)

## 出入国手続き

- 34.01 米国国務省が 2009 年 2 月 25 日に発行した「2008 年の人権問題に関する国別報告書」（USSD による 2008 年の報告書）には、以下のように記述されている。

「政府はほとんどの国民に対し、合法的な海外移住と海外旅行を認めている。天安門事件が起きた日やオリンピックの開催期間中などをはじめ、慎重な対応が求められる特別な日には、旅行の規制を受けた学術関係者がいたとの報告がある。多くの国民はパスポートを取得することができる。ただし、宗教的な指導者、反政府的な思想を持つ政治活動家、および少数民族を含む、政府が脅威をもたらす人物であると見なす者はパスポートの発給が拒否されるか、海外への旅行が禁止されている。」 [2e] (第 2 節 d)

- 34.02 2005 年 10 月 25 日、カナダ IRB は「国境防衛検査局 (FDIB) が検査を担当し、FDIB の当局者が中国人旅行者のパスポートと出国カードを検査する。当局者はまた、『コンピュータ化した記録システム』を使用して人物の身分を確認する。この検査を受ける際に、中国人旅行者は住民カードを提示する必要はない」と伝えている。(北京にあるカナダ大使館の代表者がもたらした情報に基づく) [3q]

(第 8 節：治安部隊の警察機関も参照すること。)

(第 38 節：香港特別行政区 (SAR) も参照すること。)

## 送還された者に対する処遇

- 34.03 刑法第 322 条には、不法な海外移住に対する罰則が規定されている。その条項には、「秘密裏の越境行為について気勢する法律規定に違反する者は、その状況が深刻である場合、1 年以下の懲役に処し、刑事拘留または管理に置く」と規定されている。[5i] 2000 年 8 月 9 日にカナダ IRB が報告しているように、「出国の許可またはパスポートを得ないまま中国を出国すると、1 年以下の懲役が適用される不法な行為となる。」 [3b]
- 34.04 刑法第 52 条および第 53 条は、送還された者に対する金銭的な罰則について規定している。以下にそれらの条文を示す。

「第 52 条 罰金を科す場合、罰金の金額は犯罪の状況に応じて決められるものとする。

「第 53 条 罰金は一括、または分割にて判決の中で指定される期限以内に支払われるものとする。

「期限が終了するとき、支払いを行わなければならない者は支払いが強制される。判決を受けた者が罰金を全額支払うことができない場合、人民法院は当該の者が譲渡可能な資産を所有していることが判明した場合にいつでも徴収を行うことができる。

「当該の者が回避できない災難に遭い、支払いを行うことが本当に困難である場合、状況に応じて減額または免責を適用するか否か検討が行われるものとする。」 [5i]

34.05 2006年6月11日、*The New York Times* は以下のように報じている。

「中国に送還された者に対する処遇は議論的になっている。その理由の一つとして、そうした事例が過去にほとんどない事実を挙げることができる…。米国国土安全保障省の報道官は私に、『中国に送還された者が迫害を受けているとの報告を我々は受けていない』と話してくれた。しかし、他の者はそれほど楽観的ではなかった。2年前、米国の第7巡回控訴裁判所の判事リチャード・ポスナー (Richard Posner) は、移民担当判事が、亡命申請者が中国に戻されれば刑務所や強制労働収容所に装置される可能性が高いことを示す証拠 (米国と英国の組織から寄せられた人権問題に関する報告書) を考慮しなかったとの理由で中国人のある若者に対する本国送還の命令を無効にした。ポスナーは、『中国に送還された者がどのような処遇を受けるか謎である部分が多い』ことを認めたものの、中国のその若者が送還されれば拷問を受ける可能性があるのではないかと心配していた。事実、ダニエル・ユー (Daniel Yu) という中国人の法学者が私に話してくれたように、不法に出国した者に短期間の懲役刑を科すことを定める法律が中国には存在してはいるが、実際にどのような処罰が下されるかは地元の当局者の裁量にかかっているのである。」 [21a]

34.06 2008年6月16日、ABC News は「オーストラリアの移民担当当局により中国に強制送還された男性が自殺した事件が起きたことで、難民の擁護者は保護を受けるために滞在許可を求める者に対する処遇の改善を要請している。Zhang という名の男性は、1年前に中国に送還されたとき、暴行や拷問を受けた。彼は約10年にわたり彼が亡命を求めたときのことについてオーストラリア当局に繰り返し訴えている。彼は中国で民主化運動に関わっていたため、命の危険にさらされていたのである」と報じている。 [48a]

34.07 USSD による 2008 年の報告書には、「法律は国民が帰還する権利について規定しておらず、また亡命について言及していない。政府は反体制側の人物、法輪功の活動家、あるいは問題を引き起こす人物であると見なす数多くの国民の再入国を拒絶している。海外に暮らす反体制側の人物の中には国に戻ることを許された者がいるが、健康上の理由で仮釈放された者や出国を許可された者たちはしばしば効果的に国外追放されている。海外に暮らす活動家は帰国した時点で投獄されている」と指摘されている。 [2e] (第2節 d) 同報告書には、「人身売買の被害者が本国に送還されても、現在では罰金やその他の処罰が科されることはない」と MPS の当局者が語っている。しかし、当局は警察に横行する汚職、適切な文書を所持せずに海外を旅行した者に対して罰金を科すことを許す規定が存在していること、および被害者であることを特定することの難しさなどの理由で、懲役刑や罰金刑が適用されてしまう被害者も存在していることを当局は認めている」とも記述されている。 [2e] (第5節)

34.08 米国国務省は 2009 年 2 月 25 日に発行した「2008 年の人権問題に関する国別報告書 (台湾編)」の中で、「[台湾の] 法律は亡命者または難民の資格を与えることに関して規定していない。人身売買の被害者を含む、不法滞在する PRC のすべての国民は法律によって PRC に送還されることが求められている

…。[2008年]8月31日の時点で、288名に及ぶPRCからの移民が拘留施設で本国への送還を待っている。2007年には、PRCからの不法な移民は送還されるまでに平均で204日という長い期間、拘留施設に収容されている」と記述している。[2k] (第2節 d)

- 34.09 中華人民共和国のパスポート法が2007年1月1日に施行された。第14条には、申請者が『中国を不法に出国、海外に不法に居住、あるいは海外で不法に就労したとの理由で中国に送還される』場合、パスポートの発行部門は当該の人物が刑事罰を完了する日または中国に送還された日から6ヶ月から3年の間はパスポートを発行しないものとする規定している。[5w] 出身国情報 (COI) サービスに宛てた2007年12月5日付の書簡の中で、外務英連邦省 (FCO) は以下のように記述している。

「亡命に失敗した者 [上記の法律の第14条が適用される場合] がパスポートを申請できるようになるまで待たなければならない期間を裏付ける証拠は存在しない。地元のパスポート担当当局は個々の事例の状況と不法行為の深刻度に応じて判断を下すことになる。差し止め期間は発行を行う当局の裁量に委ねられ (すなわち6ヶ月近くなのか3年近くなのか)、決定される期間は省によって異なる可能性がある。新しい法律がどのように適用されているのかについて、我々は信頼できる情報を入手していない。」[31e]

### 福州市拘留施設 (福建省)

- 34.10 2004年6月に福建省において一週間にわたり実施した調査の結果をまとめたCEME (移民管理協力活動) の報告には、以下のように記述されている。

「調査チームは、福州市郊外にある福建省で最大の拘留施設を訪問した。この施設には最大300人を収容することができる。収容の対象となるのは中国に不法入国した外国人と、不法な海外への移住を行って中国に送還された中国人である。国境警備隊により管理されるこの施設には、中国に送還された者と行政捜査の結果を待つ者が最長で15日間拘留される。この施設では、情報、新聞、テレビ、および討論を通じた意識向上、娯楽、医療サービス、および個人に合わせた『思想教育』が提供される。調査チームは、被拘留者が毎日1時間から3時間にわたり『自由時間』を与えられている事実、および彼らの栄養状態に配慮した食事が供給されている事実を知った。この施設は、オーストラリア、カナダ、および米国の移民を担当する政府高官 (閣僚を含む) たちにモデル施設として度々紹介されている。施設内は清潔で整理整頓され、よく管理されている印象を受けた。しかし、CEMEが訪問したとき、被拘留者の姿は見えなかった (事実、その年には200名ほどしか収容していないように思えた)。この施設には、施設の歴史を紹介する見事なディスプレイが置かれ、様々な国々から訪問を受けている様子が見えた。またこの施設の目的、歴史、運営状況について紹介するドキュメンタリービデオも観ることができた。調査チームは、この施設が、不法な移住活動を撲滅するために政府が莫大な投資を行っている事実を世界に宣伝するために利用されていると考えた。しかし、施設に被拘留者の姿は見えなかったため、調査チームは施設が主張する目的と規模のために実際にどれほど使用されているのか推測するしかなかった。」[97] (p9)

- 34.11 2000年8月9日、カナダIRBは以下のように報告している。

「[福州市の] 拘留施設は、中庭が付いた長方形で 4 階建ての建物を採用している。この施設には最大で 100 人を収容することができる。監房は建物の中に配置され、中庭には卓球テーブルなどの娯楽設備が置かれている。1 階には送還された者を取り調べるための部屋が複数存在する。これらの部屋はかなり狭く、被拘留者と取調官の間はプレキシガラスで仕切られている。我々が歩いていったすぐ横の部屋で、外国から送還されて昨日到着した者の取り調べが行われていた。各監房には 10 人から 12 人を収容することができる。監房は大きな長方形の部屋で、両端は床が一段高くなっており、夜間はそこに寝具が敷かれ、昼間は畳んで置かれる。各監房にはトイレ、テレビ、および窓が付いていた。我々が見たところ、収容者の多くは寝ているか、テレビを観ているか、カードゲームに興じていた。大部屋は喫茶室および『再教育』の部屋として利用されている。施設全体はとても清潔で、生活条件は特に過酷であるという印象は受けず、カナダにあるそれとほぼ同等であった。」 [3b]

### チベット人に対する処遇

34.12 チベットの新聞社 *Phayul* がそのウェブサイトに掲載した 2008 年 2 月 26 日付のチベットのための国際キャンペーン (ICT) による報告には、「チベットから逃亡しようとして、あるいは外国で亡命生活をした後にチベットに再び入ろうとして捕まったチベット人は、拷問や投獄に遭う危険性にさらされている。有名な 2003 年 5 月の事件でカトマンズから送還されたチベット人の一団は、刑務所で暴行を受け過酷な労働を強いられたと報告している」と記載されている。 [43a]

34.13 USSD による 2008 年の報告書には、以下のように指摘されている。

「チベット人たちは今も、宗教的、教育的、またはその他の目的でインドに渡る際に実質的な困難と障害に直面している。慎重な対応が迫られる記念日や行事が行われる日に、政府はチベット人の移動を制限し、国境地帯における警備を強化している。インドやネパールから戻る僧侶や尼僧を標的にした独断的な拘束が行われているとの報告がある。当局は拘留した者に対して正式に容疑をかけることはないが、通常、彼らは数ヶ月間にわたり拘留されている。この年、国境地帯の警備が強化されたことで、国境を越えてネパールやインドに入る人々の数が大きく減少した。」 [2e] (チベット)

34.14 2007 年 2 月 1 日に *The Guardian* が報じているように、「故郷からヒマラヤを経由して逃亡を図った 30 人以上のチベット人が拷問を受け、強制労働収容所に送られた。彼らは中国の国境警備隊による発砲を受け、武装していない彼らのうち数名が死亡したとある生還者は語っている…。毎年、4,000 人を超えるチベット人が、エベレストを含む数々の高山を横切って伸びる国境を越えてネパールに渡っている。」 [41h]

(第 23 節：[チベット](#)も参照すること。)

### ウイグル人に対する処遇

34.15 USSD による 2008 年の報告書には、以下のように指摘されている。

「分離主義を唱えた容疑でウイグル人たちが長期間にわたる懲役刑を言い渡されており、場合によっては死刑が適用されることもある。2007年4月、外国人であるフセイン・セルル（Huseyin Celil）は、ウズベキスタンから引き渡され、拷問を受けて自白を強いられた後、国の分断を画策したとの罪で終身刑を、またテロ組織に加入していた罪で懲役10年を言い渡された。この年、中国政府は迫害を受ける恐れがある中国を脱出し、国外に住んでいるウイグル人たちの送還を求めたとの報告がある。」 [2e]（第5節）

34.16 2008年10月、BBCはテロの容疑者としてグアンタナモ基地収容所に拘束されていた17名の中国系ウイグル人が「2004年に釈放されたが、米国は彼らが中国に戻れば迫害を受ける可能性がある」と語った…。ブッシュ政権は彼らが自国に帰ることもできず、彼らを引き取る国もないのであれば、彼らはグアンタナモに留まるべきであるとの見解を表明した。2006年、5名の中国系イスラム教徒がグアンタナモ基地収容所から釈放され、再定住のためアルバニアに送られた…。中国政府は、グアンタナモ基地収容所に拘留されているすべてのウイグル人を中国に送還するように求めている」と伝えた。 [9e] 2009年1月7日付の続きの報道の中で、BBCは「[グアンタナモ基地収容所に拘留されている]すべてのウイグル人が中国での迫害を恐れて、中国に帰国することを拒否した。中国の専門家であるマイケル・ディロン（Michael Dillon）博士は、彼らが恐れるのは当然のことであると語っている。『中国の当局は確かに彼らの身柄を取り戻し、拘束し、裁判にかけたいと考えている。彼らの全員ではなくても、数名の者は死刑に処せられる可能性がある』と伝えている。」 [9v]

34.17 2006年6月27日の報道の中で、アムネスティ・インターナショナルは、カザフスタンから中国に強制送還されたユスフ・カディル・トティ（Yusuf Kadir Tohti）とアブドゥカディル・シディク（Abdukadir Sidik）という2人のウイグル人の身の安全に深い憂慮の念を示した。この報道の中で、「近年、アムネスティ・インターナショナルはカザフスタンなどの中央アジアの諸国を含む近隣の国々から中国に強制送還されているウイグル人の実情を監視している。最近のいくつかの事例では、送還された者が拷問、不公正な裁判、および処刑までも含む重大な人権侵害に遭っているとの報告がある」と伝えられている。 [6m]

（最近の出来事：[2009年12月19日から2010年1月8日までの間に中国で起きた出来事](#)）も参照すること。）

（第20節：[イスラム教徒のウイグル人も参照すること。](#)）

目次に戻る  
出典一覧に進む

## 公文書

### 身分証明 (ID) カード

35.01 2007年7月3日、カナダ IRB は以下のように指摘している。

「2004年、中国政府は第二世代の住民身分証明 (ID) カードを発行した…。コンピュータによる読み取りが可能なこの新しい ID カードは、これまで 20 年以上にわたり利用されてきた第一世代のカードに置き換えられるものである…。2006年3月までに、1億枚を超える第二世代の ID カードがすでに発行されている…。2008年末までに、約8億枚の第二世代のカードが発行されると予想される…。第二世代の住民身分証明 (ID) カードは、サイズは縦 54 ミリ×横 85.6 ミリとなっている…。新しいカードには『特殊なコーディング』が施してあり、…ある情報源によると『耐摩耗性』ポリエステルプラスチックが使用されているという…。旧来のカードとは異なり、新しいカードの両面にはカードの所有者のデータが記される。少数民族の場合、漢族が用いる漢字と少数民族が用いる文字の両方でデータが記載されることになる…。第二世代のカードは、男性の場合も女性の場合も同じ色を採用し、カード上の文字は縦方向ではなく、横方向に記載されている…。第二世代のカードの具体的な色は、調査理事会が調べた情報源からは把握することができなかった。新しいカードの片面には所有者の名前、性別、民族性、誕生日、住所、ID 番号、および写真が示されている…。カードの所有者の写真はカードの右側に示される…。そして ID 番号は下部に示される…。カード裏面の左上の角には、中国の紋章が示されている…。装飾模様と中国の万里の長城のイラストが見られる…。カードの裏側にはカードの有効期限と発行当局の名称も示される…。『スマートカード』と呼ばれる第二世代のカードには、デジタルマイクロチップが埋め込まれている…。マイクロチップにはカードの所有者の名前、性別、誕生日、住所、および戸籍の登録地などの情報が記憶されている。」 [31]

35.02 同情報源には、以下のようにも記述されている。

「住民 ID カードは、カードの所有者が永続的に居住する地域の県レベルの公安局 (PSB) が発行する…。住民身分証明カードに関する中国の法律に基づき、16歳以上のすべての国民は住民身分証明カードを申請しなければならない…。16歳未満の者は ID カードを取得する権利を持つ…。しかし、カードの申請は保護者が代わって行わなければならない…。住民 ID カードの有効期限が切れた場合、カードを紛失した場合、あるいはカードを損傷した場合、カードの所有者はカードの再発行を申請しなければならない…。2005年1月28日付の *Taipei Times* の記事にも、新しい住民 ID カードは紙製ではないため、カードの所有者は住民区分や婚姻状態などを変更する必要がある場合、新たにカードを申請しなければならないと指摘されている…。カードの有効期限はカードの所有者の年齢によって異なる…。16歳未満の者に対し発行された第二世代の ID カードの有効期限は5年である…。16歳から25歳、および26歳から45歳の者に対し発行された第二世代の ID カードの有効期限はそれぞれ10年と20年である…。46歳以上の者に対し発行された第二世代の ID カードの有効期限はない…。住民 ID カードが有効期限を迎えたら、新しいカードの発行を申請しなければならない…。第二世代の ID カードの発行手数料は20人民元である…。自分の ID カードを紛失した場合、新たなカードの発行手数料は40人民

元となる…。報告によれば、社会扶助を受けて生活している農村部の人々、および貧困に苦しんでいる農村部の人々は、第一世代のカードを第二世代のカードに交換する際にかかる手数料が免除されるという…。暫定的な住民の ID カードの発行手数料は 10 人民元である…。中国の住民身分証明カードに関する法律に基づき、通常の ID カードの申請の間に住民身分証明カードを『緊急的に必要とする』者には、暫定住民 ID カードが発行される…。法律は、国内の特定の地域では、住民 ID カードの発行までに最長で 90 日を要する場合があると指摘している…。しかし、2006 年 3 月 17 日付の **South China Morning Post** の記事は、新しい第二世代の ID カードの発行に要する期間は 30 日までに短縮される可能性がある」と報じている。」 [31]

35.03 2004 年 4 月 20 日付のカナダ IRB による別の報告書には、以下のように記述されている。

「紛失した、または盗難に遭った ID カードを再発行する手順について、北京にあるカナダ移民局の代表者は、もし PRC の国民が [身分証明] ID カードを紛失した場合、戸籍登録帳簿（「**hukou**」）と ID カードの発行を担当する地元の警察署に行かなければならないと語っている。警察署は一時的な居住者を含む管轄区域に居住するすべての人々（外国人も）を登録する責任を有している。引越しをする者は、住所の変更を届け出なければならない。このため、PRC の国民が ID カードを紛失した場合、名目上の手数料を支払い、2 枚の写真を持参し、再発行を申請しなければならない（国民の戸籍（**hukou**）と以前の ID 申請の記録はここで保管される）。写真には本人だけが写っていないとわかってはならないというわけではない。血縁者が一緒に移っていてもよい。新しい ID カードには、新しい発行日が新しい有効期限と共に示されるはずである。」 [3e]

### 偽造された、または不正に取得された文書

35.04 2005 年 9 月 8 日にカナダ IRB が報告しているように、「中国人の密入国に関する論文を書き、刑事司法制度を専門としているラトガース大学（**Rutgers University**）の教授は調査理事会に、彼自身の意見ではあるが、身分証明書、出生証明書、大学の卒業証書、病院の関連書類を含む『あらゆる種類の文書の偽物を中国では用意に手に入れることができる』と語っている。」オーストラリア犯罪学会による 2002 年の報告書を引用し、IRB は「…汚職に手を染めた当局者は、『金銭と引き換えに、またはそうした当局者の家族の密航を手助けするという密航請負業者の約束と引き換えに真正の書類と偽物の書類を』渡してくれるのだ」と報告している。 [3g]

35.05 2007 年 6 月 14 日、カナダ IRB は以下のように報告している。

「…ニューヨークを拠点にする中国人権（**HRIC**）の代表者は、『偽の [身分] 証明書類の不法な製造と販売に腐敗した役人が関与していることは全く想像に難くない。こうした報告は日常的に駆け巡っており、時にはパスポートの偽造が行われているとの情報も入る…。偽の書類は、逮捕令状が発行されている者にとって、警察の通告をかわし、あるいは仕事や住む場所を確保する際に最も便利な道具なのである。』…不正行為の発生を抑え、住民身分証明カードに記録された情報の誤りを修正してもらうため、現在、13 億人の国民の情報が記録されている国の公安局（**PSB**）のデータベースは一般国民がアクセスでき

るように開放されている…。PSBによれば、犯罪者の約90%が偽造された身分証明カードを利用しているという。」[3d]

35.06 2007年7月3日、カナダIRBは、「旧来のラミネート紙を使用したIDカードとは異なり、第二世代のIDカードは偽造が難しい技術を用いて作られている…。2005年1月28日付の*Taipei Times*のある記事には、新しいカードには『複製を防止する』<sup>21</sup>の特性が組み込まれていると指摘されている。しかし、この記事は、そうした特性について具体的に説明していない…。第二世代のIDカードは、カード読み取り機を使用することで本物であるか確かめることができる」と報告している。[3l]

35.07 2009年6月24日、カナダIRBは以下のように報告している。

「2009年6月12日付の書簡の中で、ジョージワシントン大学ロースクールの中国の法体系を専門とするある教授は、『中国ではあらゆる文書が偽造の対象となる』と述べている。Economist Intelligence Unit (EIU) が発行した2007年の報告資料には、中国南部にある米国 (US) 領事館の職員が中国では偽物のパスポートが使用される例はほとんどないが、他の文書を検査するための能力は『蔓延する不正行為』によって阻害されていると報告していると示されている…。その職員によれば、『中国では[個人に関する]書類は信用できず、偽造書類の市場は急速に拡大している』という…。その職員はさらに、別の方法で立証されなければ、文書は偽物であると想定することができ、文書を検証する作業は『労働力と時間を消費する作業』であると語っている…。2009年に *Vancouver Sun* に掲載されたある記事は、中国において『あらゆる種類の書類を買うことができる』と報告している…。2009年6月9日付の書簡の中で、中国の戸籍登録 (hukou) 制度に関する書籍を執筆したことがあるジョージア工科大学で国際情勢を専門とするある教授は、不正の手段を用いた戸籍 (hukou) の偽造と真正の戸籍 (hukou) の取得は、中国で『古くから行われている』と述べている。この教授はまた、『ある特定の場所で最も盛んに用いられている偽造方法について確定的なことは言えないが、不正な手段を用いて (賄賂を渡すなどして) 真性の書類を手に入れる行為がしばしば見られるようだ』と指摘している…。2009年3月16日付の *South China Morning Post* に掲載されたある記事は、北京の労働公安局の2人の職員が、26人が都市部の居住許可証を取得できるように偽の書類を作成したと報じている。これら2人の職員は、懲役10年から12年の刑に処された。調査理事会が参照した情報源には、偽の召喚状に関する具体的な情報は見つからなかった。」[3ad]

(第31節：移動の自由の戸籍管理制度 (hukou) も参照すること。)

目次に戻る  
出典一覧に進む

## 雇用に関する権利

- 36.01 2004年4月に発行された政府白書「中国の雇用状況と政策(第II節)」には、「中国の法律は、労働者は、その民族性、人種、性別、または信教によって雇用において差別されてはならないと定めている。中国の法律は、16歳未満の者の雇用を厳格に禁止している。国は、子どもの労働者の不法な利用と子どもの労働への勧誘を厳正に捜査し、これに対処すると定めている」と記述されている。[5n] (第II節の7ページ)

(第27節：子どもを取り巻く環境の児童就労も参照すること。)

- 36.02 米国国務省は2009年2月25日に発行した「2008年の人権問題に関する国別報告書」(USSDによる2008年の報告書)の中で以下のように指摘している。

「[2008年]1月1日に施行された雇用促進法は、雇用における差別からの保護環境を改善させ、地元の当局機関は新しい法律を反映させた規定の改定を開始した。新しい法律と採択された規定に基づき、感染症を患う者に対する雇用における差別は禁止され、規定条項はそうした者が公務員として働くことを認めている。新しい法律は雇用における差別からの保護環境を改善させるが、身長、身体的な特長、または出身地に基づく差別など、雇用における差別の一般的な種類については言及していない。」[2e] (第5節)

- 36.03 同情報源は以下のようにも伝えている。

「法律は結社の自由について規定しているが、実際には、労働者は自らの意思で組合を結成し、あるいはこれに加入する自由を享受していない。独立した組合の存在は違法であるため、労働者は職場において彼らを代表する独立した組合を選ぶことはできない。ストライキ権も法律によって保護されていない。CCPによって管理され、政治局のメンバーが議長を務める全中国労働組合連盟(ACFTU)が、唯一の合法的な労働者組織である。労働組合法は、ACFTUに企業レベルの組合を含むすべての組合の組織と活動を管理する権限を与え、ACFTUに対して『共産党の指導体制を支持するように求めている。』いくつかの状況で、ACFTUとそれを構成する組合が労働者に代わり政府の政策に影響を与え、これを実行する…。労働組合法は、ストライキの実施を認めている。その場合、組合はストライキの解決を模索する上で労働者の意見と要求を反映させる。ストライキ権に関する法律規定に対する解釈は、地域の当局機関によって異なる。いくつかの管轄区域ではストライキに対する容認度が制限されている。また別の管轄区域では、労働者による抗議活動が不法な抗議運動として扱われている。ストライキ権が明確に定義されておらず、交渉過程に影響を与える労働者の能力は限られている。いくつかの場合において、労働者がより良い条件と待遇を求めてストライキを敢行することがあった。この年、ストライキと抗議運動が国の広い範囲で組織的に数多く行われた…。報告によると、これらのストライキの実行者の中には、警察と衝突した者たちもいるという。この年、数々の報道機関が失業、失業の可能性、賃金または手当の不払い、企業の組織再編に関連し提示された新しい契約への不満、契約条項の不履行、あるいは標準的な雇用条件に対する不満などをめぐり起きたストライキ以外の労働者による抗議運動を取り上げていた。」[2e] (第6節 a)

目次に戻る  
出典一覧に進む

## 領土問題

### 台湾

37.01 外務英連邦省 (FCO) は、2009年5月13日に自ら発行した「国別プロフィール：台湾編」の中で、一般的に台湾と呼ばれる中華民国 (ROC) の人口について2,290万人 (2007年) であると言及している。[31b][18c] (地図)

37.02 2004年8月19日付の *Asia Times* による報道では、以下のように伝えられている。

「今日、多くの者は、古くから台湾が中国の一つの省であることは明らかであるとの CCP の主張を受け入れている。しかし、CCP が発足された後の最初の20年間 (1921年から1942年まで)、台湾は CCP と以前の中華民国 (ROC) の政府にとってつかの間の関心事でしかなかった。台湾は、視覚的にも言葉の上でも漢族が支配する中国大陸と一線を画している。資料、発言、地図、および郵便切手においても、台湾と台湾人は省ではなく一つの地域、および一つの小さな国家として表現されてきた。台湾が中国の領土であるとの主張であるが、政治的に好都合であったため後になってそのように主張されたに過ぎない。」 [64a]

37.03 2009年5月13日付の「国別プロフィール：台湾編」の中で、FCO は以下のように伝えている。

1949年12月、国民党が中国本土で敗北した後、蒋介石総統が率いる当時の『中華民国』が200万人の支持者と共に台湾に移動した。台湾における国民党 (KMT) 政権は、自分たちがすべての中国の正当な政府であると主張し、その島に国家の中央政府を設置した。蒋介石は1975年に他界するまで総統の地位に就いていた。彼の統治のもと、政治機構は実質的に30年間も凍結状態となっていた。蒋介石の他界後、台湾は改革のプロセスに着手し、彼の息子である蔣経国のもとで民主化が徐々に進められた。1986年、主要な野党勢力が集まって民主進歩党 (DPP) が結成され、議会選挙に参加することが認められた。彼らの存在は1989年に正式に合法化された。戒厳令が解除された直後の1987年に蔣経国が他界した。そして李登輝総統が彼の後を引き継いだ。李登輝は、台湾の出身者として初めて KMT の指導者となり、進化する KMT の『台湾化』の象徴であった。李登輝は報道の制限を解除し、国会に適切な選挙制度を導入するなど、広範囲にわたる民主的な改革を実行した。1996年には、総統を選出する初めての直接選挙が行われた。その結果、李登輝が選出され、『総統』の地位に留まった。[31b]

37.04 同情報源は以下のようにも伝えている。

「中国は交渉を通じて再統一を試みている。しかし、その一方で中国は台湾に対する軍事的な威嚇を止めていない。2005年3月14日、中国は台湾の独立に反対し、これを監視する目的で反分離法を制定した。反分離法は、『一つの中 国』という政策を繰り返し強調し、台湾海峡の平和と安定を維持し、海峡をま

たいだ関係性を促進するための具体的な方策をいくつか定めている。しかし、その一方でこの法律は、平和的な再統一が頓挫した場合に『平和的でない』手段を用いることも認めている。政治体制の違いはあるものの、経済的および人的な関係性は極めて急速に発展を続けた。上海だけで、45万人に上る台湾人のビジネスマンとその家族が暮らしていると言われる。直接的な取引は制限されているが、台湾は中国に莫大な投資を行っている。2007年における中国本土に対する台湾の輸出総額は740億2,800万米ドルに達し、輸入総額は280億200万米ドルに達した。」 [31b] [13e] (反分離法の本文) も参照すること。

37.05 FCO は以下のようにも指摘している。

「2008年3月22日、投票率76%を記録した選挙で、KMTの馬英九候補が58%の得票率で、得票率が41%であったDPPの謝長廷候補を破り、第4代総統に選ばれた。馬英九は選挙運動の中で経済問題に的を絞り、中国本土との関係の自由化を約束したのだった。2008年5月に馬英九が総統に就任したことで、関係性が改善する新しい可能性が生み出されたのである。2008年4月、中国の胡錦濤国家主席は『歴史上かつてない大きな可能性』であると評して、海峡をまたがる両者間の関係の平和的な発展は両者が共有する願いであり利益であると強調した。国を統治する政党(国民党と中国共産党)の指導者たちはその後中国で会談し、『1992年の合意』に基づいて長年にわたり滞っていた非公式の窓口による交渉を再開することに同意した。この交渉は2008年6月に始まり、具体的な諸問題に関する取り扱いについて協議が行われた。2回目の一連の協議は2008年11月に行われ、2008年12月18日に台湾海峡を結ぶ船の直接便の運航が開始し、航空機のチャーター便が毎日運行することになった。」 [31b]

37.06 米国国務省は2009年2月25日に発行した「2008年の人権問題に関する国別報告書(台湾編)」の中で、「台湾は総体的に国民の人権を尊重している。しかし、政府当局者による汚職、女性に対する暴力と差別、人身売買、および外国人労働者の酷使などの問題が依然として報告されている」と記述している。 [2k]

[目次に戻る](#)  
[出典一覧に進む](#)

## 特別行政区 (SAR)

### 香港特別行政区 (SAR)

38.01 2006年12月12日付の「国別プロフィール：香港」の中でFCOが指摘しているように、香港は中国の特別行政区であり、中国南部の沿岸部に位置し、1,098平方キロメートルの面積を持っている。香港特別行政区は香港島、九龍、新界、ならびに235に上る小さな島々で構成されている。人口は680万人を数える。[31c] [18d] (地図)

38.02 同情報源には、香港は1997年7月1日に英国から中国に返還され、その後、『一国二制度』という政策のもと、高い水準の自治権が認められているとも記述されている。FCOはまた、香港は部分的な選挙で選ばれる60人のメンバーから成る立法会 (LegCo) によって統治されると指摘している。政府の代表は曾蔭権 (そういんけん) (行政長官) で、国家元首は胡錦濤 (国家主席) である。曾蔭権 (そういんけん) は香港の行政長官を選出する選挙管理委員会から必要とされる最小の指名数を受けた唯一の候補者となり、2005年6月21日に北京の中央人民政府によりこの地位に正式に任命されたのだった。[31c]

38.03 同情報源には、「香港には英国のパスポートを所持している者が約360万人おり、そのうち344万人の人々は英国の国籍を持っている (海外) (BN(O)s)。BN(O)パスポートを持つ者は第三国において英国領事の保護を受け (非中国BN(O)パスポートを持つ者は香港と中国本土において保護を受ける)、6ヶ月未満の滞在であれば英国にビザなしで渡航できる」とも指摘されている。[31c]

38.04 2009年3月17日アクセスした香港政府のウェブサイトには、「あなたが香港の居住者で、(a) 香港または中国のその他の場所で出生した中国人の家系の出身者ある場合、または (b) 中華人民共和国の国籍法に規定される中国国籍の基準を満たす場合、中国国籍を持つ者としてみなされる。あなたが国籍の変更を宣言し、中国の国民ではない場合、HKSAR のパスポートを取得することはできない」と指摘されている。[86a]

(第33節：市民権と国籍も参照すること。)

38.05 米国国務省が2009年2月25日に発行した「2008年の人権問題に関する国別報告書」(USSDによる2008年の報告書)には、以下のように記述されている。

「根本的な問題は残っているが、政府は総体的に国民の人権を尊重している。基本法の条項は、国民が政府に参加し、変えるための能力を制限している。報道機関が自主検閲を行っているとの報告もある。立法会が法律を導入または修正するための権限は制限を受けており、行政長官の任命を承認することはできない。女性に対する暴力も依然として懸念事項となっている。労働者は、最低賃金や団体交渉権の保証に関して数々の問題を抱えている。」[2e] (香港)

(最近の出来事：2009年12月19日から2010年1月8日までの間に中国で起きた出来事)も参照すること。)

## マカオ特別行政区 (SAR)

- 38.06 2006年12月8日付の「国別プロフィール：マカオ」の中でFCOが指摘しているように、マカオは中国の特別行政区であり、中国南東部の沿岸部に位置し、28.2平方キロメートルの面積を持っている。広東省に接し、香港からは60キロメートルの距離にあり、マカオ半島、およびコタイとして知られる長さ2.2キロメートルの埋立地で結ばれたタイパとコロアネという2つの島によって構成される。マカオの人口は48万8,100人を数える(2005年)。**[31d] [18e]** (地図)
- 38.07 同情報源には、マカオは1999年12月20日にポルトガルから中国に返還されたと指摘されている。その後も、『一国二制度』という政策のもと、外交と国防以外の分野で高い水準の自治権が認められている。マカオは部分的な選挙で選ばれる29人のメンバーから成る立法会によって統治される。政府の代表は何厚鏞(Edmund Ho Hau-wah)(行政長官)で、国家元首は胡錦濤(国家主席)である。**[31d]**
- 38.08 米国国務省が2009年2月25日に発行した「2008年の人権問題に関する国別報告書」(USSDによる2008年の報告書)には、「[マカオ]政府は総体的に国民の人権を尊重している。しかし、国民が政府に参加し、変えるための能力の制限、人身売買、および公務員の汚職などいくつかの課題は解決されないまま残っている」と指摘されている。**[2e]** (マカオ)

[目次に戻る](#)  
[出典一覧に進む](#)

## 付録 A1 : 1949 年以降に中国で発生した主な出来事

2009 年 10 月 14 日付の BBC Timeline に基づく。[9a]

**1949 年 10 月 1 日** – 20 年に及ぶ内戦を経て、毛沢東が共産党を国民党との戦いで勝利に導き、中華人民共和国の樹立を宣言する。国民党は台湾に退却し、独自の政府を樹立する。

**1950 年** 朝鮮戦争において、中国が北朝鮮を支援するために軍事介入する。

チベットが中華人民共和国の一部となる。

**1958 年** 毛沢東が、「大躍進政策」と呼ばれる経済の五カ年計画に乗り出す。農業は集団化され、労働集約型の産業が導入される。この政策により経済は破綻し、2 年後にこの政策は打ち切られた。農業が機能しなくなったことで収穫が落ち込み、数百万人が餓死した。

**1959 年** チベットでおきた大規模な反乱を中国軍が制圧する。

**1962 年** ヒマラヤの国境をめぐる、インドとの間で短期的な紛争が起きる。

**1966 年～1976 年** 「文化大革命」という革命的な機運を再生させることを目的に毛沢東が導入した 10 年にわたる政治イデオロギー的な運動により、大規模な社会的、経済的、および政治的な混乱が起きる。

**1972 年** 米国大統領リチャード・ニクソンが訪中する。両国が関係の正常化する意思を表明する。

**1976 年** 毛沢東が死去する。毛沢東の未亡人を含む「四人組」が権力闘争を展開するが、彼らは逮捕され、国家に対する犯罪で有罪の判決を受ける。

**1977 年～1978 年** 1978. 指導部の現実主義者たちの間から鄧小平が影響力を持つ人物として台頭し始める。彼の指導のもと、中国は 1978 年から広範囲にわたる経済改革に乗り出す。

**1979 年** 米国との外交関係が樹立する。

**1986 年～1990 年** 中国の「改革開放政策」により、国は外国からの投資を受け、市場経済と民間部門の発達を推進に力を入れる。

**1989 年** 当初は 1987 年に失脚した胡耀邦中国共産党中央委員会主席の死後の名誉回復を訴えるために天安門広場に一週間集まっていた抗議者に対し、軍が発砲する。公式に発表された死者は 200 人である。国際社会の怒りを招き、制裁措置が適用される。

天安門で抗議運動が行われる間に戒厳令を敷くことを拒否した趙紫陽に代わり、江沢民が中国共産党中央委員会主席に就任する。

**1992 年** ロシアと中国が友好的な関係を取り戻すための宣言に署名する。

**1997年** 鄧小平が死去する（92歳没）。新疆ウイグル自治区伊寧市で暴動が発生し、鄧小平の葬儀の日には新疆の分離主義者がウルムチ市でバスに爆弾を仕掛け、爆発させる。この事件で9人の死者と74人の負傷者を出る。

香港が中国に返還される。

**1998年** 朱鎔基（しゅようき）が李鵬（りほう）の後継者として首相に就任し、アジアの金融危機を受けて改革に乗り出すことを宣言し、経済の減速を続けた。合併、株式の公開、および破産を通して数千社に及ぶ国営企業の組織再編が図られる。これにより、約400万人の公務員が削減される。

**1999年** ユーゴスラビアのベオグラードで NATO 軍が中国大使館を誤爆する。これにより米中関係が悪化する。

宗教的な組織である法輪功が、国家の安定に対する脅威であるとして非合法化される。

マカオが中国に返還される。

**2000年** 全国人民代表大会の前副議長が賄賂を受け取っていた罪で処刑されたことで、公務員の汚職に対する取り締りが強化される。

法輪功が禁止措置に反対し、抗議行動を展開する。

**2001年 6月** - 中国、ロシア、および中央アジアの4カ国の首脳が上海協力機構（SCO）を創設し、貿易と投資を促進しながら民族的小よび宗教的な武装活動に対応するための合意に署名する。「上海5」という中国、ロシア、カザフスタン、キルギスタン、およびタジキスタンの5カ国にウズベキスタンが加わることで、グループが誕生する。

**11月** - 中国が世界貿易機関に加盟する。

**2002年 11月** - 胡錦濤副主席が、引退する江沢民の後継者として共産党の代表者に選ばれる。江沢民は、大きな権限を持って軍隊を指揮する中央軍事委員会主席に再選される。

**2003年 3月** - 全国人民代表大会が胡錦濤を主席に選出する。胡錦濤は、10年間務めた主席の座を退く江沢民の後任となる。

**3月～4月** - 中国と香港が、2002年11月の広東省での症例に端を発すると考えられる肺炎に類似した重症急性呼吸器症候群（SARS）の猛威に見舞われる。この疾患の拡大を食い止めるため、厳格な隔離対策が実行された。

**6月** - 香港が SARS の終息を宣言する。数日後、世界保健機関が SARS に関連した北京への旅行に関する警報を解除する。

7月/8月 - 議論を呼ぶ破壊防止法案の第23条に対する抗議デモが、約50万人の参加者を集めて香港で行われる。香港政府の主要な政府高官2名が辞任する。政府は法案を棚上げにする。

2004年9月 - 江沢民前国家主席が3年の任期を残したまま軍指導者としての地位を辞任。

11月 - 中国は、東南アジア10カ国との画期的な貿易協定に署名する。この協定により、世界の人口の25%が自由貿易地域に結集されることになる。

2005年1月 - 元改革派指導者趙紫陽が死去する。趙紫陽は、1989年に起きた学生による抗議活動に対し、暴力的な方法を使用することに反対し、その後は実質的な自宅軟禁の生活が続いていた。

春節の休暇期間中にチャーターされた航空機による直行便が、1949年以降初めて中国と台湾の間を運行する。

3月 - 香港の董建華（とうけんか）行政長官が辞任する。6月に、曾蔭権（そういんけん）が後任として行政長官に就任した。

台湾に関する新しい法律は、台湾政府が中国本土からの独立を宣言した場合、武力を使用することを求めている。

4月 - 日本の教科書に掲載される第二次大戦に関する記述に関して、日本にとって都合の悪いことが削除されていると中国政府が主張したのをきっかけに中国の複数の都市で暴力を伴う反日デモが起き、日本との関係が悪化する。

8月 - 中国とロシアが、初めて合同の軍事演習を行う。

2006年5月 - 世界最大の水力発電ダムである三峡ダムの構造部に関する作業が完了する。

7月 - 世界最速の鉄道路線として中国とチベットの間に新たに開通した路線の運行が始まる。

8月 - 国営通信社が、過去50年間で最悪の干ばつであると政府が表現する自然災害で、1,800万人に影響がもたらされる。

11月 - 政府が、公害によって中国の環境が深刻なレベルにまで汚染され、健康や社会の安定に脅威をもたらしていると発表する。

2007年2月 - 貿易と投資の拡大のため、胡錦濤国家主席がアフリカ8カ国を歴訪する。欧州の権利擁護団体は、中国が汚職や権力の乱用が横行する政権と取引を行っているとして批判している。

4月 - 歴史的に記念すべき訪問の間に、温家宝が日本の国会に対応する中国で最初の首相に就任する。両国は、両国間の歴史認識の違いを乗り越えるため努力を払うこと合意する。

**6月** - 数百人の成人男性と少年がレンガ工場で奴隷として働かされていたことが明らかになったことで、新しい労働法が導入される。

**7月** - 中国の食品医薬品局の責任者が賄賂を受けていた罪で死刑に処せられる。食品医薬品局をめぐるこの事件により、中国の輸出品の安全性に対する不安が世界で沸き起こった。

**9月** - 北京におけるローマカトリックの新しい司教が任命される。ローマ法王の暗黙の了解が得られるのは過去 50 年以上の間で初めてである。

**2008年 1月** - 最近の数十年間で最悪の規模の吹雪によって、1 億人以上が影響を受ける。

**3月** - 北京オリンピックを 5 ヶ月後に控えた中国のチベットで、政府に対する抗議運動がエスカレートし、過去 20 年間で最悪の暴動へと発展する。

**5月** - 四川省で大地震が起き、数万人が死亡する。

**6月** - 1999 年以来行われていなかった公式の二国間協議で、中国と台湾が相互の領土に事務所を開設することに合意する。

**8月** - 北京でオリンピックが開催される。

**9月** - 汚染ミルクを飲んだ約 5 万 3,000 人の中国の子どもが体調不良となる。この事件に関し、温家宝首相が謝罪した。

**11月** - 政府は経済の減速を防止するため、5,860 億ドル (3,700 億ポンド) 規模の景気刺激策を行うと表明する。温家宝首相は、世界規模の金融危機が中国にもたらした影響は、予想よりも大きなものだったと語った。

**2009年 2月** - 融資と引き換えに、ロシアが今後 20 年間にわたり中国に石油を供給するという 250 億ドル規模の取引にロシアと中国が署名する。

**3月** - 中国の政府高官が、不法な漁業の操業を阻止し、他国による「根拠のない主張」に対処するため、中国は論争の的になっている南シナ海の海域での監視活動を強化する計画であることを明かす。

**7月** - 新疆ウイグル自治区で行われた抗議運動が最近の数十年間で最悪の規模となる民族暴動に発展し、多数の死亡と負傷者が出た。上海当局が、高齢化に対応するため、親 [現在の規定に基づき資格を有する者] に対し第二子を持つように呼びかけた。中国と台湾の首脳が、過去 60 年以上の歴史において初めて直接的に意見を交換した。

**10月** - 中国で、共産党が権力を掌握してから 60 年経過し、これを祝う大きな式典が催される。新疆ウイグル自治区では、民族暴動に関与したとして 6 名に死刑の判決が言い渡される。

目次に戻る  
出典一覧に進む

## 付録 A2 : 1910 年以降にチベットで発生した主な出来事

2009 年 11 月 5 日付の BBC Timeline に基づく。[9f]

- 1911 年** 英国と中国による長年にわたり統治の試みが行われたが、これを拒否することでチベットが独立を宣言する。
- 1935 年** 後にダライ・ラマ 14 世となる男児が、チベット北東部の小さな村で農業に従事する家族のもとに生まれる。2 年後、仏教当局者が彼をダライ・ラマ 13 世の生まれ変わりとして宣言する。
- 1949 年** 毛沢東が中華人民共和国の樹立を宣言し、「解放軍」を使ってチベットに脅威をもたらす。
- 1950 年** 中国が東チベットを侵略する、当時 15 歳であったダライ・ラマが国家元首に正式に就任する。
- 1951** チベットの指導者たちは中国が作成した条約への署名を強要される。いわゆる「17 カ条協定」と呼ばれるこの条約はチベットの自治を保証し、仏教の存在を尊重するが、中国の民事および軍事に関わる機関をラサに設置することを認めるものであった。
- 1950 年代中頃** 中国の支配に対する不満が高まり、武装蜂起が起きる。
- 1954 年** ダライ・ラマは毛沢東と会談するために北京を訪れるが、中国は 17 カ条協定の履行をしなかった。
- 1959 年 3 月** - ラサで大規模な反乱が起きる。暴動が鎮圧される間に数千人が命を落としたと言われる。ダライ・ラマと閣僚の多くはインド北部に逃げ、その後を約 8 万にもチベット人が追った。
- 1963 年** チベットへの外国人の立ち入りが禁止される。
- 1965 年** 中国政府がチベット自治区 (TAR) を定める。
- 1966 年** 文化大革命の波がチベットにも押し寄せ、数多くの寺院や文化的な遺産が破壊される。
- 1971 年** チベットへの外国人の立ち入りが再び許可される。
- 1970 年代後期** 文化大革命が終息し、弾圧も若干鎮静化する。しかし、チベットへの漢族の移住政策が続けられた。
- 1980 年代** 中国は「改革開放政策」に乗り出し、投資を奨励したが、チベットの自治権の拡大を求める声には応じなかった。
- 1987 年** 中国の統治下でチベットの完全なる自治を達成するために、ダライ・ラマはチベットを平和区域として指定することを求め、中国政府との対話を模索した。

**1988年** 暴動が起きた後、中国政府が戒厳令を敷く。

**1989年** ダライ・ラマがノーベル平和賞を受賞する。

**1993年** 中国とダライ・ラマの間の交渉が決裂する。

**1995年** ダライ・ラマが、ゲンドゥン・チューキ・ニマ (Gedhun Choekyi Nyima) という6歳の少年をチベット仏教で2番目に重要な人物であるとされるパンチェン・ラマの真の生まれ変わりとして認定する。中国はこの少年を自宅軟禁とし、ギェンツェン・ノルブ (Gyancain Norbu) という別の6歳の少年を公認のパンチェン・ラマであると指定する。

**2002年** ダライ・ラマと中国政府との接触が再開される。

**2006年** ラサとゴルムド市を結ぶ鉄道があらたに開業する。中国当局はこれを技術力の成果であると称えたが、評論家たちはこれによりチベットへの漢族の流入が促進され、チベット文化への攻撃が加速されると発言している。

**2007年 11月** - ダライ・ラマは数世紀も続けられている後継者を選定する作業にチベット人が参加するべきだとして、この伝統を放棄することをほのめかす。

**12月** - チベットへの旅行者の数が年間で64%もの伸びを見せ、400万人を超えていると中国の国営メディアが伝える。

**2008年 3月** - 北京オリンピックの開催を5ヶ月後に控え、反政府デモが過去20年間で最悪な規模の暴動へと発展する。

複数の国々のチベットを擁護する活動家は、オリンピックの聖火リレーを妨害することで、世界の目をチベットに集めた。

**10月** - ダライ・ラマが、チベットの将来について中国政府との合意に達するための希望を失ったと語る。ダライ・ラマは、自身の亡命政権が中国政府に対して態度を硬化させる可能性があるとし唆した。

**11月** - 英国政府が、チベットに対する中国の直接的な支配を始めて認める。批評家は、こうした動きは中国との交渉に臨むダライ・ラマの力を弱めることになるかと語っている。

中国政府は、最近、ダライ・ラマの側近と行った交渉において何ら進展は見られなかったと語り、交渉を決裂に招いたのはチベットの亡命政権側であると見て非難した。

インド北部で行われたチベット亡命政権の会議で、独立ではなく自治権の獲得を中国側に求めるダライ・ラマによる長期にわたる政策に対する支持が再確認された。

**12月** - ダライ・ラマが欧州MPで演説をした後、欧州連合と中国の関係に亀裂が生じた。中国は、フランスのサルコジ大統領がダライ・ラマと会談した後、フランスとの高官レベルでの接触を一時停止した。

**2009年1月** - 中国当局が81人を拘束し、犯罪者とされる約6,000人に尋問を行う。チベット亡命政権は、1959年にダライ・ラマが亡命した日が近づいたために当局が警戒し、取り締りを行っているとは指摘した。

**3月** - 中国政府が、ダライ・ラマが亡命した日を「奴隷解放記念日」という休日に定める。中国政府は、政府が2番目に高位のラマであるパンチェン・ラマであると指定した者をチベットにおける中国の統治のための報道官に認定する。政府は記念日を前にして2ヶ月に渡って外国人の立ち入りを解除していたが、これを解除した。

**4月** - サルコジ大統領がダライ・ラマと会見した後、中国とフランスの関係に亀裂が生じていたが、ロンドンで開かれるG20首脳会議での両国首脳の会談を控え、両国の政府高官の接触が再開された。

**8月** - 中国の新疆ウイグル自治区で深刻な民族紛争が生じたことで、ダライ・ラマは中国政府の対応を「失敗である」としている。しかしその一方で、ダライ・ラマはチベット問題は中国の国内問題であるとしている。

**10月** - 中国政府は、2008年3月にラサで起きた反政府暴動に関わったとして、少なくとも2人のチベット人が死刑に処せられたと明言している。

[目次に戻る](#)  
[出典一覧に進む](#)

## 付録 B : 政治組織

---

### 全中国労働組合連盟 (ACFTU)

政府が後援する労働組合。[2e] (第 6 節 a)

### 全中国女性連盟 (ACWF)

政府が後援する女性組織。[2e] (第 5 節)

### カトリック愛国協会 (CPA)

政府が公演するカトリック系組織。[2a] (第 I 節 宗教に関する人口統計学)

### CCP 中央統一戦線工作部 (UFWD)

宗教的な活動に関する規定の実行について政策上の「指導と監督」を行う。[2a] (第 II 節 信教の自由が置かれている立場、法律/政策の枠組み)

### 中国障害者連盟 (CDPF)

政府によって組織された障害者のための民間協会[2e] (第 5 節)

### 中国基督教協会 (CCC)

政府が後援するプロテスタント系組織[2a] (第 I 節 宗教に関する人口統計学)

### 中国共産党 (CCP) (Zhongguo Gongchan Dang)

7,080 万人の党員を抱える政権政党。[11a]

### 香港の改善と進歩のための民主同盟 (DAB)

2005 年に設立された親政府組織。香港の改善のための民主同盟 (1992 年に設立され、香港の中国への返還と基本法の施行を支持した) と香港進歩同盟 (1994 年に設立され、財界や業界からの支持を得た) が融合して組織された。

議長：譚耀宗 (Tam Yiu-chung)

総書記：Kan Chi-ho [1a] (香港 - 政治組織)

### 民主党

1994 年に設立された政党。香港民主連合 (UDHK-1990 年に政党として正式に申告) と民主主義を支持するリベラルな政党 Meeting Point (妥協点) が融合して組織された。

議長：何俊仁 (Albert Ho Chun-yan)

総書記：Cheung Yin-tung [1a] (香港 - 政治組織)

### 中国イスラム協会 (IAC)

政府が後援するイスラム教徒のための組織。[2a] (第 II 節 信教の自由が置かれている立場、法律/政策の枠組み)

### 全国人民代表大会 (NPC) (Quanguo Renmin Daibiao Dahui)

中国の国会。[1a] (全国人民代表大会)

### 中国人口家族計画委員会 (NPFPC)

人口管理の監視を行う政府機関。以前は国家家族計画委員会と呼ばれた。[3] (子どもを取り巻く環境)

### 人民武装警察 (PAP)

警察の準軍事的な組織。 [11a]

### 人民解放軍 (PLA)

中国の軍隊。 [1a] (国防)

### 国家宗教事務局 (SARA)

宗教的な活動に関する規定の実行について「指導と監督」を行う。 [2a] (第II節 信教の自由が置かれている立場、法律/政策の枠組み)

### 道教協会

政府が後援する道教の信徒のための組織。 [2a] (第I節 宗教に関する人口統計学)

### 三自愛国運動 (TSPM)

政府が後援するプロテスタント系組織。 [2a] (第I節 宗教に関する人口統計学)

[目次に戻る](#)  
[出典一覧に進む](#)

## 付録 C : 過去と現在における著名な人々

### 蒋介石

内戦で敗北した国民党 (KMT) の指導者。1949 年に台湾に渡る。1975 年に死去。[31b]

### ダライ・ラマ

多くのチベット人が指導を請う精神的および政治的な指導者。ダラムサラ (インド北部) を拠点に亡命政権を率いる。1959 年にチベットを離れた。[1a] (近代史)

### 鄧小平

1980 年代から 1990 年代初頭にかけての最高指導者。経済改革を計画し、遂行した。また、天安門事件では軍に命令を与えた。1997 年に死去。[1a] (近代史)

### 何厚鏞 (Edmund Ho Hau-wah)

マカオ特別行政区 (SAR) の行政長官。[31d]

### 胡錦濤

2003 年 3 月に中国の国家主席に就任。また、中国共産党中央委員会総書記と中央軍事委員会主席を務める。[31a]

### 胡耀邦

リベラルな思想を持つ党指導者。死去したことで、天安門における抗議運動が起きた。1989 年に死去。[1a] (近代史)

### 李洪志

「カルト宗教」であるとして活動が禁止されている法輪功の創設者。[50c] (p3-8)

### 江沢民

最高指導者として鄧小平の後を継いだ。国家主席と中国共産党中央委員会総書記の地位を胡錦濤に明け渡した後、2004 年 9 月に軍の最高責任者の地位を辞任した。[1a] (近代史)

### 馬英九

台湾の総統。2008 年 3 月に選挙にて選出。[31b]

### 毛沢東

1949 年 10 月 1 日に中華人民共和国を樹立した。失敗に終わった「大躍進政策」を押し進め、国民を扇動し、文化大革命を起こした。1976 年に死去。[1a] (近代史)

### パンチェン・ラマ

ダライ・ラマ (上の説明を参照) の次に最高位のラマに就任する。ダライ・ラマによりパンチェン・ラマの 11 番目の生まれ変わりとして選ばれたゲンドゥン・チューキ・ニマ (Gedhun Choekyi Nyima)、および中国政府により同じくパンチェン・ラマの 11 番目の生まれ変わりとして選ばれたギェンツェン・ノルブ (Gyancain Norbu) (Bainqen Erdini Qoigyijabu としても知られる) という 2 人のパンチェン・ラマが存在する。[2a] (チベット、第 II 節 信教の自由を政府が尊重している状況、信教の自由に対する制約)

### 曾蔭権 (そういんけん) (Donald Tsang)

香港特別行政区（SAR）の行政長官。[31c]

温家宝

2003年より中国の首相を務める。[31a]

呉邦国（ごほうこく）

2003年より全国人民代表大会（NPC）常務委員会委員長を務める。[31a]

[目次に戻る](#)  
[出典一覧に進む](#)

## 付録 D : 略語一覧

<b>AI</b>	アムネスティ・インターナショナル
<b>CCP</b>	中国共産党
<b>CEDAW</b>	女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための条約
<b>CPJ</b>	ジャーナリスト保護委員会
<b>EU</b>	欧州連合
<b>EBRD</b>	欧州復興開発銀行
<b>FCO</b>	外務英連邦省 (UK)
<b>FH</b>	フリーダム・ハウス
<b>GDP</b>	国内総生産
<b>HIV/AIDS</b>	ヒト免疫不全ウイルス／後天性免疫不全症候群
<b>HRW</b>	ヒューマン・ライツ・ウォッチ
<b>IAG</b>	不法武装集団
<b>ICG</b>	国際危機監視機構
<b>ICRC</b>	赤十字国際委員会
<b>IDP</b>	国内避難民
<b>IFRC</b>	国際赤十字・赤新月社連盟
<b>IMF</b>	国際通貨基金
<b>IOM</b>	国際移住機関
<b>MSF</b>	国境なき医師団
<b>NA</b>	北部同盟
<b>NATO</b>	北大西洋条約機構
<b>NGO</b>	非政府組織
<b>NPC</b>	全国人民代表大会
<b>OCHA</b>	国連人道問題調整部
<b>ODIHR</b>	民主制度・人権事務所
<b>ODPR</b>	国内避難民・難民事務所
<b>OECD</b>	経済協力開発機構
<b>OHCHR</b>	人権高等弁務官事務所
<b>PRC</b>	中華人民共和国
<b>RSF</b>	国境なき記者団
<b>SAR</b>	特別行政区
<b>STD</b>	性感染症
<b>STC</b>	セーブ・ザ・チルドレン
<b>TB</b>	結核
<b>TI</b>	トランスペアレンシー・インターナショナル
<b>UN</b>	国連
<b>UNAIDS</b>	国連合同エイズ計画
<b>UNESCO</b>	国連教育科学文化機関
<b>UNHCHR</b>	国連人権高等弁務官
<b>UNHCR</b>	国連難民高等弁務官
<b>UNICEF</b>	国連児童基金
<b>UNODC</b>	国連薬物犯罪事務所
<b>USAID</b>	米国国際開発庁
<b>USSD</b>	米国国務省
<b>WFP</b>	世界食糧計画

WHO 世界保健機関

[目次に戻る](#)  
[出典一覧に進む](#)

## 付録 E : 存在が知られている反体制組織

以下の一覧は、すべての組織を網羅しているわけではない。

### 中国民主党 (CDP) (Zhongguo Minzhu Dang)

1998年に設立されたが、その直後、不法な団体であるとの宣告を受けた。CDPは今も活動が禁止されており、政府はCDPの現在および以前の党員を監視、拘束、および投獄している。[2e] (第2節bと第3節)

### 中国進歩同盟 (CPA) (Zhonghua jinbu tongmeng)

1989年の民主化運動の支持者によって1991年中頃に設立された。党員は2001年5月に会合を開き、11カ条から成るマニフェストに同意した。彼らは独裁主義の妥当を目指しているが、CCPの進歩的な分子とも協力している。[6c] (p3)

### 中国自由労働組合 (FLUC) (Zhonggou Ziyou Gonghui)

1991年末に設立された。1992年1月、独立した労働組合の結成を呼びかけるビラを配った。1992年6月に数名のメンバーが秘密裏に逮捕された後、この組織はジュネーブにある国際労働機関 (ILO) に嘆願書を送っている。[6c] (p4)

### 中国自由民主党 (LDPC) (Zhongguo Ziyou Minzhu Dang)

初めて存在が表面化したのが1991年に北京大学で中国で行われている人権侵害について批判する声明が掲示されたときである。1992年3月にも同様の声明が発表されている。[6c] (p3)

### 中国社会民主党 (SDPC) (Zhonggou Shihui Minzhu Dang)

1991年に設立され、甘粛省蘭州市を拠点としている。「この党は、多くが1989年の民主化運動に参加した経験のある学生、労働者、知識人、および政府幹部を含む100人以上の党員で構成されると主張している。」1992年4月、他党に民主化を推進するために連帯を呼びかけるマニフェストを発行している。1992年5月までに、50人の党員が逮捕されている。[6c] (p4)

### 中国国家人民党

1990年代中頃に甘粛省でLi WenshanとChen Shiqingという2人の中年の農業従事者により設立された。この党は民主主義、人権、および経済的な繁栄を支持し、1999年初頭までに党員は1,000人を数えた。2000年8月30日、Li WenshanとChen Shiqingと10~12人の党員が裁判にかけられた。Li WenshanとChen Shiqingは懲役13年と8年をそれぞれ言い渡された。その他の8人は労働教養の施設に送致された。[59b]

### 中国プラム国家党

50歳のFen Zhengmingにより1980年後半に設立された。1990年代初頭まで17の省で活動を行っていた。1992年4月にFen Zhengmingは拘束され、懲役15年の刑が言い渡された。[59b]

[目次に戻る](#)  
[出典一覧に進む](#)

## 付録 F : 民主的な政党

---

PRC の樹立（1949 年）前から存在し、CCP の意思に従っている政治組織。[11a]

- 中国民主主義推進協会
- 中国民主連盟
- 中国国家民主主義建設協会
- **China Zhi Gong Dang**（大衆の利益のための政党）
- 中国農民・労働者民主党
- **Jiu San**（9 月 3 日）協会
- 中国国民党革命委員会
- 台湾民主自治連盟[1a]（その他の政治組織）

[目次に戻る](#)  
[出典一覧に進む](#)

## 付録 G : 中国語の用語集

danwei	作業単位
Fei Ch'ien	「飛び行くお金」、銀行業務を行う地下システム
getihu	家族経営による事業
Guanxi	有利な条件を得るために利用する社会的なコネ
hei haizi	「黒い（不法な）子どもたち」－「一人っ子政策」に反する形で出生した子どもたち
huafeng	「中国的なやり方」
Huayi	「海外の中国人に扶養される者たち」
Huaqiao	「海外の人々」＝海外にいる中国人
hukou	戸籍登録文書
hutong	北京の「路地」または「通り」
jiefang	「自由にする」または「開放する」
Lai see	新年に贈られるお金の入った封筒
laodong jiaoyang	「労働教養」（RTL）、行政拘禁の主要な形態
Laogai	強制労働収容所
mingong	移民となる中国の農民
Mianzi	「面子」、名誉、または敬意
Nongzhuan fei	戸籍（hukou）の転換。すなわち農村部の住人から都市部の住人への転換
qigong	エネルギー育成／リラクゼーション技術に関する考えや信仰の現代的な融合
renshe	蛇頭（密入国斡旋業者）の『顧客』
Shuang gui	党則に違反した CCP の党員を処罰するために用いられる自宅軟禁のようなもの
shourong shencha	『拘留と捜査』、現在は廃止されている行政拘禁の一形態
shourong qiansong	『拘留と送還』、現在は廃止されている行政拘禁のもう一つの形態
Tiananmen	『天国の平和への門（天安門）』
Tianming	『天の命令』
tongxianghui	出身地が同じ人々が集まって作られた協会
wai shi	中国国内の外国人を管理するために用いられる制度
Xinfang	嘆願制度
xiangang	「地位に就いていない」余剰の国家公務員
Xinjiang	『ニューフロンティア』、XUAR の項も参照すること。
Xiaokang	比較的繁栄した
xiejiao	「邪悪なカルト」
Xizang	中国語によるチベットの呼称
Zanzhu Zheng	暫定的居住許可証
Zhonghua Renmin Gongheguo	中華人民共和国、国の正式名称
Zhongnanhai	北京にある CCP 本部

目次に戻る  
出典一覧に進む

## 付録 H : 英語の用語集

基本法	香港に定められている小さな憲法
「Bare Branches」	結婚できる見込みのない独身男性
CCP	中国共産党
行政会議	香港の最高意思決定機関
HK	香港
IMAR	内モンゴル自治区
LegCo	香港マカオ立法会
MPS	公安部
「Mixing Sand」	新疆に移り住む漢族に与えられた名前
NHAR	寧夏回族自治区
Procuracy	刑事事件の捜査および起訴を担当する。
PRC	中華人民共和国
PSB	公安局、地方の警察部隊
ROC	中華民国、台湾の正式名称
SAR	特別行政区 – 香港とマカオ
SARG	特別行政区政府
蛇頭	密入国斡旋業者
TAR	チベット自治区
「3つの代表」	江沢民前国家主席が打ち出した理解しにくい思想
XUAR	新疆ウイグル自治区

[目次に戻る](#)  
[出典一覧に進む](#)

## 付録Ⅰ：チベット語の用語集

---

民主管理委員会 (DMC)	チベットにある仏教寺院の運営を管理する委員会
ゲシエ	最高ランクの寺院での研究活動を修めた僧侶またはラマ僧
ラマ僧	『最高位の者』、最も尊敬されるチベット仏教の僧侶、仏陀の生まれ変わり
ラマ寺	寺院
ラサ	チベットの首都
ポタラ宮	ラサにあるダライ・ラマの公式の住居
リンポチェ	僧侶に付けられる敬称
チベット	「世界の屋根」

[目次に戻る](#)  
[出典一覧に進む](#)

## 付録 J : チベット族の名前に関する手引き

名前	発音	意味
Chodak	CHO-dak	仏教の法を広める者
Choden	CHO-den	敬虔な信者
Choegyal	CHO-gyal	ダルマ王
Chophel	CHO-pel	ダルマの繁栄
Dhargey	DAR-gye	進展、発展、広まり
Dorje	DOR-je	Vajra、すなわち破壊できないこと
Gyaltsen	GYEL-tsen	勝利の旗
Jampa	JAM-pah	愛情あふれた親切さ
Jamyang	JAM-yang	優しい声
Kalsang	KAL-sang	幸運
Karma	KAR-ma	行動、行い
Kunchen	KUN-chen	全知の
Lhundup	LUN-d(r)oop	自然と達成された
Lobsang	LOB-sang	高潔な心を持った
Ngawang	NAR-wang	強力な演説
Ngodup	NOD-ooop	達成、成果
Norbu	NOR-bo	宝石
Palden	PAL-den	壮麗な
Pema	PEM-a	蓮
Phuntsok	Poon-tsok	卓越性
Rabten	RAB-ten	不動の
Rinchen	RIN-chen	貴重な、珠玉（高い価値）
Samdup	SAM-d(r)oop	（願いの）成就
Sangye	SANG-gye	仏陀
Sonam	SON-am	利点
Tenzin	TEN-zin	教えの所有者
Thekchen	TEK-chen	マハーヤーナ
Thokmay	TOK-me	邪魔のない、阻害されていない
Thubten	TOOB-ten	仏陀の教え
Tinley	T(R)IN-ley	啓発された活動
Tsering	TSER-ing	長寿
Tseten	TSET-en	安定した生活
Tsewang	TSE-wang	生活への与力
Wangchuk	WANG-chook	主、強力な
Wangdue	WANG-doo	支配者
Yonten	YON-ten	良い性質

[31h]

目次に戻る  
出典一覧に進む

## 付録 K : 参考文献

---

内務省は、外部のウェブサイトに掲載されている内容について一切責任を負わない。

本資料を更新する過程で古くなった資料は削除されているため、参考文献に付けられている番号は必ずしも連続していない。

### [1] Europa Publications

- a Europa World, Country Profile: The People's Republic of China [accessed 12 February 2009]  
<http://www.europaworld.com/pub/>

### [2] US State Department <http://www.state.gov/>

- a International Religious Freedom Report 2009: China, 26 October 2009 [accessed 10 November 2009]  
<http://www.state.gov/g/drl/rls/irf/2009/127268.htm>
- b Intercountry Adoption: China, September 2009 [accessed 11 December 2009]  
<http://adoption.state.gov/country/china.html>
- c Message on the Twentieth Anniversary of Tiananmen Square, 3 June 2009 [accessed 31 July 2009]  
<http://www.state.gov/secretary/rm/2009a/06/124292.htm>
- d 2008 Country Report on Human Rights Practices: Nepal, 25 February 2009 [accessed 10 March 2009]  
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2008/sca/119138.htm>
- e 2008 Country Report on Human Rights Practices: China, 25 February 2009 [accessed 2 March 2009]  
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2008/eap/119037.htm>
- f Trafficking in Persons Report 2009, 16 June 2009 [accessed 7 July 2009]  
<http://www.state.gov/g/tip/rls/tiprpt/2009/123135.htm>
- g Background Note: China, October 2009 [accessed 11 December 2009]  
<http://www.state.gov/r/pa/ei/bgn/18902.htm>
- h Arthur E Dewey, Assistant Secretary, Bureau of Population, Refugees and Migration, Testimony before US House of Representatives, 14 December 2004 [accessed 21 November 2008]  
<http://www.foreignaffairs.house.gov/archives/108/97363.pdf>
- i Country Reports on Terrorism 2008, 30 April 2009 [accessed 23 July 2009]  
<http://www.state.gov/s/ct/rls/crt/2008/122413.htm>
- j Country Report on Human Rights Practices 2004: China, 28 February 2005 [accessed 12 February 2009]  
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2004/41640.htm>
- k 2008 Country Report on Human Rights Practices: Taiwan, 25 February 2009 [accessed 10 March 2009]  
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2008/eap/119038.htm>

### [3] Canadian Immigration and Refugee Board

- <http://www.irb-cisr.gc.ca/Eng/Pages/index.aspx>
- a CHN42317.E China: Structure of the police force; whether witness protection programmes exist, or other forms of police or state protection for individuals who fear members of organized crime groups (2000–2004), 26 January 2004 [accessed 20 March 2009]  
<http://www2.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/?action=record.viewrec&gotorec=416333>

- b CHN34770.E China: Update to CHN32869.EX of 22 September 1999 regarding treatment of illegal emigrants repatriated to China; particularly information regarding treatment of those repatriated from Canada in May 2000, 9 August 2000 [accessed 20 March 2009]  
<http://www2.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/?action=record.viewrec&gotorec=416599>
- c CHN100726.X. China: The situation of Falun Gong practitioners and their treatment by state authorities (2001–2005), 31 October 2005 [accessed 20 March 2009]  
<http://www2.irb-cisr.gc.ca/en/research/ndp/ref/?action=view&doc=chn100726ex>
- d CHN102486.E China: Reports of corrupt officials issuing fraudulent Resident Identity Cards to unsuspecting rural residents and selling the authentic ones to “snakeheads” on the black market (2004–2007), 14 June 2007 [accessed 26 March 2009]  
<http://www2.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/?action=record.viewrec&gotorec=451315>
- e CHN42321.E China: The format, appearance and manufacture of Chinese resident identity cards; procedure for replacing a lost or stolen identity card; the new law on citizen's identification cards (this response replaces CHN28290.E of 8 January 1998) 20 April 2004 [accessed 20 March 2009]  
<http://www2.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/?action=record.viewrec&gotorec=416323>
- f CHN38004.E China: The treatment of pregnant, unmarried women by state authorities and society in Guangdong; laws pertaining to pregnant, unmarried women (2001), 2 November 2001 [accessed 20 March 2009]  
<http://www2.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/?action=record.viewrec&gotorec=416515>
- g CHN100510.E. China: The manufacture, procurement, distribution and use of fraudulent documents, including passports, hukou, resident identity cards and summonses; the situation in Guangdong and Fujian particularly (2001–2005), 8 September 2005 [accessed 20 March 2009]  
<http://www2.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/?action=record.viewrec&gotorec=449523>
- h CHN100511.E. China: Treatment of pregnant, unmarried women by state authorities, particularly in Guangdong and Fujian; whether unmarried women are obliged to undergo pregnancy tests by family planning officials (2002–2005), 6 September 2005 [accessed 20 March 2009]  
<http://www2.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/?action=record.viewrec&gotorec=449498>
- i CHN100385.E. China: Penalties faced by couples returning from overseas who are in violation of family planning regulations (2001–2005), 25 August 2005 [accessed 20 March 2009]  
<http://www2.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/?action=record.viewrec&gotorec=449481>
- j CHN38833.E China: Update to CHN19301.E 16 January 1995 on whether a child born in a foreign country to Chinese nationals domiciled in a foreign country (Peru) has the right to Chinese citizenship; whether it is automatic; where the child has the automatic right to reside in China; whether the child's rights differ from those of Chinese nationals, 3 May 2002 (Courtesy of the IRB)

- k CHN101062.E China: Organized crime or black society activity, particularly in Guangdong and Fujian, including links with government officials, repercussions associated with failing to meet demands of criminal gangs, and government efforts at tackling organized crime (2005–2006), 5 May 2006 [accessed 20 March 2009]  
<http://www2.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/?action=record.viewrec&gotorec=450166>
- l CHN102481.E China: The second-generation Resident Identity Card; security features; and how the card can be tested for authenticity, 3 July 2007 [accessed 20 March 2009]  
<http://www2.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/?action=record.viewrec&gotorec=451359>
- m CHN37380.E China: Whether a person can have his or her hukou renewed even if he or she is outside of China, 19 April 2002 (Courtesy of the IRB)
- n CHN100544.E China: The situation and treatment of homosexuals (2003–2005), 26 September 2005 [accessed 20 March 2009]  
<http://www2.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/?action=record.viewrec&gotorec=449593>
- o CHN42650.E China: Whether underground Catholic Churches issue baptism certificates; if so, in what language, 8 June 2004 [accessed 20 March 2009]  
[http://www2.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/index\\_e.htm?action=record.viewrec&gotorec=416315](http://www2.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/index_e.htm?action=record.viewrec&gotorec=416315)
- p CHN40106.E China: Whether it is possible to recover lost Chinese nationality; procedure to follow and discretion exercised for reinstatement of Chinese nationality, 15 November 2002 [accessed 25 November 2009]  
<http://www.unhcr.org/cgi-bin/txis/vtx/refworld/rwmain?page=search&amp;docid=3f7d4d6c0&amp;skip=0&amp;query=renounce>
- q CHN100513.E: Exit controls for citizens travelling overseas, including documents and police checks, and whether a person wanted by authorities could leave China using a passport in his or her name; exit procedures at Beijing airport (2003–2005), 25 October 2005 [accessed 20 March 2009]  
<http://www2.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/?action=record.viewrec&gotorec=449632>
- r CHN42444.E China: Circumstances and authorities responsible for issuing summonses/subpoenas; procedural law; whether summonses are given to individuals or households; format and appearance; whether legality can be challenged; punishment for failure to comply with a summons (1998–2004), 1 June 2004 [accessed 20 March 2009]  
<http://www2.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/?action=record.viewrec&gotorec=416316>
- s CHN40628.E China: Information on the human rights situation of the Chaoxian ethnic group (2000–02), 12 February 2003 (Courtesy of the IRB)
- t CHN41289.E China: Whether patriotic churches in China can display Christian crosses, crucifixes and portraits of Jesus Christ; whether it is illegal for individuals in any or all regions of China to possess Christian crosses, crucifixes and portraits of Jesus Christ, 28 February 2003 [accessed 20 March 2009]  
[http://www2.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/index\\_e.htm?action=record.viewrec&gotorec=416419](http://www2.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/index_e.htm?action=record.viewrec&gotorec=416419)

- u CHN42768.E China: Whether affiliation with or membership in foreign churches, while abroad, is a violation of government policy; (i.e., in Canada) could be accused of violating government policy in China and would therefore be subject to repercussions upon return to China (2004), 17 August 2004 [accessed 20 March 2009]  
<http://www2.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/?action=record.viewrec&gotorec=416297>
- v CHN102867.E China: Treatment of children of Falun Gong practitioners; whether children of Falun Gong practitioners are subject to sanctions, including reduced access to education and to health care, 26 June 2008 [accessed 20 March 2009]  
<http://www2.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/?action=record.viewrec&gotorec=451962>
- w CHN41862 China: Whether the translated text of the Bible used in Patriotic churches differs in content from the English version (July 2002–November 2003), 28 November 2003 [accessed 20 March 2009]  
<http://www2.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/?action=record.viewrec&gotorec=416353>
- x CHN42462.E China: Further to CHN29937.E of 20 August 1998 on whether the Public Security Bureau (PSB) authorities and/or police officers from one province would have jurisdiction in another province; whether a Chinese citizen would have recourse against personal vendettas by law enforcement officials from outside his or her home province, 26 March 2004 [accessed 20 March 2009]  
<http://www2.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/?action=record.viewrec&gotorec=416329>
- y CHN102560.E China: Treatment of family members of Falun Gong practitioners by the Chinese authorities; situation of persons who unwittingly or knowingly assist Falun Gong practitioners (e.g., by allowing use or rental of property, offices, office equipment, vehicles, etc.); the treatment of such persons if they deny knowledge of having assisted Falun Gong practitioners, agree to cease such assistance, or denounce Falun Gong, 11 July 2007 [accessed 20 March 2009]  
<http://www2.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/?action=record.viewrec&gotorec=451386>
- z CHN102496.E China: Treatment of “illegal,” or “black,” children born outside the one-child family planning policy; whether unregistered children are denied access to education, health care and other social services (2003–2007), 26 June 2007 [accessed 20 March 2009]  
<http://www2.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/?action=record.viewrec&gotorec=451354>
- aa CHN102495.E China: Whether forced abortions or sterilizations are still occurring; prevalence and location of forced abortions or sterilizations; reports of forced sterilization of men (2005–2007), 10 May 2007 [accessed 20 March 2009]  
<http://www2.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/?action=record.viewrec&gotorec=451207>
- ab [CHN103135.E China: treatment of pregnant, unmarried women by state authorities, particularly in Guangdong and Fujian; whether unmarried women are obliged to undergo pregnancy tests by family planning officials \(2005 - April 2009\), 23 June 2009 \[accessed 7 July 2009\]](http://www2.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/index_e.htm?action=record.viewrec&gotorec=452415)
- [http://www2.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/index\\_e.htm?action=record.viewrec&gotorec=452415](http://www2.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/index_e.htm?action=record.viewrec&gotorec=452415)

- ac [CHN103078.E China: Whether authorities have been known to deny citizenship to foreign wives of Chinese citizens and their children based on their ethnicity; specifically, ethnic Javanese individuals, 24 February 2009 \[accessed 7 July 2009\]](#)  
[http://www2.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/index\\_e.htm?action=record.viewrec&gotorec=452215](http://www2.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/index_e.htm?action=record.viewrec&gotorec=452215)
- ad [CHN103134.E China: The manufacture, procurement, distribution and use of fraudulent documents, including passports, hukou, resident identity cards and summonses in Guangdong and Fujian in particular \(2005 - May 2009\), 24 June 2009 \[accessed 7 August 2009\]](#)  
[http://www2.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/index\\_e.htm?action=record.viewrec&gotorec=452430](http://www2.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/index_e.htm?action=record.viewrec&gotorec=452430)
- ae [CHN103133.E China: Whether the Public Security Bureau \(PSB\) has set up a national computer network for information sharing; nature and extent of communication between PSB offices across the country; whether a link to a police computer network is available at international airports in China \(2006 - May 2009\), 2 July 2009 \[accessed 7 August 2009\]](#)  
[http://www2.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/index\\_e.htm?action=record.viewrec&gotorec=452429](http://www2.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/index_e.htm?action=record.viewrec&gotorec=452429)
- af [CHN100946.E China: The status and treatment of Jehovah's Witnesses \(2004 - 2006\), 24 February 2006 \[accessed 11 December 2009\]](#)  
<http://www.unhcr.org/refworld/country,,QUERYRESPONSE,CHN,,45f147082f,0.html>

#### [4] Economist Intelligence Unit (EIU)

- a 2009 Country Profile: China, editorial closing date 19 December 2008 [accessed 11 December 2009]  
<http://www.eiu.com/index.html?rf=0>

#### [5] Laws, Regulations and White Papers

- a Constitution of the People's Republic of China, adopted 4 December 1982 and amended 14 March 2004, International Constitutional Law (ICL) [accessed 12 November 2009]  
[http://www.oefre.unibe.ch/law/icl/ch00000\\_.html](http://www.oefre.unibe.ch/law/icl/ch00000_.html)
- b Law of the People's Republic of China on Assemblies, Processions and Demonstrations, 31 October 1989, UNHCR Country of Origin and Legal Information: China [accessed 12 November 2009]  
<http://www.unhcr.org/refworld/docid/3ae6b592e.html>
- c Regulations for the Implementation of the Law of Assembly, Procession and Demonstration of the People's Republic of China, 1 June 1992, UNHCR Country of Origin and Legal Information: China [accessed 12 November 2009]  
<http://www.unhcr.org/refworld/country,,NATLEGBOD,,CHN,,3ae6b59010,0.html>
- d Law of the People's Republic of China on the Protection of the Rights and Interests of Returned Overseas Chinese and the Family Members of Overseas Chinese, effective from 1 January 1991, UNHCR Country of Origin and Legal Information: China [accessed 12 November 2009]  
<http://www.unhcr.org/refworld/type,LEGISLATION,,CHN,3ae6b4dc0,0.html>
- e Decision of the Standing Committee of the National People's Congress regarding the Severe Punishment of Criminals who Abduct and Traffic in or Kidnap Women or Children, 4 September 1991, UNHCR Country of Origin and Legal Information: China [accessed 12 November 2009]

- <http://www.unhcr.org/refworld/country,,NATLEGBOD,,CHN,,3ae6b4dd10,0.html>
- f Law on protection for women's rights and interests, effective from 1 October 1992, UNHCR Country of Origin and Legal Information: China [accessed 12 November 2009]  
<http://www.unhcr.org/refworld/publisher,NATLEGBOD,,CHN,3ae6b4d843,0.html>
- g State Security Law of the People's Republic of China, effective as of 22 February 1993, UNHCR Country of Origin and Legal Information: China [accessed 12 November 2009]  
<http://www.unhcr.org/refworld/country,,NATLEGBOD,,CHN,,3ae6b4dd0,0.html>
- h Criminal Procedure Law of the People's Republic of China, adopted 1 July 1979, amended 17 March 1996, UNHCR Country of Origin and Legal Information: China [accessed 12 November 2009]  
<http://www.unhcr.org/refworld/pdfid/3ddbcd4e7.pdf>
- i Criminal Law of the People's Republic of China, 1 October 1997, UNHCR Country of Origin and Legal Information: China [accessed 12 November 2009]  
<http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/refworld/rwmain?docid=3ae6b5cd2&page=search>
- j Population and Family Planning Law of the People's Republic of China, effective from 1 September 2002, UNHCR Country of Origin and Legal Information: China [accessed 12 November 2009]  
<http://www.unhcr.org/refworld/country,,NATLEGBOD,,CHN,,42417cb54,0.html>
- k Population and Family Planning Regulations of Guangdong Province, adopted by the Standing Committee of the People's Congress of Guangdong on 25 July 2002, effective from 1 September 2002 (Courtesy of the Canadian IRB)
- l Population and Family Planning Regulation of Fujian Province (unofficial translation), adopted 26 July 2002, effective from 1 September 2002, UNHCR Country of Origin and Legal Information: China [accessed 12 November 2009]  
<http://www.unhcr.org/refworld/country,,NATLEGBOD,,CHN,,4242b7394,0.html>
- m Military Service Law of the People's Republic of China, effective from 1 October 1984 [accessed 12 November 2009]  
[http://www.novexcn.com/military\\_service\\_law.html](http://www.novexcn.com/military_service_law.html)
- n China's Employment Situation and Policies, Information Office of the State Council of the People's Republic of China, April 2004 [accessed 12 November 2009]  
<http://www.china.org.cn/e-white/20040426/index.htm>
- o Regional Ethnic Autonomy in Tibet, Information Office of the State Council of the People's Republic of China, May 2004 [accessed 12 November 2009]  
<http://www.china.org.cn/e-white/20040524/index.htm>
- p Law of the People's Republic of China on Administrative Penalty, effective from 1 October 1996, Congressional-Executive Commission on China (CECC) [accessed 12 November 2009]  
<http://www.cecc.gov/pages/newLaws/adminPunishmentENG.php>
- q -

- r National Population and Family Planning Commission, Decision of the Central Committee of the Communist Party of China and the State Council on Fully Enhancing Population and Family Planning Programme and Comprehensively Addressing Population Issues (unofficial translation), 22 January 2007 [accessed 12 February 2009]  
<http://www.npfpc.gov.cn/en/en2007-01/news20070124.htm>
- s Interim Regulations of the People's Republic of China on Punishment of Servicemen Who Commit Crimes Contrary to Their Duties, effective from 1 January 1982 [accessed 12 November 2009]  
[http://www.novexcn.com/crimes\\_servicemen\\_duties.html](http://www.novexcn.com/crimes_servicemen_duties.html)
- t Constitution of the Communist Party of China, amended and adopted at the 17th National Congress of the Communist Party of China on October 21, 2007 [accessed 12 November 2009]  
[http://www.bjreview.com.cn/document/txt/2007-12/13/content\\_90532.htm](http://www.bjreview.com.cn/document/txt/2007-12/13/content_90532.htm)  
and  
[http://www.bjreview.com.cn/document/txt/2007-12/13/content\\_90539.htm](http://www.bjreview.com.cn/document/txt/2007-12/13/content_90539.htm)
- u China Questions and Answers, Q: Many people in the international community accuse China's family planning policy of violating human rights. Why does China carry out this policy? Are there differences in its implementation when it comes to urban and rural areas, and ethnic minority areas? [accessed 12 November 2009]  
<http://www.china.org.cn/english/features/Q&A/161825.htm>
- v Government White Paper, China's National Defense in 2004 [accessed 12 November 2009]  
<http://www.china.org.cn/e-white/20041227/index.htm>
- w Passport Law of the People's Republic of China, effective from 1 January 2007 [accessed 12 November 2009]  
[http://www.bjreview.com.cn/document/txt/2006-12/14/content\\_50706.htm](http://www.bjreview.com.cn/document/txt/2006-12/14/content_50706.htm)
- x Nationality Law of the People's Republic of China, effective from 10 September 1980 [accessed 12 November 2009]  
[http://www.immd.gov.hk/ehtml/chnnationality\\_1.htm](http://www.immd.gov.hk/ehtml/chnnationality_1.htm)

[6] **Amnesty International (AI)** <http://www.amnesty.org/>

- a ASA 17/09/90, China: The Massacre of June 1989 and its aftermath, 17 September 1990 [accessed 13 February 2009]  
<http://www.amnestyusa.org/countries/china/document.do?id=1233EEEBBA-AA5F4B802569A6005FFADA>
- b Report 2009: China, May 2009 [accessed 10 July 2009]  
<http://report2009.amnesty.org/en/regions/asia-pacific/china>
- c ASA 17/05/94, China: Dissidents detained since 1992: Political Trials and Administrative Sentences, published 1994 (Courtesy of Amnesty International UK)
- d -
- e ASA 17/004/2005, Hada (m), aged 49, political activist, 28 January 2005 [accessed 13 February 2009]  
<http://www2.amnesty.se/uaonnet.nsf/Senaste+veckan/EA5C5D36AB0983B6C1256F9A00308071?opendocument>
- f -
- g -
- h ASA 17/015/2007, People's Republic of China: The Olympics countdown: Repression of activists overshadows death penalty and media reforms, 30 April 2007 [accessed 13 February 2009]  
<http://web.amnesty.org/library/Index/ENGASA170152007?open&of=ENG-CHN>

- i ASA 17/043/2007, Legacy of the Beijing Olympics: China's choice, 8 October 2007 [accessed 13 February 2009]  
[http://web.amnesty.org/library/pdf/ASA170432007ENGLISH/\\$File/ASA1704307.pdf](http://web.amnesty.org/library/pdf/ASA170432007ENGLISH/$File/ASA1704307.pdf)
- j ASA 17/033/2007, China: Tiananmen anniversary – looking forward means facing up to the past, 1 June 2007 [accessed 13 February 2009]  
<http://web.amnesty.org/library/Index/ENGASA170332007?open&of=ENG-CHN>
- k -
- l -
- m EUR 57/002/2006, Kazakstan: Further information on forcible return/torture/death penalty, 27 June 2006 [accessed 13 February 2009]  
<http://web.amnesty.org/library/Index/ENGEUR570022006?open&of=ENG-CHN>
- n ASA 17/008/2007, China: Internal migrants: Discrimination and abuse: The human cost of an economic 'miracle', 1 March 2007 [accessed 13 February 2009]  
<http://web.amnesty.org/library/Index/ENGASA170082007?open&of=ENG-2AS>
- o ASA 17/016/2006, People's Republic of China: Abolishing "Re-education through Labour" and other forms of punitive administrative detention: An opportunity to bring the law into line with the International Covenant on Civil and Political Rights, 12 May 2006 [accessed 13 February 2009]  
<http://web.amnesty.org/library/Index/ENGASA170162006?open&of=ENG-CHN>
- p ASA 17/050/2008, People's Republic of China: The Olympics countdown – crackdown on activists threatens Olympics legacy, 1 April 2008 [accessed 13 February 2009] <http://www.amnesty.org/en/library/info/ASA17/050/2008/en>

[7] **Human Rights Watch (HRW)** <http://www.hrw.org/>

- a Devastating Blows: Religious Repression of Uighurs in Xinjiang, April 2005 [accessed 13 February 2009]  
<http://hrw.org/reports/2005/china0405/>
- b "An Alleyway in Hell": China's Abusive "Black Jails", 12 November 2009 [accessed 2 December 2009]  
[http://www.hrw.org/sites/default/files/reports/china1109web\\_1.pdf](http://www.hrw.org/sites/default/files/reports/china1109web_1.pdf)
- c Restrictions on AIDS Activists in China, June 2005 [accessed 13 February 2009]  
<http://hrw.org/reports/2005/china0605/>
- d China: Political Prisoner Exposes Brutality in Police-Run Mental Hospital, Eyewitness Testimonies from Notorious Ankang Asylum, 1 November 2005 [accessed 13 February 2009]  
<http://hrw.org/english/docs/2005/11/01/china11957.htm>
- e China: No Medical Reason to Hold Dissident, 17 March 2006 [accessed 13 February 2009]  
<http://hrw.org/english/docs/2006/03/17/china13010.htm>
- f Locked Doors: The Human Rights of People living with HIV/AIDS in China, September 2003 [accessed 13 February 2009]  
<http://www.hrw.org/reports/2003/china0803/>
- g China: AIDS Treatment Plan Welcome But Must Protect Rights, 11 November 2003 [accessed 13 February 2009]  
<http://www.hrw.org/en/news/2003/11/10/china-aids-treatment-plan-welcome-must-protect-rights>
- h "Walking on Thin Ice": Control, Intimidation and Harassment of Lawyers in China, April 2008 [accessed 13 February 2009]

- i <http://www.hrw.org/en/reports/2008/04/28/walking-thin-ice-0>  
World Report 2009: Events of 2008: China, 15 January 2009 [accessed 20 January 2009]  
<http://www.hrw.org/en/node/79301>
- j Denied Status, Denied Education: Children of North Korean Women in China, April 2008 [accessed 13 February 2009]  
<http://hrw.org/reports/2008/northkorea0408/>
- k China: Tiananmen Legacy Defies Olympic Gloss, 1 June 2007 [accessed 13 February 2009]  
<http://hrw.org/english/docs/2007/06/01/china16043.htm>
- l China: Repression spikes as People's Congress closes, 14 March 2007 [accessed 13 February 2009]  
<http://hrw.org/english/docs/2007/03/14/china15481.htm>
- m "One Year of My Blood": Exploitation of Migrant Construction Workers in Beijing, March 2008 [accessed 13 February 2009]  
<http://www.hrw.org/en/reports/2008/03/11/one-year-my-blood-0>
- n -
- o An Unbreakable Cycle: Drug Dependency Treatment, Mandatory Confinement, and HIV/AIDS in China's Guangxi Province, 8 December 2008 [accessed 23 January 2009]  
<http://www.hrw.org/sites/default/files/reports/china1208web.pdf>

**[8] International Crisis Group** <http://www.crisisgroup.org>

- a Perilous Journeys: The Plight of North Koreans in China and Beyond, Asia Report No.122, 26 October 2006 [accessed 13 February 2009]  
<http://www.crisisgroup.org/home/index.cfm?id=4469&l=1>

**[9] BBC News** <http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/default.stm>

- a Timeline: China, 14 October 2009 [accessed 15 December 2009]  
[http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/country\\_profiles/1288392.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/country_profiles/1288392.stm)
- b China's ethnic tinderbox, 9 July 2009 [accessed 29 July 2009]  
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/8141867.stm>
- c China healthcare under spotlight, 20 October 2008 [accessed 24 October 2008]  
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/health/7679162.stm>
- d China launches first gay TV show, 5 April 2007 [accessed 18 March 2009]  
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/6528509.stm>
- e Guantanamo Uighur release blocked, 9 October 2008 [accessed 28 October 2008]  
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/americas/7660399.stm>
- f Timeline: Tibet, 5 November 2009 [accessed 15 December 2009]  
[http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/country\\_profiles/6299565.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/country_profiles/6299565.stm)
- g China issues 'terrorist' list, 15 December 2003 [accessed 13 February 2009]  
<http://news.bbc.co.uk/2/hi/asia-pacific/3319575.stm>
- h Chinese police find child slaves, 30 April 2008 [accessed 13 February 2009]  
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/7374864.stm>
- i Out of the closet in China, 13 January 2004 [accessed 13 February 2009]  
<http://news.bbc.co.uk/2/hi/asia-pacific/3389767.stm>
- j Spotlight falls on India's Tibetans, 17 April 2008 [accessed 13 February 2009]  
[http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south\\_asia/7352941.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/7352941.stm)
- k China 'no longer a poor country', 28 October 2008 [accessed 29 October 2008]  
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/7694476.stm>
- l Pope rallies split Chinese flock, 30 June 2007 [accessed 13 February 2009]  
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/6256234.stm>
- m Tibetan children in Nepal protest, 28 March 2008 [accessed 13 February 2009]

- [http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south\\_asia/7318079.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/7318079.stm)  
n Chinese 'living longer than ever', 16 November 2008 [accessed 23 January 2009]
- <http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/7731566.stm>  
o Chinese police kill two Uighurs, 13 July 2009 [accessed 29 July 2009]
- <http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/8147657.stm>  
p China dissident given jail term, 2 September 2009 [accessed 7 December 2009]
- <http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/8233315.stm>  
q China divorce rate rises by 20%, 25 January 2008 [accessed 13 February 2009]
- <http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/7208385.stm>  
r China aims to silence reform call, 12 January 2009 [accessed 10 March 2009]
- <http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/7819355.stm>  
s China's modern power house, 1 October 2005 [accessed 13 February 2009]
- [http://news.bbc.co.uk/1/hi/programmes/from\\_our\\_own\\_correspondent/4298284.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/programmes/from_our_own_correspondent/4298284.stm)  
t China's western border 'defenders', 17 November 2005 [accessed 13 February 2009]
- <http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/4445736.stm>  
u Grey areas in China's one-child policy, 21 September 2007 [accessed 13 February 2009]
- <http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/7002201.stm>  
v Free but homeless after Guantanamo, 7 January 2009 [accessed 11 March 2009]
- <http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/7816611.stm>  
w China plans new anti-gang effort, 22 December 2008 [accessed 11 March 2009]
- <http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/7795415.stm>  
x Crisis 'has hit China's economy', 28 January 2009 [accessed 18 March 2009]
- <http://news.bbc.co.uk/1/hi/business/davos/7856636.stm>  
y China to investigate prison abuse, 2 April 2009 [accessed 21 July 2009]
- <http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/7978320.stm>  
z Shanghai urges 'two-child policy', 24 July 2009 [accessed 29 July 2009]
- <http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/8166413.stm>  
aa Protest not unusual in China, 7 July 2009 [accessed 29 July 2009]
- <http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/8138865.stm>  
ab China's main ethnic minorities, 6 July 2009 [accessed 29 July 2009]
- <http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/8136043.stm>  
ac China concerned about abortions, 30 July 2009 [accessed 30 July 2009]
- <http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/8175864.stm>  
ad China official admits to torture, BBC, 20 November 2006 [accessed 13 February 2009]
- <http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/6164408.stm>  
ae China babies 'sold for adoption', 2 July 2009 [accessed 30 July 2009]
- <http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/8130900.stm>  
af China avoids major social unrest, 18 June 2009 [accessed 31 July 2009]
- <http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/8102233.stm>  
ag China bans petitioners in Beijing, 19 August 2009 [accessed 25 August 2009]
- <http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/8210047.stm>  
ah HK's draw for pregnant Chinese, 31 January 2007 [accessed 13 February 2009]
- <http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/6317127.stm>  
ai China looks to export censorship, 2 November 2009 [accessed 27 November 2009]
- <http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/8329217.stm>  
-

- [10] **The Observer** <http://www.guardian.co.uk/theobserver>  
 a Has anyone seen our child? 23 September 2007 [accessed 13 February 2009]  
<http://observer.guardian.co.uk/magazine/story/0,,2173231,00.html>
- [11] **US Library of Congress** <http://memory.loc.gov/ammem/index.html>  
 a Country Profile: China, August 2006 [accessed 5 August 2009]  
<http://lcweb2.loc.gov/frd/cs/profiles.html>
- [12] **People's Daily** <http://english.peopledaily.com.cn/>  
 a Tianjin transsexual gets new Chinese ID card as a woman, 16 April 2008  
 [accessed 18 March 2009]  
<http://english.people.com.cn/90001/90776/90882/6393994.html>  
 b -  
 c -  
 d China's Supreme Court Explains Marriage Laws, 28 April 2003  
 [accessed 17 March 2005]  
 e -  
 f -  
 g China Simplifies Procedures for Marriage, Divorce, 19 August 2003  
 [accessed 17 March 2005]  
 h -  
 i -  
 j -  
 k -  
 l -  
 m -  
 n -  
 o -  
 p People increasingly concerned with frequent assaults on policemen, 8  
 October 2005 [accessed 13 February 2009]  
[http://english.people.com.cn/200510/08/eng20051008\\_213282.html](http://english.people.com.cn/200510/08/eng20051008_213282.html)  
 q Govt to pay for AIDS tests, consultations, 15 April 2004  
 [accessed 17 March 2005]  
 r -  
 s -  
 t -  
 u -  
 v -  
 w -  
 x -  
 y -  
 z -  
 aa -  
 ab -  
 ac One-child policy 'will not change', 30 September 2006 [accessed 13 February  
 2009]  
[http://english.people.com.cn/200609/30/eng20060930\\_307781.html](http://english.people.com.cn/200609/30/eng20060930_307781.html)  
 ad -  
 ae -  
 af -  
 ag -  
 ah China's religious believers thrice official estimate, 7 February 2007 [accessed  
 13 February 2009]  
[http://english.people.com.cn/200702/07/eng20070207\\_348212.html](http://english.people.com.cn/200702/07/eng20070207_348212.html)

- [13] **Xinhua news agency** <http://www.xinhuanet.com/english/index.htm>
- a Beijing Eases Birth Control Policy, 9 August 2003 [accessed 2 August 2004]
  - b World Buddhist Forum discusses building of world harmony, 28 March 2009 [accessed 23 July 2009]  
<http://english.sina.com/china/p/2009/0327/229614.html>
  - c -
  - d -
  - e Full text of Anti-Secession Law, 14 March 2005 [accessed same date]
  - f -
  - g -
  - h New City Policy eases One-child Restrictions, 13 April 2004 [accessed 17 March 2005]
  - i -
  - j Statute shows greater resolve in AIDS control, 13 February 2006 [accessed 13 February 2009]  
[http://news.xinhuanet.com/english/2006-02/13/content\\_4171114.htm](http://news.xinhuanet.com/english/2006-02/13/content_4171114.htm)
  - k -
  - l -
  - m Orphanage director jailed over baby selling scam, 27 February 2006 [accessed 13 February 2009]  
[http://news.xinhuanet.com/english/2006-02/27/content\\_4233358.htm](http://news.xinhuanet.com/english/2006-02/27/content_4233358.htm)
  - n More Chinese studying abroad return, 6 January 2006 [accessed 2 March 2006]
  - o -
  - p -
- [14] **China Daily** <http://www.chinadaily.com.cn/english/home/index.html>
- a Mental illnesses continue to rise, 17 June 2009 [accessed 30 July 2009]  
[http://www.chinadaily.com.cn/china/2009-06/17/content\\_8291862.htm](http://www.chinadaily.com.cn/china/2009-06/17/content_8291862.htm)
  - b China: Drug bid to skirt family planning, 14 February 2006 [accessed 13 February 2009]  
[http://www2.chinadaily.com.cn/english/doc/2006-02/14/content\\_520018.htm](http://www2.chinadaily.com.cn/english/doc/2006-02/14/content_520018.htm)
  - c Henan police deal 'most wanted' cards, 16 November 2005 [accessed 13 February 2009]  
[http://www.chinadaily.com.cn/english/doc/2005-11/16/content\\_494978.htm](http://www.chinadaily.com.cn/english/doc/2005-11/16/content_494978.htm)
  - d -
  - e -
  - f New hotline to offer help to gay people, 11 May 2006 [accessed 13 February 2009]  
[http://www.chinadaily.com.cn/china/2006-05/11/content\\_586770.htm](http://www.chinadaily.com.cn/china/2006-05/11/content_586770.htm)
  - g -
  - h -
  - i -
  - j HIV/AIDS sufferers can receive free therapy, 14 April 2004 [accessed 17 March 2005]
  - k -
  - l -
  - m Gov't-backed gay forum makes cautious debut, 15 August 2006 [accessed 13 February 2009]  
[http://www.chinadaily.com.cn/china/2006-08/15/content\\_664777.htm](http://www.chinadaily.com.cn/china/2006-08/15/content_664777.htm)
  - n Experts cry for checking before marriage, 20 February 2005 [accessed 13 February 2009]  
[http://www.chinadaily.com.cn/english/doc/2005-02/20/content\\_417710.htm](http://www.chinadaily.com.cn/english/doc/2005-02/20/content_417710.htm)

- [15] **Reproductive Health Journal**  
<http://www.reproductive-health-journal.com>  
 a Illegal births and legal abortions – the case of China, 11 August 2005, by Elina Hemminki, Zhuochun Wu, Guiying Cao, Kirsi Viisainen [accessed 13 February 2009]  
<http://www.reproductive-health-journal.com/content/2/1/5>
- [16] **China Democracy Party UK Branch**  
<http://www.ukcdp.co.uk/ukcdp/cdpukrecru.htm>  
 a UK Branch of China Democracy Party [accessed 11 March 2009]  
<http://www.ukcdp.co.uk/ukcdp/ukcdp.htm>
- [17] **The Wall Street Journal** <http://online.wsj.com/>  
 a Mental Illness in China Found Higher Than in Previous Tallies, 12 June 2009 [accessed 30 July 2009]  
<http://blogs.wsj.com/health/2009/06/12/mental-illness-in-china-found-higher-than-in-previous-tallies/>
- [18] **Maps**  
 a Map of China [accessed 11 March 2009]  
<http://www.reliefweb.int/rw/RWB.NSF/db900LargeMaps/SKAR-64GCM9?OpenDocument>  
 b Map of Tibet, Lonely Planet [accessed 11 March 2009]  
<http://www.lonelyplanet.com/maps/asia/tibet/>  
 c Map of Taiwan, Lonely Planet [accessed 11 March 2009]  
[http://www.lonelyplanet.com/mapshells/north\\_east\\_asia/taiwan/taiwan.htm](http://www.lonelyplanet.com/mapshells/north_east_asia/taiwan/taiwan.htm)  
 d Map of Hong Kong, Lonely Planet [accessed 11 March 2009]  
[http://www.lonelyplanet.com/mapshells/north\\_east\\_asia/hong\\_kong/hong\\_kong.htm](http://www.lonelyplanet.com/mapshells/north_east_asia/hong_kong/hong_kong.htm)  
 e Map of Macao, Lonely Planet [accessed 11 March 2009]  
[http://www.lonelyplanet.com/mapshells/north\\_east\\_asia/macau/macau.htm](http://www.lonelyplanet.com/mapshells/north_east_asia/macau/macau.htm)  
 f Map of Xinjiang, Encarta [accessed 11 March 2009]  
[http://encarta.msn.com/map\\_701517738/Xinjiang\\_Uyгур.html](http://encarta.msn.com/map_701517738/Xinjiang_Uyгур.html)  
 g Nepal: Selected Ethnic Groups, posted 18 January 2006 [accessed 11 March 2009]  
<http://www.reliefweb.int/rw/rwb.nsf/doc404?OpenForm&rc=3&emid=EVIU-6AKEJJ>  
 h Chinese Linguistic Groups [accessed 11 March 2009]  
[http://www.lib.utexas.edu/maps/middle\\_east\\_and\\_asia/china\\_ling\\_90.jpg](http://www.lib.utexas.edu/maps/middle_east_and_asia/china_ling_90.jpg)
- [19] **The Economist** <http://www.economist.com/>  
 a Sons of heaven, 2 October 2008 [accessed 22 October 2008]  
[http://www.economist.com/world/asia/displaystory.cfm?story\\_id=12342509](http://www.economist.com/world/asia/displaystory.cfm?story_id=12342509)
- [20] **China Democracy Party**  
 a Messages from the Chairman Wanjun Xie, 28 December 2007 [accessed 31 July 2009]  
<http://www.hqcdp.org/english/>
- [21] **The New York Times**  
 a The Smugglers' Due, 11 June 2006 [accessed 12 March 2009]  
<http://www.nytimes.com/2006/06/11/magazine/11chinese.html?pagewanted=6>

- b Seeking Justice, Chinese Land in Secret Jails, 8 March 2009 [accessed 12 March 2009]  
[http://www.nytimes.com/2009/03/09/world/asia/09jails.html?\\_r=2](http://www.nytimes.com/2009/03/09/world/asia/09jails.html?_r=2)
- [22] **Aid to the Church in Need** <http://www.acn.org.uk>  
a China – The Torch of Faith: The Church in China [accessed 11 March 2009]  
<http://www.acn.org.uk/shop/frameset.asp>
- [23] **United States Office of Personnel Management: Investigations Service**  
<http://www.opm.gov/guidance/index.htm>  
a Citizenship Laws of the World, March 2001 [accessed 11 March 2009]  
<http://www.opm.gov/extra/investigate/IS-01.pdf>
- [24] **International Organization for Migration (IOM)** <http://www.iom.int/>  
a Julia Meredith Hess, Statelessness and the State: Tibetans, Citizenship, and Nationalist Activism in a Transnational World, International Migration Vol. 44 (1) 2006
- [25] **The Telegraph** <http://www.telegraph.co.uk/news/worldnews/asia/china/>  
a China's rural children die at six times rate of city dwellers, 21 October 2008 [accessed 24 October 2008]  
<http://www.telegraph.co.uk/news/worldnews/asia/china/3229105/Chinas-rural-children-die-at-six-times-rate-of-city-dwellers.html>  
b China to drop one-child policy for earthquake parents, 27 May 2008 [accessed 31 October 2008]  
<http://www.telegraph.co.uk/news/worldnews/asia/china/2032924/China-earthquake-China-to-drop-one-child-policy-for-earthquake-parents.html>  
c China pledges to improve human rights - with Chinese characteristics, 13 April 2009 [accessed 21 July 2009]  
<http://www.telegraph.co.uk/news/worldnews/asia/china/5148694/China-pledges-to-improve-human-rights---with-Chinese-characteristics.html>  
d China announces plans for national health service, 9 April 2009 [accessed 23 July 2009]  
<http://www.telegraph.co.uk/news/worldnews/asia/china/5128299/China-announces-plans-for-national-health-service.html>  
e China admits it runs illegal black jails, 26 November 2009 [accessed 2 December 2009]  
<http://www.telegraph.co.uk/news/worldnews/asia/china/6662196/China-admits-it-runs-illegal-black-jails.html>
- [26] **Freedom House** <http://www.freedomhouse.org>  
a Freedom in the World 2009: China, July 2009 [accessed 28 July 2009]  
<http://freedomhouse.org/template.cfm?page=22&country=7586&year=2009>
- [27] **United Nations Inter-Agency Project (UNIAP) on Human Trafficking in the Greater Mekong Sub-Region** <http://www.no-trafficking.org/>  
a China [accessed 19 March 2009]  
[http://www.no-trafficking.org/content/Country\\_Pages\\_China/overview\\_china.htm](http://www.no-trafficking.org/content/Country_Pages_China/overview_china.htm)
- [28] **US Congressional-Executive Commission on China** <http://www.cecc.gov>  
a Annual Report 2009, 10 October 2009 [accessed 2 December 2009]  
<http://www.cecc.gov/pages/annualRpt/annualRpt09/CECCannRpt2009.pdf>

- [29] **UNICEF** <http://www.unicef.org>  
 a China: Background and Statistics [accessed 11 March 2009]  
[http://www.unicef.org/infobycountry/china\\_china.html](http://www.unicef.org/infobycountry/china_china.html)
- [30] **CIA World Factbook**  
<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/index.html>  
 a China, 5 March 2009 [accessed 11 March 2009]  
<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/ch.html>
- [31] **Foreign & Commonwealth Office (FCO)** <http://www.fco.gov.uk/>  
 a Country Profiles: China, 27 January 2009 [accessed 6 August 2009]  
<http://www.fco.gov.uk/en/about-the-fco/country-profiles/asia-oceania/china?profile=all#>  
 b Country Profiles: Taiwan, 13 May 2009 [accessed 6 August 2009]  
<http://www.fco.gov.uk/en/about-the-fco/country-profiles/asia-oceania/380taiwan?profile=all>  
 c Hong Kong (Special Administrative Region of China), 12 December 2006 [accessed 6 August 2009]  
<http://www.fco.gov.uk/en/about-the-fco/country-profiles/asia-oceania/hong-kong>  
 d Macao (Special Administrative Region of China), 8 December 2006 [accessed 6 August 2009]  
<http://www.fco.gov.uk/en/about-the-fco/country-profiles/asia-oceania/macao?profile=all>  
 e Letter from FCO dated 5 December 2007  
 f Email from FCO dated 25 May 2005  
 g Letter from FCO dated 15 July 2005  
 h Tibet – naming conventions, courtesy of FCO  
 i Annual Report on Human Rights 2008, 26 March 2009 [accessed 23 July 2009]  
<http://www.fco.gov.uk/resources/en/pdf/pdf15/human-rights-2008>  
 j eGram from FCO dated 30 July 2009  
 k Information on the use of wanted posters in China, 10 April 2006
- [32] **United Nations Publications**  
 a Consideration of reports submitted by states parties under Article 19 of the Convention against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment: Concluding observations of the Committee Against Torture: China, 12 December 2008 [accessed 21 January 2009]  
<http://www.unhcr.org/refworld/docid/496c854b2.html>  
 b Report of the Special Rapporteur on torture and other cruel, inhuman or degrading treatment or punishment, Manfred Nowak - Mission to China [E/CN.4/2006/6/Add.6], 10 March 2006 [accessed 12 March 2009]  
<http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/refworld/rwmain/opendocpdf.pdf?docid=45377b160>  
 c Report of the Special Rapporteur on torture and other cruel, inhuman or degrading treatment or punishment, Manfred Nowak – Addendum: Follow-up to the recommendations made by the Special Rapporteur [A/HRC/10/44/Add.5], 17 February 2009 [accessed 1 September 2009]  
<http://www.unhcr.org/refworld/pdfid/49e5e0c32.pdf>  
 d -  
 e WRITENET People's Republic of China: Background Paper on the situation of the Tibetan Population, February 2005 [accessed 12 March 2009]  
<http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/refworld/rwmain/opendocpdf.pdf?docid=423ea9094>

- f Concluding Observations of the UN Committee on the Rights of the Child: China (including Hong Kong and Macau Special Administrative Regions), 24 November 2005 [accessed 12 March 2009]  
[http://www.unhcr.ch/tbs/doc.nsf/898586b1dc7b4043c1256a450044f331/04186f9dc54bc087c12570ec004ef94a/\\$FILE/G0545139.pdf](http://www.unhcr.ch/tbs/doc.nsf/898586b1dc7b4043c1256a450044f331/04186f9dc54bc087c12570ec004ef94a/$FILE/G0545139.pdf)
- [33] **Transparency International (TI)** <http://www.transparency.org>  
 a Corruption Perceptions Index 2009, 17 November 2009 [accessed 27 November 2009]  
[http://www.transparency.org/policy\\_research/surveys\\_indices/cpi/2009/cpi\\_2009\\_table](http://www.transparency.org/policy_research/surveys_indices/cpi/2009/cpi_2009_table)
- [34] **Reuters**  
 a China AIDS patients dying because of “tragic stigma”, 30 October 2008 [accessed 1 November 2008]  
<http://www.reuters.com/article/healthNews/idUSTRE49T2ZX20081030?feedType=RSS&feedName=healthNews>  
 b AIDS treatment still eludes Chinese children-report, 20 April 2009 [accessed 23 July 2009]  
<http://www.reuters.com/article/latestCrisis/idUSPEK320746>  
 c Falun Gong fights on decade after Chinese ban, 23 April 2009 [accessed 24 July 2009]  
<http://uk.reuters.com/article/idUKTRE53M1U220090423?sp=true>
- [35] **Laogai Research Foundation** <http://www.laogai.org>  
 a China launches new push to slow population growth, 19 November 2007 [accessed 12 March 2009]  
<http://www.laogai.org/news/newsdetail.php?id=2917>  
 b Prison Reforms in China Off Target, 10 January 2008 [accessed 20 October 2008]  
<http://www.laogai.org/news/newsdetail.php?id=2964>
- [36] **The Christian Post** <http://www.christianpost.com/>  
 a Christian 'Spy' Suffering after 15 Months in Chinese Prison, 3 April 2009 [accessed 21 July 2009]  
<http://www.christianpost.com/Intl/Persecution/2009/04/christian-spy-suffering-after-15-months-in-chinese-prison-03/index.html>
- [37] **War Resisters' International (WRI)** <http://www.wri-irg.org/>  
 a World survey of conscription and conscientious objection to military service: China, 15 March 1998 [accessed 11 December 2009]  
<http://www.wri-irg.org/co/rtba/china.htm>
- [38] **Center for Reproductive Rights** <http://www.reproductiverights.org>  
 a Women of the World: Laws and Policies Affecting their Reproductive Lives, East and Southeast Asia, 2005 [accessed 9 May 2008]  
[http://www.reproductiverights.org/pub\\_bo\\_seasia.html](http://www.reproductiverights.org/pub_bo_seasia.html)
- [39] **Human Rights in China (HRIC)** <http://iso.hrichina.org/public/index>  
 a -  
 b China: Minority Exclusion, Marginalization and Rising Tensions, 25 April 2007 [accessed 12 March 2009]  
<http://hrichina.org/public/contents/article?revision%5fid=36063&item%5fid=36055>

- [40] **Epoch Times** <http://english.epochtimes.com/123,92,,1.html>
- a -
  - b -
  - c Birth Permits Not Granted to Students, 27 October 2005 [accessed 12 March 2009]  
<http://english.epochtimes.com/news/5-10-27/33848.html>
  - d Deportation Results in a Three Year Labor Camp Sentence, Germans rally to gain deportee's freedom; officials are remorseful, 4 June 2005 [accessed 12 March 2009]  
<http://english.epochtimes.com/news/5-5-4/28445.html>
- [41] **The Guardian** <http://www.guardian.co.uk/china/>
- a China's slow civil awakening, 19 September 2008 [accessed 17 October 2008]  
<http://www.guardian.co.uk/commentisfree/2008/sep/19/china>
  - b China officials tighten restrictions on Muslim practices, 9 September 2008 [accessed 17 October 2008]  
<http://www.guardian.co.uk/world/2008/sep/09/china1>
  - c Victims of sands and the snakeheads, 7 February 2004 [accessed 20 July 2005]
  - d Chinese factory to supply one in four Bibles, 2 May 2008 [accessed 20 October 2008]  
<http://www.guardian.co.uk/world/2008/may/02/religion.china>
  - e 10,000 Uighurs disappeared during unrest in China, exiled leader claims, 29 July 2009 [accessed 6 August 2009]  
<http://www.guardian.co.uk/world/2009/jul/29/uighur-leader-japan-tokyo-china>
  - f China puts alleged Olympics terrorists on wanted list, 21 October 2008 [accessed 31 October 2008]  
<http://www.guardian.co.uk/world/2008/oct/21/china-terrorism>
  - g Thanks to Mao, Zhang Yin's a billionaire, 15 October 2006 [accessed 12 March 2009]  
<http://www.guardian.co.uk/china/story/0,,1922820,00.html>
  - h Tibetans tortured by Chinese after failed escape attempt, says survivor, 1 February 2007 [accessed 12 March 2009]  
<http://www.guardian.co.uk/china/story/0,,2003204,00.html>
  - i Psychiatric treatment used to 'silence' Chinese critics, 8 December 2008 [accessed 23 January 2009]  
<http://www.guardian.co.uk/world/2008/dec/08/china-forcible-psychiatric-treatment-silences-critics>
  - j Beijing's 'happy couples' launch campaign for same-sex marriages, 25 February 2009 [accessed 12 March 2009]  
<http://www.guardian.co.uk/world/2009/feb/25/gay-rights-china-beijing>
  - k China sentences 76 over Tibet riots, 11 February 2009 [accessed 12 March 2009]  
<http://www.guardian.co.uk/world/2009/feb/11/tibet-china-riots>
  - l Chinese mother sentenced to death for hiring man to kill her 9-year-old son, 16 January 2009 [accessed 12 March 2009]  
<http://www.guardian.co.uk/world/2009/jan/16/china-one-child-policy>
  - m Almost twice as many people executed last year as in 2007 despite trend against death penalty, 24 March 2009 [accessed 23 July 2009]  
<http://www.guardian.co.uk/world/2009/mar/24/capital-punishment-research-amnesty-international>
  - n China's Falun Gong crackdown: 'The persecution is almost underground', 18 July 2009 [accessed 24 July 2009]

- o <http://www.guardian.co.uk/world/2009/jul/18/china-falun-gong-crackdown>  
 Crusading Chinese police chief takes fight to Chongqing mafia, 19 August 2009 [accessed 2 September 2009]  
<http://www.guardian.co.uk/world/2009/aug/19/china-mafia-triads-crackdown-police>
- p 'Godmother of the underworld' jailed in China, 3 November 2009 [accessed 11 December 2009]  
<http://www.guardian.co.uk/world/2009/nov/03/china-jails-godmother-underworld>
- [42] **ChinaAid** <http://chinaaid.org>  
 a Four Christians Missing in Hubei Since Beginning of November; Many More Persecuted by Authorities, 12 December 2008 [accessed 23 January 2009]  
<http://chinaaid.org/2008/12/12/four-christians-missing-in-hubei-since-beginning-of-november-many-more-persecuted-by-authorities/>
- [43] **Phayul** <http://www.phayul.com/Index.aspx>  
 a Nepal hands over Tibetan after late night raid on Tibetan refugee center in Kathmandu, 26 February 2008, International Campaign for Tibet (ICT) [accessed 28 October 2008]  
<http://www.phayul.com/news/article.aspx?id=19357&t=1&c=1>
- [44] **Associated Press**  
 a The Guardian: AIDS becomes China's deadliest infectious disease, 18 February 2009 [accessed 25 February 2009]  
<http://www.guardian.co.uk/worldlatest/story/0,-8363775,00.html>  
 b ABC News: China claims victory at UN human rights panel, 12 February 2009 [accessed 25 February 2009]  
<http://i.abcnews.com/International/wireStory?id=6861355>
- [45] **Tibetan Centre for Human Rights and Democracy (TCHRD)**  
<http://www.tchrd.org/>  
 a Human Rights Situation in Tibet: Annual Report 2008 [accessed 11 December 2009] [http://www.tchrd.org/publications/annual\\_reports/2008/ar\\_2008.pdf](http://www.tchrd.org/publications/annual_reports/2008/ar_2008.pdf)
- [46] **Falun Dafa Information Centre** <http://faluninfo.net/>  
 a 2008 Annual Report on Falun Gong, March 2009 [accessed 24 July 2009]  
[http://media.faluninfo.net/media/doc/2009/04/FDI\\_2008\\_report\\_041509\\_online.pdf](http://media.faluninfo.net/media/doc/2009/04/FDI_2008_report_041509_online.pdf)
- [47] **The Korea Times** <http://www.koreatimes.co.kr/www/index.asp>  
 a China's Transformation Offers Koreans Some Food for Thought, 3 May 2009 [accessed 27 July 2009]  
[http://www.koreatimes.co.kr/www/news/special/2009/07/178\\_44282.html](http://www.koreatimes.co.kr/www/news/special/2009/07/178_44282.html)
- [48] **Australian Broadcasting Corporation (ABC) News**  
<http://www.abc.net.au/news/>  
 a China dissident commits suicide after forcible deportation, 16 June 2008 [accessed 28 July 2009]  
<http://www.abc.net.au/news/stories/2008/06/16/2275279.htm>
- [49] **Care of China's Orphaned and Abandoned (COCOA)**  
<http://www.cocoa.org.uk/index.html>  
 a Background to COCOA [accessed 17 March 2009]

<http://www.cocoa.org.uk/background.htm>

**[50] Academic Sources**

- a China: From Exceptional Case to Global Participant, April 2004, Ronald Skeldon of the University of Sussex [accessed 17 March 2009]  
<http://www.migrationinformation.org/Profiles/display.cfm?ID=219>
- b Crime, Punishment and Policing in China, edited by Borge Bakken, 2005, ISBN 0742535746, 9780742535749. Chapter 7, Towards a Government of the Contract: Policing in the Era of Reform, Michael Dutton
- c Maria Hsia Chang, The End of Days: Falun Gong, 2004
- d Letter from Dr John Powers of the Centre for Asian Societies and Histories at the Australian National University (ANU), Monastic Life in Tibet, 25 November 2005
- e Chinese Globalization and Migration to Europe, Dr Frank N. Pieke, 9 March 2004, Center for Comparative Immigration Studies (CCIS) [accessed 21 July 2005]
- f Wild Grass, Ian Johnson, 2004

**[51] Association for Asian Research (AFAR) <http://www.asianresearch.org/>**

- a The dark side of China, 19 June 2005 [accessed 17 March 2009]  
<http://www.asianresearch.org/articles/2573.html>
- b A Strange Chinese Export, 26 December 2005 [accessed 17 March 2009]  
<http://www.asianresearch.org/articles/2791.html>

**[52] Zenit <http://www.zenit.org/>**

- a Human Rights in China: Population Control Continues To Claim Victims, 7 June 2009 [accessed 30 July 2009]  
<http://www.zenit.org/rssenglish-26111>

**[53] World Health Organization (WHO)**

<http://www.wpro.who.int/countries/countries.htm>

- a Regional Office for the Western Pacific, 2008 Country Health Information Profile: China [accessed 17 March 2009]  
  
<http://www.wpro.who.int/NR/rdonlyres/7741683F-D141-41BB-A2EE-5A5F4B6A7898/0/9China08.pdf> (<http://www.wpro.who.int/countries/2008/chn/>)
- b Mental Health Atlas 2005 (a project of the Department of Mental Health and Substance Abuse, WHO, Geneva) Country Profile: China [accessed 17 March 2009]  
[http://www.who.int/globalatlas/predefinedReports/MentalHealth/Files/CN\\_Mental\\_Health\\_Profile.pdf](http://www.who.int/globalatlas/predefinedReports/MentalHealth/Files/CN_Mental_Health_Profile.pdf)

**[54] UNAIDS <http://www.unaids.org/en/>**

- a UNGASS Country Progress Report: China, January 2006–December 2007 [accessed 17 March 2009]  
[http://data.unaids.org/pub/Report/2008/china\\_2008\\_country\\_progress\\_report\\_en.pdf](http://data.unaids.org/pub/Report/2008/china_2008_country_progress_report_en.pdf)

**[55] Interfax <http://www.interfax.com/>**

- a Orthodox Church consecrated in China for first time in 50 years, 31 August 2009 [accessed 2 September 2009]  
<http://www.interfax-religion.com/?act=news&div=6397>

- [56] **Spiegel Online** <http://www.spiegel.de/international/>  
 a Germany Suspects China of Spying on Uighur Expatriates, 24 November 2009 [accessed 7 December 2009]  
<http://www.spiegel.de/international/germany/0,1518,663090,00.html>
- [57] -
- [58] **AsiaNews** <http://www.asianews.it/main.php?l=en>  
 a Beijing imposes life in prison, uses torture, to test world reaction, says Tibetan leader, 30 April 2008 [accessed 17 March 2009]  
<http://www.asianews.it/index.php?l=en&art=12138&size=A>  
 b A new wave of persecution against Hebei Catholics, 27 September 2005 [accessed 17 March 2009]  
<http://www.asianews.it/view.php?l=en&art=4205>  
 c Persecution in China as Vatican meeting on China opens, 30 March 2009 [accessed 23 July 2009]  
<http://www.asianews.it/index.php?l=en&art=14864&size=A>  
 d China, Paralympics about to begin, but disabled face workplace discrimination, 4 September 2008 [accessed 17 March 2009]  
<http://www.asianews.it/index.php?l=en&art=13131&size=A>  
 e 58 million children of Chinese migrants are growing up without their parents, 14 November 2008 [accessed 23 January 2009]  
<http://www.asianews.it/index.php?l=en&art=13754&geo=1&size=A>  
 f Dalai Lama: China has turned Tibet into hell, 10 March 2009 [accessed 10 March 2009]  
<http://new.asianews.it/index.php?l=en&art=14681>  
 g Human rights in China: UN should push for abolition of labor camps, arbitrary detentions, 5 February 2009 [accessed 18 March 2009]  
<http://www.asianews.it/index.php?l=en&art=14407&geo=6&theme=8&size=A>  
 h Pro-democracy activist Wang Rongqing sentenced to six years for "subversion", 8 January 2009 [accessed 5 August 2009]  
<http://www.asianews.it/index.php?l=en&art=14160&size=A%20>  
 i 60 years in the PRC: From Mao to now, the corruption of power, 29 September 2009 [accessed 11 December 2009]  
<http://www.asianews.it/index.php?l=en&art=16445&size=A>
- [59] **The Washington Post** <http://www.washingtonpost.com/>  
 a -  
 b China's Hidden Heroes, 4 July 2003 [accessed 17 March 2009]  
[http://www.duihua.org/outreach/sa/articles/washingtonpost20030704\\_txt.htm](http://www.duihua.org/outreach/sa/articles/washingtonpost20030704_txt.htm)
- [60] -
- [61] -
- [62] **Committee to Protect Journalists (CPJ)** <http://www.cpj.org/>  
 a Attacks on the Press in 2008: China [accessed 12 February 2009]  
<http://cpj.org/2009/02/attacks-on-the-press-in-2008-china.php>
- [63] **Reporters Without Borders** <http://www.rsf.org/>  
 a Press Freedom Index 2009, 20 October 2009 [accessed 13 November 2009]  
<http://www.rsf.org/en-classement1003-2009.html>

- b 2009 Annual Report: China, 22 April 2009 [accessed 7 August 2009]  
<http://www.rsf.org/en-rapport57-China.html>
  - c The 11 commandments of the internet in China, 26 September 2005  
[accessed 17 March 2009]  
[http://www.rsf.org/article.php3?id\\_article=15141](http://www.rsf.org/article.php3?id_article=15141)
  - d -
  - e -
  - f Xinhua: The World's Biggest Propaganda Agency, October 2005  
[accessed 17 March 2009]  
[http://www.rsf.org/IMG/pdf/Report\\_Xinhua\\_Eng-3.pdf](http://www.rsf.org/IMG/pdf/Report_Xinhua_Eng-3.pdf)
- [64] Asia Times Online** [http://www.atimes.com/atimes/Front\\_Page.html](http://www.atimes.com/atimes/Front_Page.html)
- a China puts Korean spat on map, 19 August 2004 [accessed 17 March 2009]  
<http://atimes.com/atimes/Korea/FH19Dg01.html>
  - b Rural China misses 'barefoot doctors', 16 January 2009 [accessed 28 January 2009]  
<http://www.atimes.com/atimes/China/KA16Ad04.html>
  - c China writes new script for mass protests, 4 August 2009  
<http://www.atimes.com/atimes/China/KH04Ad01.html> [accessed 4 August 2009]
  - d Asia's Overscheduled Kids, 20 March 2006 [accessed 17 March 2009]  
<http://www.time.com/time/asia/covers/501060327/story.html>
  - e -
  - f -
  - g China's revolution for everyone and no one, 21 October 2005  
[accessed 17 March 2009]  
[http://www.atimes.com/atimes/China\\_Business/GJ21Cb01.html](http://www.atimes.com/atimes/China_Business/GJ21Cb01.html)
  - h Wages of neo-liberalism Part 4: Development financing and urbanization,  
22 July 2006 [accessed 17 March 2009]  
<http://www.atimes.com/atimes/China/HG22Ad01.html>
  - i -
  - j Islam with Chinese characteristics, 6 September 2006 [accessed 17 March 2009]  
<http://www.atimes.com/atimes/China/HI06Ad01.html>
- [65] TIME Magazine** <http://www.time.com/time/asia/>
- a -
  - b Jesus Is Back, and She's Chinese, 29 October 2001 [accessed 17 March 2009]  
<http://www.time.com/time/asia/news/magazine/0,9754,181681,00.html>
  - c Renewed Faith, 24 April 2006 [accessed 17 March 2009]  
<http://www.time.com/time/asia/magazine/printout/0,13675,501060501-1186613,00.html>
  - d -
  - e -
  - f -
  - g -
  - h -
  - i Breaking Up Is Easy To Do, 30 October 2006 [accessed 17 March 2009]  
<http://www.time.com/time/magazine/article/0,9171,1552060,00.html>
- [66] Forum 18** <http://www.forum18.org/index.php>
- a -
  - b -
  - c -
  - d China: Despite new Regulations, religious policy still under strain, 8 March 2006 [accessed 17 March 2009]

- [http://www.forum18.org/Archive.php?article\\_id=740&printer=Y](http://www.forum18.org/Archive.php?article_id=740&printer=Y)  
 e XINJIANG: Strict control of China's Uighur Muslims continues, 15 August 2006 [accessed 17 March 2009]  
[http://www.forum18.org/Archive.php?article\\_id=829](http://www.forum18.org/Archive.php?article_id=829)
- [67] **The Independent** <http://news.independent.co.uk>  
 a It's a woman's world, 8 March 2006 [accessed 17 March 2009]  
<http://news.independent.co.uk/world/politics/article350006.ece>  
 b -
- [68] **Cardinal Kung Foundation** <http://www.cardinalkungfoundation.org/>  
 a Newsletter, July 2008 [accessed 17 March 2009]  
[http://www.cardinalkungfoundation.org/articles/newsletter/summer\\_greetings2008.htm](http://www.cardinalkungfoundation.org/articles/newsletter/summer_greetings2008.htm)
- [69] **Orthodoxy in China** <http://www.orthodox.cn/>  
 a Orthodox Chinese Celebrated Pascha in Beijing, 27 April 2008 [accessed 22 October 2008]  
[http://www.orthodox.cn/index\\_en.html](http://www.orthodox.cn/index_en.html)
- [70] **United States Commission on International Religious Freedom (USCIRF)** <http://www.uscifr.gov/>  
 a Annual Report, May 2009 [accessed 6 August 2009]  
<http://www.uscifr.gov/images/AR2009/final%20ar2009%20with%20cover.pdf>  
 f
- [71] **Belief.net** <http://www.beliefnet.com/>  
 a -  
 b China Jails Member of 'Evil Cult' for Importing Bibles for thousand, 9 January 2002 [accessed 17 March 2009]  
[http://www.beliefnet.com/story/97/story\\_9739\\_1.html](http://www.beliefnet.com/story/97/story_9739_1.html)
- [72] **Local Church Information Site** <http://www.lcinfo.org/>  
 a Introduction to the "Local Church" movement, 4 October 2003 [accessed 17 March 2009]  
<http://www.lcinfo.org/?page=intro>
- [73] **Radio Free Asia (RFA)** <http://www.rfa.org/english/>  
 a -  
 b Guangxi Officials Carry Out Mass Forced Abortions, 22 April 2007 [accessed 17 March 2009]  
[http://www.rfa.org/english/china/china\\_abortions-20070422.html?searchterm=None](http://www.rfa.org/english/china/china_abortions-20070422.html?searchterm=None)  
 c -  
 d -  
 e -  
 f -  
 g China on the Couch: Psychologists Struggle To Meet Demand, 14 September 2006 [accessed 17 March 2009]  
[http://www.rfa.org/english/news/social/china\\_couch-20060914.html?searchterm=None](http://www.rfa.org/english/news/social/china_couch-20060914.html?searchterm=None)  
 h -  
 i -  
 j -

- [74] **Christian Solidarity Worldwide (CSW)** <http://www.csw.org.uk/>
- a Two founders of South China Church on death row for church activities, 17 January 2002 [accessed 17 March 2009]  
<http://dynamic.csw.org.uk/article.asp?t=press&id=76>
  - b China: Persecution of Protestant Christians in the approach to the Beijing 2008 Olympic Games, 1 June 2008 [accessed 17 March 2009]  
<http://dynamic.csw.org.uk/article.asp?t=report&id=95&rnd=0.5403711>
  - c CSW dismayed over secret execution of Chinese religious leaders, 29 November 2006 [accessed 17 March 2009]  
<http://dynamic.csw.org.uk/article.asp?t=press&id=577>
  - d Imprisoned underground Church leader beaten again in China, 6 June 2006 [accessed 17 March 2009]  
<http://dynamic.csw.org.uk/article.asp?t=press&id=521>
- [75] -
- [76] -
- [77] **China Review**
- a At Death's Door, by Roger Hood, An International Survey of the reduction in capital punishment worldwide, Summer 2005
- [78] **Restorative Justice** <http://www.restorativejustice.org/>
- a A Restorative Justice Audit of the Chinese Criminal Justice System, by Xinzhou Zhang, October 2005 Edition [accessed 17 March 2009]  
<http://www.restorativejustice.org/editions/2005/oct05>
- [79] -
- [80] **Compassion: A Journal of Falun Dafa Around the World, Issue 5 of 2004**
- [81] **Information from Falun Gong Association (UK)**
- a Healthy Body, Peaceful Heart: Falun Gong – A Path to Your Original, True Self, sent to COIS on 16 August 2005 by Falun Gong Association (UK)
  - b Answers to questions from the Country of Origin Information Service of the United Kingdom Home Office, 25 August 2006
- [82] -
- [83] -
- [84] **US Citizenship and Immigration Services**  
<http://uscis.gov/graphics/services/asylum/ric/documentation/>
- a -
  - b -
  - c -
  - d China: Information on Return to China After Having Children Abroad, 21 January 2004 [accessed 17 March 2009]  
<http://www.uscis.gov/portal/site/uscis/menuitem.5af9bb95919f35e66f614176543f6d1a/?vgnnextoid=f88b361cfb98d010VgnVCM10000048f3d6a1RCRD&vgnnextchannel=d2d1e89390b5d010VgnVCM10000048f3d6a1RCRD>

- [85] -
- [86] **Hong Kong Government Immigration Department** <http://www.immd.gov.hk/>  
a Eligibility for HKSAR Passport [accessed 17 March 2009]  
<http://www.gov.hk/en/residents/immigration/travel/doc/hksarpassport/eligibilityforpassport.htm>  
b Restoration of Chinese Nationality: Nationality Law of the People's Republic of China: A Guide for Applicants, August 2006 [accessed 25 November 2009]  
<http://www.immd.gov.hk/pdforms/id878ae.pdf>
- [87] -
- [88] -
- [89] -
- [90] **The Times** <http://www.timesonline.co.uk/section/0,,3,00.html#>  
a Kidnappers swoop on China's girls, 31 May 2009 [accessed 30 July 2009]  
<http://www.timesonline.co.uk/tol/news/world/asia/china/article6396010.ece>  
b Women rebel over forced abortions, 15 February 2009 [accessed 30 July 2009]  
<http://www.timesonline.co.uk/tol/news/world/article5733835.ece>  
c China provokes Pope by naming bishop without Vatican blessing, 15 May 2006 [accessed 17 March 2009]  
<http://www.timesonline.co.uk/article/0,,25689-2180675,00.html>
- [91] **Coalition to Stop the Use of Child Soldiers** <http://www.child-soldiers.org>  
a Child Soldiers Global Report 2008, May 2008 [accessed 11 December 2009]  
<http://www.childsoldiersglobalreport.org/content/china>
- [92] **International Constitutional Law (ICL)**  
<http://www.oefre.unibe.ch/law/icl/index.html>  
a Constitution of Nepal, effective from 9 November 1990 [accessed 17 March 2009]  
<http://www.oefre.unibe.ch/law/icl/np00t.html>
- [93] **Channel News Asia**  
<http://www.channelnewsasia.com/asiapacific/index.htm>  
a -  
b Snakehead network in east China "huge" as locals seek big money in Europe, 13 February 2004 [accessed 30 July 2007]
- [94] **US Department of Justice, National Institute of Justice** <http://www.ncjrs.gov/>  
Characteristics of Chinese Human Smugglers, August 2004 [accessed 17 March 2009]  
[www.ncjrs.org/pdffiles1/nij/204989.pdf](http://www.ncjrs.org/pdffiles1/nij/204989.pdf)
- [95] **The Kaiser Network** <http://www.kaisernetwork.org/>  
a -  
b -  
c China Is 'Strongly Committed' To Fighting HIV/AIDS, Official Says, 17 August 2006 [accessed 17 March 2009]

[http://www.kaisernetwork.org/daily\\_reports/rep\\_index.cfm?hint=1&DR\\_ID=39236](http://www.kaisernetwork.org/daily_reports/rep_index.cfm?hint=1&DR_ID=39236)

[96] -

[97] **Cooperative Efforts to Manage Emigration (CEME)**

Visit to China (Fujian), 20–25 June 2004

[98] -

[99] **US Embassy in China** <http://www.usembassy-china.org.cn/>

a Getting married in China [accessed 17 March 2009]

<http://www.usembassy-china.org.cn/shenyang/cons/marriage.html>

b Economic Section: Hukou Reform Targets Urban-Rural Divide [accessed 17 March 2009]

<http://www.usembassy-china.org.cn/econ/hukou.html>

[目次に戻る](#)